

# 大国間競争時代の核抑止と エスカレーション —ウクライナと台湾の事例から—

2026年3月



 笹川平和財団  
SASAKAWA PEACE FOUNDATION  
*Think. Do. and Innovate-Tank*

安全保障・日米グループ

# 目 次

---

<b>序論</b>	.....	1
<b>第一章</b>	核と非核のエスカレーション・ダイナミクス分析： ロシア・ウクライナ戦争と台湾海峡有事を題材に..... (福田潤一) .....	7
<b>第二章</b>	旧ソ連諸国と核問題： ブダペスト覚書をめぐる議論を中心に..... (廣瀬陽子) .....	33
<b>第三章</b>	ロシア軍核戦力の現況及び将来像..... (小泉 悠) .....	55
<b>第四章</b>	NATO・欧州核態勢の新たな課題： 「核同盟」のゆくえ..... (鶴岡路人) .....	79
<b>第五章</b>	中国の核戦略態勢と抑止戦略の分析..... (山口信治) .....	95
<b>第六章</b>	米国の将来の戦略態勢について： 2035年を見据えた提言と課題..... (福田潤一) .....	111
<b>第七章</b>	核軍備管理の課題と可能性..... (戸崎洋史) .....	143
<b>巻末資料</b>	ウォーゲームの概要と結果.....	159



# 「核脅威抑止研究会」メンバー（敬称略）

一部を除き、2025年3月末の肩書（\*は本報告書の執筆者）

（座長）

高橋 杉 雄 防衛省防衛研究所政策研究部防衛政策研究室長  
※2024年7月末まで。その後は福田が「座長代行」を務める

（委員）

小 泉 悠\* 東京大学先端科学技術研究センター 准教授

鶴 岡 路 人\* 慶応義塾大学総合政策学部 教授  
※2025年3月末まで准教授

戸 崎 洋 史\* 広島大学平和センター 准教授

廣 瀬 陽 子\* 慶応義塾大学総合政策学部 教授

森 聡 慶応義塾大学法学部 教授

山 口 信 治\* 防衛研究所地域研究部中国研究室 主任研究官

（オブザーバー）

秋 田 浩 之 日本経済新聞 コメンテーター

（委員兼事務局長）

福 田 潤 一\* 笹川平和財団安全保障研究グループ 主任研究員  
※2025年4月以降、安全保障・日米グループに改称



本報告書は、笹川平和財団安全保障研究グループ（2025年4月以降、安全保障・日米グループに改称）において、2023-24年度に実施した「核脅威の増大と抑止のあり方」事業の最終報告書である。

核兵器を巡る抑止の問題は、かつて米ソ間の冷戦期において国際政治の主要課題であった。もし大国間の対立がエスカレートした末に大規模な戦略核攻撃の応酬へと発展すれば、それは国家や人類そのものの終焉を意味しかねなかったために、核を中心とする抑止の問題は多くの人々にとって実存的な関心対象であった。実際、この時代の米国では、T・シェリング（Thomas C. Schelling）やA・ウォールステッター（Albert Wohlstetter）、H・カーン（Herman Kahn）等の当時一流の知性を持つ人々が抑止の研究を担ってきた。

しかし冷戦の終結と共に大国間対立の構図も終焉し、核を中心とする抑止への関心は後退した。人々は「平和の配当」を求め、核を含む軍縮・軍備管理が追及されると共に、米国が通常戦力面で圧倒的優位に立つ「単極」の時代が到来し、軍事力の役割もそれまでの大国間戦争の抑止から、地域紛争への介入や対テロ戦争遂行へと変わったのである。結果として核や抑止の問題は従来ほどに人々の関心を集めるものではなくなった。これらの問題は引き続き重要とはみなされつつも、第一線の知的関心事項ではなくなり、むしろ抑止は非核（通常）戦力で十分であって、核テロリズムのリスク排除の観点から核兵器は全廃すべきだとの核廃絶論<sup>1</sup>を米国内で生み出すことになったのであった。このように、冷戦終結から2010年頃までの一時期、米国を中心とする西側諸国の間で、核を中心とする抑止の問題への関心が後退したことを「核の忘却」の時代と見なす見方<sup>2</sup>もある。

しかしその後、情勢は一変する。米国が優位にあると見られた上記の時代において、既に米国は対外関与への意欲を失いつつあった。アフガニスタンやイラクにおける戦後統治の混乱や世界金融危機による財政赤字の拡大を背景に、米国「単極」の時代は終わり、やがて世界は多極化するとの見方が生じてきた。そして中口は彼らが「西側主導」と見なした国際秩序の現状変革を躊躇わなくなっていく。それが中国による南シナ海における環礁埋め立てやロシアによる2014年のウクライナ侵略であった。しかし米国はこれらの挑戦を効果的に阻止することができなかった。そこに米国の退潮を見た中口は、その後更に現状変革路線への傾斜を強めていく。2016年の米大統領選で、従来のリベラル国際主義的な対外関与路線を否定したD・トランプ（Donald J. Trump）が当選したことも、こうした変化に拍車をかけた。

1 米国の所謂「四賢人」の核廃絶論と、その後のオバマ米大統領による「核なき世界」演説が代表例である。George P. Shultz, William J. Perry, Henry A. Kissinger and Sam Nunn, "A World Free of Nuclear Weapons," *Wall Street Journal*, January 4, 2007, 電子版; The White House, "Remarks by President Barack Obama in Prague as Delivered," April 5, 2009.

2 秋山信将・高橋杉雄編著『「核の忘却」の終わり:核兵器復権の時代』勁草書房、2019年。

結果、米国は2018年の『国家防衛戦略 (National Defense Strategy)』で中口との長期的な「戦略競争 (strategic competition)」の再来を宣言することになるが、既にこの時点で米国は特に中国を相手にした場合、(インド太平洋戦域内での) 通常戦力面での優位性喪失を強く懸念する状況にあった。中国が台湾侵攻を企図して長年発展させてきた接近阻止・領域拒否 (A2/AD) 能力の打破が困難になりつつあったのである。そして、問題は通常戦力に限られないこともすぐに明らかとなった。中国は2019年以降、核弾頭数の急速な増加を推し進め、米国防総省による2019年時点での推計が「200発台前半」であったものが、2024年には「600発」まで拡大したとみられる<sup>3</sup>。かつ、これと平行して中国は内陸部三カ所で大規模にICBMサイロの拡張を行っており、こうした核戦力の増強がやがて対米「核パリティ」の実現へと至り、中国が戦略核による対米報復能力に自信を深めることが懸念されている。具体的には、もし中国が米口に匹敵する水準まで核戦力を拡大すれば、米国は中口を同時抑止する必要性という「二つの競争相手問題」に直面すると共に、もし中国との間で相互脆弱性の認識を有するまでに至れば、戦略核レベルへのエスカレーションを忌避する米国の動機が、中国によるインド太平洋戦域内での現状変革を助長する「安定・不安定性のパラドックス」を引き起こす可能性が懸念されている。

のみならず、2022年に米国はロシアによるウクライナへの本格的侵攻の開始を抑止することもできなかった。当時のバイデン政権は侵攻開始前にいち早くウクライナへの米軍派遣を否定し、これが抑止破綻の主要な要因の一つになったと見られる。バイデン政権がこうした方針を表明したのは、それがロシアとの「第三次世界大戦」へと発展することを恐れたからであった。つまりウクライナを巡るロシアとの対決が核使用を含む全面的なエスカレーションに至ることを懸念したのであった。これは言い換えれば、ロシアの核恫喝が米国の紛争介入を阻止できたということである。その後も、ロシアはウクライナに対する西側諸国の支援に関して、核エスカレーションの可能性を示唆しつつ、戦車や戦闘機、長射程兵器等の供与を遅延させたり、運用制約を設けさせたりといった試みに成功してきた。この背景には、2022年9月におけるウクライナの「ハルキウ攻勢」の成功が、ロシアの戦術核使用の蓋然性を高めた<sup>4</sup>経緯があったが、要は、ロシアはこの戦争において、核恫喝が米欧の紛争介入を阻止又は限定するために有効であることを実践的に証明した訳である。米欧としては改めて核兵器の「長い影 (long shadow)」の存在を意識せざるを得なくなった。

核兵器を巡ってはこの他にも北朝鮮による核・ミサイル開発の進展や、印パの軍事衝突が核エスカレーションを招きかねない懸念といった問題が存在するが、いずれにしても現在の国際情勢が冷戦終結から2010年頃までの「核の忘却」の時代から一変していることは明らかである。国際情勢が大国間の長期「戦略競争」の時代に回帰すると共に、核を中心とする抑止の問題が再び世界の主要な関心事項として浮上しており、現在はさながら「核兵器復権の時代<sup>5</sup>」と呼ぶことができよう。とりわけ世界の「多極化」に自信を深めた中口が現状変革の路線を強める中で核兵器の

---

3 U.S. Department of Defense, "Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2024," December 18, 2024, p.101.

4 この時、米国の情報機関はロシアが戦術核兵器を使用する可能性を50%と見ていたとされる。ボブ・ウッドワード著、伏見威蕃訳『WAR 3つの戦争』日本経済新聞社、2025年、232頁。

5 『「核の忘却」の終わり』の副題を参照。

役割を重視しており、このことを踏まえれば、現状維持勢力としての日本を含む西側諸国としても、核を中心とする抑止の問題について理解を深めることが死活的に重要であると言える。なぜならば、今後の国際紛争で核兵器が使用される可能性は現実を高まっているし、たとえ実際に核爆発を伴う形で使用されなくても、核兵器は存在すること自体を通じて他者の行動を変えるために日常的に「使われる」ものだからである。とりわけ昨今の中国の核軍拡を踏まえれば、やがて米中核バランスの変化が台湾海峡有事発生の蓋然性を高める等の形で、日本の安全保障にも直接的な影響を及ぼすことは、想定し得ることである。

以上の問題意識の下に、笹川平和財団安全保障研究グループは、抑止及び欧州・中国等の地域専門家9名からなる「核脅威抑止研究会」を立ち上げ、二年間に渡る活動を通じて、「核脅威の増大と抑止のあり方」に係る多面的な検討を実施した。本報告書はその研究成果としての性格を持つ。

研究会として特に注目したのは、次の二つのテーマである。第一に、「核と非核のエスカレーション・ダイナミクス」の要素に注目した。核抑止は非核（主に通常）戦力による抑止から独立して存在しているものではなく、両者は連続したものである。核抑止の構図が非核戦力による抑止やエスカレーション管理（又は戦争内抑止=intra-war deterrence）の姿に大きな影響を与えることは自明であり、両者を切り離して議論することはできない。その中で、個々の紛争において、核と非核の「防火帯（firebreak）」がいつ、どのような形で破られるのかが焦点となる。最初に核兵器を使用するのはどちら側で、どのような動機に基づき使用するのか。その結果として何が生じるのか。研究会はこの問いに答えるため、現下のロシア・ウクライナ戦争と、（今後生じることが予想される）台湾海峡有事の双方について、戦略的経路分析の手法による核リスクの分析を行ったほか、台湾海峡有事については二回のウォーゲームを実施して、核と非核のエスカレーション・ダイナミクスの解明に努めた。

第二に、米中ロそれぞれの「将来の戦略態勢」の姿を描くことである。中国の核軍拡は国際的な核バランスを一変させ得るが、それは一朝一夕に起こる出来事ではない。中国の核弾頭数は毎年約100発程度のペースで増えていき、2030年までに1,000発、2035年までには1,500発に到達する可能性があるが、それでも現下（2025年時点）の米国の配備済み戦略核弾頭数1,770発<sup>6</sup>に並ぶ水準にすぎない。つまり中国の核軍拡が真に戦略的重要性を帯びるようになるとすれば、それは2035年以降の出来事と言える。そうであるならば、足元の核を含む戦力バランスのみを意識して核抑止を議論しても不足である。今からおよそ10年先、2035年頃の米中ロ各国の「将来の戦略態勢」を見極めて初めて意味を成す議論になる。このため、研究会ではこの要素を重視した。「核と非核のエスカレーション・ダイナミクス」を巡る要素を「有事の戦争内抑止」に関する議論とすれば、この「将来の戦略態勢」を巡る要素は「平時の戦略競争」に関する議論と言える。

研究会は上記の二つを主要なテーマとしたが、これ以外にも、ロシア・ウクライナ戦争における核問題の重要な背景としての「ブダペスト覚書」や、同戦争におけるロシアの核恫喝及び米国の拡大核抑止への不安を踏まえたNATOの核抑止力強化に向けた取り組み、更に大国間の戦略競争下における核軍備管理の課題と可能性等に関する分析・検討を行っている。本報告書におけ

6 Hans M. Kristensen, et al., "United States nuclear weapons, 2025," *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol.81, No.1, 2025, p.54.

るこうした多面的な検討が、「核脅威の増大と抑止のあり方」に係る読者の理解増進に繋がれば、何よりである。

なお、「核脅威抑止研究会」は元々、高橋杉雄・防衛省防衛研究所政策研究部防衛政策研究室長を座長として発足した。しかし同氏は防衛省内局への出向及び昇任に伴い、2024年7月末に座長を退任された。その後、筆者（福田潤一・笹川平和財団主任研究員）が座長代行として役割を引き継ぎ、ために本章（序章）及び第一章については筆者の執筆によることを付記しておく。また、本書の初稿は2025年3月末に取りまとめられたが、その後の編集・校正過程における修正により、記述の対象期間は最大で同年8月末までの展開を含むことを併せて付記しておきたい。

以下では、本報告書の構成について言及する。まず、第一章（福田潤一）では、上記で述べた「核と非核のエスカレーション・ダイナミクス」の分析を中核的に取り扱う。「(相手の)合理性」や「抑止力」の存在、「信憑性」のある「伝達」等の抑止の基本原則を確認した後、「戦争内抑止」に注目する重要性を強調する。すなわち、ひとたび抑止が破綻して戦争状態になったとしても、なお「核の影」に基づく強制の手段としての核兵器の役割に留意しつつ、実際に核兵器が使用されるシナリオを抑止の観点で考察することが重要であるとする。この観点から、この章ではロシア・ウクライナ戦争と（今後予想される）台湾海峡有事の二つの事例の戦略的経路分析を行い、如何なる経路でいずれの側から核兵器が使用されるのかの可能性を明らかにする。結論としては、いずれの事例でも「決定的な敗北を回避する」ための核兵器使用に紛争当事者が傾斜しがちな傾向が示唆される。併せて、この章では二回実施された台湾海峡有事のウォーゲームの展開（詳細は巻末資料に記述あり）についても言及し、同様に米中がこの戦争において「決定的な敗北を回避する」ための核使用に傾斜しがちな傾向を明らかにしている。

第二章（廣瀬陽子）では、ロシア・ウクライナ戦争に先立つ旧ソ連諸国の核問題として、ブダペスト覚書（1994年）の解説とその評価について取り扱う。この覚書は旧ソ連から継承した核兵器をウクライナが放棄することと引き換えに、米英口の大国による安全の「保証」をウクライナに提供するものであったが、その内容や語句（guaranteeなのかassuranceなのか）を巡って意見が対立し、結果的にウクライナに対する安全の「保証」が曖昧なままに留まったことが、後の2014年や2022年のロシアによる侵略に繋がった。このことは、現下のウクライナにおける停戦交渉においても、明確な安全の「保証」の確保なくしては将来展望が暗いことを示唆している。本章では併せて、同じブダペスト覚書の署名国でも、ベラルーシ及びカザフスタンの辿った道筋がウクライナとは全く異なるものであったことにも言及する。ベラルーシにはロシア・ウクライナ戦争を背景としてロシアの核兵器が配備され、ロシアとの核協力が強化された。他方でカザフスタンは非核化路線を選択し、核兵器禁止条約（TPNW）に署名している。この背景には非核化を巡る米ロとの協調が大きいとされる。結論として、本章は「ブダペスト覚書」に見られるウクライナへの実効的な安全の「保証」の欠如に関する考察が、今後の紛争回避のための歴史的教訓になるとする。

第三章（小泉悠）は、ロシアの戦略・戦域・戦術核戦力の現況と将来像を分析する。ロシアは冷戦後に落ち込んだ核体制をプーチン政権下で再強化し、ICBM、SSBN/SLBM、戦略爆撃機の「三本柱」を維持・近代化している。2024年推計では戦略運搬手段の搭載弾頭数は上限で約2,822発、非戦略核を含む保有総数は約5,580発と見積もられるが、実配備数は条約上の制限下で低く保たれている可能性が高いとする。ICBMは旧型の退役とヤルス等の新型配備で更新が進む一方、

重ICBMサルマートの遅延が将来のバランスに影響するとされる。SSBNはボレイ級で回復基調、SLBM搭載容量は増加傾向であり、戦略爆撃機は数が制約され、Tu-160M2やPAK-DA計画の成否が鍵となるとする。戦域核戦力は運用の透明性が低く、イスカデル系やオレシュニク等の地上配備巡航/弾道ミサイル、ALCM/SLCMの位置づけが曖昧とされる。戦術核戦力はロシアがその運用を軍事戦略の中に位置付けている可能性は依然として高く、実態の推量は容易ではない。その上で、概ね2035年頃のロシアの核戦力の将来像を見積もると、今後10年間でロシアの戦略核戦力は横這いから1割程度の増加、非戦略核戦力については戦域・戦術核戦力ともに大幅な増加が予測される、と結論する。

第四章（鶴岡路人）は、2022年のロシアのウクライナ全面侵攻を契機に高まったNATO内の核議論と欧州の核態勢の課題を整理する。NATOは2010年以降「核同盟」を自認し、核抑止は物理的戦力（核弾頭・運搬手段）と宣言政策の二要素で成り立つが、近年の変化は主に宣言政策の強化に集中している。ロシアの核恫喝はウクライナ支援の意思決定を遅らせ、「核の影」による時間稼ぎ効果をもたらしたが、ロシアによる核使用リスクを抑止するためには米国・NATOによる「破壊の結果」を担保する信憑性が重要とされる。加えて、トランプ再選による米欧関係の緊張は、米国の欧州防衛へのコミットメントへの疑念を生み、「プランA（従来の米主導の核抑止維持）」に加え、英仏による拡大抑止や欧州独自核の検討といった「プランB」の議論を促している。欧州側の選択肢は、米国依存の継続、英仏による代替的拡大抑止、あるいは欧州諸国による核保有であるが、それぞれ種々の要因に制約される。結論としては、ロシアのウクライナ侵攻に加えてトランプ再選に伴う米欧関係の緊張化が、NATO及び欧州の核態勢のあり方に大きな再考を迫っている、とされる。

第五章（山口信治）は、中国の将来の戦略態勢と抑止戦略について分析する。中国の核戦略は従来、核兵器の生存性と柔軟性を高め、確実な第二撃能力の確保に努める「確証報復」とされてきたが、近年この前提が変化しつつある。2010年代後半より中国の核弾頭数が急速に増加しだすとともに、その運搬手段も多様化しつつあり、国際社会の懸念を呼んでいる。具体的には、ミサイルの固体燃料化、移動発射システムの開発配備、MIRV化、ICBMサイロ建設、海中及び空中基盤の整備、部分軌道爆撃システム（FOBS）の導入及び早期警戒（LOW）態勢の確立、低出力核の開発、プルトニウム生産のための高速増殖炉建設、戦略ロケット軍の独立軍種化等の取り組みが挙げられる。結果として、中国は従来の「確証報復」からより積極的な抑止力強化にシフトしているとみられる。中国による核戦力の増強とその戦略の変化は、国際政治の構造に変化をもたらし、エスカレーションのリスクを高める可能性がある、と指摘される。

第六章（福田潤一）は、2035年を見据えた米国の戦略態勢について、米国の超党派の議会有識者委員会である「戦略態勢委員会」が2023年10月に行った提言に着目して分析する。米国は現在、核を含む将来の戦略態勢を策定するにあたり重大な岐路に立っており、その背景には中国の核軍拡を契機とした、中ロ双方を同時に抑止し得る態勢を整備しなければならないという「二つの競争相手問題」への直面がある。そのための戦略態勢の再調整にあたり、「戦略態勢委員会」報告書は、未配備の戦略核弾頭を既存のICBM及びSLBMの未搭載部分に搭載して配備状態とする「アップロード」をはじめ、数多くの核抑止力強化の提言を行っており、これが現在の米国の抑止を巡る有識者の間で一定のコンセンサスを形成している状況にある。ただし、その実現可能性を巡っては、政策・戦略面、予算・財政面、産業・技術面等からの幾つかの課題も存在してお

り、提言が果たして報告書が求める通りに実現されるかには留保もある。尤も、米国の未配備核弾頭数の多さを鑑みれば、「アップロード」のような提言の中核部分については当面、概ね問題なく実現される可能性が高いと評価される。この章はまた、同盟国たる日本への影響について、特に戦域核配備を巡る問題に焦点を当てて日本がなすべき取り組みについても言及している。

第七章（戸崎洋史）は大国間の戦略競争下における核軍備管理の課題を、パワー、利益、及び価値・規範の三要素から分析し、将来の可能性を探るものである。過去15年ほどの間に、米ロ間の新START条約の締結及び更新、核兵器禁止条約（TPNW）の成立等の動きはあったが、実質的な核軍備管理措置の実施は、大国間の戦略競争の顕在化を背景に、現在厳しい状況が続いている。核のリスク低減に向けた取り組みの必要性が強調されてはいるものの、軍備管理の試みは米ロ間・米中間ともに概して停滞ないし後退しているのが現状であり、2010年代半ば以降の戦略的競争の下で展開される核問題に対して、既存の核軍備管理アーキテクチャでは十分に対応できているとは言い難い、とする。その背景として本章が示すのが、パワー、利益、及び価値・規範の要素である。まずパワーの文脈では、現下のいずれの大国も核軍備管理を主導するだけのパワーを有していないことが問題になる。次に利益の文脈では、戦略競争下にある国家間で共通利益を見出すことの困難が課題となる。最後に価値・規範の文脈では、そもそもアナーキーな国際社会においてパワーや利益の裏付けを欠く価値・規範のみで軍備管理の実効性を担保することが難しい。結果として現下の戦略競争下における核軍備管理の進展は困難であるが、しかし抑止と軍備管理はシームレスに捉えるべきものでもある。結論としては、非核兵器国たる日本はまずは抑止力を強化しつつ、同時に中国に対する軍備管理の具体的協議を提起すべきことを提唱している。

巻末資料では、第一章で言及する二回の台湾海峡有事を巡るウォーゲームの展開について詳述している。

核兵器を巡る抑止の課題は、米ソ間の冷戦時代には国家と個人の生死を左右しかねない実存的な課題であった。今日、再び大国間の戦略競争の時代に回帰しつつある。ただし、米ソ冷戦時代と異なり、今日において唐突に大国間の全面核戦争となる可能性は乏しい。しかしそれだけに地域の紛争において実際に核兵器が使用される蓋然性は高まっている。なぜならば逆説的なことに、地域的な限定核使用が大国間の全面核戦争にストレートにエスカレートはしない可能性が高まっているからである。核兵器を巡る抑止の課題は、今日的な重要性を背景とした形で再検討されなければならない。そこにかつと同様、一流の知性を投入していく必要もある。本報告書がこうした検討の一助となれば、執筆者一同としては大変幸いである。

## 核と非核のエスカレーション・ダイナミクス分析： ロシア・ウクライナ戦争と台湾海峡有事を題材に

福田潤一

### はじめに

現在の世界は「第三の核時代 (The Third Nuclear Age)」にあると言われる<sup>1</sup>。第一の核時代は冷戦期間中の米ソ二極間の競争によって定義される時代である。この時代、米ソは通常戦力のみならず大規模な核戦力を備えてお互いに対抗したが、これが全面核戦争にエスカレートした場合、人類の滅亡に至りかねないリスクが懸念されていた。それゆえに、核戦争を防ぐ、又は核戦争のエスカレーション阻止の目的で、核抑止論を中核とする安全保障論が構築されていった<sup>2</sup>。ただしこの時代、関連する主体はあくまで対等 (peer) な米ソ二者間に限定されていた。抑止の構図が単純な、古典的時代だったと指摘することができる。

第二の核時代は冷戦終結後に訪れた。冷戦の終結で核戦争による人類滅亡への懸念が後退した一方、米国がいわゆる単極を構成する圧倒的なスーパーパワーとしての存在感を高めた。対応すべき紛争の構図にも変化が生じ、対等な大国の挑戦を核を通じて抑止する構図から、地域紛争やならず者国家の挑戦を含む、非対称な挑戦に対して通常戦力を中心に対応する構図へと変化したのである。この時代には大国間の緊張低下と並行して多くの核軍備管理の枠組みが機能しており、ために核抑止論への知的関心は後退する傾向にあった。とりわけそれは2001年以降の「対テロ戦争」の時代において、米国の中で顕著であった。そこでこの時代を「核の忘却」の時代と表現する議論もある<sup>3</sup>。他方でこの時代、北朝鮮やパキスタンなどが新規に核保有を行い、核不拡散の規範は揺らぎつつあった。それでも米オバマ政権が2009年に「核なき世界」の実現を追求すると宣言したように<sup>4</sup>、引き続き抑止における核兵器の役割低下を追求する路線が提唱されていたのである。2011年2月にはそうした流れの一環として、米ソ新START条約も発効した。

- 1 Andrew Futter, "Towards a Third Nuclear Age: Disruptive Technologies, the Withering of Restraint, and the Return of Great Power Politics," Valdai Discussion Club, February 23, 2021; Ankit Panda, *The New Nuclear Age: At the Precipice of Armageddon*, Hoboken, NJ: Polity Press, 2025, pp.23-33.
- 2 David A. Baldwin, "Security Studies and the End of the Cold War," *World Politics*, No.48, October 1995, pp.117-41.
- 3 秋山信将、高橋杉雄編著『核の忘却の終わり：核兵器復権の時代』勁草書房、2019年。
- 4 The Whitehouse, "Remarks by President Obama in Prague as delivered," April 5, 2009. これに先立つ時期にはいわゆる米「四賢人」による同種の提唱があった。George P. Shultz, William J. Perry, Henry A. Kissinger and Sam Nunn, "A World Free of Nuclear Weapons," *Wall Street Journal*, January 4, 2007.

しかしその後、国際関係は急速な緊張化の一途を辿った。ロシアは既に2008年8月のジョージア侵攻時から力による一方的な現状変革の姿勢を示していたが、2014年2月のウクライナ領クリミア半島への侵略、その後のドンバス地域への軍事干渉によってその姿勢が顕著なものとなった。そして2022年2月にはより本格的な侵攻をウクライナに対して仕掛け、この戦争は3年以上が経過した今日まで継続している。併せて、ロシア大統領V・プーチン（Vladimir V. Putin）は米国のミサイル防衛に対抗するため2018年3月の年次教書演説で既存の軍備管理の対象にならない各種の新型戦略兵器を開発中<sup>5</sup>であることを明らかにした。加えてロシアは中距離核戦力（INF）全廃条約に違反する形で地上発射型の中距離ミサイルの開発を密かに進め、これを問題視した米国の追求を受けて、結果的に同条約が2019年8月に失効するという出来事もあった。更にロシアは2023年2月に新START条約の履行停止を宣言し、これに伴って2026年2月に期限を迎える同条約の後継となる枠組みの成立が危ぶまれている。このように、米ロ間ではロシアがウクライナ侵略で見せた核恫喝の姿勢と合わせ、米ロ二国間の軍備管理の枠組みの後退が顕著な情勢となっている。

中国も2007－8年の世界金融危機後に顕著な現状変革姿勢へと転じた。2010年の尖閣諸島沖漁船衝突事件や2012年の日本政府による尖閣諸島のいわゆる「国有化（日本政府への所有権移転）」を通じて、東シナ海で様々なグレーゾーンの圧力を日本に対して加えるようになったほか、南シナ海でも国連海洋法条約（UNCLOS）に合致しない「九段線」や「歴史的権利」といった主張を通じて沿岸諸国への圧力を加えた。そして2016年7月の南シナ海仲裁裁判所の判決にも従わず、同海域で実効支配する主要な環礁を埋め立て・軍事基地化して、沿岸諸国にグレーゾーンの挑戦を行う姿勢を今日まで継続している。台湾に関しても、とりわけ2022年8月のN・ペロシ（Nancy Pelosi）米下院議長（当時）の訪台以降、台湾周辺での顕著な軍事活動を躊躇わなくなり、隔離や封鎖等を含む、台湾侵攻の具体的な演習を日常的に実施している状況にある。こうした中、近年の中国は内陸部での大陸間弾道ミサイル（ICBM）のサイロ増強に力を入れており、これに伴って保有核弾頭数の急速な増加が見られている。米国防総省の推定では2020年に200発超であったものが24年には600発まで増加しており、30年までに1,000発以上、更に35年を見据えて増えていくと予測されている<sup>6</sup>。核軍備管理の枠組みが適用されない中国の急速な核軍拡は世界の核バランスを根本的に変化させるほか、その台湾海峡有事への影響が懸念されている。

北朝鮮も日米韓にとってますます脅威となる存在となりつつある。北朝鮮は2005年9月の六者会合共同声明で一度は非核化の方針を約束したにも関わらず、翌年10月に初の核実験を行ったことを含め、2017年9月に至るまでに通算6回の核実験を行っている。そして第一次トランプ政権の時期には米朝シンガポール会談（2018年6月）で「朝鮮半島の非核化」につき誓約したものの、続く米朝ハノイ会談（2019年2月）の決裂を受けてミサイル発射を再開し、核抑止力強化の路線を再確認した。とりわけ、2021年1月の朝鮮労働党第8回党大会において「5か年計画」を

5 極超音速滑空体のアヴァンガード、核魚雷ポセイドン、原子力推進巡航ミサイルのプレヴェストニク等である。President of Russia, “Presidential Address to the Federal Assembly,” March 1, 2018. <http://en.kremlin.ru/events/president/news/56957>

6 U.S. Department of Defense, “Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China, 2020,” September 1, 2020, p.85; U.S. Department of Defense, “Military and Security Developments involving the People’s Republic of China, 2024,” December 18, 2024, p.101.

採択し、核兵器の小型・軽量化や戦術核兵器の保有、「超大型核爆弾」や「極超音速滑空飛行弾頭」の開発、固体燃料推進式のICBM保有、無人偵察機や原子力潜水艦、軍事偵察衛星の保有等、各種の軍事力強化の目標を定め、その後着実に開発・実験等を進めている。更に北朝鮮は2022年9月に核兵器を使用する状況や目的を定めた「核使用法令」を採択したが、その中で核使用条件について「有事に戦争の拡大と長期化を防ぎ、戦争の主導権を掌握するための作戦上の必要が提起されることが不可避な場合」（第6条第4項）とあるのは戦術核による先行核使用の可能性を示唆する条文と見られ、日米韓の懸念を呼んでいる。加えて北朝鮮は2024年6月にロシアとの間で「包括的戦略パートナーシップ条約」を締結、同条約の第4条には冷戦期の軍事同盟の復活を意味する条項が含まれ、これに基づき北朝鮮はウクライナへの侵略を続けるロシアに部隊を派遣、見返りに核関連を含む様々な軍事技術の供与をロシアから得る等、両国の連携が強化されている。こうした中、とりわけ韓国では米国の拡大抑止の信憑性に対する不安から、北朝鮮に対抗する独自核武装を主張する声が世論で一定の支持を得るようになった。しかし、ひとまず米韓間では2023年4月に拡大抑止の信憑性向上に向けた具体的な取り組みを含む米韓ワシントン宣言が合意され、更に日米韓三カ国の間でも同年8月に北朝鮮に対する安保協力の強化を謳った共同声明（キャンプデービッド合意）が発出され、今日に至っている。

以上のような変化を受けて、世界は今や「第三の核時代」を迎えるに至ったと指摘されている。中国の核軍拡はやがて核の多極化の状況を作り出し、米国が中ロという自身と対等な二つの競争相手を同時に抑止せねばならない問題（2 peer problem）<sup>7</sup>を生み出すと考えられている。こうした状況では、核軍拡への衝動が避け難いばかりか、これまでの米ソ／米ロ二者間では成立可能であった均衡や安定を再現することが一層困難になる。しかも、この変化が大国間の戦略的緊張が高まる文脈の中で生じている。加えて、攪乱的な新興技術の登場が戦略的安定性の確保を複雑化させている。核の指揮統制（NC3）が宇宙・サイバー領域への依存を高めるにつれ、これら領域に対する非核の（通常戦力による）攻撃が意図せぬ核エスカレーションを招きかねない「核のもつれ（nuclear entanglement）<sup>8</sup>」の問題を発生させる。極超音速兵器のような新技術の登場も反応時間を短縮させ防御を困難にするばかりか、宇宙配備型迎撃手段等の対抗手段の開発を促し、抑止を不安定化する。人工知能（AI）の導入も不確実性をもたらす。たとえ核使用の意思決定に人間の判断を介在させた（human in the loop）ところで、情報収集・警戒監視・偵察（ISR）や分析においてAIへの依存は避けられず、AIの判断から独立した人間の判断には常に限界が存在する。このような変化が、地政学的競争の激化に伴う軍備管理の機能不全と相まって、抑止や戦略的安定性の概念に大きな挑戦を突き付けているのが今日の「第三の核時代」における特徴なのである。

こうした国際安全保障環境の中、大国の関与する国際紛争において実際に核兵器が使用される

7 “China’s Emergence as a Second Nuclear Peer: Implications for U.S. Nuclear Deterrence Strategy,” A Report of a Study Group convened by the Center for Global Security Research at Lawrence Livermore National Laboratory, Spring 2023; Congressional Commission on the Strategic Posture of the United States, “America’s Strategic Posture: The Final Report of the Congressional Commission on the Strategic Posture of the United States,” October 2023.

8 James M. Acton, “Escalation through Entanglement: How the Vulnerability of Command-and-Control Systems Raises the Risks of an Inadvertent Nuclear War,” *International Security*, Vol.43, No.1, Summer 2018, pp.56-99.

蓋然性が高まっており、これをどのように抑止・エスカレーション管理すべきかという課題が切実となっている。そこで本報告書では、実際に起こっている戦争であるロシアによるウクライナ侵略（ロシア・ウクライナ戦争）と起こることが懸念されている戦争である台湾海峡有事に焦点を当て、それぞれ如何なる具体的な状況において核使用のリスクが高まるかを検討する。併せて、台湾海峡有事における核エスカレーション・リスクを想定した二回のウォーゲームの結果を紹介し、その含意についても触れる。

## 1. 核抑止のシナリオ分析

### (1) 抑止の基本原則

まず、抑止の基本原則を確認する。抑止とは「相手が取る可能性のある行動のコストやリスクが、その利益を上回るように相手を説得すること<sup>9</sup>」と定義されるが、これは抑止する側が何らかの守るべき「現状 (status quo)」を定め、これを変革しようとする挑戦側の行動を、軍事的措置を含む対抗手段を採る姿勢を見せることで、思い止まらせようとする方針を指す概念だと言える。

抑止の実現に当たっては「(相手の) 合理性 (rationality)」や「抑止力 (deterrent)」の存在、そして「信憑性 (credibility)」のある「伝達 (communication)」等の幾つかの要件が必要となるが、これらを全て満たすことは一般的に困難なので、抑止はしばしば破綻する<sup>10</sup>。そこで抑止する側は通常、全ての挑戦を抑止しようとは考えない。「信憑性」のある「抑止力」の「伝達」が可能な分野に限って現状変革を阻止するための抑止を考える。何故ならば、それ以外の分野では抑止の破綻を防ぐことができないからである。

抑止する側が必要なコストを払ってでも現状変革を阻止したいと考える現状の一線を「レッドライン」と呼ぶ。抑止の要諦は、現状のどこが抑止する側にとって変革を許容できない「レッドライン」なのかを、挑戦する側に明瞭に認識させることにある。これが明瞭にならなければ抑止を実現することはできない。何故ならば、それは抑止する側が挑戦する側に対して「信憑性」のある「抑止力」の「伝達」に失敗していることを意味するからである。

主体の「合理性」を前提とすれば、「信憑性」と「抑止力」及びその「伝達」はいずれも抑止の成否に重要な影響を及ぼすが、とりわけ重要なのは中でも抑止の「信憑性」である。たとえ「抑止力」が正しく「伝達」されていたとしても、挑戦する側が抑止する側の意思や能力を過小評価していれば、抑止は実現できない。そこで抑止する側は定めた「レッドライン」を挑戦する側が越えれば、適切な反撃ないし報復が行われるとの「信憑性」のある「コミットメント (commitment)」を実施せねばならず、これを挑戦する側が正しく認識することで抑止が実現されることになる。

しかし抑止の「信憑性」を高めるには課題がある。これは「レッドライン」の引き方に関わ

9 Alexander L. George and Richard Smoke, *Deterrence in American Foreign Policy: Theory and Practice*, New York: Columbia University Press, 1974, p.11.

10 福田潤一「第二章 抑止と新領域の概念整理」笹川平和財団『War 3.0: 激変する戦争—新領域(宇宙・サイバー)が迫る抑止の深化—』2024年3月、pp.19-20.

る。なされた侵害と対応が比例的であって対応が実際に行われる蓋然性が高いことが「信憑性」を高めるための秘訣である。具体的には、「何々の侵害が行われた場合には核兵器で対応する」というコミットメントがなされた場合、その「レッドライン」が「国境線への僅かな侵害」であれば「信憑性」は高いとは言えない。何故ならばそのような対応は侵害に比例的でなく、紛争を悪戯にエスカレートさせ、彼我の核使用の応酬に発展させてしまう可能性があるからである。しかし「レッドライン」が「自国都市への核攻撃」である場合には「信憑性」は高くなる。それは侵害に比例的な対応であり、たとえ彼我の核応酬にエスカレートする可能性があったとしても、抑止する側が侵害を抑止したい類の挑戦だからである。

これに関連して、抑止には2つの形態があると考えられている<sup>11</sup>。一つは挑戦する側の目標達成を阻止することを通じた抑止の形態で、これを拒否的抑止 (deterrence by denial) と呼ぶ。上記の例で言えば「国境線の侵害」を阻止するための抑止の取り組みは、拒否的抑止が望ましい。一般的には相対的に低いレベルの侵害に対応した抑止の形態であり、核兵器の使用を排除する訳ではないが、主に非核の (通常戦力による) 対応を中心とする形態である。もう一つは挑戦する側に大きなコストを賦課する抑止の形態で、これを懲罰的抑止 (deterrence by punishment) と呼ぶ<sup>12</sup>。こちらは拒否的抑止と比して相対的に高いレベルの侵害に対応した抑止の形態であり、同じく非核の手段を排除する訳ではないが、主に核兵器による対応を中心とした形態である。

以上の議論から明らかなのは、紛争の烈度に応じて異なる抑止の在り方を考えなければならぬという事実である。抑止の基本原則に則ると、一般的に低い烈度の挑戦を抑止することは困難である。抑止する側にとっての「レッドライン」を越えない程度の侵害に対しては「信憑性」のある「抑止力」の「伝達」が難しいからであり、同時にこの「レッドライン」を巡って抑止する側の「コミットメント」の限界を探るような「探索行動 (probing)」が挑戦する側によって採られることもあるからである (その結果として漸進的な現状変革に繋がるのが懸念される)。しかしこのような問題は基本的にグレーゾーン事態ないしはハイブリッド戦争と呼ばれる相対的に低いレベルの侵害において見られるものであり、本報告書で注目する、核兵器の使用が想定される烈度の高い状況では、抑止を巡る異なるダイナミクスが現れると考えられる。その際に注目すべきは、核使用を前提とする抑止の試みが如何に「信憑性」を伴うものであるか、という点である。既に述べたように、抑止する側の設定する「レッドライン」が侵害に比例的な対応でない場合、核使用の脅しは「信憑性」を欠く。こうした場合には抑止の試みは挑戦する側にとって信用に値しない「チープトーク」と映るだろう。そのために核使用の脅しは十分な「信憑性」を伴う必要があるが、実現には相応に高い烈度の「レッドライン」を設定する必要がある。この設定をどのように行うかが核抑止の「信憑性」、ひいては抑止の成否そのものにも関わってくるのである。

11 Glenn H. Snyder, *Deterrence and Defense: Toward a Theory of National Security*, Princeton: Princeton University Press, 1961, pp.14-16.

12 場合によって費用賦課抑止 (deterrence by cost-imposition) とも言う。

## (2) 「戦争内抑止」を巡る論点

抑止の目的は何か、を考える時、しばしば「戦争それ自体の発生を防ぐこと」であることが自明視される。もちろんこれは抑止の重要な目的であるが、しかしこれのみが抑止の目的とは限らない。何故ならば、たとえ「戦争の発生」という一つの「レッドライン」が突破され抑止が破綻したとしても、その先に複数の守るべき更なる「レッドライン」を設定して、段階的な抑止の試みを図っていくことが想定され得るからである。核抑止の観点でとりわけ重要なのは「核使用の抑止」であろう。非核の戦力による戦争の発生を防げなかったとしても、その先に起こり得る核兵器の使用を抑止することは、引き続き抑止の主要な目的の一つであり得る。更に言えば、たとえ限定核使用がなされた後ですら、それを全面核戦争に発展させないための抑止の試みが想定され得るだろう。

このように戦争発生後も核使用を含む更なる事態のエスカレーションを阻止するという意味での「戦争内抑止 (intra-war deterrence)」の試みを軽視することはできない。この点は既に冷戦期から認識されており、例えばH・カーン (Herman Kahn) は「見せかけの危機」から「痙攣又は無感覚戦争 (=全面核戦争)」に至るまでの44段階のエスカレーション・ラダーを想定した<sup>13</sup>。特筆すべきは、この中で「大規模通常戦争」の発生後に33段階、そして「示威的な局地核戦争」の後に24段階ものラダーが設定されていたことであり、カーンの議論では特定の「レッドライン」破綻後のより高い烈度へのエスカレーション抑止の観点からの「戦争内抑止」が強く意識されていたと言える。同様に、戦争発生後の核使用の阻止を巡っては、戦略的安定性 (strategic stability) に関連して、通常戦力による開戦の後でも交戦国双方にとって核兵器による第一撃を行うインセンティブが低い状態としての「第一撃の安定性 (first strike stability)<sup>14</sup>」が長く議論されてきた経緯もあり、これもまた「戦争内抑止」の必要性が重視されてきた証左である。

他方で冷戦期においては、米ソの全面核戦争が紛争の早い段階ないし第一撃として始まる「晴天の霹靂 (bolt out of the blue)」シナリオも想定されていたが、今日の安保環境、とりわけ既に戦争が開始されているロシア・ウクライナ戦争や、中国が台湾併合を念頭に侵攻を企てると考えられる台湾海峡有事を想定する限り、このような事態が現実にかかる可能性は非常に小さいと見込まれる。そのため、やはり「戦争発生の抑止」と「核使用の抑止」を区別する「戦争内抑止」の概念に注目する必要があると言えよう。

「戦争内抑止」の概念についてより分析を深めてみると、T・シェリング (Thomas C. Schelling) が軍事力の機能について「痛めつける力 (the power to hurt)」と「強制的に制圧もしくは維持する力 (the power to seize or hold forcibly)」を区別したことが参考になる<sup>15</sup>。後者は文字通り、剥き出しの暴力 (brute force) を用いて一定の地理的空間を占拠する能力であり、多くの場合は陸上戦力がこの機能を果たす。他方で前者はシェリングが「強制 (coercive)」の

13 Herman Kahn, *On Escalation: Metaphors and Scenarios*, New York: Frederick A. Praeger, 1965, p.39.

14 Elbridge Colby, "Defining Strategic Stability," in Elbridge Colby and Michael S. Gerson, eds., *Strategic Stability: Contending Interpretations*, Strategic Studies Institute and U.S. Army War College Press, 2013, p.48.

15 Thomas C. Schelling, *Arms and Influence*, New Haven: Yale University Press, 1966, p.6.

手段として注目した力であり、損害の脅しを加えることによって相手の譲歩や妥協を導き得る能力である。今日、「痛めつける力」は主に相手国国土を破壊し得る能力として、航空機による爆撃やミサイル攻撃が相当すると考えられており、核兵器による攻撃も含まれると考えられる。

逆に言えば、核兵器は「痛めつける力」としてしか活用できず、「強制的に制圧もしくは維持する力」としての機能を持たない、ということである。核兵器を用いて相手国の国土を破壊することは可能であるが、そのみで相手国領土の制圧又は維持を達成することはできない。確かに核兵器は「晴天の霹靂」シナリオのような大国間の核戦争の阻止には有効である。しかし軍事戦略は通常、相手国領土の制圧又は維持を目的とするものであるから、核兵器の使用のみでこの目的を貫徹できる訳ではない。実際、冷戦期における軍事行動の多くは朝鮮戦争やベトナム戦争、ソ連のアフガニスタン侵攻のように局地戦であり、そこで主要な役割を果たしたのは核兵器ではなく通常戦力であった。ならば「痛めつける力」としての核兵器にどのような軍事戦略上の役割があったかと言えば、それは非核の（通常戦力中心の）「強制的に制圧もしくは維持する力」を支援する役割なのであった。具体的には、紛争が核次元にエスカレートする可能性を誇示することを通じてその紛争への他勢力の干渉を阻止したり、あるいはその紛争で対立する勢力への他勢力による支援を阻止したり、といった目的で「核の影 (nuclear shadow)」の側面が活用されたのである。

ここで重要なのは、こうした状況において核兵器は「痛めつける力」=強制の手段として活用されてきたにも関わらず、実際の核兵器の使用は行われていない、ヒロシマ・ナガサキ以来の戦場での第三の核爆発はこれまで生じていない、という事実である。実際、朝鮮戦争やベトナム戦争等の冷戦期の事例は言うに及ばず、2022年以降のロシア・ウクライナ戦争の展開を見ても、これまでに核兵器が使用された形跡はない（2025年8月末現在）。歴史における核使用の不在を説明する議論としては、抑止の成立や核タブーの存在、又はそもそも核兵器を使う意思そのものの不在等幾つか存在するが、ここで注目したいのは以下の議論である。すなわち、核兵器は「強制的に制圧もしくは維持する力」ではないため、局地戦における軍事戦略に不向きな能力としてこれまで使われてこなかったのかもしれない。しかし同時に、核兵器は現に使用されなくても「痛めつける力」=強制力としてはその長い「影」の存在をもって多様な目的に貢献してきたのかもしれない。

このように考えると、実際に核兵器が使用され得るシナリオを考えていく上で、抑止論の基本原則に基づき、抑止する側のコミットメントの信憑性を検討するばかりでなく、実際に使う必要があると考えられ得るかといった点を含めて、分析を進めていく必要があることは明らかである。そこで次節以降では、ロシア・ウクライナ戦争と台湾海峡有事という2つの紛争を想定した上で、いかなる状況において核兵器が使われ得るのか、それを抑止するためにどうすればいいのか、といった点について、戦略的経路分析の手法を用いて分析する。

### (3) 戦略的経路分析

戦略的経路分析はシナリオプランニングの1つの方法論である。シナリオプランニングには、分析対象の将来を左右する「ドライビングフォース」を幾つか案出し、その「ドライビングフォース」を軸として設定して将来のシナリオを導き出す手法や、現状の継続として想定されるシナリオをベースラインシナリオとし、そのベースラインを踏まえて「最善のシナリオ」「最悪

のシナリオ」を作成し、併せて3つのシナリオを示す手法などが一般的に用いられることが多い<sup>16</sup>。

これらの手法は、現状が変化した「結果」としてもたらされる将来を、シナリオというある種のストーリーとして示す。これらのシナリオは、決してピンポイントで未来予測をしようとするものではなく、現在の世界を変化させていく要因にはどのようなものがあるのか、そしてその変化にあたってはどのような要素が決定的な重要性を持つかといったことをストーリーとして示すことに主眼がある。

戦略的経路分析は、こうしたシナリオプランニング手法の1つの形態で、上記のようなドライビングフォースを基に、「結果」をシナリオとして示す形式をとるのではなく、「過程」を重視するものである。この手法では、ある時点以後の事態の展開の流れがツリー状の経路として示される。まず現状に対して起こりえる変化としてどのようなものがあるかを示す。そしてその変化に対して関係国がどのように行動するか、更にそれに対して他の国家がどのように反応するかといった形で、関係国が行動と反応を繰り返していく過程の分岐をツリー状に示し、今後の事態の展開の趨勢を示そうとするものである。

## 2. ロシア・ウクライナ戦争における核リスクの分析

### (1) ロシア・ウクライナ戦争の全体的な展開

本節ではロシア・ウクライナ戦争における核リスクの分析にあたり、まず今日に至るまで（～2025年8月末）の全体的な展開を振り返っておきたい。2022年2月24日にロシアによるウクライナへの本格的侵攻、すなわちロシア・ウクライナ戦争が開始されたが、ロシアはまずウクライナ首脳に対する「斬首作戦」を企図した。つまり首都キーウ近郊の空港に空挺部隊を降下させ、併せてキーウに特殊部隊を展開することで、ウクライナ大統領ゼレンスキーの殺害ないし捕縛を意図した。しかしこれはウクライナ側に阻まれて失敗した。そしてゼレンスキーは国外逃亡も拒否し、ウクライナの抗戦姿勢が明らかとなった。

並行してロシアはキーウ攻略を意図した北部からの侵攻、ドンバス地域への侵攻、ヘルソン及びザポリージャ両州を目指した侵攻等の多方面からの地上軍による侵攻も行った。ただしキーウ侵攻部隊は早々に撃破され撤退した。そのためロシア軍は東部及び南部での攻勢に重点を置くようになり、3月にヘルソン、5月にマリウポリ、6月にゼベロドネツクを攻略する等して占領地を広げた。こうした一連の戦いでロシア軍は榴弾砲や多連装ロケットランチャーを活用した火力重視の戦いを遂行したが、米国によるウクライナへの高機動ロケット砲システム（HIMARS）の供与が状況を大きく変えることになる。HIMARSの活用によりウクライナ軍は戦場の後方に位置するロシアの弾薬庫や輸送部隊を長射程のロケットで攻撃できるようになり、ためにロシア軍の前線火力は大幅に低下し、ウクライナ側が反攻作戦を企図できる余裕が生まれた。

ウクライナ軍は8月末からヘルソン方面で反攻作戦を開始したが、同時にロシア側の不意を突く形で北方のハルキウ正面の領土奪還を企図した。この時のハルキウ攻勢は僅か2日間で50km

---

16 キース・ヴァン・デル・ハイデンほか著、西村行功訳『入門シナリオプランニング：ゼロベース発想の意思決定ツール』ダイヤモンド社、2003年。

もの突破に成功するという世界の戦史に残る反攻作戦となり、ロシア軍は戦線が崩壊し窮地に立たされた。この事態を受けてプーチンは9月21日に予備役30万人の部分動員令を発令したが、この時、ロシアでは戦術核兵器の使用が真剣に考慮されたと言われており、米国はこれを阻止するためロシアに公式な警告を発している<sup>17</sup>。結局、この時点でロシアが核兵器を使用することはなかった。

その後、冬季になると戦線は膠着し、ロシアは電力インフラ等を狙った爆撃重視の方針に転換した。またドネツク州北部のバフムトを狙った攻勢を継続し、激戦が展開されるが、全体として大きな動きはないまま、2023年春を迎えた。ロシア軍は多大な犠牲を厭わない人海戦術で5月にはバフムトを陥落させるが、その最前線に立たされた傭兵組織「ワグネル・グループ」の長であるY・プリゴジン（Yevgeny V. Prigozhin）は、弾薬補給の不足についてS・ショイグ（Sergei K. Shoigu）国防大臣（当時）やV・ゲラシモフ（Valery Gerasimov）参謀総長を公然と非難し、その後、ロシア国内で武装蜂起してモスクワへの進軍を開始した（ワグネルの反乱）。しかしモスクワ直前で撤退し、ベラルーシ大統領A・ルカシェンコ（Alexander Lukashenko）の仲裁でプーチンと和解したかに見えたが、結局は8月に暗殺と見られる飛行機事故で死亡している。

この間、ウクライナでは反攻作戦の準備が進められており、米欧製の戦車の供与もあって、6月からザポリージャ戦線、ドネツク南部戦線、バフムト戦線の3つの攻勢軸で反攻を開始した。ウクライナとしてはこの作戦を通じて、東部ドンバス地域から南部を経てクリミア半島に至るロシア軍の占領地域を分断することが狙いであった。しかしロシア軍はこの反攻を予期して堅固な防御陣地を広範囲に構築しており、米欧による戦闘機の供与遅れに起因する航空優勢の不在もあって、ウクライナによる反攻は顕著な戦果を見せなかった。そのまま2023年の戦線は膠着した。

この間、ベラルーシにおけるロシアの戦術核配備の動きが進展した。ベラルーシはロシアによる侵攻開始直後の2022年2月27日に国民投票を行って憲法を改正し非核保有国としての地位を変更したが、これを受けてプーチンは6月25日にベラルーシへの戦術核配備について両国で合意したことを発表していた。そして2023年3月26日にはイスカデルM短距離弾道ミサイル（SRBM）や核搭載可能なSu-25攻撃機が既にベラルーシに存在する旨を表明し、訓練や保管施設の整備を行っていく旨を明らかにした。その後、実際の配備や訓練等が2023-24年を通じて進展したと見られ、ルカシェンコは2024年11月にベラルーシがロシアの核兵器数十発を保有していると述べている<sup>18</sup>。

2024年に入ると、ウクライナ軍の反攻の停滞と裏腹にロシア軍が徐々に戦術的主導を回復する傾向が見えるようになる。ロシア軍は2月に東部戦線でアウディーエウカを陥落させると5月にはハルキウ州北東部で新たな攻勢を開始した。そして7月には東部の戦略的要衝ポクロウスクへ

17 この時の米国の情報評価ではロシアが戦術核兵器を使用する確率が50%だとされており、L・オースティン（Lloyd J. Austin III）国防長官はS・ショイグ（Sergei K. Shoigu）国防大臣（いずれも当時）に対して「如何なる規模であろうと、誰かに対して何らかの核兵器が使用されたら、米国と国際社会はそれを世界を変える出来事だと見なす」「米国の重要な国益に関わる」「核兵器がどれほど小さくても関係ない」旨の伝達を行い、ロシアの核使用の阻止を試みたとされている。ボブ・ウッドワード著、伏見威蕃訳『War 3つの戦争』日本経済新聞出版、2025年、222-43頁。

18 ロシアによるベラルーシへの戦術核配備を巡る一連の経緯について更に詳細には本報告書の第二章を参照されたい。

の圧力も強めた。こうした中、ウクライナ軍は主導権の回復を図るため、2024年8月にロシアのクルスク州への越境攻撃を開始した。ロシア側の防備が手薄であったためウクライナ軍は同州を一時広範囲に支配するが、その後、ロシア側の反攻で次第に占領地域を奪還される。特に同年6月にロシアと「包括的戦略パートナーシップ条約」を締結した北朝鮮が、同条約で集団防衛義務を定める第4条に基づいて北朝鮮軍をクルスク州に派遣し始めた10月末以降、ウクライナ側の劣勢が顕著になり、結局、2025年4月末に至ってゲラシモフがクルスク州の「奪還完了」を宣言している。

核兵器に関連しては、2024年11月にプーチンが核ドクトリンを改定<sup>19</sup>し、核兵器の使用条件を緩和したことが注目された。この改定ドクトリンは2020年6月公表のそれまでのドクトリンに比して、核使用の条件につき「敵対国が…領土外にあるロシア連邦の軍事組織及び／又は施設に対する核兵器又はその他の種類の大量破壊兵器を使用する場合」、「連合国の一員としての、ロシア連邦及び／又はベラルーシ共和国に対する通常兵器の使用による侵略であり、その主権及び／又は領土保全に対する重大な脅威となる場合」、「航空宇宙攻撃兵器（戦略・戦術航空機、巡航ミサイル、無人機、極超音速機、その他の航空機）の大量発射（離陸）及びロシア国境の通過に関する信頼できるデータの受領」がある場合、には核兵器を使用できるとした新たな条件を追加した。こうした変更がロシア・ウクライナ戦争の展開を踏まえたものであることは自明であり、ロシアとしてウクライナ作戦に関与するロシア軍への核又は大量破壊兵器を用いた攻撃、戦術核を配備した同盟国ベラルーシへの通常戦力による攻撃、そして航空宇宙攻撃兵器を用いたロシア国内への大量発射による攻撃を抑止する目的でこうした変更を行ったことには疑問の余地がない。

更に同時期、ロシアは中距離射程の地上発射型弾道ミサイル「オレシュニク」をウクライナに対して実戦使用し、この時は通常弾頭での使用だったものの、ロシアがINF全廃条約失効後にかつてのINFに相当する兵器を再保有していることを米欧に印象付けた。この発射は、短期的には米欧によるウクライナへの長射程兵器の供与並びにロシア国内への攻撃目的での使用許可を牽制する動きと見られたが、長期的にはかつての中距離ミサイルSS-20と同様、射程の相違による米欧の離間（デカップリング）を狙ったものとも解釈できる。

2025年に入るとロシアに宥和的姿勢を示すD・トランプ（Donald J. Trump）の米国大統領への再就任によって、ロシアの立場はますます有利になるように見えた。第二次トランプ政権はウクライナには状況を好転させるための「切り札がない」と見ており、侵略者たるロシアへの圧力よりも、ウクライナに対してロシアの要求を呑む形での停戦受け入れを迫る姿勢を鮮明にした。このため、2月のトランプ・ゼレンスキー会談は公然たる決裂に終わる結果となった。その後、4月にバチカンでの両首脳への再度の会合が持たれ、米ウクライナ間の鉱物資源協定も締結されたことで両国間関係には一定の改善が見られたが、上記の通り、ロシアは同時期までにクルスク州の奪還完了を宣言し、更にウクライナ側のスミィ州に侵入する姿勢を見せ、また東部戦線で要衝ポクロウスクへの圧力を強化し、徐々に占領範囲を拡大させた。そして7月末にはバフムト西部のチャシウ・ヤル制圧を宣言した。他方、ウクライナは6月にロシア国内で小型ドローン多数を用いて戦略爆撃機を含むロシアの航空機多数に損害を与えた「蜘蛛の巣作戦」を遂行し、その戦

19 The Ministry of Foreign Affairs of the Russian Federation, “Fundamentals of State Policy of the Russian Federation on Nuclear Deterrence,” November 19, 2024.

果が世界的注目を集めたが、この作戦がウクライナ内部の戦況推移に与えた影響は限定的であったと推察される。

一方、停戦交渉を巡っては7月にトランプがロシアに対して50日以内の停戦に応じなければ対ロ100%関税を課すほか、二次制裁としてロシア製品を輸入する国に対しても100%関税を課すと声明し、その後これは12日以内と短縮されたが、8月の米ロ首脳のアラスカ会談を経て事実上撤回され、また会談自体もプーチンが紛争の「根本原因除去」を主張する中で停戦・和平に向けた交渉進展は全くなかった。この流れでトランプ政権がウクライナに領土の割譲を強いてロシアとの和平交渉参加を強要することが危惧されたが、直後の欧州首脳らを交えたトランプ・ゼレンスキー会談では米国がそうした強要を行う姿勢は見られず、ひとまず今後の焦点としてウクライナとロシアの首脳会談が成立するかが注目されているのが2025年8月末の状況である。現状、停戦に向けた各種の外交上の動きはみられるものの、双方（特にロシア側）に停戦に向けた意欲は見られず、この戦争の「終わらせ方」に関するビジョンは、開始から3年半が経ってもなお不透明なままである<sup>20</sup>。

## （2）ロシア・ウクライナ戦争における核使用リスクについて

ロシア・ウクライナ戦争の開始以降、核兵器使用の可能性は常に意識されてきた。ロシアは実際に核恫喝を行い、また核使用を真剣に検討したとされている。しかし現実には未だ核兵器は実際の爆発を伴う形では使用されてはおらず、その意味で「戦争内抑止」としての核抑止が機能しているとの指摘が可能であろう。ただし、その構図は非対称である。すなわち、ロシアが多くの核兵器を持つのに比して、ウクライナには核兵器がない。また拡大抑止を提供してくれる公式の同盟国も存在しない。それでいて条約上の同盟国ではない米国がバーチャルな拡大核抑止を提供していると認識されている。その結果、核兵器を持たないウクライナが、ロシアの核使用を抑止できていると見られている。

問題はこの戦争において、もし核兵器が使用されるとすれば、どのような状況においてなのか、ということである。核兵器には戦略核と戦術核（非戦略核とも呼ぶ）の区別があり、戦略核が主に相手の核戦力や都市を攻撃するための大威力の兵器であるのに対して、戦術核は戦場で使うことを主目的とする相対的に威力の小さい兵器であるから、戦術核の方がより使いやすいと推論することはできる。しかしそうした推論が正しいとも限らない。前線の分散した部隊に用いるには大威力の兵器が必要になるかもしれない、また都市に対する攻撃で抗戦意思の破碎という心理的インパクトを狙うなら「核兵器」でありさえすれば低威力でもよいのかもしれない。すなわち、逆説的ながら、軍事的効果を狙う戦場での核使用が戦略核の使用を要請し、政治的効果重視の都市攻撃では戦術核使用が要請される、ということも考えられなくはないのである。

以上の前提で、ロシア側（プーチン）が核兵器の使用を考えるとすれば、大きく分けて2つの

20 この意味では筆者が2023年5月の時点で行った「(そもそも開戦時点での)抑止を実現できなかった要因の多くは今日もまだ残り続けており、それが戦争の『終わらせ方(war termination)』についての議論の混乱に深く影響している」という指摘が今もなお有効である。福田潤一「第2章 ロシア・ウクライナ戦争 —その抑止破綻から台湾海峡有事に何を学べるのか—」高橋杉雄編著『ウクライナ戦争はなぜ終わらないのか：デジタル時代の総力戦』文藝新書、2023年、91頁。以下も参照。福田潤一「抑止の視点で見るウクライナ戦争：その台湾海峡有事への含意」『防衛学研究』第69号、2023年9月、19-42頁。

場合が考えられる。それは、「核使用で決定的な勝利を得られる時」と、「核使用で決定的な敗北を回避できる時」である。

尤も、全体的な戦線膠着、あるいは現下の非核（通常）戦力によるロシア側の相対的優位の状況を鑑みれば、核兵器を使用しても決定的な優位が得られるとは考えにくい。それでウクライナが抗戦を断念するとは考え難いからである。既にウクライナは核攻撃以上の累積的な被害をロシアの非核戦力によってこの3年半で受けており、今更核兵器が使用されてもその抗戦意思は衰えないであろう。またロシア側の核使用は米欧による紛争介入や中国・インド及びグローバルサウス諸国からの孤立を招く可能性もあり、決定的な勝利がむしろ遠のく可能性すらある。これらを鑑み得れば、ロシアが「決定的な勝利を得る」ために核使用を決断する可能性は相対的に低いと言えよう。

他方で戦場においてロシア軍が大敗し、非核（通常）戦力を用いてウクライナ軍の進撃を阻止できなくなった場合には、ロシアによる核使用が現実化する可能性は否定できない。占領地の維持や進撃阻止のため核使用以外の選択肢がないとなれば、核使用がオプションとして考慮される可能性は現実にはあり得る。むしろこの場合でも核使用が米欧の介入を惹起する可能性はあるが、敗北回避が最優先の状況下では、核使用の閾値は相応に下がる可能性がある。行動経済学におけるプロスペクト理論<sup>21</sup>が示す通り、人間はしばしば価値の取得よりも価値の喪失をより大きく恐れるものである。よってそのような状況ではリスク受容的な行動が起きる可能性が高い。

実際、ロシア・ウクライナ戦争の展開では、2022年9月のウクライナ軍によるハルキウ攻勢のタイミングが、こうした意味でロシア側による核使用の可能性に最も近づいた状況であった。しかしそれでもこの時点でプーチンが核使用を決断せず、代わりに部分動員に対応を留めたことは特筆される。ロシアにとって「敗北回避」のための核使用の選択肢は確かにあったが、それでもなお核使用は当時のロシアにとって利益よりもコストが大きい選択であったと推察できる。

いずれにせよ、核使用の決断は利益のみならずコストの検討も要するものである。プーチンが核使用に関して利益よりもコストが大きいと判断する限り、ロシアによる核使用はない。次節では、これを踏まえた戦略的経路分析を行う。

---

21 Daniel Kahneman and Amos Tversky, "Prospect Theory: An Analysis of Decision under Risk," *Econometrica*, Vol.47, No.2, March 1979, pp.263-92.

## (3) ロシア・ウクライナ戦争の核使用リスクについての戦略的経路分析

図-1 ロシア・ウクライナ戦争における戦略的経路分析

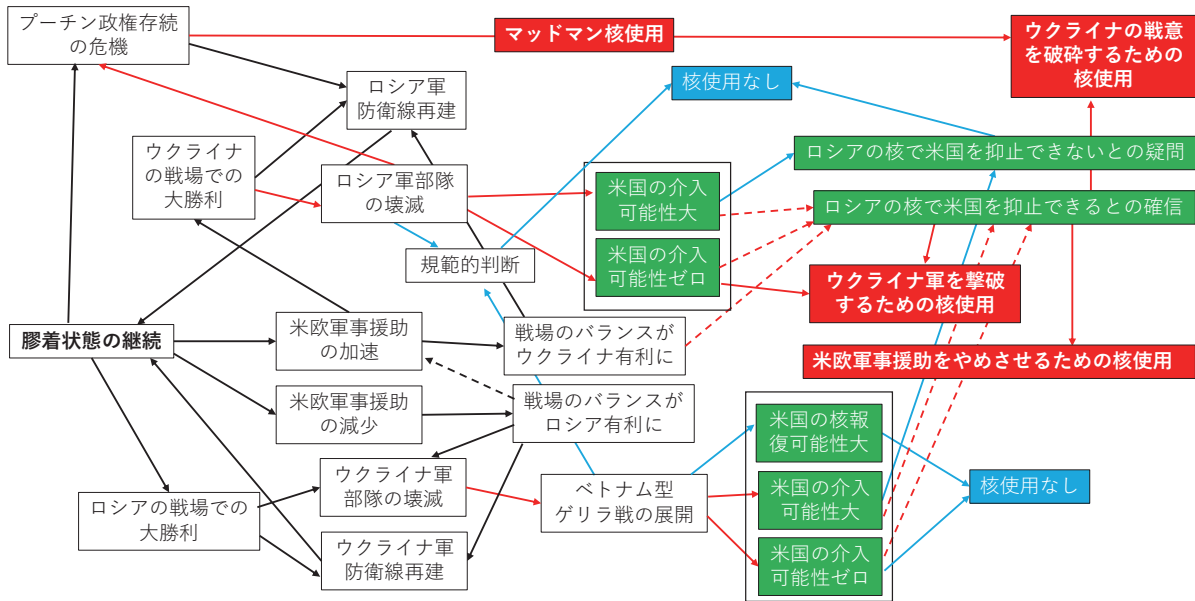


図-1は今後のロシア・ウクライナ戦争の展開を、核使用リスクの観点から分析した戦略的経路分析である。矢印は起こり得る経路を指し、その中で点線は可能性が低いと考えられる流れ、赤線は核使用に至る流れを指している。青線は核兵器が使われない経路である。緑枠は判断の分岐点となる。これを用いて核使用リスクが高まる主要なシナリオについて分析してみたい。

まず、現在の状況である膠着状態の継続（足元で多少ロシア側に有利であるが、全体的な戦況としては膠着状態）が初期状態となる。そこから考えられる次の事象としては、①「ロシアの戦場での大勝利」、②「米欧軍事援助の加速」を経ての「ウクライナの戦場での大勝利」、あるいは③「プーチン政権存続の危機」がある。

最初に①「ロシアの戦場での大勝利」からみると、これに続いて「ウクライナ軍防衛線再建」と「ウクライナ軍部隊の壊滅」の二つの流れが想定し得る。前者の流れとなれば戦線は再び膠着状態に戻る。他方で後者の流れを考えると、この結果としてウクライナが直ちに抗戦を断念するとは考えにくい。ウクライナ側の抵抗意思の強さを考えれば、「ベトナム型ゲリラ戦の展開」となる可能性が想定し得る。しかしこの経路の先に核使用リスクが高まる可能性がある。すなわち、ウクライナのゲリラ戦に手を焼くロシアが、ウクライナの戦意を破砕する目的で核を使用する選択が残る。これは既に述べた「決定的な勝利を得る」ための核使用に相当する。

しかしこの場合、もしその核使用に対して米国が核報復する可能性が十分に大きければ、ロシアは核使用を躊躇するであろう。ロシアの目的はウクライナの戦意の破砕にあり、米国との核戦争にはないからである。同時に、米国がたとえ通常戦力によってでも紛争に介入する可能性が高い場合もまた、ロシアが核使用を自制する可能性がある。そう考えると、このシナリオにおける核使用リスクを左右する要因は、米国の核報復や介入の可能性についてロシアがどう評価するかということになる。ハルキウ攻勢の事例のように、米国が堅固な意思をもってロシアに核使用阻止のメッセージを伝達すれば、ロシアの核使用は回避できる可能性がある。あるいはロシアは核

タブーに基づき規範的判断で核使用をしないと判断するかもしれないが、既に国際法違反を犯してウクライナを侵略した（そして民間人殺害を含む各種の非人道的行為を躊躇って来なかった）ロシアが規範的理由で核使用を躊躇するかは定かではなく、むしろ米国の報復や介入を恐れての不使用決定を、規範的理由で説明する理由付けに使われる可能性の方が高いだろう。いずれにせよ、ロシアが「決定的な勝利を得る」ための核使用に関しては、次に述べる「決定的な敗北を回避する」ための核使用よりも、抑止の実現が相対的に容易であると考えられる。

続いて②「米欧軍事援助の加速」を経ての「ウクライナの戦場での大勝利」のシナリオを見ると、その後に「ロシア軍防衛線再建」と「ロシア軍部隊の壊滅」の二つの流れが想定し得る。前者の場合には①と同様に膠着状態に戻る。しかし後者の場合にはハルキウ攻勢時と似た状況となり、ロシアによる核使用のリスクが高まる。ロシアにとってこうした状況では「決定的な敗北を回避する」ために戦場でウクライナ軍を撃破するための（戦術）核使用の動機が強まるであろう。

ただし、この場合でもロシアの判断には米国の介入可能性が影響する。ウクライナへの核使用に対して米国が紛争介入をしないとロシアが認識すれば、ウクライナ軍を撃破するための核使用が行われる蓋然性が高まる。更に、相対的に可能性は低いが、もしロシアがロシアの核で米国を抑止できるとの確信を強めるならば、単にウクライナ軍を撃破するための核使用のみならず、ウクライナの戦意を破砕するための（戦略的な）核使用や、米欧軍事援助をやめさせるための核使用すら想定し得るであろう。他方、米国が紛争介入する可能性があるとしてロシアが認識する場合には、ロシアの核使用の蓋然性は低下する。ロシアは自身の核で米国を抑止できないとの疑問を抱くことになり、結果的に核兵器が使用されない可能性がある。ロシアが「決定的な敗北を回避する」ために核使用を行うこのシナリオにおいては、米国はより堅固な意思で抑止のメッセージをロシアに伝達する必要があるであろう。なお規範的判断での核不使用については既に述べた内容と同じである。

最後に、③「プーチン政権存続の危機」では、戦況の膠着状態が続く結果としてプーチンの国内基盤が動揺し、政治的な窮地に立たされ、局面打開のための行動が必要とプーチンが認識するシナリオを示している。こうした状況に至る背景としては、直接の戦況以外の要因（ロシア国内の政変や経済問題）の他、「膠着状態の継続」や「ロシア軍部隊の壊滅」による国内不満の増大が要因となり得るであろう。いずれにせよ、国内政治で窮地に立たされるプーチンは「ロシア軍の防衛線再建」によって事態の打開を図るか、又は自暴自棄になった「マッドマン核使用」に至る可能性が想定される。起死回生を意図してウクライナの戦意を破砕するための核使用等がなされる蓋然性がある。このシナリオは、プーチン自身の政治生命に関わるデスペレートな事態との性格が強く、一般的な合理性を逸脱した判断がなされる可能性を否定し得ない。このため、米国の介入可能性や規範面の判断を経ることなく核使用が決断される可能性がある。こうした「マッドマン核使用」を外部からの作用で抑止することは難しく、ある種のワイルドカード的なシナリオと表現できる。

まとめると、ロシア・ウクライナ戦争の今後の展開において、想定されるロシア側の核使用リスクは、①「ロシアの戦場での大勝利」に続く「決定的な勝利を得る」ための核使用、②「ロシア軍部隊の壊滅」に続く「決定的な敗北を回避する」ための核使用、③「プーチン政権存続の危機」に続く「マッドマン核使用」の三つであると整理できよう。このうち、最も可能性が低い

は③である。①も可能性は高くなく、仮にロシアがそうした方向に傾斜するとしても、米欧による抑止が相対的に容易であると思われる。問題は②であり、これは既に生じたハルキウ攻勢時の対応のように、現実起こり得る可能性がある。よってロシア・ウクライナ戦争における対口核抑止は、この②のシナリオを中心として考えることが望ましいだろう。尤も、現下（2025年8月末）の情勢では、戦況は膠着状態と言っても若干ロシア側に有利であり、ロシアが今後短期間で②のシナリオに傾斜する可能性は低いと思われる。しかし、このことは核使用リスクの観点からは良いことだが、ウクライナの領土がロシアの侵略によって浸食されつつあるという意味で、秩序維持の観点からは良くないことである。そこには核使用阻止と侵略者による現状変革阻止の間のジレンマが存在する。

### 3. 台湾海峡有事における核リスクの分析

#### (1) 台湾海峡有事において想定される展開

中国が台湾併合を「中華民族の偉大な復興」の必要条件としていることを鑑みれば、台湾海峡有事は中国が台湾を攻撃する形で始まると考えられる。しかしそのために中国人民解放軍は幅200kmの台湾海峡を横断しなければならない。この海峡を横断して台湾本島ほどの大きさのある島に上陸作戦を敢行することは多大な困難を伴う。なぜならば台湾攻略に必要な大規模な陸上戦闘部隊は揚陸艦や輸送船等による輸送を通じて移動する他なく、その過程で攻撃を受けて船を沈められてしまえば、一切の戦闘力を発揮することなく撃破されてしまうからである。そのため、上陸作戦のための海上輸送は一般的に脆弱である。仮に海上を無事に突破できても、上陸地点で橋頭堡を確保し、敵の抵抗を排除しながら後続する部隊のために拠点を確立し、その上で内陸部に侵攻することは容易なことではない。

こうした渡洋上陸作戦の成否を左右する重要な要素は航空優勢の確保である。該当する戦域で航空優勢を確保できていれば、上陸部隊を運ぶ輸送船団に対する空からの攻撃を限定できる。機雷の存在や海中からの魚雷攻撃も無視はできないが、やはり主たる脅威となるのは対艦ミサイル等の経空攻撃である。もし中国が戦域内の航空優勢を確保できれば、単に経空攻撃を阻止できるばかりか、上陸部隊の上陸後の作戦を近接航空支援することも可能になる。このために、中国は台湾本土の航空基地やレーダー施設・ミサイル拠点はむろんのこと、日本の南西諸島における自衛隊・在日米軍双方の同種の陸上拠点や、来援する米空母打撃群に対する攻撃を想定することとなる。

この目的で中国が重視しているのがミサイル戦力である。中国は既に多数の弾道・巡航ミサイルを配備している<sup>22</sup>。台湾海峡有事が開始されれば、中国はこれらのミサイル戦力を用いて台湾及び日米の拠点を打撃し、更には対艦弾道ミサイル（ASBM）を用いて米空母を撃破する（あるいは撃破すると脅すことで米空母を戦域内に入らせない）ことで台湾及び日米の航空戦力を減衰

22 中国が戦域内で活用可能な弾道・巡航ミサイルについて、米国防総省は2024年末の時点でDF-26のような中距離弾道ミサイル(IRBM)を500発(ランチャー数は250基、以下同)、DF-16・17・21のような準中距離弾道ミサイル(MRBM)を1,300発(300基)、DF-11・15のような短距離弾道ミサイル(SRBM)を900発(300基)、CJ-10・100のような地上発射型の巡航ミサイル(GLCM)を400発(150基)保有していると推定している。“Military and Security Developments involving the People’s Republic of China, 2024,” p.166.

させ、航空優勢の確保を目指すことが予測される。

航空優勢の確保後は、なおも残る海上輸送部隊への脅威を排除していく過程となる。防御側は航空優勢を失っても、なお陸上・水上艦からの長射程対艦ミサイルによる攻撃や、潜水艦からのミサイル・魚雷攻撃、そして機雷敷設を通じた攻撃等が可能であるから、これらを排除していく必要性が残る。よって航空優勢を活用しつつ、対潜水艦戦や機雷掃海の遂行、対艦攻撃による防御側の水上艦排除等の措置が必要となる。台湾東部の海域を支配することによる日米等による台湾への来援阻止、台湾本土における地上発射型の対艦ミサイル拠点への打撃等も求められるだろう。

こうして台湾海峡の安全を確保した後に上陸部隊の海上輸送となり、台湾本土における橋頭堡の確保や内陸部への侵攻も可能となる。まとめると、台湾海峡有事の際の中国の「勝利の理論 (TOV: Theory of Victory)」は以下のようにになると推測できる。まず弾道・巡航ミサイル等のいわゆる接近阻止・領域拒否 (A2/AD) 能力を用いて台湾及び日米の航空基地を含む主要拠点を撃破する。またASBMを用いて米空母打撃群を無力化し、これらを通じて戦域内の航空優勢を確保する。この航空優勢を活用しつつ、海上においても優勢を確立する。この全過程において宇宙・サイバー領域における支援を受けつつ、最終的には上陸部隊が台湾海峡を横断して、台湾における地上戦に勝利する、というものであろう<sup>23</sup>。

ただし、これは認知戦や台湾本島の隔離・封鎖、その他の対価値攻撃によって本格的な戦闘に至らずに中国が台湾の抗戦意思を破砕する場合を除いて、の話である。また、上記の話は裏を返せば、台湾及び日米にとって中国の台湾侵攻を阻止するための最も有効なTOVは、中国上陸部隊の台湾海峡横断の「拒否 (denial)」であることも意味している<sup>24</sup>。

## (2) 台湾海峡有事における核使用リスクについて

以上のような中国のTOVに沿った展開が順調に進む限り、中国が核兵器使用の選択を採る可能性は高くない。中国は既に西太平洋の戦域に絞れば通常戦力面における優位を達成しており、米国の本格的介入でこれが劣勢に転じたり、事態が核エスカレートするような状況にならない限り、核兵器を使う動機が大きくはないと推測できる。中国の視点に立てば、この場合の核兵器の役割は「痛めつける力」として対米抑止力への貢献を期待するものとなろう。すなわち、核兵器によって相手を撃破することよりも、核兵器使用の可能性を示唆することで米国の介入を阻止することが、中国にとって最も期待する役割となると考えられる。この点において、しばしばその信憑性が疑問視される中国の無条件の「先行核不使用 (no first-use)」宣言は、実は一定の戦略的根拠を伴うものと考えられる。

23 Ian Easton, *The Chinese Invasion Threat: Taiwan's Defense and American Strategy in Asia*, Eastbridge Books, 2017.

24 Elbridge Colby, *The Strategy of Denial: American Defense in an Age of Great Power Conflict*, New Haven: Yale University Press, 2021; 高橋杉雄『現代戦略論：大国間競争時代の安全保障』並木書房、2022年。

米国では中国による先行核使用がしばしば懸念されているが<sup>25</sup>、この状況において、むしろ可能性として考慮すべきなのは、米側による先行核使用であろう。台湾及び日米が戦域内において既に通常戦力の観点で劣勢にある点、そして台湾及び日米のTOVが中国上陸部隊の台湾海峡横断の拒否にある点を鑑みれば、中国による戦域内の航空優勢確保を拒否するために、中国本土における航空基地やミサイル拠点、それらの司令部等を確実に撃破するための先行核使用は理論上想定し得る。この場合の米国による核使用は、通常戦力による「強制的に制圧もしくは維持する力」の支援としての役割、すなわち戦術核による相手戦力の拒否の文脈となろう。しかしむしろ米国が核兵器使用すれば中国も何らかの核反撃を考慮するであろうから、この形で米国が核兵器使用するかどうかは、中国の対米本土核攻撃等、事態の核エスカレーションを米国が抑止できると考えるか否かに依存する。

中国側が先行核使用するとすれば、戦況が思うように展開しなかった場合であると考えられる<sup>26</sup>。例えば、中国の上陸部隊が台湾及び日米によって拒否されて上陸作戦が失敗する場合、あるいは上陸までは成功させたが、台湾全土の制圧に至らずに陸上戦闘が膠着状態に陥ってしまうような状況である。更には上陸した部隊が壊滅し、再上陸が不可能になってしまう場合も想定し得る。兩岸統一は中国共産党政府にとって政治的に死活的な問題であり、侵攻作戦を開始したにも関わらず敗北し目的達成が不可能になってしまうことがあれば、政治的に取返しのつかない事態となる。そうなれば中国共産党政府の統治の正統性そのものが揺らぐことにもなりかねず、このような展開を避けるためならば核兵器を使用しても戦況を打開するという動機があっても不思議ではない。

また、台湾海峡有事における戦略的な重心が、台湾の軍事的制圧以上に台湾国民の抗戦意思の破砕にあることを鑑みると、これを打ち砕くための政治的・心理的效果を伴った核兵器の使用についても想定されるところである。日米が如何に台湾の救援に積極的であったとしても、肝心の台湾国民の意思が中国の核恫喝ないし実際の核使用によって破砕されてしまえば、日米は介入すること自体が不可能になってしまう。そう考えれば、このような戦意破砕を目的とした核使用も、想定に含めるべきと考えられる。

25 筆者が参加した会合で、米国のある元戦略軍(STRATCOM)司令官は、台湾海峡有事を含む対中国の紛争で「米戦略軍が400以上のシナリオを分析した結果、米国が核兵器を先行使用する事例はなかった」と述べた。これは米国が先行核使用するシナリオが想定されておらず、中国の先行核使用に関心が集中していることを示す。政策提言「日米同盟における拡大抑止の実効性向上を目指して—『核の傘』を本物に—」笹川平和財団 安全保障・日米グループ、2025年6月2日、11頁。<https://www.spf.org/jpus-j/publications/20250602.html> 同様に、台湾有事を巡る米中の核エスカレーションをウォーゲームで検証した戦略国際問題研究所(CSIS)の報告書においても、15回の試行のうち9回で中国側が先行核使用し、米国の先行核使用は僅か1回のみという結果となっている。これらの点から、米国にとって中国に対する先行核使用には極めて高い政治的ないし軍事的な閾値が存在することが窺える。Mark Cancian, Matthew Cancian, and Eric Heginbotham, "Confronting Armageddon: Wargaming Nuclear Deterrence and its failures in a U.S.-China conflict over Taiwan," Center for Strategic & International Studies, December 2024, pp.78-79.

26 中国が先行核使用する幾つかのシナリオに関しては以下を参照。Matthew Kroenig, "Deliberate Nuclear Use in a War over Taiwan: Scenarios and Considerations for the United States," Atlantic Council, September 2023, pp.8-10.



次に、台湾海峡有事に着手した中国側は、台湾本島の隔離や封鎖といった措置と並行して日米の介入を予期しつつ、弾道・巡航ミサイルによる攻撃を台湾及び日米に対して行うことが想定される。これは既に述べたように、渡洋作戦遂行のための戦域内の航空優勢確保を目指す動きである。これに対して、台湾及び日米の側も反撃、すなわち通常戦力による中国本土攻撃を実施する可能性がある（図の下の流れ）。これに中国側がどう対応するかが焦点となる。中国側が核エスカレーションを選択しない場合には渡洋作戦の着手という流れになると考えられるが、同時に通常戦力による台湾ないし日本への戦略攻撃（対都市攻撃）という流れになる可能性も考えられよう。そしてそこからの流れで、台湾軍に対する戦術核使用や、戦意破碎を目的とした台湾ないし日本への戦略攻撃へとエスカレートする可能性が想定される。あるいは、通常戦力による中国本土攻撃の後で直ちにこうした核兵器使用に至る可能性もあり、その中には米軍による後続の攻撃抑止のための核使用も含まれるかもしれない（中国側によるある種の「エスカレーション抑止（escalate to de-escalate）」の試み）。そして、ひとたび中国側の先行核使用となれば、その後に米国による対中核恫喝や核使用といった更なるエスカレーションも想定され得る。こうしたシナリオは、中国が台湾及び日米による通常戦力による中国本土攻撃に対して、どれほど敏感な反応を示すかに依存する。

第三のシナリオとしては、渡洋作戦に着手したものの、これが膠着化ないし上陸部隊の敗北という結果を迎え、台湾統一が困難になって「決定的な敗北を回避する」ための核兵器使用を中国が考慮する場合がある。この場合、台湾軍に対する戦術核使用、（自衛隊及び）米軍に対する戦術核使用、戦意破碎を目的とした核戦力による台湾への戦略攻撃等が考えられ、その後に米国による対中核恫喝や核使用へとエスカレートする可能性が考えられる。あるいは仮に台湾全土を制圧しても、ベトナム型ゲリラ戦の展開となり、これを打破するために戦意破碎を目的とした核戦力を用いた台湾への戦略攻撃がなされる可能性もある。既に述べた通り、台湾海峡有事は一度始めてしまえば中国共産党にとって「負けられない戦争」となる可能性が高い。台湾統一を含む「中華民族の偉大な復興」が共産党政府にとっての統治の正統性の根源であることから、これを実現できないとなると体制の安定性の本質に関わるからである。このため、こうした状況に追い込まれた中国側による核兵器使用を抑止するのは容易なことではない。とりわけ、拡大を続ける中国の戦略核戦力を通じて、米国の核報復を抑止可能だと中国が認識する場合には、抑止が困難になる。

ところで、台湾海峡有事における戦略的経路分析において、ロシア・ウクライナ戦争のそれと決定的に異なるのは、この分析には米側の先行核使用の可能性が含まれている、ということである。ロシア・ウクライナ戦争においてウクライナ防衛のために米国が核兵器を使用する可能性は限りなく低いが、台湾海峡有事においては必ずしもそうではない。と言うのは、この紛争が米国にとって単なる局地的な地域紛争ではなく、米中間の覇権戦争として認識される可能性があるからである。台湾は米国の公式な同盟相手ではないが、その防衛はインド太平洋地域における米国のプレゼンス維持に大きな重要性を持っている。仮に台湾が中国側の攻勢により失陥する場合、中国の勢力拡張を抑えるための防衛線としての第一列島線が意味を失い、米国は公式な同盟相手である日本の防衛さえも困難になるであろう。グアムと沖縄を最前線とする現在の防衛態勢の本質的な見直しが迫られることになる。それは結果としてグローバルな米中間の覇権争いにも大きな負の作用となることを意味する。

もし台湾海峡有事が米国にとって局地的な地域紛争ではなく、米中間の覇権戦争であると認識されるのであれば、核兵器を使用してでも決定的な敗北を回避しなければならない動機が米側にも生まれることになる。そのような経路として想定されるのは、例えば米国が戦域内の航空優勢を奪われ中国軍の行動を阻止できなくなった時、また世界各地から集結する来援部隊がその途上において撃破されてしまうような場合である。このような場合には米国は戦域内での通常戦力による劣勢を挽回するため、とりわけ戦術核の使用を中国側に対して考慮する動機が生じるだろう。これと同時に、台湾や日本から敗北回避のための核兵器使用の要請が米国に対してなされることも想定される。台湾や日本は元よりこの紛争を米国が覇権戦争と認識するか否かに関わらず、敗北が国家の生存にとって死活的な意味合いを持つので、そうした要請を行う動機が強いと考えられる<sup>28</sup>。

他方で、中国側も台湾海峡有事において「負けられない戦い」との認識を持つと考えられるので、上記の場合には米中両者が譲れない形での対決となり、核兵器の使用リスクが著しく高くなることが想定される。事実、台湾海峡有事において、核兵器使用の可能性が低いままに終息に至る経緯は多くはない。図-2を見れば、その経路は中国側の渡洋作戦成功によって台湾が抗戦意思を放棄するか、あるいは全土の制圧に至る場合、ないしは膠着化の後に（自衛隊及び）米軍部隊が来援するが、そうした来援部隊が敗北して紛争終結する流れ、更には通常戦力による台湾への戦略攻撃の結果として台湾が抗戦意思を放棄する場合に限られる。こうした流れは核使用リスクの低減の観点からは良いが、基本的に中国による台湾統一を阻止できない流れであるので、一概に望ましいとは言い切れない。そう考えれば、台湾海峡有事は、そもそも事態を発生させない抑止こそが至上命題であって、ひとたび発生してしまえば彼我の核使用リスクを甘受してでも戦わなければならない可能性を孕んだ紛争であると表現できよう。

## 4. 台湾海峡有事ウォーゲームの結果と含意

最後に、本研究プロジェクトで実施した、台湾海峡有事における核エスカレーション・リスクを想定した二回のウォーゲームの結果と含意について触れる。これは本研究プロジェクトで立ち上げた研究会の委員及び外部識者をプレイヤーとして実施した台湾海峡有事における核と非核のエスカレーション・ダイナミクス分析を目的としたウォーゲームであり、その詳細は本報告書の巻末資料にまとめてあるので、参照されたい。

### (1) 第一回目のゲーム結果と含意

第一回目のゲームの序盤のターンでは、海上封鎖を経ず、中国による台湾及びその周辺国への全面攻撃によって台湾海峡有事が開始された。この攻撃は航空基地への弾道・巡航ミサイル攻撃を通じて戦域内の航空優勢確保を意図するものであった。同時に中国は台湾周辺の海域の支配を試み、台湾海峡の他、北部（尖閣周辺海域）と南部（南シナ海）で日米の水上艦隊に勝利して海

28 この点は逆に言えば、米国が台湾海峡有事を局地的な地域紛争と見なし、通常戦力による敗北の結果を受け入れてエスカレーションからの撤退(off-ramp)を図る場合、「決定的な敗北を回避する」ための核兵器使用を求める台湾や日本との間で深刻な同盟内対立(intra-alliance conflict)が生じる可能性を示唆している。

域を支配、尖閣諸島への上陸を宣言した。更に中国はグアムから台湾への連絡線を遮断すべく、東部（台湾東部沖海域）でも日米への交戦を挑んだが、これは相打ちとなり海域の支配には至らなかった。

続くターンで中国は台湾及び周辺国への更なるミサイル攻撃を実施、先のターンに続き多くの航空基地が被害を受けた。しかしこのターンでは日米の側も反撃能力を行使、中国本土の多くの航空基地を破壊し、中国は航続距離の関係で台湾東部沖海域への戦闘機や爆撃機の出撃が不可能となった。このターンで中国は引き続き台湾海峡を支配し、渡洋作戦を遂行して台湾上陸を宣言した。更に尖閣周辺海域及び南シナ海も引き続き支配した。加えて米国の1個空母打撃群（CVG）を通常弾頭型のASBMで撃破する戦果を挙げた。しかし中国本土の航空基地破壊の影響もあり台湾東部沖海域での日米との交戦で敗北、グアムから台湾への連絡線遮断を再び果たせず、逆に米国による連絡線確保を許すこととなった。加えて中国は日米の介入阻止のため広範囲に戦力を展開、特に宇宙・サイバー戦力を浪費する結果ともなった。

第三ターンで中国は引き続き大規模なミサイル攻撃を各地に実施した。この結果として台湾及び日米の航空基地は東日本のものを除きほぼ破壊された。米国はこのタイミングで中国本土における航空基地全てに対する先行核使用を実施した。ゲームではこの時点で核と非核の防火帯（firebreak）を越える結果となった。米国が先行核使用した背景には、日米の側の航空基地がほぼ破壊されているので中国の航空基地も全て破壊することで相互の平準化を求めたこと、そして海上の交戦における中国側の航空戦力を減らす狙いがあったとされる。しかしこれに対して中国も核弾頭搭載のASBMを使用し、米国の1個CVGを追加的に撃破した。中国側からも核エスカレーションに応じる形となった。

海域支配を巡る争いでは、日本が尖閣諸島の奪還を断念しグアムからの台湾への連絡線維持に戦力集中した結果、中国が引き続き台湾海峡、尖閣周辺海域、南シナ海を支配した。日米との交戦はその連絡線にあたる台湾東部沖海域及びフィリピン海南部で発生し、特に前者では大規模な決戦の様相を呈したが、両方ともかろうじて日米が勝利し、台湾への連絡線がなお確保された。ここで米国には台湾への逆上陸の選択が生まれたが、この時点では行わないと判断した。

第四ターンでは、中国は残存している日米側の航空基地全てに核攻撃を行った。中国本土の航空基地は先のターンで全て米国の核攻撃によって完全破壊されているため、中国側も日米の航空基地を核攻撃によって完全破壊することを意図したものである。結果、中国と日米の全ての陸上における航空基地が破壊され、お互いにCVGによる艦載機以外の航空戦力の運用が不可能となった。

海上の交戦は、フィリピン海南部と台湾東部沖海域で発生した。前者の戦いにおいて、中国は日米の水上艦艇群に対する大規模な核弾頭搭載ASBMの発射を行った。中国がなぜこの局面で大規模な核弾頭搭載ASBMの使用に傾斜したかと言えば、それまでに宇宙戦力を浪費したために交戦における宇宙優位を得られず、宇宙からの誘導を要する通常弾頭型ASBMの運用が困難になった事情があった。結果として中国と日米の艦隊は相打ちの形となって海域支配が存在しない形となり、日米がグアムから台湾への連絡線を維持できるかは台湾東部沖海域での決戦に依存することになった。その台湾東部沖海域の交戦において、中国はやはり大規模な核弾頭搭載ASBMの発射で応じた。日米の側も総力を投入した決戦となったが、結果は中国側が僅かに有利となり、海域を中国が支配した。これによって日米はグアムから台湾への連絡線を喪失した。ゲームはこの

時点で終了した。

第一回目のゲームにおける核と非核のエスカレーション・ダイナミクスに関する含意に注目すると、このゲームでは米国が中国本土の航空基地に対する先行核使用を行った他、中国も大規模に核弾頭搭載ASBMを使用するといった核エスカレーションが見られた。この背景としては、米の側には中国の通常弾頭型の弾道・巡航ミサイル攻撃で日米の航空基地が広範囲に破壊された状況を挽回して海上の交戦を有利に導きたいとの動機があり、中国の側には宇宙優勢を日米側に獲られた結果として核弾頭搭載ASBMしか活用の選択肢がなかったという事情があった。米中双方の動機として、海上交戦において一方的に不利となることを回避したいという「決定的な敗北を回避する」ための核使用の動機があったと指摘できる。他方、このような核エスカレーションが戦域内で大規模に発生したのは、こうしたエスカレーションが米中双方の本土に対する戦略（対価値）攻撃の応酬に発展する可能性がゲームの構造上存在していなかったからだとの指摘もあった。つまり米中間には戦略的安定性が存在しており、「安定・不安定性のパラドックス」の構図でその下の戦域レベルの核エスカレーションが生じたのではとの指摘である。そこで実際には核の閾値はもう少し高いのではないかと、軍事的考慮以外の政治的考慮も核使用のあり方に制約を加えるのではないかと、といった疑問が提示された。

## （２）第二回目のゲーム結果と含意

そこで第二回目のゲームは、第一回目のゲームの講評で指摘された内容を反映した若干のルール変更を行う形で実施された。具体的には、日米中の各チームに「政治指導者」と「軍事指導者」の区別を設け、核使用を含む事態のエスカレーションに政治的なペナルティを設けた他、通常戦力による戦域核戦力への攻撃の選択肢や、米中間の戦略核戦力の応酬が生じる可能性をゲームのルールに加えた。意図としては、こうしたルール変更がゲームの展開や核使用の判断にどう影響を与えるかを吟味することにあつた。

しかし、このゲームは結果的には米中間の戦略核戦力の応酬を意識する前に日米が中国に通常戦力の対決で敗北する展開となり、核使用がなされないという意外な結末となった。ただし政治的なペナルティの導入が特に序盤の中国の行動に大きな影響を与える結果も観察された。同時に、通常戦力の対決によって海域支配が中国側に奪われた場合、米国にこれを覆すための核使用の選択肢が限られていることも浮き彫りとなる展開となった。

第二回目のゲームの序盤のターンにおいて、中国は第一回目と同様に海上封鎖を選択せず、ミサイル攻撃によって台湾海峡有事を開始する判断を採った。ただし、その攻撃対象は周辺国を含まず、台湾のみであった。この判断には紛争に周辺国を巻き込むことへの政治的ペナルティの存在が影響していた。海上交戦に関して、中国は台湾海峡と尖閣周辺海域、南シナ海を支配し、前回と同様、尖閣諸島への上陸を宣言した。しかし台湾東部沖海域で発生した本格交戦において日米に敗れ、グアムから台湾への連絡線遮断に失敗した。

第二ターンにおいて、中国は引き続き台湾へのミサイル攻撃を行った他、沖縄の航空基地へも攻撃を行ったが、その他の基地への攻撃は控えた。政治的ペナルティの存在により中国の行動は抑制的に見えたが、日米はペナルティを甘受する形でこの段階で中国本土の航空基地への大規模攻撃を実施した。そして内陸部の一部の基地以外を破壊した。海上交戦では中国が引き続き台湾海峡と南シナ海の支配を維持し、台湾上陸を宣言したが、尖閣周辺海域と台湾東部沖海域では日

米との大規模な交戦が発生した。この戦いにおいて、中国は本土の航空基地を破壊されているため航空戦力の投射が限定的になったが、代わりに宇宙優勢を獲りつつ通常弾頭型ASBMを積極活用する方針を採った。その結果、両海域において日米の水上艦艇に大打撃を与え、米国のCVGをも撃破しつつ、両海域の支配を達成した。結果として日米はグアムから台湾への連絡線を喪失する形となった。日米としては、尖閣諸島の奪還とグアムから台湾への連絡線維持の双方の目的に拘り、戦力を尖閣周辺海域と台湾東部沖海域に分散させたことが仇となった。この敗北が余りにも甚大であったため、日米の側にはこの時点で中国に通常戦力で勝利することは困難だとの見通しが生じた。

第三ターンにおいて、中国は政治的ペナルティを甘受する形で、台湾及び周辺国への大規模なミサイル攻撃に踏み切った。その結果、台湾及び日米の多くの航空基地が破壊された。これに対し、日米は反撃能力を行使して中国沿岸部の航空基地の半数を破壊したが、既に通常弾頭型のミサイルが残り少なく、先行核使用は政治的ペナルティを伴うため、反撃は限定的なものに留まった。海上交戦において、中国は台湾海峡の他、尖閣周辺海域、南シナ海、台湾東部沖海域と戦力を分散させて日米の台湾への接近を拒否する形を示したが、既に戦力が僅少となっていた日米はこれに対して中国の部隊展開が一番手薄になると考えられた南シナ海に全戦力を投入して決戦を挑んだ。これによってフィリピン海南部から南シナ海を經由してのグアムから台湾への連絡線確保を意図したのである。この戦いで日米は中国と相互相打ちという健闘を行ったものの、結果としてこのターンにおける全戦力を喪失したために、グアムから台湾への連絡線の再確立はならなかった。そしてこの展開を受けてゲームのルール上、台湾の士気がゼロとなり、抗戦意思がなくなって中国に降伏した。この時点で第二回目のゲームは核使用がなされないまま終了となった。

第二回目のゲームにおける核と非核のエスカレーション・ダイナミクスに関する含意は以下のようなものだったと言えよう。第一に、このゲームでは政治的ペナルティのルール導入が特に序盤の中国の行動に影響を与えたことが指摘できる。中国は序盤から周辺国を巻き込む大規模ミサイル攻撃を実施せず、標的を台湾のみに限定した。第二ターンでも台湾に加え沖縄のみを攻撃した。このように、政治的ペナルティの導入は、特に序盤の中国の行動を抑制的にする効果があった。他方、このゲームでは事態が核使用までエスカレートしなかったため、政治的ペナルティの存在が核使用を抑制的にするか否かまでの検証は不十分な面が残った（ただし第三ターンにおける日米の中国本土の航空基地への先行核使用を抑制する効果はあったとみられる）。

第二に、中盤での尖閣諸島海域及び台湾東部沖海域における中国の勝利が、その後のゲーム展開に決定的な意味を持った。中国はこの通常戦力による勝利のために、その後の先行核使用を意識することがなかった。中国としては非核の戦力が充実していたため、核使用を考えずともゲームに勝利できたのである。第一回目のゲームのように核弾頭搭載ASBMを大規模使用するという展開にもならなかった。こうした展開では中国による先行核不使用宣言は理に適っており、非核の戦力で大きく敗北しない限りは中国の先行核使用は考えづらいつの指摘もなされた。

第三に、日米は第二ターンの敗北後に実際に核使用を考え、第二ターン後に挿入される外交フェイズやその後の交戦において核使用の可能性も示唆していたものの、実際に第三ターンで核使用することはなかった。この理由について日米は事後の講評で、海域の支配に直接貢献し得る、戦場で使用可能な核戦力が米国になかったためである、と説明した。その意味としては、米国の核戦力は基本的に対地攻撃用（B-61やB-83、LRSO等）であり、中国沿岸部や内陸部の航空

基地を攻撃することはできるものの、海域支配を直接左右する中国の水上艦艇を攻撃できる対艦用の核戦力が不在、ということである。中国側に存在する核弾頭搭載型ASBMのような戦力が米国には存在しないのである。結果として米国は海域支配を巡る争いにおいて、通常戦力の劣勢から核兵器を先使用する動機は持ちつつも、これに適した核戦力が不在という理由で核使用をしなかった。この点は、通常戦力の対決によって海域の支配が中国側に奪われた場合、米国側にこれを覆すための核使用の選択肢が限られていることを浮き彫りとした。ただし、もし米国に対艦攻撃用の核戦力（対艦攻撃用の海上発射型核巡航ミサイル=SLCM-N等）が存在すればゲームの展開が変わったのか、という疑問は残った。この点については未解明の要素が残ったと言える。

### (3) 小括

二回のウォーゲーム結果を小括すれば、基本的にこれらのゲーム展開によって台湾海峡有事における米中が「決定的な敗北を回避する」ための核使用に傾斜しがちな構図が明らかになったと言える。第一回目のゲームにおいて米国は中国本土の航空基地に対する先行核使用を行ったが、これはその前に日米の航空基地が中国の通常弾頭型の弾道・巡航ミサイルによって概ね破壊されていたことを受けての劣勢挽回のための措置であった。また、中国も米国の水上艦艇に対して核弾頭搭載型ASBMの大規模使用をしているが、これは中国が宇宙戦力を浪費していたことで日米に対して宇宙優勢を獲得できず、通常弾頭型ASBMを活用できないことが背景にあった。これも中国から見た敗北回避の核使用であったと見ることができる。第二回目のゲームは核使用に至らず日米が通常戦力の対決で敗北し、台湾が降伏したことでゲーム終了したが、これは米国の側に活用可能な核戦力が存在しないという事情によるものであり、もし米国に対艦攻撃可能な核戦力が存在していれば、日米は第三ターンで先行核使用を決断していた可能性は高いと思われる。第三ターンにおける南シナ海の決戦はグアムから台湾への連絡線を再確立できるか否かの戦略的重要性を伴っており、この戦いに敗北したことが直後の台湾の降伏（ゲーム終了）に直結したため、日米にもし核使用の選択肢があれば、これを先使用した可能性は十分考えられた。これらのことから、台湾海峡有事において米中双方が「決定的な敗北を回避する」ための核使用に傾斜する、との戦略的経路分析の結果は、ウォーゲームの結果によっても裏付けられたと言える。

## おわりに

本章では、大国の関与する国際紛争において実際に核兵器が使用される蓋然性が高まっており、これをどのように抑止・エスカレーション管理すべきかという課題が切実となっていることを背景に、ロシア・ウクライナ戦争と台湾海峡有事の二つの戦争に焦点を当て、それぞれ如何なる経路を経て核使用リスクが生じるかという戦略的経路分析を行うと共に、台湾海峡有事を題材とした二回のウォーゲームの結果と含意について言及した。結論として指摘できるのは、核兵器使用に至る流れには様々な経路があるものの、特に留意すべきはロシア・ウクライナ戦争にしても台湾海峡有事にしても、国家は「決定的な敗北を回避する」ための核兵器使用に傾斜しがちである、ということである。

今日の世界では大国間競争を背景に核使用リスクが高まっていると言われるが、同時に依然として核保有国が戦場で核使用していないことを踏まえれば、核使用の閾値はなお相応に高いと考

えることは理に適っている。その重要な背景となっているのは米国による公然・暗黙の両面を含む拡大抑止の信憑性の高さであろう。すなわち、核使用した場合の米国による核を含む反撃の可能性が、現状変革勢力による安易な核使用（の恫喝）を抑止していると考えられる。この観点から米国が拡大抑止の信憑性を高めることは、現状変革勢力による核使用リスクの低減に貢献すると考えられる。

しかし同時に、国家が「決定的な敗北を回避する」ために核使用に傾斜しがちな本質を見失う訳にはいかない。ロシア・ウクライナ戦争においても台湾海峡有事においても、中口にとってレジームの安定性、すなわちプーチン体制の安定や中国共産党による支配の正統性維持こそが何があっても守らねばならない死活的な利益であり、これが脅かされる時には核兵器使用が決断される可能性があることに留意しない訳にはいかないのである。このような状況においては、米国の拡大抑止ですらも彼らの核使用を抑止するに十分でない可能性がある。彼我の「負けられない戦い」は必然的に核エスカレーションを想定せざるを得ない事態に至ることもまた確かなのである。とは言え、だからといって核使用リスクの低減を主眼において相手に宥和的に接すること（米国が核エスカレーションからの一方的な撤退＝off-rampsの選択を採ること）は、現状変革を容認することに繋がるので、この点にはジレンマがある。

そう考えると、そもそも戦争自体を抑止することの重要性が強調される一方で、万一それに失敗した場合に備えて、ミサイル防衛や精密打撃能力をはじめとする損害限定能力を含む、非核の（通常戦力による）能力を向上させていくことの重要性が改めて増してきていると考えられる。一般論として、国家は非核の対処手段が残っているうちは核使用に傾斜しないものである。万やむを得なければ「決定的な敗北を回避する」ために核戦力に頼ることは致し方ないものの、戦場で極力それに依存しなくても良いように非核の能力を向上させていくことは、核使用リスク低減の上で今日極めて重要な課題となっている。日本としても、とりわけ反撃能力や統合防空ミサイル防衛の文脈において、こうした能力を向上させていくことが死活的な課題になっていると指摘できよう。



# 旧ソ連諸国と核問題： ブダペスト覚書をめぐる議論を中心に<sup>1</sup>

廣瀬陽子

### はじめに

2022年2月24日以降のロシアによるウクライナ侵略において、度々問題となってきたのが、ロシアによる「核の恫喝」であった。それにより、欧米諸国はウクライナへの支援を手控えるような状況が確実に生まれた。他方、現在、世界の二大核保有国であるロシアと米国は、それぞれ5,580発、5,044発という現役核弾頭を保有しているにもかかわらず（長崎大学核兵器廃絶研究センターによる2024年6月1日時点の数計値）、両国間の核に関する条約は、現在、両国の間に残る唯一の核軍縮条約で、2026年2月に有効期限を迎えるという状況だ。核兵器の脅威は、確実に大きくなっている。

ロシアの核兵器は、ソ連から継承したものも多く、また冷戦時代は紛れもなく米ソ間の核抑止が世界の「安定」を維持したという経緯から、ロシアの核兵器の問題はソ連時代に遡って考える必要があるだろう。その際、核兵器を保有していたのは、ソ連解体後に成立した国を単位とすれば、ロシア、そしてウクライナ、カザフスタン、ベラルーシであった。核軍縮を進めるため、世界はロシア以外の核保有3カ国の核兵器をロシアに集約することが是であると考えようになった。そして成立したのが1994年の12月5日の「ブダペスト覚書（The Budapest Memorandum）」、正式には、「ウクライナの核兵器不拡散条約への加盟に関連する安全保障保証に関する覚書（Memorandum on Security Assurances in Connection with Ukraine's Accession to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons）」<sup>2</sup>であり、ウクライナ、ロシア連邦、米国の大統領および英国首相によって署名され、ウクライナに国家安全保障の保証を提供するものであるはずだった。なお、中国とフランスは、個々の声明の形で、後に同規定に参加した。

大国による安全保障の保証と引き換えに、ウクライナは当時世界第3位の核兵器備蓄を放棄し、不拡散条約に加盟することを決定したのであった。これに基づき、旧ソ連3カ国は自国の核兵器をロシアに移設することと引き換えに、ロシア、米国、英国によって安全の保証を得たはずであった。しかし、「ブダペスト覚書」は、2014年のロシアによるクリミア併合により完全に破られた。そして、ロシアの違反は2014年からのウクライナ東部の内戦でも続き、ロシアはその際

1 本稿注記載URLの最終アクセス日は2025年3月23日である。

2 覚書の本文は国連条約コレクションに掲載されている。<https://treaties.un.org/Pages/showDetails.aspx?objid=0800000280401fbb>

の「ミンスク合意（I・II）」においても違反を繰り返した。そして、ロシアの決定的な違反が2022年からのウクライナ戦争である。こうして、ブダペスト覚書の意味はウクライナにとっては完全に消失し、「ブダペスト覚書」に合意したことを後悔するような議論が、2014年のロシアによるクリミア併合以後、頻繁に聞かれるようになった。たとえば、最新のKIIS世論調査では、ウクライナ人の73%がウクライナの「核兵器の再保有」を支持している。特に、そのうち46%は西側諸国がウクライナに制裁を課し、援助を停止してもそうすると回答した<sup>3</sup>。それ程までにウクライナでは核放棄、そして、ブダペスト覚書への蟠りが強くなっているとも言える。

つまり、ウクライナは「ブダペスト覚書」によりカザフスタンおよびベラルーシと共に「安全の保証」と引き換えに、保有していた核兵器がロシアに移管されることに合意したのだった。そのような経緯から、ウクライナでは「もし、核兵器を保持し続けていたら、ロシアはクリミア併合やウクライナ侵略に踏み切れなかったのではないか」という議論が生まれるのである。実際、2024年10月17日、ウクライナのヴォロディミル・ゼレンスキー大統領は欧州連合（EU）首脳会議で、「ウクライナは自衛のための核兵器を保有するか、何らかの同盟を結ぶ必要がある」とまで発言しており、核兵器が国家安全保障において極めて大きな意味を持っていることが改めて問われた。

覚書は6つの条項で構成されており、第1条、第2条は、1994年の「既存の国境」内で、ウクライナの政治的独立と領土保全を尊重し、いかなる手段でもウクライナを脅かしたり、武力行使したりしないという明確な義務を署名国に課している。

2014年以降のロシアのウクライナに対する動きは、同覚書に明らかに違反している。同覚書はあくまでも「覚書」で、条約のような拘束義務はないものの、1969年の条約法に関するウィーン条約の条件の下、国際協定とみなされているが、本問題が国際司法裁判所での訴訟の対象になる可能性は低いと考えられている。

また、ロシアは国際法の一般原則、すなわち国連憲章（第2.4条および第2.7条）および1975年のヘルシンキ最終法に含まれる原則にも違反している。何故なら、国連憲章の条件の下で、他国の領土での武力行使は、国連安全保障理事会によって義務付けられている場合、または自己防衛の場合のみ正当化されるからである。だが、ロシアは当然、それらの違反も認めていない<sup>4</sup>。

他方、ウクライナ戦争のなかで、新たなブダペスト覚書違反が生じた。ベラルーシにロシアの核兵器が配備されることとなったのである。そしてこれは、ロシアの新しい核の恫喝の材料にもなった。

しかし、内外の理解と協力を得つつ、ブダペスト覚書が順調に履行されているカザフスタンのような事例もある。

ブダペスト覚書に関わる国々の命運は多様だ。本稿では、核軍縮や核管理、さらに核の恫喝など、核兵器をめぐる諸問題の対策を検討し、対策の提言をすることを目的に、まず、ソ連がどの

---

3 Timothy Garton Ash, "What if Russia wins in Ukraine? We can already see the shadows of a dark 2025," European Council on Foreign Relations, 2 January, 2025. <https://ecfr.eu/article/what-if-russia-wins-in-ukraine-we-can-already-see-the-shadows-of-a-dark-2025/>

4 Steven Blockmans, "EUobserver opinion: Opinion: Russia and the Budapest memorandum," De Nederlandse Grondwet, 6 maart 2014. [https://www.denederlandsegrondwet.nl/id/vjhudsx069qv/nieuws/euobserver\\_opinion\\_opinion\\_russia\\_and](https://www.denederlandsegrondwet.nl/id/vjhudsx069qv/nieuws/euobserver_opinion_opinion_russia_and)

ように核兵器を生み、育て、そしてソ連末期には直面した軍縮問題に対処してきたのかについて述べる。続いて、ソ連解体後に核管理、具体的には旧ソ連諸国の核兵器をロシアに集約してゆく流れについて論じてから、ブダペスト覚書の成立過程や諸問題を分析した上で、覚書に署名をしたウクライナ、ベラルーシ、カザフスタンがそれをどのように受け入れたのか、受け入れたが受け入れられなくなったのか、ないし、外部要因で成立し得なくなったのかを検討する。そして、核兵器をロシアに移管することを一度は受け入れ、ブダペスト覚書を締結した3カ国が、その後、どのように核兵器を捉えているのか、どのような状況に置かれているのかを検討した上で、現実的な方向性を考えるための一助を提供したい。

## 1. ソ連における核兵器開発の略史

ソ連は米国が広島・長崎に1945年8月に原爆投下を行なったことに刺激され核開発を急速に進めた。そして、1949年8月29日に初の核実験（RDS-1、通称「ファーストライトニング」）をセミパラチンスク核実験場（現カザフスタン）で実施すると、米ソの核競争が本格化していった。ソ連の核開発は、核物理学者イーゴリ・クルチャトフの指導のもと、秘密都市アルザマス-16（現サロフ）で行われた。

そして、核弾頭の開発・製造はアルザマス-16、チェリャビンスク-70（現スネジンスク）で進められ、プルトニウムはマヤーク核施設（チェリャビンスク州）で生産された。また、ウラル山脈周辺では、核関連施設が多数存在し、軍事目的の核燃料生産が行われた。広大なソ連の豊富な資源が核開発を下支えすることとなった。

1953年には、ソ連が水素爆弾の開発に成功し、初の水爆実験「RDS-6」を実施した。

こうして、セミパラチンスク核実験場では1949-1989年に456回の核実験を実施し、大気圏核実験も本格化させていった。核実験は北極圏でも多々行われた。北極圏のノヴァヤゼムリヤでは1955年から1990年まで、130回以上の核実験が行われ、1961年には史上最大の水爆「ツァーリ・ボンバ」（50メガトン）の実験も行われた。

ソ連はICBM（大陸間弾道ミサイル）の開発、配備も進めていった。1957年には世界初のICBM R-7を開発し、バイコヌール宇宙基地に配備した。ソ連の核兵器の威力は確実に世界のトップクラスになっていった。

だが、そのような中で発生したのが1962年のキューバ危機であった。間一髪で回避されたものの、米ソの核戦争がリアルな危機となったことは、核兵器に対する世界の意識を大きく刺激することとなった。

そのような中で、1970年代には戦略兵器制限条約（SALT I、SALT II）が締結され、米ソの核軍拡競争に歯止めがかかったかのように見えた。だが、そんな中、1983年に、ソ連が新型ICBM「SS-18」の配備を進めていき、軍縮ムード一色とはいかなかった。それでも、1985年にM・ゴルバチョフ（Mikhail S. Gorbachev）が共産党書記長に就任し、軍縮を推進してゆくこととなった。ゴルバチョフは、新思考外交、欧州共同の家構想などのもと、欧米との緊張緩和を目指していったのである。ゴルバチョフのとりわけ大きな功績は、1987年に、米国のR・レーガン（Ronald W. Reagan）大統領と中距離核戦力（INF）全廃条約を締結したことだった。中距離核限定とはいえ、核兵器全廃条約というのは史上初の快挙であった。さらに1991年7月には、米ソ

間で第1次戦略兵器削減条約（START I）が締結され（2009年12月5日に次の条約を締結することなく失効）、米ソは自国の戦略核兵器を削減した。だが、同年8月のロシアにおける「8月クーデター」でゴルバチョフの求心力が一気に弱まり、同年12月にはソ連が解体され、15のソ連構成共和国が独立した。そして、本稿がフォーカスするブダペスト覚書にウクライナ、カザフスタン、ベラルーシが同意してゆくプロセスが生じるのである。

なお、ロシアは1996年に包括的核実験禁止条約（CTBT: Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty）に調印している。そして、2000年にウラジーミル・プーチン体制が生まれてからも、2002年5月24日には米ロ間でアメリカ合衆国とロシア連邦との間の戦略的攻撃能力の削減に関する条約（SORT／モスクワ条約：Treaty Between the United States of America and the Russian Federation on Strategic Offensive Reductions）が締結され、核弾頭削減が決定された。そして、2011年2月5日には新戦略兵器削減条約（新START）が締結されるも、ウクライナ問題などで米露間の緊張の高まりにより2023年3月1日、ロシアが新STARTの履行を停止した。

それでも、冷戦期全体として見れば、核抑止体制の中で、米ソがそれぞれ軍拡を進め、しかし、冷戦末期以後、近年のウクライナをめぐる緊張が生まれる前までには諸々の軍縮の動きがあったという流れがあった。

なお、ソ連ではどこに核兵器が配備されたのかといえば、現在のロシア、ベラルーシ、ウクライナ、カザフスタンであった。ロシア、ベラルーシ、カザフスタンは、実はソ連共産党の政治においては、ロシア、ベラルーシ、ウクライナというスラブ系三民族は特別な地位にあった（もちろん、その中でも多様な勢力構造があったのだが）が、そのような中で、カザフスタンが実験場として舐まれた現実は、単にカザフスタンが広大な領域を保有していたということ以上の理由があるように思われる。

そして、ソ連の核兵器は1959年に創設された戦略ロケット軍（RVSN: Strategic Rocket Forces）によって管理されていた。また、主なソ連の核兵器貯蔵施設は、チェリャビンスク、クラスノヤルスク、トムスク、サラトフなどに所在し、バイコヌール宇宙基地からICBMを運用するというスタイルが維持されていた。

## 2. ソ連解体後の核兵器動向：ウクライナのブダペスト覚書締結過程を中心に

### （1）ブダペスト覚書締結過程

冷戦末期から続いていた核軍縮の動きは、冷戦終結後も続くが、米露という核の二大大国による世界における核兵器管理の趨勢はさらに強化されることとなった。とりわけ、旧ソ連諸国については、1991年のソ連解体により、ソ連の核兵器はロシア、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシに分散することとなったため、まずはそれをロシアに集約する必要があるとされ、そして、1992年のリスボン合意、94年のブダペスト覚書が締結されていく流れとなる。これらの合意については、各国が各々のプロセスを経ていたと承知しているが、本稿ではさまざまな要素が最も凝縮されているウクライナにおけるブダペスト覚書締結プロセスを一時例として分析する。

1991年にウクライナがソ連から独立したとき、ウクライナは世界第3位の核保有国であり、推定1,900発の戦略弾頭、176基の大陸間弾道ミサイル（ICBM）、44機の戦略爆撃機を保有していたとされる。ブダペスト覚書により、ウクライナは96年までに経済援助と安全保障の保証と引き換

えにすべての核弾頭をロシアに移管した一方、1994年12月に1968年に成立した核不拡散条約(NPT)の非核兵器締約国になった。だが、ブダペスト覚書が合意に至るまでのプロセスは、実は平易ではなかった。以下では、そのプロセスを確認しつつ、同合意が最初から孕んでいたリスクとウクライナの危機感などを明らかにする。

まず、ソ連末期にも、ウクライナは国際的に主権国家として認められるための努力をしていた。1990年7月16日に主権宣言を行ったが、その際、ウクライナは非核兵器国としてNPTに参加するための準備として、「核兵器の受け入れ、生産、または取得しない」ことを約束した。だが、本問題でウクライナが一枚岩だったわけではなく、政治家の中には、ロシアは依然として脅威であるため、抑止力として核兵器を保持すべきだと考える者もいた。

そして、1991年12月26日のソ連解体に続き、独立国家共同体(CIS)は12月30日にミンスク協定に署名し、ロシア政府が旧ソ連のすべての核兵器の管理を担当することに同意した。しかし、核兵器がベラルーシ、ウクライナ、カザフスタンに残っている限り、完全な管理は不可能であるため、ロシアは1994年末に期限を設定して、旧ソ連内の全核兵器の回収を目指し始めた。

他方、ウクライナは1992年5月23日にリスボン議定書に署名した。同議定書は、ロシアやベラルーシ、ウクライナ、カザフスタンの核兵器全てが破壊されるかロシアの管理に移行することについて、それら4カ国と米国が合意したものである。その上で、すべての国が戦略兵器削減条約(START)とNPTに参加することが想定されていた。

だが、ウクライナ国内では、STARTの批准、NPTへの参加、非核化に向けた動きはほとんどなかった。議定書はより早いNPTの履行を求めるも、最大7年の猶予期間が与えられていた。1992年後半の頃、ウクライナ議会では核保有を支持する議員も多く、ウクライナが核保有国の地位を持つ権利があると考えるウクライナ人も少なくなかった。米国政府はウクライナに1億7500万ドルの解体支援を約束したが、ウクライナ政府は核弾頭の所有権を主張するようになった。その流れの中で、1993年4月下旬には、162人のウクライナの国会議員がSTART I批准の前提条件を13点追加する声明に署名し、批准プロセスを事実上頓挫させた。それら前提条件には、ロシアと米国からの安全保障の保証、核兵器及び関連施設などの解体のための外国からの援助、核物質に対する補償などが含まれていた。さらに、それら議員はウクライナが配送車両の36%と弾頭の42%のみを解体し、残りはウクライナの支配下に残すことを主張した。米露はこれら新規要求を批判したが、ウクライナは引かなかった。そのため、1993年5月、米国は、ウクライナがSTART IIに批准すれば、同国はより多くの財政援助を提供すると持ちかけ、これを受けて、ウクライナの非核化に関するウクライナ、ロシア、米国の間での議論が始まった。

そうして、1993年9月4日に、ウクライナとロシアはマッサンドラ協定に関するサミットを行った。核兵器の解体、手続き、補償条件に関する議定書を含む一連の合意に達したものの、双方は最終文書に合意できず、サミットは最終的に失敗となった。それでもこの会談は、三者合意のための重要なお膳立てとなった。米国がロシアとウクライナを仲介する中、三カ国は94年1月14日に三者声明に署名したのである。ウクライナは、米国とロシアからの経済支援と安全保障の保証と引き換えに、戦略兵器の放棄を含む完全な軍縮を約束した。ウクライナは核弾頭をロシアに移管することに同意し、ミサイル、爆撃機、核インフラの解体における米国の支援を受け入れた。ウクライナの核弾頭はロシアで解体され、ウクライナは商業的に価値のある高濃縮ウランの対価に関する補償を受けることとなった。こうして、ウクライナは94年2月3日にSTART Iを

批准し、以前に出していた前提条件を撤回したが、さらなる安全保障の保証なしにはNPTへの加盟はできないと主張した。

だが、米国にはブダペスト覚書の合意を急ぎたい事情があった。1995年には核拡散防止条約（NPT）の無期限延長の可否を決める会議が控えていたが、W・クリントン（William J. Clinton）政権（当時）は、NPTの無期限延長を目指していた。そのような状況でウクライナやベラルーシ、カザフスタンの状況が曖昧であることは都合が悪く、旧ソ連の核問題を早期に収束させたかったのである<sup>5</sup>。

そして、1994年12月5日についてブダペスト覚書への米国、ロシア、英国による署名が実現した。ウクライナの領土ないし政治的独立に対する武力の脅威または使用に対する安全保障の保証、またウクライナの主権と既存の国境も尊重されることが織り込まれた。また、ベラルーシとカザフスタンの並行覚書も署名された。これを受けて、ウクライナは同日、非核兵器国としてNPTに正式に加盟した。これらによりSTARTの批准の最終条件が満たされ、同日、START Iの5つの締約国が批准文書を交換し、条約が発効した<sup>6</sup>。

なお、米露は2009年に共同声明を発表し、1994年のブダペスト覚書で行われた安全保障上の保証は、2009年のSTART I満了後も引き続き有効であると確認していたが、そのロシアが2014年以降、繰り返し覚書に違反したことは、既に述べた通りである。

## （2）ブダペスト覚書の最大の問題点：ウクライナの安全保障の保証

難航の末に合意されたブダペスト覚書であったが、それは多くの問題が残されたままの玉虫色の合意だった。最大の問題は合意に際し、ウクライナが「ロシアによる国境変更の試み」を何より懸念していたにもかかわらず、米国はウクライナの安全保障の保証に対して及び腰な態度を貫いた事だった。その両国間の温度差は、覚書のテキストの単語にも明確に表れている。

旧ソ連の核兵器については、「単一の統一された権威による安全で責任ある信頼できる管理」下に置かれなければならないという前提があり、その実行のためにCISの支援で統合戦略司令部（JSC: The Joint Strategic Command）が創設されたが、JSCが全く機能しなかったため、ウクライナは独自の動きに着手した。具体的には1992年に当時の大統領L・クラフチュク（Leonid M. Kravchuk）がウクライナの「行政管理」を確立するために、戦略兵器の削減を始めたのである。ウクライナ議会（ラダ）も非核化へのウクライナの公約を確認しつつも、軍縮の条件として安全保障の問題を主張し始めていた。

同年5月には、前述の通り、ウクライナはSTART Iに加入したが、その後もクラフチュク大統領は、米国のG・ブッシュ（George H. W. Bush）大統領（当時）に書簡を送り、ウクライナの安全保障の問題を強く主張し続けた。それを受け、ブッシュ大統領は、1992年6月23日付のクラフチュク大統領宛の書簡で、リスボン議定書を「歴史的成果」とし、ウクライナがソ連の核遺産の「負担軽減」に貢献すると称賛した上で、ウクライナの安全保障の懸念に対応するために4

5 太田昌克「(27) ウクライナ歴史家の視座から③ 核不拡散に甚大な打撃 戦略的な重要性理解せず」『長期連載-核カオスの深淵』共同通信社、2022年9月。 <https://www.kyodonews.jp/news/nuclear/post-106.html>

6 “Ukraine, Nuclear Weapons, and Security Assurances at a Glance,” Arms Control Association, March 2022. <https://www.armscontrol.org/factsheets/ukraine-nuclear-weapons-and-security-assurances-glance>

つの方法を示した。第一に、米国の非核NPT加盟国に対するコミットメントを正式に再確認し、「ウクライナが、核兵器が使用される侵略または侵略の脅威の対象」となった場合には、国連安全保障理事会に直ちに支援を求めるとした。第二に、欧州安全保障協力会議（CSCE）、北大西洋協力理事会（NACC）、国連などの集団安全保障体制を信頼するよう促した。第三に、ウクライナ自身の民主化、経済改革と投資の重要性を強調した。第四に、米国がウクライナの通常戦力の発展のための支援を申し出た。

ウクライナが米国の申し出をハイレベルの文書に正式に盛り込むよう主張したのを受け、1992年12月に米国の駐ウクライナ大使R・ポパディウク（Roman Popadiuk）はウクライナ外務省に米口声明の草案を提出した。草案には以下のような内容が含まれていた。

- ① 核保有国による、NPT加盟の非核保有国に対する積極的及び消極的な安全保障の保証
- ② CSCE最終文書に従い、ウクライナの主権、独立、国境の不可侵性を尊重し、経済的強制を控える
- ③ 国連憲章に従い、ウクライナの領土保全と政治的独立に対する武力行使や武力の脅迫を行わない

この提案を受けたウクライナ側は、既存枠組みの確認だけでは同国の安全保障を十分に保証したことになるかと反発したが、ポパディウク大使は、米国がこれ以上強いコミットメントをすることは考えにくいと述べ、実際に米国の立場は変わらなかった。

他方、1992年5月にロシア議会は、1954年にN・フルシチョフ（Nikita S. Khrushchev）共産党第一書記がクリミアをウクライナに割譲した決定を遡及的に違法だと宣言した。ウクライナはこの動きを受け、ロシアがソ連解体後の国境線を認めないであろうという危機感を強めた。実際、ウクライナの要求に対してロシアは、ウクライナの国境を「CISの国境内」でのみ認めたが、ウクライナはその表現が含むリスクをより強く感じるようになった。そのためウクライナ議会はSTART I、リスボン議定書の検討を繰り返し延期し、前述の通り93年には162人の議員が公開書簡で新たな条件を突きつけ、安全保障の保証が法的拘束力のある条約で確保されることを要求した。

このような中で条約の草案が用意され、米国特使S・タルボット（Strobe Talbott）と国防長官L・アスピン（Les Aspin）が1993年6月にウクライナを訪問して具体的な議論が行われた可能性が高い。しかし、米国は慎重で、安全保障の「保証」については政治的なレベルにとどめる姿勢を貫き、「保証」について、ウクライナが「guarantee」を使うことを求めたのに、米国は拘束力のある安全保障上の義務を負うことを避けようとし、「assurance」を使う姿勢を曲げなかった。

ウクライナとしては、何としても「guarantee」の形で安全保障の保証を得たかったが、本問題によりウクライナは欧米から次第に孤立するようになった。それでも、1993年11月18日、ウクライナはリスボン議定書に関し、広範囲にわたる留保を表明し、条約の対象とならない核兵器の一部を保有する権利を主張し、非核兵器国としてNPTに加盟することを義務づけたリスボン議定書第5条を拒否した上で、批准文書の交換にあたっては、安全保障の保証と金銭的補償を条件にするとした。それでも米国はクラフチュク大統領の説得を続け、集中的な外交努力の結果、

1994年1月14日にモスクワでビル・クリントン、クラフチュク、エリツインという三カ国の大統領によって署名された三者声明が生まれた。

ウクライナにとって、三者声明の意義は三つあった。第一に、ウクライナは既にロシアに引き渡した戦略核兵器と戦術核兵器の両方に含まれる高濃縮ウランの商業的価値に対する補償を得られることになった。第二に、米露はウクライナが望んだレベルではなかったが、以前よりはより実質的なレベルの安全保障の補償を付与されることになった。第三に、ウクライナは米露と対等で参加することができたことに政治的達成感を得ることができた。こうしてウクライナ議会は1994年11月16日に留保付きではありながらも、NPTを批准した。この際、核関連の安全保障問題に関する言及はなかったが、その代わりに、NPTへの加盟に関する法律第4条では、領土保全および国境の不可侵性に対する武力の行使やその脅威、ならびに核保有国による経済的強制を「最高の利益を危うくする非常事態」としてウクライナが扱うことを強調した。なお、その本文は、NPT条約からの脱退に関する第10条からそのまま引用されている<sup>7</sup>。

そして、同年12月5日、ブダペストで開催されたCSCE首脳会議において、米国、英国、ロシア、ウクライナの大統領は、ブダペスト覚書に署名したが、ウクライナが主張していた同国に対する安全保障については結局曖昧にされたままだった。

それでは何が曖昧なのか。M・ソルダテンコ（Mykhailo Soldatenko）は、ブダペスト覚書が結実するに至る中で、物議を醸した点が意図的に曖昧にされたと指摘する。ソルダテンコが特に問題視するのが、第一に、覚書が拘束力のある条約なのか、政治的取り決めなのかという点であり、第二に安全保障の「保証」の意味である。特に、3カ国語のテキストがある中で、「保証」に適用された単語のニュアンスが各国語のバージョンごとに明らかに異なっていることが強く問題視されている。

ウクライナがロシアの脅威を深刻に捉えていたのは前述の通りだが、長い交渉を経て、ロシアはウクライナに対し、核燃料棒とエネルギー債務の帳消しによって補償を行うことで合意し、米国は旧ソ連諸国の核兵器確保と解体を支援するために米国の国防予算から資金を充当するナン・ルーガー計画を通じてウクライナの軍縮に資金提供することを約束した。

それでも、安全保障の保証に関する議論は平行線を辿り、ウクライナ議会は法的拘束力のあるものを求めたが、米露はそれを断固拒否した。それ故、覚書は、既存の法的・政治的合意を再確認し、重要な部分は曖昧な内容にとどめるという形にならざるを得なかった。

第一に、1975年のヘルシンキ最終文書に基づく公約が再確認された。具体的には、「ウクライナの独立と主権、および既存の国境を尊重する」（下線筆者）とともに、「ウクライナによる主権固有の権利の行使を自国の利益に従属させ、それによってあらゆる種類の利益を確保することを目的とした経済的強制を控える」ことに合意した。「既存の国境」という文言はウクライナの要請で盛り込まれたが、実は極めて重い意味を持つ。ウクライナは、この文言によって、クリミアを含むソ連内の全ての自国領土に対する主権をロシア及びその他の署名国から直接かつ無条件に

---

7 Mariana Budjeryn, "The Breach: Ukraine's Territorial Integrity and the Budapest Memorandum," Woodrow Wilson International Center for Scholars, *Nuclear Proliferation International History Project, Issue Brief #3*. <https://www.wilsoncenter.org/sites/default/files/media/documents/publication/Issue%20Brief%20No%203--The%20Breach-Final4.pdf>

確認させたかったのだ。かつての独立国家共同体（CIS）設立に関する協定<sup>8</sup>の第5条では、ロシアはウクライナの国境をCIS内にもみ認めており、ブダペスト覚書でもその限定文言を繰り返すことを望んだが、ウクライナは、CISに対するロシアの圧倒的優位性を考えれば、国際的な領土の承認が必要だと考えたのである。また、ウクライナとロシアは、国連憲章第2条第4項に基づく「ウクライナの領土保全または政治的独立に対する武力の威嚇または行使を慎む」義務についても、またNPTの下で非核保有国が保持してきた積極的及び消極的な安全保障の保障についても再確認した。

第二に、「既存の国境」という文言の他に、覚書の中でウクライナにとって重要だったのは、第6条の当事者が「[実質的な] 約束に関する疑問が生じる」状況で共同協議を行うという手続き上の約束だった。ウクライナにとっては、ロシアと問題が生じた場合に英米に協議に関与してもらえんという潜在的能力を得たことになり、安全保障上、とても重要な意味を持った。実際、この条項は、元ウクライナの上級外交官O・チャルイ（Oleksandr Chalyi）は、この約束の発動とそれに続くウクライナ、ロシア、米国の外交官間の非公式協議が、2003年のロシアとウクライナ間のトウズラ島危機の解決に役立ったと報告している。

とはいえ、英米の支援が軍事面に及ぶものではなかったことは、ウクライナにとって深刻な事態を招いた。他方、この合意にはウクライナがNATOとロシアの間で中立を保つという約束や、その違反の場合に外国からの支援に明確な制限が設定されるということが盛り込まれる可能性があったが、それらが盛り込まれなかったことは、ウクライナがロシアとの戦争を継続する上では大きな意味を持つこととなった<sup>9</sup>。

第三に、本覚書が法的拘束力のある合意だったか政治的合意であったかという問題も本合意の曖昧性を際立たせている。条約違反は国家の威信を失墜させるため、法的拘束力を持つ合意を締結する際には、国家は極めて慎重になるのが常だ。そのため、本覚書についても、ウクライナ議会は法的拘束力のある条約としての締結を強く条件としたが、保証国はそれを認めなかった。このジレンマを解決するため、署名国は覚書の文言を、国際法上の条約としても、また単なる政治的取り決めとしても合理的に解釈できるような形で作成した。結果、ウクライナは議会を納得させることができ、保証国は覚書の政治的性質を主張する機会を留保できた。

第四に各国は、英語、ウクライナ語、ロシア語の同等に有効なテキストに異なる用語を入れるなどして、曖昧な文言を作成した。つまり、ウクライナ語とロシア語の文書は単なる翻訳ではなく、英語の文書と同等の覚書の正本文書だったのである。そのため、文書には多くの曖昧さが含まれた。まず、協定の文面では協定の性質、すなわち拘束力や政治的性格が明確に定義されていない。第二に、本文書は「覚書」とされるが、それは法的合意と政治的合意の両方を指す名称であり、受け止め方はかなり多様となる。第三に、英語版では安全の「保証」にassuranceが用いられているが、ウクライナ語版とロシア語版では「保証」の部分に、より確実な保証であるguaranteeに相当する単語が用いられている。具体的には、ウクライナ語では「запewnення」、ロ

8 Agreements of establishing the Commonwealth of Independent States, Done at Minsk, December 8, 1991, and Done at Alma Ata, December 21, 1991.

9 Mykhailo Soldatenko, "Constructive Ambiguity of the Budapest Memorandum at 28: Making Sense of the Controversial Agreement," *LAWFARE*, February 7, 2023. <https://www.lawfaremedia.org/article/constructive-ambiguity-of-the-budapest-memorandum-at-28-making-sense-of-the-controversial-agreement>

シア語では「заверения」が使われており、より確証的なニュアンスが強い。このような状況について、ソルダテンコは、当事者が曖昧さを生み出すために、異なる言語で異なる用語を使用した可能性が高いと推察する。特に、米国はguaranteeという言葉を用いることに歴史的に極めて強い警戒心を持ってきたという事実がある。

加えて、ブダペスト覚書のウクライナ語版では「署名と同時に発効する」と規定されており、国際司法裁判所は、同規定が批准なしで法的拘束力を持つ「指標」であると判断したが、英語版とロシア語版では、覚書は「署名と同時に適用される」というより柔らかい表現が使われており、その点も曖昧さを助長している。

さらにウクライナ議会はNPT批准時、批准法の「発効」を「核保有国が国際法文書に署名することによりウクライナに安全保障の保証を提供すること」に条件付ける留保を付けた。この留保がなければ、議会在NPTを批准しなかった可能性も高かったと考えられている。この文面は、覚書に法的性格を持たせることを強く支持していることを証明しており、覚書の曖昧さが、ウクライナのNPTへの同意に悪影響を与えたとも言える。実際、ウクライナは2014年のロシアのクリミア併合等を受け、ブダペスト覚書の法的性格を確実なものとするため、国連憲章第102条に基づき、同覚書を条約登録に提出した。国連はその後、2014年10月2日にこれを条約として登録・公表したが、それはウクライナに大きな助けにはならなかった。特に、国連事務局は、その登録は「文書が既にその地位を有していない場合、条約または国際の地位を付与するものではない」という立場を取っているため、ロシアによる「違反」行為の後では遅かったのだ。とはいえ、ブダペスト覚書の拘束力とその国連への登録について、英米が異議を表明しなかったことは、拘束力を支持する上で重要な要素となったし、ウクライナが外国からの支援を得る上でも重要な正当性を提供することになったし、ウクライナは自国防衛と自国の安全保障環境の改善を図ること、そしてその支援を得る重要な論拠も確保できた。

他方、ロシアは同覚書を「政治宣言」と位置付け、国際法上の義務はないとして、その重要性を軽んじようとしたが、ロシアがこの覚書から撤退していないことには注目すべきだろう。だが、米国にとっては、曖昧な状況を維持するのがベストであり、法的義務についての明確な答えを避け続ける可能性が高い<sup>10</sup>。

このようにブダペスト覚書は何もないよりは良いが、その曖昧さの故に、ウクライナの安全保障は保証されず、2022年からのウクライナ戦争に関する停戦や終戦に関する合意の中で、明確に安全保障の保証を確保しなければ、同国の今後の展望も暗いものにならざるを得ない。

### 3. ブダペスト覚書締結国の新たな展開：ベラルーシ、カザフスタンの動向

前述のように、ウクライナではロシアの2014年のクリミア併合、ウクライナ東部の危機への介入、2022年から続くウクライナ戦争などにより、ブダペスト覚書が全く守られない状況が続き、ウクライナ国内ではブダペスト覚書に署名したことへの後悔や核再軍備を求める声が高まるほど、「安全保障のための核保有という選択肢」が現実味を持って語られるほど深刻な状況になっている。だが、ウクライナと同様の状況にあったベラルーシ、カザフスタンでは、それぞれに全

---

10 Ibid.

く異なる実情がある。本項では、両国のブダペスト覚書の履行状況を検討する。

### (1) ベラルーシの動向

ベラルーシはブダペスト覚書署名国の中で、自らそれに違反する行為を行うことになった稀有な国である。ベラルーシは1993年7月22日にNPTに加盟し、94年12月5日にブダペスト覚書に署名した。そして、96年に核兵器をロシアへ移送し、非核国家になっていた。

しかし、ロシアによるウクライナ侵攻開始から3日後となる2022年2月27日、ベラルーシのA・ルカシェンコ（Alexander G. Lukashenko）大統領は国民投票を実施し、ベラルーシの非核保有国としての地位を変更することを決定し、憲法の第18条から「非核地帯・中立国」の文言を削除した。実は、翌年からベラルーシ領へのロシアの核兵器配備の動きが出てくるのだが、この段階で憲法改正がなされていることは、実は、かなり前からロシアとベラルーシの間で、核兵器の問題が議論されていたことを示す。実際、過去20年間、両国はベラルーシへの露核兵器搭載可能システムと核弾頭の配備の可能性について断続的に議論してきたが（なお、21年11月にルカシェンコ大統領が1996年以来初めてロシアの核兵器を自国に受け入れることを公に申し出たとされる）、ウクライナ侵攻で急に具現化してきたのである。ただ、両国の議論のなかで、核兵器の種類、数、場所、配備の正確な時期、ベラルーシの実際の使用能力について議論されたのかは不明であり、少なくとも公にはされていない。なお、この憲法改正時、ルカシェンコ大統領は西側諸国が核兵器をポーランドまたはリトアニアに移送した場合にのみ、ロシアに核兵器の輸送を要請すると明言していたが、実際にはそれらの条件とは無関係にベラルーシへの核兵器の輸送は行われてゆくことになる<sup>11</sup>。

そうして、2023年から具体的にベラルーシへの核兵器移管の動きが出てくる。まず、3月25日にプーチン大統領がベラルーシ領土への戦術核兵器配備を表明すると共に、核弾頭貯蔵施設の建設完了も発表した。この発表を受け、中国外交部はクレムリンの計画に反対を表明したが、それはロシアの動きを止めることにはつながらなかった。そして、5月25日には、ベラルーシ国防大臣V・クレニン（Viktor G. Khrenin）とロシア国防大臣S・ショイグ（Sergei K. Shoigu）が「ベラルーシにおけるロシアの核兵器保管に関する協定」に署名した。

6月13日には、ルカシェンコ大統領がプーチン大統領に対し「核兵器をミンスクに返還する」よう要請したが、この要請は国外向けのパフォーマンスの一環である可能性が高い。ルカシェンコ大統領は、「ベラルーシへの侵略があればためらうことなく核兵器を使用する」とも発言していたが、ロシアのプロパガンダ番組では、「核兵器を保有する国と戦った者はいない」、「我々は露からミサイルと爆弾を受け取った。爆弾の威力は広島・長崎の3倍で、一度に100万人未満の命が奪われるだろう」などとも発言していた。

また、この頃、ベラルーシに移管された核兵器の位置付けを示すヒントとして、CIS事務総長S・レベデフ（Sergei N. Lebedev）が「二重の核ボタン」について発言したが、それは、ロシア

11 “Respublika Belarus’ stavit tsel’yu sdelat’ svoyu territoriyu bez” yadernoy zonoy, a gosudarstvo – neytral’nym [The Republic of Belarus aims to make its territory a nuclear-weapon-free zone and its state neutral],” *Zakona-by.com*. [https://zakony-by.com/konstitutsiya\\_rb/18.htm](https://zakony-by.com/konstitutsiya_rb/18.htm); Matthias Williams and David Ljunggren, “Belarus referendum approves proposal to renounce non-nuclear status – agencies,” *Reuters*, February 8, 2022.

とベラルーシが核使用を共同決定することを意味する。だが、公には運用方法は発表されていない。

そして、6月16日にはロシアがベラルーシへの核弾頭の移送開始を公式に確認し、プーチン大統領は国際慣行に沿う形でロシアが核弾頭の完全な管理を維持し「第三国への移譲はない」と強調した。それを受けて、ルカシェンコ大統領は正確な数や位置は非公開でありながらも、「核兵器はすでにベラルーシ国内にある」と発言した。ベラルーシの核移設問題は、首脳たちの発言が頻繁にある一方、その実情は謎に包まれた状態が続いていた。

2024年に入り、5月7日にはルカシェンコ大統領が「ベラルーシに配備された核兵器の戦闘態勢を即時点検」を発表し、ベラルーシ国防省は「イスカンデル戦術弾道ミサイルとSu-25航空機を警戒態勢に配置」と発表し、「計画と準備から戦術核兵器の攻撃までのすべての行動をテストする」との報道が流れた。その際、ルカシェンコ大統領は「ベラルーシの非戦略核兵器は抑止力と防衛のためのもの」だと強調した。この頃、ベラルーシに配備された核兵器は5-50キロトンの特殊弾頭を搭載可能なイスカンデルMミサイルシステム（最大500km射程）および、戦闘半径350-360kmでSu-25/Su-30戦闘機用の自由落下型核爆弾（15-20キロトン）の航空爆弾だとされた。

それでは、実際の戦術核兵器（TNW）の輸送はどのように行われたのだろうか。2023年には、TNW部品の輸送は6月（加えて9月に追加輸送）と11月の2段階で進められ、合計32両の貨車（TNW部品・護衛車両）に加え、18両の特殊用途・護衛用貨車が用いられた。そして、プルドク駅および第94017部隊（第2631 Iミサイル・弾薬空軍基地）は、荷降ろし・積み込み、安全管理、および定期的な整備のための訓練基地として機能している。同地では、秘密鉄道通信ポイント（SRCP）の訓練も実施された。同基地では、戦術核弾頭の搭載が可能なイスカンデルM戦術ミサイルシステムの受け入れも継続している。

なお、輸送に際しては、完全なる秘密輸送措置が取られている。TNW部品は3-6両の小グループで別の機関車と共に26両の貨車の形式を取って配送されているが、その扱いは極めて慎重であり、ロシアの鉄道ネットワーク内では、駅ごとに列車の番号とインデックスを変更し、追跡を困難にする措置が取られている。

そして、2024年のベラルーシへの戦術核兵器（TNW）輸送は、前年と違い、2024年長期輸送計画が採られ、ロシアの武器・弾薬が9か月間にわたってベラルーシへ輸送されたが、やはり主要な目的地はプルドク基地だった。その間、6-8月には集中的に大規模輸送が行われ、合計49両の貨車が航空兵器庫への輸送に用いられた。それらのうち、6両の幌付き貨車は護衛・随伴者用で、38両のゴンドラ車と5両の幌付き貨車は爆発物を積載していたとされる。ミサイル兵器含む輸送重量は約1,100tにも及び、明らかに通常の輸送物ではないという感覚を鉄道労働者にも与えていた。鉄道労働者は、これら輸送物がロシアのTNWと絡んでいると考えていた。さらにその推察の背景になったのが、ルカシェンコ大統領による圧力だった。ルカシェンコ大統領は、従順ではない労働者を政権への不忠疑惑で解雇し、また政権交代を支持する署名をした鉄道労働者も排除した<sup>12</sup>。

---

12 “Nuclear weapons in Belarus: What we Know,” ICAN, 22 November 2024. [https://www.icanw.org/nuclear\\_weapons\\_in\\_belarus\\_what\\_we\\_know](https://www.icanw.org/nuclear_weapons_in_belarus_what_we_know)

これらの動きからは、ベラルーシ、ロシア両国は同計画の漏洩に極めて神経質になっていたことがわかるが、両国の取り決めは、双方に利益とリスクをもたらすものだった。まず、ベラルーシはNATOに対する抑止力とモスクワとの緊密な関係を通じて体制を守ろうとしているようだが、独立喪失の危険も孕むものだった。他方、ロシアはルカシェンコを安心させて彼に対する統制を強化すると共に、新たな「核による恫喝」の材料を得たわけだが、同時に西側との決定的な対立は不可避となった。また、ロシアの核兵器がベラルーシの管理下に入るリスクも受け入れる必要があり、これはかなりの長期的リスクになる可能性もあった。

ここで、ベラルーシにおける核兵器配備の実態はどのように進んだのか、時系列で確認しておきたい。

まず、2022年夏には、2種類の核兵器搭載可能な運搬手段がベラルーシに提供されることが発表された。そして、ベラルーシのSu-25戦闘機がロシアの核爆弾を搭載できるように改造され、パイロットがロシアで訓練を受けた。さらに、通常兵器と核兵器の両方を搭載した弾道ミサイルと巡航ミサイルを発射できるロシアのイスカンデルMシステムがベラルーシに移管され、ベラルーシ軍によって運用され、核兵器としての使用が認定された。

しかし、ロシアは2022年6月と12月の両日、貯蔵施設の建設と平時におけるベラルーシへのロシアの核弾頭の移転の可能性を繰り返し否定していた。

2023年3月、プーチン大統領はベラルーシにおけるロシアの核配備に必要な貯蔵施設が7月初旬までに準備されると発表し、6月には年末までに輸送を行うと発表した。そして同年4月には、Su-25戦闘機とイスカンデルMシステムを使った両国の軍事演習が実施された。また、繰り返されるが、5月には両国国防相がベラルーシへのロシアの核弾頭配備の兵站詳細に関する協定に署名を終えている。そして、5月と8月にもロシアとベラルーシが核演習を行っていたが、やはり新しい情報はなかった<sup>13</sup>。同年7月、駐露ベラルーシ大使は、核兵器配備は「同盟関係と相互信頼の証拠」だと述べるが<sup>14</sup>、この段階でも核配備のレベルは不明であった。それでも衛星画像では、多くの基地や兵器貯蔵施設で建設工事が行われていることが明らかになっており、特に、核兵器搭載可能なイスカンデルシステムが設置されているベラルーシ中部のアシポヴィチ市と、改造されたSu-25戦闘機が配備されていると思われる同国西部のリダ空軍基地での工事が進んでいることから、配備の可能性は高いとは考えられていた。

TNWコンポーネントの出荷は他にもあった。2023年9月15日から24日まで、この間に、TNWコンポーネントを直接積載し、人員、護衛、カバー貨車を輸送することを目的とした合計26台の貨車が、ロシア鉄道チェボクサル（ゴルコフスカヤ鉄道）とポタニノ（南ウラル鉄道）の駅からベラルーシに輸送された。貨車の目的地駅は同じプルドク（ベラルーシ鉄道のヴィテブスク支線-NOD-6）であった。

なお、ロシアの弾頭管理規則によれば、ロシア国防省第12総局（第12GUMO）の部隊もベラルーシに常駐し、核兵器に関するあらゆる問題に対処しているはずだが、常駐が確認されていない

13 “Belarus launches nuclear drills a day after Russia announces them amid tensions with West,” *AP News*, May 8, 2024. <https://apnews.com/article/russia-belarus-nuclear-drills-ukraine-war-144422347bb168878cebc0b78071dd99>

14 “Envoy says deployment of Russian nukes to Belarus exemplifies trust between nations,” *TASS*, 1 July 2024. <https://tass.com/politics/1810793>

いという説と、衛星などでの確認は不可能で、確認する術がないという説があり、やはり確信的な配備情報は得られなかった<sup>15</sup>。それでも、2024年5月10日のニューヨークタイムズ紙は、衛星画像や写真の情報に基づき、2023年3月から様々な建設が進んでおり、それらがロシア国内の核貯蔵施設に固有の特徴を備えている（たとえば、既存の安全保障フェンスに加え、3層のフェンスに囲まれ、屋根付きの積荷エリアがソ連時代の地下壕らしき場所に繋がっているほか、新たな防空システムも導入された）ことから、核兵器の配備はまず間違いないと報じている<sup>16</sup>。

他方、ベラルーシとロシアの核兵器に関する取り決めに関しては、軍事的意味合いのみならず、政治的意味合いもかなり強く感じられる。以下では、両国の思惑を整理してみたい。

まず、ベラルーシの思惑としては、以下、5点があろう。

- 1) ロシアの核の傘に守ってもらう安全保障の保証、抑止力を確保したい。ベラルーシの公式発表はすべて、危機が発生した場合に西側諸国が同国に対して通常攻撃を仕掛けることを抑止する必要があると警告してきた。政府の声明と国家文書では、核配備はNATOに対する必要な保証であり、ベラルーシに対するロシアの安全保障の保証の象徴であると説明されている。
- 2) 欧米からの攻撃は当たり前だという持論を持っているため。特にロシアがウクライナに核兵器を使ったら、NATOはロシアではなく、核のないベラルーシに攻撃をする、という議論がまことしやかに展開されている。
- 3) 核兵器を使用する能力があることを常に示そうとしてきたが、それをリアルに示したい（ただし、ロシアは「使用するのはロシア」だと主張しており、両者の立場には矛盾がある）。
- 4) 国内政策と外交政策の両方の理由でモスクワとの結びつきを強化したかった。つまり、西側諸国の圧力を抑制しつつ、ロシアとの関係強化を試みたかった。
- 5) 国内的な支持を維持続けるため、「ロシアがベラルーシを、核兵器を配備するほど重要視しており、自国の支持する指導者を守るために介入することもためらわない」ということを示すことで、国民の意識を満足させ、国内の抗議行動の芽を摘んだ可能性。さらに、ミンスクの政策立案者たちは、新たなレベルの軍事力を、ルカシェンコ大統領のパワーに結び付け、社会全体の多様なエリートに対するリーダーシップを強める手段と見ていた可能性がある。

なお、世論調査ではベラルーシ国民の大多数が核兵器配備に批判的であることが示されていることから、国内政治についての意味合いはあまり大きくないかもしれない。一方、ロシアのウクライナ戦争にベラルーシ軍が参加せずに済んでいることは、多くの国民の目にルカシェンコ政権に好印象を与え、ロシアと絶妙な距離を維持することが政権にとって最重要課題であることを国

---

15 Dmitriy Kornev, "Otvetsvenno sokhranyayu: gde budet soderzhat'sya yadernoye oruzhiye v Belorussii" [Responsibly saving: where nuclear weapons will be stored in Belarus], *Izvestia*, 27 March 2023.

16 Christoph Koettl, "Satellite Images Reveal Where Russian Nukes Could Be Stored in Belarus," *The New York Times*, 10 May 2024; 星野眞三雄「ベラルーシにロシアの核弾頭配備か 衛星画像の分析で判明」『朝日新聞』2024年6月3日。

民は学んだ<sup>17</sup>。

他方、ロシア側の動機は、以下にまとめられるだろう。

- 1) モスクワとミンスクとの同盟関係の強化（かつてのように、ベラルーシに欧米とロシアの間を天秤にかけるような態度を2度と取らせない）。
- 2) ウクライナ戦争におけるロシアの軍事的配慮（ベラルーシの安全保障状況を向上させたい）。
- 3) 軍事介入はハイコストになるのだということを示すための西側諸国へのシグナル。これにより、欧米の関与を牽制したい。
- 4) ベラルーシに配備された核兵器を、米国との将来の軍備管理交渉における交渉材料として利用しようとする可能性（米国が欧州から核兵器を撤退するまで、ロシアの核兵器はベラルーシに残るとすでに示唆した）。
- 5) ロシアが核不拡散の目標よりも他の利益をますます優先し、核リスクを負う意欲が高まっていることを示唆し、欧米に、ロシアの行動に干渉することを控えさせる目的。

このように、ロシアの場合はとりわけ政治的目的の意味合いが強いと考えられる<sup>18</sup>。それでは、実際にこの動きは、国際安全保障にどのような影響をもたらすのだろうか。

まず、ウクライナ戦争の核戦争激化などの危機が発生した場合、西側諸国によるベラルーシへの限定的な通常攻撃でさえ、リスクが著しく高まることは間違いない。だが、ロシアは既に飛地のカーニングラードにイスカンデルを配備していることもあり、ロシアの軍事オプションはほとんど変わらない可能性が高く、ベラルーシの運用能力の低さを鑑みれば、むしろロシアにとってマイナスになる可能性すらある。全体として、核兵器が意図的、不注意、または偶発的に使用される可能性はわずかに高まるというリスクはあるものの、現状ではいずれにせよ、管理はロシアが担っており、やはりリスクはほとんど変わらないだろう。

他方、今回の動きを法的問題として問うことは難しい。確かに、ブダペスト覚書およびNPT違反だが、覚書は政治的に拘束力のある文書に過ぎないことを考えると、法的違反を主張することは困難で、NPTは実際の所有者が核兵器の管理を維持する限り、第三国への核兵器の配備を禁止していないため、やはり違反を問うことは困難だ。とはいえ、ロシアのこの行為は、ロシアがこれまで行ってきたNATOの核共有システム批判と矛盾することになる。

総合的に考えれば、少なくとも短期的にはベラルーシへの核兵器配備は欧州にとって大きなリスクにはならないだろう。しかし、欧米は核不拡散の動きを進める中で、ベラルーシ・ロシアの動向を注視し、厳しく対応していく必要があるだろう。

とはいえ、ロシアの動きは核問題のリスクを高めている。プーチン大統領が2024年11月に署名した改訂された核戦略は、ロシアの核兵器使用の敷居を正式に引き下げたのだ。改訂版では、ロシアやその同盟国に対する「核兵器やその他の大量破壊兵器の使用への対応として」、また「ロ

17 筆者によるベラルーシ人研究者へのインタビューによる(2023年10月)。

18 Liviu Horowitz and Lydia Wachs, "Russian Nuclear Weapons in Belarus? Motivations and Consequence," *The Washington Quarterly*, Vol.47, Issue.3, 2024, pp.103-129.

シアとベラルーシの主権や領土保全を脅かす通常兵器による侵略があった場合」にも、ロシアが核兵器を使用する可能性があるとしており、地域の軍事的緊張を高め、軍事的エスカレーションのリスクを増大させたと言える。実は、ベラルーシにとっても、この改訂は利益よりも脅威の方が大きい。ロシアの核戦略の「人質」という立場に立たされ、それが同国の独立と安全を損なったと言えるのだ。ベラルーシ領内に配備された核兵器の管轄・運用はロシアが行うことになっているが、その使用にはルカシェンコ大統領の許可が必要だとされる。それでもルカシェンコ大統領が有事に自分の主張ができるのかは疑問である。他方、ロシア側の核兵器の使用条件は、核戦略の改定によって実質的に緩和されつつあり、またしても「核の恫喝」の内容が複雑化した。

また、2024年12月6日、ロシア・ベラルーシ両首脳は、ミンスクで行われた連合国家の最高国家評議会の折に主権防衛のための核兵器使用を容認した安全保障条約に署名した。さらに、その際、ルカシェンコ大統領は2024年11月にウクライナ東部への攻撃で使用した最新式中距離弾道ミサイル「オレシュニク」をベラルーシに配備するよう要請し、プーチン大統領は署名後の共同発表で、来年後半にベラルーシに配備する可能性があるし、さらにベラルーシに配備されたオレシュニクの標的を決めるのはベラルーシだとも述べた。その際に署名された安保条約では、主権を守るために「保有するあらゆる手段の使用を認める」と明記されており、ロシアがベラルーシに配備した戦術核の使用も想定されており、ベラルーシの脅威がより大きくなったことがアピールされた<sup>19</sup>。

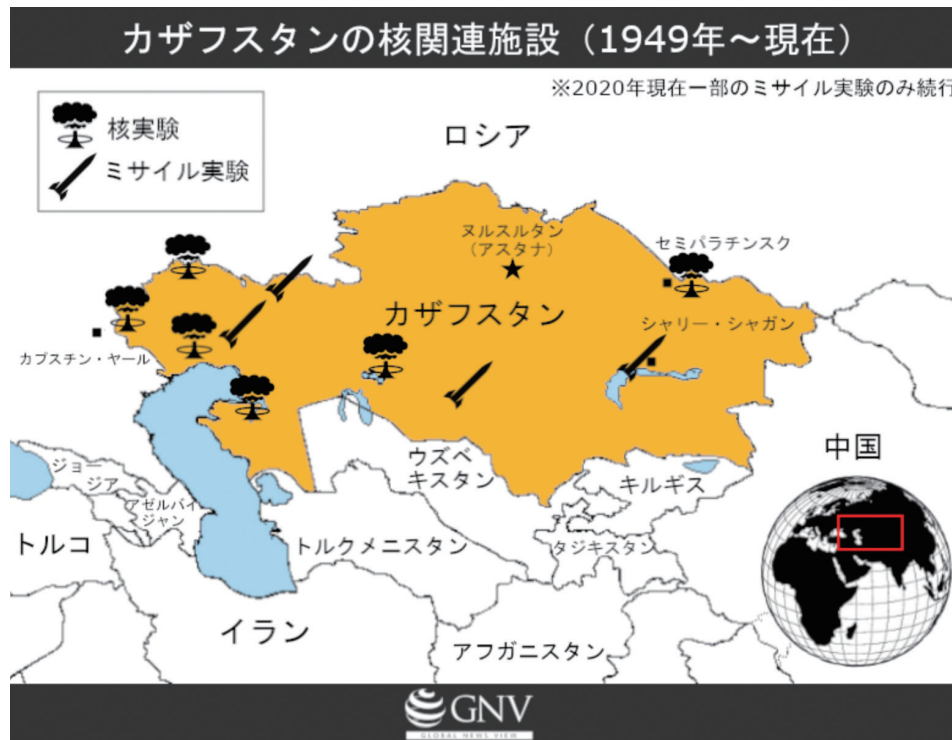
このように、ベラルーシは自国の安全保障のリスクを負いながらも、ロシアとの核協力を深め、欧米に対する敵対的姿勢を強めている。そのようなベラルーシに、ブダペスト覚書違反というような意識はもはや無いように思われる。

## (2) カザフスタンの動向

カザフスタンは、ソ連の戦略核弾頭1,410発を保有していた。ソ連の政策により、否応なしに世界最大の核実験場を有することになったカザフスタンだったが、ソ連による最初の核実験の日からちょうど42年後の1991年8月29日、N・ナザルバエフ（Nursultan A. Nazarbayev）大統領（当時）はセミパラチンスク核実験場を閉鎖する法令に署名し、同実験場は閉鎖された。以後、旧ソ連の核政策への反省から、「核兵器禁止条約（TPNW: Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons）」にも署名し（2018年3月2日）、積極的な非核外交を展開してゆくことになる。

---

19 “Putin signs agreement offering Russia’s security guarantees to ally Belarus,” *AP News*, December 7, 2024. <https://apnews.com/article/russia-belarus-security-agreement-nuclear-doctrine-c07ef5d341f93be6934ac14a77b58f8b>



GNVウェブサイト (<https://globalnewsview.org/archives/11662>)

特に、1990年から2019年まで、長期に大統領を務めたナザルバエフ前大統領は自国の非核化と非核化の国際的ムーブメントを先導することにより、ノーベル平和賞の獲得を狙っていたということもあり、また、同国国民の「核アレルギー」（後述）により、同国の非核化、核の平和利用の動きは内外でかなり積極的に展開された。

それではカザフスタンの非核化の政治的な動きはどのように進んでいったのだろうか。ソ連解体後、カザフスタンの指導部は①核兵器の保持、②カザフスタンとロシアまたは独立国家共同体（CIS）による兵器の共同管理、③核兵器のないカザフスタンという3つのシナリオを評価し、最終的には、非核の道を追求するという戦略的決定を下した。

そして、カザフスタンが非核化を選択する決定の背景には以下のような状況があった。

第一に、ロシアのみならず、中ソ国境紛争を継承せねばならない中国という強力な隣国がいることで、カザフスタンの脆弱性に対する認識が高まり、核兵器は同国の安全強化にはつながらないという評価がなされた。たとえば、1992年に外交政策顧問U・カセノフ（Umirserik Kassenov）（当時）は、「いかなる核紛争に巻き込まれたとしても、カザフスタンは核保有国であるため（当時）、非核保有国にいるよりも灰に帰してしまうリスクが高い。純粋に防衛目的であっても、核兵器を投入することにはまったく意味がない」と発言していた。

第二に、政治的要因も非核化を選択する根拠となった。核問題を含む主権の復活は、カザフスタンの国家アイデンティティを覚醒・維持するために重要だった。幸い、核保有を推進できる国内団体は極めて弱く、小規模の民族主義運動が保持を呼びかけたのみで、その影響力は極めて限定的だった。国際的にも非核運動を積極的に行っており、たとえば2010年の国連総会において、包括的核実験禁止条約（CTBT）を基盤に核実験反対国際デーの制定を起草した。

第三に、第二の政治要因ともかなり関係するが、ソ連の核実験の悲劇的な経験が、政府と社会

の両方に核兵器への強いアレルギーをもたらしていたことがあった。たとえば、1989年には大規模な反核運動が発生していたほか、特にセミパラチンスク核実験場の閉鎖の問題に関して、O・スレイメノフ（Olzhas Suleimenov）率いるカザフスタンの反核運動と、デモ行進や集会に参加し、カザフスタン政府が行動を起こして核実験場を閉鎖することを可能にした一般市民の役割を忘れてはならないだろう<sup>20</sup>。

第四に、経済面でもより差し迫った課題に直面していた。ソ連解体により、他の旧ソ連諸国と同じように、カザフスタンの経済も崩壊していた。経済的に早期に自立し、生き残るために、同国の豊富な天然資源の開発を早く開始する必要があるが、そのためには外国からの直接投資、外国の技術、国際市場へのアクセスが必要だったが、核兵器の維持は、それらを全て遠ざけることになることと認識していた。

第五に、政策決定者たちは、ソ連の核兵器を物理的に管理しようとするのは無駄なことだと理解し、核保有を支持する利益団体もなかった。実際、核放棄を後悔するウクライナの論調に対しては、いずれにせよ、ウクライナは技術的、経済的に核保有は不可能だったという分析が多数出されている<sup>21</sup>。

このように、カザフスタンでは全く論争もなく、政府と国民が一丸となって非核化の道を選択した。そのプロセスの中で、ソ連の核兵器に直接関わるカザフ民族はほとんどいなかったことが判明した。それは、ソ連をほぼ独占的に支配していたスラブ系民族（ロシア人、ベラルーシ人、ウクライナ人）が核兵器の開発や実験についても支配的な役割を果たし、カザフ人は全く関わらなかった一方、カザフスタンの土地は核実験で激しく蝕まれていたということの意味し、カザフ人の怒りをより刺激することとなった。この事実は独立後のカザフスタンの核オプションに関する議論に影響を与えたといわれる。そして、カザフスタンは「不可逆的な軍縮」という戦略的決断をし、ロシア軍にも反発するようになっていった。ロシア軍は、1993年までソ連時代に少なくとも460回の核実験が行われたカザフスタンのセミパラチンスク実験場を支配し続けたが、93-94年にかけてロシア軍が同じ実験場から撤退し、カザフスタンが実験場の支配権を奪取すると、カザフスタンはすぐに兵器関連インフラの解体、脆弱な核物質の保護、放射線状況の改善を進めるために、国際パートナーの関与を求め、これには米露も含まれていたが、成功裡にことを進めることができた。たとえば、ロシア軍撤退直後に、カザフスタンはIAEAチームを迎え入れ、2回の予備的な放射線調査を実施し、その結果は、カザフスタン、ロシア、米国の科学者が参加したクルチャトフでの会議で発表された<sup>22</sup>。また、90年代の深刻な経済危機の際には、旧実験場がスクラップの提供を住民に約束してしまうということがあったが、ロシア撤退後に、人や家畜が自由に敷地内に入出入りできるようになると、家畜が汚染された草を食べたことにより、家畜のみならず、家畜の肉や牛乳を摂った住民も健康被害が出るようになり、実験場の核汚染が実に深刻で

---

20 Catherine Putz, "How Did Kazakhstan Give Up the Bomb?," *The Diplomat*, 23 February 2022. <https://thediplomat.com/2022/02/how-did-kazakhstan-give-up-the-bomb/>

21 Togzhan Kassenova, "Kazakhstan's Irreversible Disarmament," *Journal for Peace and Nuclear Disarmament*, Vol.7, Issue.1, 2024, pp.60-70.

22 Joseph P. Harahan, *With Courage and Persistence: Eliminating and Securing Weapons of Mass Destruction with the Nunn-Lugar Cooperative Threat Reduction Programs*, Washington, DC: Defense Threat Reduction Agency. 2014.

あることを理解した政府は、核物質がテロリストなどの手に渡ることを恐れ、実験場の管理を国際協力のもと、より入念に行うようになった。

そしてやはり重要だったのは、米露との協調である。1995年、カザフスタンと米国は「核兵器インフラの撤去に関する協定」に署名した。このことは、カザフスタンが「潜在的な核計画」を實踐しうるインフラを保全する計画・意図がないことの正式な確認作業となった。この協定に基づき、米国は核実験に使用されたトンネルや掘削孔の封鎖への資金提供を約束し、実践した。

また、ロシア軍は1995年までに大陸間弾道ミサイルなどソ連の核兵器を撤去した。START条項で定められたサイロ破壊の最低要件を満たすために、ロシアはソ連軍から継承した、以前の核実験で使われていた核物質の入った大型コンテナ（コルバなど）<sup>23</sup>を破壊し、半壊した構造物が残った。だが、カザフスタンと米国は、ナン・ルーガー共同脅威削減プログラムの支援を受けて、サイロの完全解体を完了させた<sup>24</sup>。非国家主体や国家機関が核物質を求めてくる可能性もあった中、1997年にカザフスタンとロシアは「コルバに関する協定」を締結し、カザフスタンの非核化がより確実になった。カザフスタン当局者はコルバの場所すら知らなかったが、ロシアの科学者が、ロシア原子力省に情報を開示するよう説得し、30トンの重いコンテナ（一部は地下にある）の扱いや残った核物質を固定するための砂とセメントの混合物でコンテナを満たすのは困難だったが、カザフスタン、米露の三極協力でこれら作業は2005年に終了した。同様のプロセスが、異なるタイプのコンテナ、いわゆるエンドボックスの確保にも使われたが、三国間チームが協力して困難な状況に取り組んだ<sup>25</sup>。

カザフスタンは、それら以外の場所にある高濃縮ウランなども、国際チームと共に除去した。また、アクタウのマンギシュラク原子力発電所（MAEK）、クルチャトフの原子力研究所、アルマトイの原子核物理研究所は、いずれも程度の差こそあれ核物質を保有していたが、米国との協力でそれらの除去も進められた。

2012年から2019年にかけて、米国立核安全保障局（National Nuclear Security Agency: NNSA）とオランダは、カザフスタンで2つの主要な放射線セキュリティプログラムを完了した。それらにより、カザフスタン国立原子力センターとマンギスタウ原子力施設から13,000を超える放射性物質が保護された。

そしてIAEAとの協力で核燃料バンクの設置を進め、2017年にはカザフスタンはIAEAの協力を得て、「低濃縮ウラン銀行」を設置した。

2020年9月、カザフスタンと米国は国内の最後の高濃縮ウラン（HEU）を除去した。未照射HEU 2.9kgが低濃縮ウラン（LEU）に転換された。両国はまた、2021年までにカザフスタン国立原子力センターの研究炉をHEU燃料炉からLEU燃料炉に転換することを約束した<sup>26</sup>。

23 核実験に使われたコンテナの一種は、ロシア語でコルバ(実験用フラスコ)と呼ばれていた。コルバは巨大で、1つのコルバの重量は30トン近く。

24 John R. Matzko, "Inside a Soviet ICBM Silo Complex: The SS-18 Silo Dismantlement Program at Derzhavinsk, Kazakhstan," U.S. Geological Survey National Center, August 2000. <https://apps.dtic.mil/sti/tr/pdf/ADA388848.pdf>

25 Kassenova, 2024.

26 "Nuclear Disarmament Kazakhstan," NTI, Oct 17, 2024. <https://www.nti.org/analysis/articles/kazakhstan-nuclear-disarmament/>

本項の最後に、カザフスタンの核兵器をめぐる今後について検討すると、慎重な軍縮・核拡散防止政策と、核燃料サイクルの機密段階を放棄するという決定により、同国の民生用原子力計画は核拡散防止に関する疑惑を引き起こすことはないと言断できる。

なお、核技術についても、カザフスタンは平和利用のみを継続という立場であったが、ウラニウム生産が世界一である一方、電力不足が懸念されていたなか、また国際的な脱炭素運動の影響もあり、原発建設が検討されるようになった。同国では、ソ連時代の1973年から1999年までカスピ海沿岸の現アクタウ市で稼働していたが、その後、原発は稼働していなかった。従来、原発設置については、政府は賛成、国民は反対という趨勢が伝えられていたが、2024年10月6日に原子力発電所建設の是非を問う国民投票が実施され、七割以上が賛成票を当時、原発建設が実現に向けて進められてゆくことになった。建設参加予定企業として、ロシアのロスアトム、韓国水力原子力（KHNP）、フランス電力（EDF）、中国核工業集団（CNNC）の4つが候補として挙がっており、新しい原子力発電所の建設予定地としては、アルマトイ州のバルハシ湖畔にあるウルケン村が既に選定されている。ただ、バルハシ湖の浅瀬化が進んでおり、原発稼働で枯渇する可能性もあり、仮に枯渇すれば深刻な事故を引き起こしうるため<sup>27</sup>、場所については再選定がなされる可能性も高い。

このようにカザフスタン平和的非核化は順調であり、現在のカザフスタン政府の対応は国民にも支持されていると言って良い。他方、カザフスタンの非核化に米露が関わっており、ある意味、非核化は米露の協力の賜物とも言えるなか、現在の米露の指導部の性格に多くの懸念を感じざるを得ない。とはいえ、カザフスタンはブダペスト覚書署名国の唯一の成功事例といえ、カザフスタンの状況から参考にできる部分も多いように思われる。

## おわりに

本稿のまとめにあたり、まずは、ブダペスト覚書に関わる動きから、今後の軍縮を考えるヒントをまとめ、さらに同覚書の意義を考えてみたい。

ウクライナが直面した現実から、マイナスばかりが目立つブダペスト覚書だが、世界が核不拡散を進めるにあたり、貴重な検討材料を世界に提供したことは間違いない。

第一に、核兵器保有の問題を考える際に、ある国家が崩壊し、その後の「継承国家」がその核をどのように保有するのか、特に、継承国家が複数となった場合にどうなるのかということの検証は冷戦終結前には行われていなかったが、その一つの解決事例を提供した。

第二に、非大国が核放棄に踏み切るケースの実例はそうそうないが、ブダペスト覚書は、その政治プロセスをリアルに提供してくれるものとなった。ベラルーシ、カザフスタン、ウクライナの場合は、3カ国すべてが、レベルの違いはあっても、ロシアの今後のネガティブな動きを警戒していたが、最終的には核を保有することの経済的・政治的・軍事的コストが高すぎる事が証明され、高すぎる経済コストへの対応の困難さと国際的孤立及び政治・経済的な制裁の恐れは、

---

27 小林圭子「カザフスタンで原発建設の是非問う国民投票、賛成が7割」『JETRO ビジネス短信』2024年10月10日。 [https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/10/cf2\\_a3809e93335bf.html](https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/10/cf2_a3809e93335bf.html)

核放棄の決定の重要な理由となったと考えられる<sup>28</sup>。実際、前述のように核兵器の再保有論はウクライナで高まっているとはいえ、現実的にウクライナが核保有を続けることは極めて困難だったであろうとS・パイファー（Steven Pifer）は指摘する。ソ連の核弾頭は比較的貯蔵寿命が短いと考えられていたが、それらに対応できるインフラのほとんどはロシアにあったが、ウクライナがソ連解体後の経済が混乱していた中で、インフラを新規に構築することは困難であったと考えられた。それでもなお、核保有を目指せば、欧米との良好な関係維持は不可能となり、大きな政治的・経済的コストが生じたと考えられている<sup>29</sup>。これらの事実は、今後、世界における核不拡散の動きを強化する上で、重要は教訓となるだろう。

それでは、ブダペスト覚書に意義はあったのだろうか。

2019年、覚書署名25周年を記念して、ハーバード大学ケネディスクールのベルファー科学国際問題センターの原子力管理プロジェクトは、米国ウクライナ関係センターとハーバード大学ウクライナ研究所の支援を受けて、ブダペスト覚書の歴史を振り返り、その違反が国際安全保障とより広範な核不拡散体制に及ぼした影響を検討し、将来への教訓を引き出す会議を主催した。会議においては、ウクライナの軍縮の経験から得られた5つの重要な教訓が強調された。まず、一夜にして4カ国に分散されたソ連の核が、またロシアに集められたという意義である。第二に、危機に瀕した旧ソ連に核兵器システムの安全で確実な解体を支援するができた。第三に、解体されたソ連の核弾頭から採取された数百トンの高濃縮ウラン（HEU）を混合した低濃縮原子炉燃料を米国が購入し、拡散を防ぐことができた。第四に、ソ連の軍備管理義務が危険な状況に陥るのを防いだ。そして、ウクライナの安全保障問題についても、政治的に受け入れられる妥協点を見出すことができた<sup>30</sup>。とはいえ、ウクライナが実際にロシアに併合、侵攻された事実を考えれば、これらの意義については当然疑問も起こるわけだが、いずれにせよ核保有はウクライナにとって負担だったとして、全体としてブダペスト覚書をポジティブに評価したのだった。とはいえ、ウクライナ、ベラルーシの実情を考えれば、ブダペスト覚書の意義に疑問が生じるのは当然だろう。

2024年12月、ブダペスト覚書署名から30周年の節目に、ウクライナ外務省は声明を出したが<sup>31</sup>、残念ながら欧米の反応は大きくなかった。だが、その中の「ブダペスト覚書は、戦略的安全保障上の意思決定における近視眼の記念碑」という文言は、国際社会が深く受け止め、これまでの動きを反省し、今後の安全保障を検討してゆく際の座右の銘とすべきだろう。ブダペスト覚

28 William C. Potter, “The Politics of Nuclear Renunciation: The Cases of Belarus, Kazakhstan, and Ukraine,” The Henry L. Stimson Center [Policy Paper], April 13, 1995. <https://www.stimson.org/1995/politics-nuclear-renunciation-cases-belarus-kazakhstan-and-ukraine/>

29 Steven Pifer, “Budapest Memorandum Myths,” *All CISAC News: Commentary*, December 3, 2024. <https://cisac.fsi.stanford.edu/news/budapest-memorandum-myths>

30 Mariana Budjeryn and Matthew Bunn, “Budapest Memorandum at 25: Between Past and Future,” Report and Papers from Managing the Atom Project, Belfer Center, March 2020. <https://www.belfercenter.org/publication/budapest-memorandum-25-between-past-and-future>

31 “Statement of the Ministry of Foreign Affairs of Ukraine on the occasion of the 30th anniversary of the Budapest Memorandum,” Ministry of Foreign Affairs of Ukraine website, 3 December, 2024. <https://mfa.gov.ua/en/news/zayava-mzs-ukrayini-z-nagodi-30-richchya-z-chasu-pidpisannya-budapeshtskogo-memorandumu>

書は、一見、核兵器の不拡散・管理を強化して世界平和に貢献した覚書のように、その実態は大国の自国中心主義の賜物だと言っても過言ではないだろう。ウクライナ領を占領したり、侵略したりしてきたロシアに最大の問題があるのは間違いないが、ウクライナの安全保障に確実な保証を与えることを文書上でも回避した米国の姿勢や、ウクライナの有事に際しても英米がロシアを実効的に阻止できなかった事実も深刻な問題として捉えられるべきだ。

しかし、文書の中に安全保障の保証に関する明確な文言があったとしても、それが即ち安全の保証となるとは言い難い。実際の有事に際し、署名国（地域）が派兵などのリアルな動きに出ることに関して保証はできないからだ。つまり文書だけでは不確実性がまだ高く残り、真の意味での安全保障の保証が担保されているのかどうかは、現実の脅威にきちんとした実働実績が得られない限りは評価できないのである。そのような中では、確実な安全保障の担保を得るために核保有を目指す国が増える可能性は否定できないだろう。

その一方で、カザフスタンの事例に見られるように、核兵器管理にも米露の協力が必要であることも明らかだ。大国政治は少なくとも核問題については有効に思われる。今後の核軍縮の鍵を握っているのは、やはり米露の協調だということが本研究から導き出せたと言えるだろう。

# ロシア軍核戦力の現況及び将来像

小泉 悠

## はじめに

本稿では、ロシアの戦略・戦域・戦術核戦力に関して、その現況を詳しく検証するとともに、その将来を展望する。ソ連崩壊後に大きく落ち込んだロシアの核戦力に対してプーチン政権は重点的な投資を行い、2010年代末にはその成果が目に見えて現れるようになってきた。では、その成果とはいかなるものであり、その延長線上にはどのような将来像が予想できるのか。これが本稿の中心的なテーマである。これらの検討を踏まえた上で、結論部では、ソ連崩壊後及び近年のロシアにおける核戦略思想を概観し、導き出された将来の核戦略態勢との関係性について論じる。

## 1. 概観

ロシア軍は現在、陸軍（SV）・海軍（VMF）・航空宇宙軍（VKS）の三軍種と、戦略ロケット部隊（RVSN）・空挺部隊（VDV）の二独立兵科を基幹としており、このうちのVDVを除く全ての軍種・独立兵科が、核兵器の運用に携わる。ロシアの軍事力が非常に幅広く核兵器と接点を持っていること、言い換えるならば、核兵器が軍事力の中で大きなポジションを占めていることがここからは窺われよう。そこで、本稿における全体的な議論の入り口として、ロシア軍における核兵器運用部隊の大まかな分布を確認しておきたい。

まずは戦略核戦力から見ていこう。ロシア版「核の三本柱」を構成するのは、大陸間弾道ミサイル（ICBM）運用部隊であるRVSN、弾道ミサイル搭載原子力潜水艦（SSBN）を運用するVMF、そして戦略爆撃機運用部隊である長距離航空隊（DA）を隷下に擁するVKSである。これらの戦略核戦力は参謀本部国家防衛司令センター（NTsUO）内の戦略核戦力指揮センターを通じて大統領が指揮統制することになっており<sup>1</sup>、大規模演習ではプーチン（Vladimir Putin）大

1 NTsUOは各軍種・独立兵科の中央指揮所（TsKP）を統合して2012年に設立されたロシア連邦軍中央指揮所（TsKP VS RF）をその前身とするが、ここにはRVSNのTsKPは統合されなかった。2014年にNTsUOが設立させると、その傘下には戦略核戦力指揮センターが設置され、RVSNのTsKPもここに統合されたとみられている。詳しくは以下の拙稿を参照されたい。小泉悠「ロシア軍C4ISR近代化への苦難の道」『軍事研究』第56巻第2号、2021年2月、104-117頁。

統領が自ら模擬発射命令を下すこともある<sup>2</sup>。

2024年現在における戦力規模は表-1のとおりと推定されているが、搭載核弾頭数はあくまでも核運搬手段が搭載できる最大値であって、実際の配備数は新戦略兵器削減条約（New START）の制限に従ってずっと低く（条約上の上限は1550発）に抑えられている可能性が高い。

表-1 戦略核戦力の戦力規模（2024年）

軍種・独立兵科	部隊数	運搬手段	搭載核弾頭 (上限)
戦略ロケット部隊 (RVSN)	3 個ロケット軍 (12個ロケット連隊)	ICBM329基	1,244発
海軍 (VMF)	2 個潜水艦師団	SSBN12隻/ SLBM192基	992発
航空宇宙軍 (VKS)	2 個重爆撃機師団 (4 個重爆撃機連隊)	戦略爆撃機67機	586発
合計		588基/機	2,822発

出典：Hans M. Kristensen, Matt Korda, Eliana Johns and Mackenzie Knight, “Russian nuclear weapons, 2024,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 80, No. 2024, p. 119. <https://www.tandfonline.com/doi/epdf/10.1080/00963402.2024.2314437>

戦略核戦力の場合と比較すると、非戦略核兵器（NSNW）の規模を推定するのはずっと難しい。戦場で使用される短距離NSNW、いわゆる戦術核兵器については、核弾頭の運搬手段となる航空機、短距離弾道ミサイル（SRBM）、火炮、艦艇、工兵用機材等がいずれも核／非核両用であり、戦略核兵器のように平時から核弾頭を搭載しているわけではないからである。ロシア軍が運用する防空システムも核弾頭搭載が可能だが、これらについてもやはり平時から核弾頭が搭載されているわけではない。したがって、英王立防衛研究所（RUSI）のI・スチャーギン（Igor Sutyagin）は、戦術核兵器の規模推定にあたっては戦略核兵器のように運搬手段を基準とすることは適切でなく、核弾頭を集中保管している国防省第12総局（12GUMO）がそれらの運用部隊に対して有事にどのような基準で核弾頭を配布するルールとなっているのかが問題となると指摘した。スチャーギンによれば、これらのルールはある部隊が保有する兵器システムの「数」ではなく「任務」によって決まっているのであり、したがって有事における損耗とは関係なく、各種の「任務」を与えられた部隊の性質によって決定されている<sup>3</sup>。

また、戦略核兵器と戦術核兵器の中間に位置する戦域核兵器については、2019年まで存在していた中距離核戦力（INF）全廃条約の規定によって、500–5,500kmの射程を持つあらゆる地上配

2 本稿執筆時点での最新事例は2024年10月に実施された戦略核戦力演習であるが、この際はプーチンが演習を「検閲した」としているだけで明確に発射命令を出したかどうかは明らかでない。他方、明確に「プーチンが発射命令を出した」という報道がなされる場合もある。一例として2017年の事例を参照されたい。“Putin na trenirovke po upravleniiu strategicheskimi iadernymi silami zapustil chetyre rakety,” *TASS*, October 27, 2017, <https://tass.ru/armiya-i-opk/4681620>.

3 Igor Sutyagin, *Atomic Accounting: A New Estimate of Russia’s Non-Strategic Nuclear Forces*, Royal United Service Institute (RUSI), 2012, pp. 9-11. <https://rusi.org/explore-our-research/publications/occasional-papers/atomic-accounting-a-new-estimate-of-russia%E2%80%99s-non-strategic-nuclear-forces>

備型ミサイルの開発・生産・保有が禁止されていた。しかし、この規定が遵守されているのかどうかについては、議論が存在する。米国は、ロシアが射程2,000km前後の9M729地上発射巡航ミサイル（GLCM）を開発していると2010年代初頭から非難してきたが、ロシアはその事実自体を認めこなかった。つまり、戦域核兵器はその存在の有無自体が政治化されていたのであり、それゆえに透明性が極度に低いのである<sup>4</sup>。また、2024年にはオレシュニクと呼ばれる中距離弾道ミサイル（IRBM）の存在が明らかにされたが、ロシア側はこれを通常弾頭型であると主張しており、戦域核兵器に数えられるのかどうかははっきりしない。

以上のような限界を踏まえた上で暫定的な数字を紹介しておく、H・クリステンセン（Hans M. Kristensen）らは、2024年時点におけるロシアのNSNW用核弾頭保有数を1,558発、戦略核弾頭と合わせて4,380発と推定した<sup>5</sup>。ただ、これらはいくまでも保有数の上限であって、2,670発は12GUMOの集中保管施設<sup>6</sup>に貯蔵されているというのがクリステンセンらの見積もりである。また、このほかに解体待ちの退役弾頭が1,200発ほどあると見られており、合計するとロシアは5,580発ほどの核弾頭を保有していると思われる。

## 2. 核戦力の現状

### （1）ICBM戦力

次に、核戦力の現状について、カテゴリー別により詳しく検討を加えていくことにしたい。

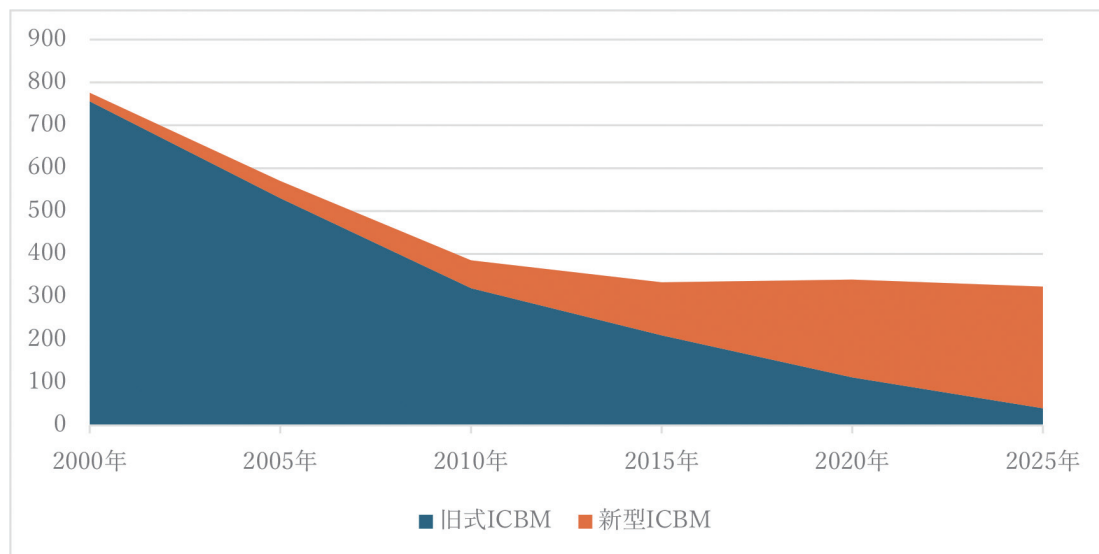
まずは戦略核戦力から見ていこう。以下の図-1及び図-2は、2000年から2025年までのICBM戦力の推移をグラフ化したものである（元となるデータは表-2としてまとめた）。

4 ロシアの戦域核戦力をめぐる問題については以下を参照されたい。小泉悠「ロシアにとってのINF問題」森本敏・高橋杉雄編著『新たなミサイル軍拡競争と日本の防衛：INF条約後の安全保障』並木書房、2020年、201-254頁。

5 Hans M. Kristensen, Matt Korda, Eliana Johns and Mackenzie Knight, "Russian nuclear weapons, 2024," *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 80, No. 2024, p. 119. <https://www.tandfonline.com/doi/epdf/10.1080/0963402.2024.2314437>

6 12GUMOの核兵器保管施設については以下が包括的である。Pavel Podvig, *Lock them Up: Zero-deployed Non-strategic Nuclear Weapons in Europe*, The United Nations Institute for Disarmament Research (UNIDIR), 2017, pp. 14-19, 30-40. <https://unidir.org/files/publication/pdfs/lock-them-up-zero-deployed-non-strategic-nuclear-weapons-in-europe-en-675.pdf>

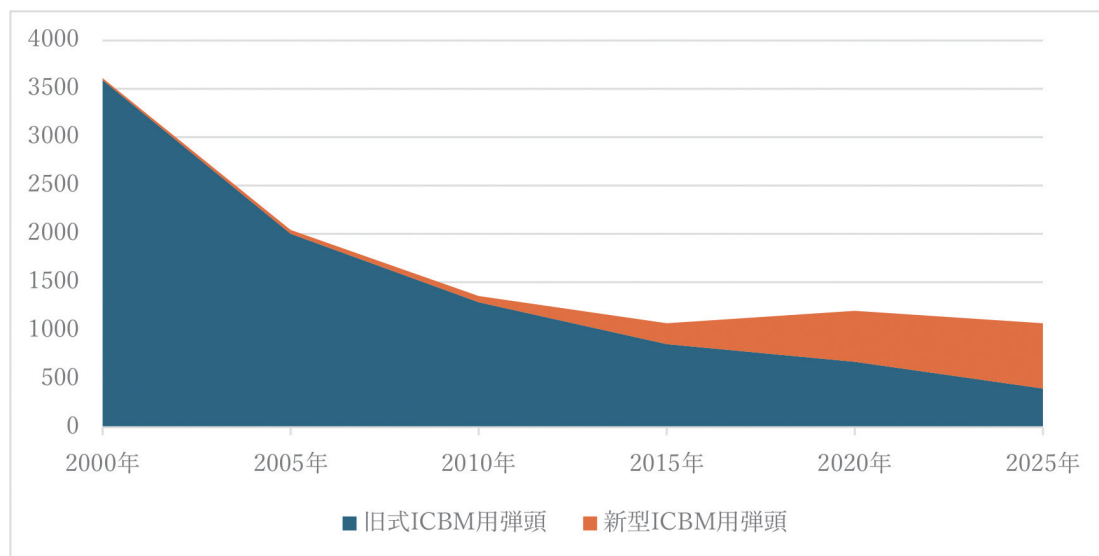
図-1 旧式／新型ICBMの配備数推移\*



出典：IISS, *The Military Balance*各年度版より筆者作成。

\* ここでいう旧式ICBMとはソ連時代に配備が始まったもの、新型ICBMとはソ連崩壊後に配備が始まったものを指す。

図-2 旧式／新型ICBM用核弾頭の搭載容量推移\*\*



出典：IISS, *The Military Balance*各年度版より筆者作成。

\*\* 表-1 で示した旧式／新型ICBMの配備数に、搭載可能な弾頭の最大数を掛けたもの。したがって、実際の配備数とは合致しない。

表-2 ICBMの配備数とその内訳の推移

配備時期	軍縮条約上の名称 (NATO名)	運用方式	弾頭搭載容量 (最大)	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
1980年代	RS-20V (SS-18サタン)	サイロ 発射型	10	180	80	68	50	46	40
	RS-18 (SS-19スティレット)	サイロ 発射型	6	160	150	72	40	30	0
	RS-22B (SS-24スカルペル)	サイロ 発射型	10	10	0	0	0	0	0
	RS-22V (SS-24スカルペル)	鉄道 移動型	10	36	0	0	0	0	0
	RS-12トーポリ (SS-25シッフル)	道路 移動型	1	370	300	180	120	36	0
1990- 2000年代	RS-12M1トーポリ-M (SS-27)	道路 移動型	1	0	0	15	18	18	18
	RS-12M2トーポリ-M (SS-27)	サイロ 発射型	1	20	40	50	60	60	60
2010年代	RS-24ヤルス (SS-27M2)	道路 移動型	3	0	0	0	42	136	171
	RS-24ヤルス (SS-27M2)	サイロ 発射型	3	0	0	0	4	14	25
	アヴァンガルド (SS-19M4)	サイロ 発射型	1 (HGV)	0	0	0	0	0	10
2020年代	RS-28サルマート (SS-29)	サイロ 発射型	14	0	0	0	0	0	0
合計				776	570	385	334	340	324

出典：IISS, *The Military Balance*各年度版より筆者作成。

以上が示すとおり、ICBM配備数やこれに搭載可能な核弾頭の数（搭載容量）は、2000年から2010年代半ばにかけて急激に減少していった。ソ連時代に開発された旧式ICBMの老朽化と退役が進んだためである（表-1を参照）。

ただ、2010年代後半に入ると、RS-24ヤルス固体燃料ICBMの量産が軌道に乗ったことで、ミサイル自体の減少には概ね歯止めがかかった。2024年12月にS・カラカエフ（Sergei Karakaev）RVSN司令官が述べたところによると、これに先立つ10年間に、RVSNでは21個ロケット連隊が実戦配備に就いたという<sup>7</sup>。このうち16個連隊が道路移動型ヤルスであったとカラカエフは述べるが、道路移動式ICBM装備連隊は9両の移動式発射装置で編成されるから、これだけでミサイル144基に相当する。このほかにはサイロ発射型ヤルス（1個連隊の定数はサイロ10基）や極超音速滑空飛翔体（HGV）搭載のアヴァンガルド（定数はサイロ6基）<sup>8</sup>などがこの期間に調達されており、合計すると200基弱がICBMをわずかに10年間で配備されたことになる。この結果、2025年時点で配備されている324基のうち、新型ICBMが占める割合は88%弱に達した。特に移動型

7 “Nadezhnaia opora bezopasnosti i suvereniteta Rossii,” *Krasnaia zvezda*, December 17, 2024.

8 “Istochnik: pervye komplekсы ‘Avangard’ vstanut na boevoe dezhurstvo v 2019 godu,” *Izvestiia*, October 29, 2018.

ICBMについては全てがトーポリ-Mとヤルスに更新を完了しており、ソ連時代に開発・製造されたトーポリは2024年までに全て退役している。

一方、核弾頭搭載容量に注目すると、全体の37%は依然として旧式ICBMのそれによって占められている。これは、固体燃料式ICBMの世代交代が比較的順調に進んでいる一方で、液体燃料式ICBMのそれが難航していることの影響が大きい。RS-18、RS-20V、RS-22B/Vなどのサイロ発射型液体燃料式ICBMは6-10発もの核弾頭を搭載可能であり、核弾頭搭載容量の大部分はこれらのミサイルによって担われてきた（かつて固体燃料式ICBM戦力の中核を成していたRS-12M トーポリやその改良型であるRS-12M1/2 トーポリ-Mはいずれも単弾頭型であり、数の割に核弾頭搭載要領は大きくなかった）。ヤルスが代替しているのは主としてトーポリの退役分であって、これら液体燃料式ICBMの退役分を補うには到底足りていない<sup>9</sup>。

そこで表-1を改めて参照してみると、問題の「37%」を支えているのは、わずか40基のRS-20Vであることがわかる。しかも、そのRS-20Vは、製造元であるウクライナとの関係断絶や老朽化によって徐々に減勢しており、このままでは400発分の核弾頭搭載容量が失われかねない。RS-20Vに代わる新型重ICBMとして開発中のRS-28サルマートは度重なる遅延や飛行試験の失敗に見舞われており<sup>10</sup>、その開発の成否はロシアの戦略核戦力構成のバランスに大きく影響することとなる。

## (2) SSBN/SLBM戦力

1970年代に開発された667BDR型（デルタIII型）などの旧式SSBNや、運用コストの高い941型（タイフーン級）超大型SSBNは、2020年代までにはほぼ全てがVMFから退役した。この結果、SSBN戦力やそれらの潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）搭載能力は2000年当時と比較してほぼ半減するに至ったものの（特にタイフーン級の退役による影響が大きい）、現在ではやや持ち直しの傾向を示している。開発が難航していた新世代SSBN、955型（ボレイ級）の実戦配備が2010年代に入ってからようやく始まり、改良型である955A型（ボレイ-A型）の開発・建造も比較的順調に進んでいることがその背景にはある。

表-3に示すように、ボレイ/ボレイ-A型はデルタIII型の退役分をこれまでにほぼ1:1で代替してきた。残る旧式SSBNは北方艦隊に配備された6隻のデルタIV型であるが、これらについては順次、近代化・寿命延長改修を受けていることから、その退役ペースは比較的緩やかなものになると予想される。この間、ロシアはほぼ同数のボレイ-A及びその改良型である955AM型（ボレイ-AM型）を就役させる見込みであり、したがってSSBN戦力は今後とも12隻ないしそれ以上の規模を維持する可能性が高い。

9 基本型のヤルスは核弾頭を4発、中威力弾頭搭載型のヤルス-Sは3発を搭載可能とされるので、トーポリ/トーポリ-Mよりは核弾頭搭載容量がはるかに大きい。それでも液体燃料式ICBMと比較すると3分の1から半分程度である。

10 サルマートはまだ本格的な飛行試験に成功しておらず、2024年9月に試みられた飛行試験では燃料を満載したミサイルがサイロに落下して大爆発事故を引き起こした。サルマートの開発をめぐる問題については以下を参照されたい。Sidharth Kaushal, *Russia's Sarmat Test Failure: Implications for the Strategic Balance*, RUSI, October 22, 2022, <https://rusi.org/explore-our-research/publications/commentary/russias-sarmat-test-failure-implications-strategic-balance>.

表-3 SSBNの配備数とその内訳

配備時期	名称 (NATO名)	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
1970-80年代	667B型 (デルタI型)	2	0	0	0	0	0
	667BDR型 (デルタIII型)	7	6	5	3	1	0
1980-90年代	667BDRM型 (デルタIV型)	7	6	6	6	6	6
	941型 (タイフーン級)	3	2	2	1	0	0
2010-20年代	955型 (ボレイ級)	0	0	1	2	3	3
	955A型 (ボレイ-A型)	0	0	0	0	0	3
合計		19	14	14	12	10	12

出典：IISS, *The Military Balance*各年度版より筆者作成。

SLBM搭載能力についても、同様のことが言える。ボレイ/ボレイ-A/ボレイ-AMのSLBM搭載数は1隻あたり16基と、デルタIII/IV型と同等である。したがって、SSBNの隻数の下げ止まりと比例する形で、SSBN戦略全体のSLBM搭載も2020年代初頭までに下げ止まることになった(表-4)。

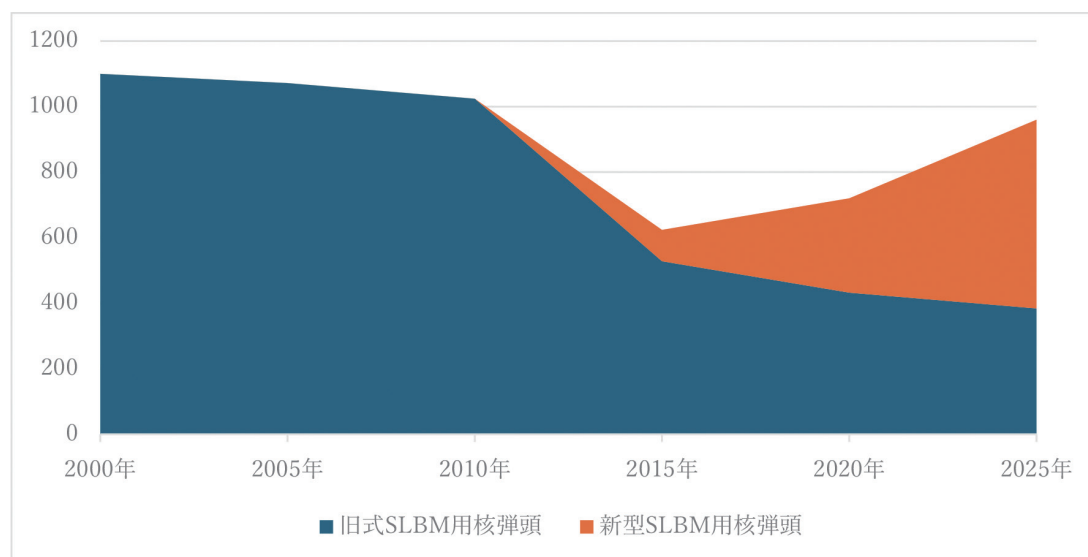
また、ボレイ・シリーズに搭載されるR-30ブLOWER-SLBMは最大6発の核弾頭搭載容量を持つとされるが、これは旧式SSBNに搭載されていたSLBMの核弾頭搭載容量に比べて1.5-2倍大きい。したがって、SSBN/SLBMの総数は概ね横ばいでありながら、核弾頭搭載容量については2020年代以降に増加傾向へと転じつつある(図-3)。デルタIV型からボレイ-A/AM型への転換が進めば、核弾頭搭載容量はさらに増大する可能性が高いと考えられよう。

表-4 SLBM搭載能力の推移

配備時期	軍縮条約の名称 (NATO名)	ロシア側名称	搭載母艦	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
1970年代	RSM-40 (SS-N-8)	R-29	667B型 (デルタI型)	64	0	0	0	0	0
	RSM-50 (SS-N-18M1)	R-29R	667BDR型	108	96	80	48	16	0
1980年代	RSM-52 (SS-N-20)	R-39	941型	60	40	40	0	0	0
2000年代	RSM-54 (SS-N-23M2/3)	R-29RMU シネーフ/RMU2 ライネール	667BDRM型	112	96	96	96	96	96
2010年代	RSM-56 (SS-N-32)	R-30ブLOWER	955/955A型	0	0	0	16	48	96
合計				344	232	216	160	160	192

出典：IISS, *The Military Balance*各年度版より筆者作成。

図-3 旧式／新型SLBM用核弾頭の搭載容量推移



出典：IISS, *The Military Balance*各年度版及びKristensen, et. al, op. cit., 2024, p. 119より筆者作成。

### (3) 戦略爆撃機戦力<sup>11</sup>

以上のパターンと大きく異なるのが戦略爆撃機戦力である。ICBMやSSBN/SLBMの場合と異なり、ソ連崩壊後のロシアは新たな爆撃機を開発・生産することができなかった。したがって、近代化改修・寿命延長の努力は続けられながらも、60機弱のTu-95MS（近代化改修機はTu-95MSMと呼ばれる）を中心とする爆撃機戦力は退役・減勢を続けてきた。例外としては未完成のままに留めおかれていたTu-160超音速爆撃機のコンポーネントを組み立てて就役させた事例があるが、ごく少数にとどまり、上記のトレンドを大きく変えるものであったとは言えない<sup>12</sup>。

しかし、ロシアは核戦力の柱としての爆撃機戦力を放棄する意思を示しておらず、プーチン大統領も核の三本柱を維持する方針を度々表明している<sup>13</sup>。爆撃機戦力を維持するための方策としては、2000年代末以降、長距離航空隊向け将来型航空機コンプレクス（PAK-DA）と呼ばれる次世代爆撃機計画がツポレフを中心に進められてきた。米国のB-2やB-21に類似した全翼形式のステルス爆撃機であると伝えられるが、その詳細は明らかでなく、要求仕様が固まって開発作業が始まると2019年に報じられてからも具体的な進展は見られていない<sup>14</sup>。したがって、直近でロシアの爆撃機戦力維持に関して期待されているのは、Tu-160の生産再開（Tu-160M2）であり、その1号機は2022年に初飛

11 本稿脱稿後の2025年6月、ウクライナが実施した「クモの巣」作戦によって、ロシアの爆撃機部隊は大打撃を受けた。少なくとも10機の大型爆撃機が完全に破壊されたことが衛星画像で確認できるものの、全体的な被害規模ははっきりしない。したがって、本稿では「クモの巣」作戦の影響については便宜的に考慮しないこととした。

12 なお、Tu-160についても近代化改修作業は行われており、改修機はTu-160Mと呼ばれる。

13 直近の発言としては以下を参照されたい。“Putin nazval iadernuiu triadu RF vazhneishei garantiei bezopasnosti,” TASS, September 25, 2024, <https://tass.ru/politika/21957339>; “Putin zaiavil, chto iadernoe oruzhie RF pozvoliaet podderzivat’ paritet i balance sil v mire,” TASS, October 29, 2024, <https://tass.ru/politika/22261167>

14 “V Rossii nachali sozdanie aviakompleksa dal’nei aviatsii,” Interfaks, August 26, 2019, <https://www.interfax.ru/russia/673944>.

行した。ただ、現在までにVKSに引き渡されたのは3機に過ぎず、Tu-95MS/MSMの減勢を完全にカバーできる生産ペースではない。仮にPAK-DAの登場が今後かなり遅れるとするなら、Tu-160M2の生産ペースが年産何機程度となるのかが、爆撃機戦力の規模を予想する上での鍵となろう。

表-5 爆撃機戦力の推移

名称 (NATO名)	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
Tu-95MS/MSM (ベアH)	68	63	63	62	60	58
Tu-160/M/M2 (ブラックジャック)	15	17	16	16	16	16

出典：IISS, *The Military Balance*各年度版より筆者作成。

#### (4) 戦域核戦力

戦域核戦力という用語には明確な定義は存在せず、曖昧さを孕む。ただ、NSNWの中でも主として戦場での戦闘に使用される核兵器（後述する戦術核兵器）と区別する意味で、ここでは戦域核戦力の語を用いることとしたい。具体的に想定しているのは、射程500–5,500kmの地上発射型ミサイル（INF全廃条約の規制対象とされた地上発射型弾道ミサイル（GLBM）やGLCM）のほか、艦艇や航空機から発射される非大陸間射程ミサイルであって、主として戦線後方への攻撃を念頭に置いたものである。

まず地上発射型ミサイルから見ていくと、現在のロシア軍でまとまった数が実戦配備についているのは9M729GLCMだけである。陸軍のロケット旅団が運用を担当していると思われるが、その運用プラットフォームは短射程の9M723SRBMや9M728GLCMと同じ9K720イスカンデル-M（またはその改良型）であるため、1つのロケット旅団が何発の9M729を運用しているのかを外形的に把握することは難しい<sup>15</sup>。「イスカンデル-1000」と俗称される射程1000km級の準中距離弾道ミサイル（MRBM）が開発されているとの指摘もあるが、その運用プラットフォームや運用形態（陸軍が運用するのか、RVSNの管轄になるのかなど）は全く不明である。他方、イスカンデル-M用の9M723SRBMからは航空機搭載の空中発射弾道ミサイル（ALBM）が派生しており、キンジャールの名称でVKSのDAが運用している。

2024年11月には、それまで存在の知られていなかったオレシュニクIRBMがウクライナに対して初めて実戦使用された。ロシア南部のカプスチン・ヤール演習場からウクライナ中部のドニプロに至る約800kmを飛行したとされるが、ロシア側は「欧州全土を射程に収める」としており、事実であればやはりIRBMであるということになろう。ただ、プーチン大統領をはじめとするロシア側当局者は、オレシュニクが通常弾頭型ミサイルであることを強調している<sup>16</sup>。本稿執筆時点ではオレシュニクの生産・配備について具体的なことはほとんど分かっていないが、2024年12

15 クリステンセンらはその発射装置と搭載核弾頭の数とともに「16以下」としているが、根拠は明らかにされていない。他方、『ミリタリー・バランス』2025年度版では、3個以上のロケット旅団が9M729を運用しているの見積もっている（IISS, *The Military Balance* 2025, Routledge, 2025, p. 182.）。

16 プーチンはオレシュニクについて「地中深くの堅固に防護された目標も破壊できる」「太陽表面の三分の一の温度で目標を元素レベルまで分解する」「大量使用すれば核兵器並みの破壊力を持つ」などとしている。“Otvét na udary po Rossi i i moshch ‘Oreshnika,’” TASS, November 28, 2024, <https://tass.ru/politika/22522961>.

月にはカラカエフRVSN司令官がオレシュニク運用部隊の編成について言及していることから<sup>17</sup>、かつてのRSD-10ピオネールIRBM（SS-20というNATO名の方が有名であろう）と同様、RVSNによって運用されるものと思われる。さらに2024年12月、プーチンは、オレシュニクをベラルーシに前方配備する意向を明らかにした<sup>18</sup>。

海洋・空中発射巡航ミサイル（SLCM/ALCM）については、これを戦略核兵器として扱うのか戦域核兵器と扱うのか自体が常に軍備管理上の問題となってきた。ただ、VKSに配備されている核弾頭搭載ALCM（Kh-555、Kh-102等）はいずれも大型の巡航ミサイルであり、搭載母機はTu-95MS/MSMないしTu-160に限られる。したがって本稿では原則的に核弾頭ALCMを戦略兵器と見做す一方、ALCM運用能力を持たないTu-22M2については戦域核戦力としてカウントすることにした。

SLCMの場合は、事情がより込み入っている。ソ連海軍で対地攻撃用SLCM（3M10）を運用していたのは攻撃型原潜（SSN）と一部の巡航ミサイル搭載原潜（SSGN）に限られ、しかもその弾頭は全て核弾頭であった。また、スチャーギンが明らかにしているように、ソ連海軍では「SSM/SSGN 1隻につき核弾頭搭載SLCM 4 - 8発」といった形で核弾頭の配布ルールがかなり明確化されていた。これに対して現在のロシア海軍では、ほぼあらゆるカテゴリーの水上戦闘艦艇や潜水艦（通常動力型を含む）が3M14カリブル対地攻撃用SLCMの運用能力を有しており<sup>19</sup>、しかもその弾頭は基本的に通常型である。どの艦に何発の核弾頭搭載SLCMが配備されており、それが戦略核兵器としての性質を帯びるのか、戦域核兵器と見做すべきなのはもとより明瞭ではない。ただ、搭載プラットフォームが多様である（ALCMのように戦略爆撃機に限定されない）という点を考慮し、本稿では、核弾頭搭載SLCMを戦域核兵器と分類することにした。

表-6 ロシアの戦域核戦力

運用軍種・独立兵科	カテゴリ	名称	発射プラットフォーム
戦略ロケット部隊 (RVSN)	中距離弾道ミサイル (IRBM)	オレシュニク	不明
陸軍 (SV)	地上発射巡航ミサイル (GLCM)	9M729	9K720イス칸デル-M作戦・戦術ロケットコンプレクス
航空宇宙軍 (VKS)	空中発射弾道ミサイル (ALBM)	キンジャール	MiG-31K戦闘機
		戦域爆撃機	Tu-22M3/M3M長距離爆撃機
海軍 (VMF)	海上発射巡航ミサイル (SLCM)	3M14カリブル	水上戦闘艦・潜水艦

出典：筆者作成

17 *Krasnaia zvezda*, December 17, 2024.

18 “Prezident Rossii i Belorussii vystupili s zaiavleniiami dlia SMI,” *Prezident Rossii*, December 6, 2024. <http://kremlin.ru/events/president/news/75782>

19 M・コフマン (Michael Kofman) が述べるように、ソ連海軍は米空母機動部隊に集中的な大型対艦ミサイル (ASM) 攻撃を仕掛けてその戦力消耗を図ることで、優勢な米海軍から受け得る損害を低下させるという損害限定戦略を重視していた。したがって、ソ連時代に開発・建造された水上戦闘艦艇やSSGNは大型ASMに特化した設計となっていたものが多い。これに対してソ連崩壊後には、戦略的抑止力の一環として通常弾頭型精密誘導兵器 (PGM) の運用能力が重視されるようになったというのがコフマンの描く構図であり、カリブルSLCMはまさにその代表例と言える。Michael Kofman, “Evolution of Russian Naval Strategy,” Andrew Monaghan and Richard Connolly, eds., *The Sea in Russian Strategy*, Manchester University Press, 2023, pp. 96-103.

### (5) 戦術核戦力

ソ連崩壊の前後、米ソ（露）の首脳は「大統領核イニシアティブ（PNI）」と呼ばれる宣言を発出した。ソ連側からはまず、1991年のM・ゴルバチョフ（Mikhail Gorbachev）大統領によるPNIが発出され、ソ連崩壊後の1992年には、ロシア連邦大統領となったB・エリツィン（Boris Yeltsin）による独自のPNIが発出されている。それぞれの内容を表-7にまとめた。

表-7 ゴルバチョフとエリツィンによるPNIの内容

	ゴルバチョフによるPNI（1991年）	エリツィンによるPNI（1992年）
地上戦用戦術核弾頭	非戦略ミサイル、火砲および地雷から核弾頭を撤去する	全ての戦術ミサイル、砲弾、地雷の戦術核弾頭を退役させる。これらの弾頭の生産は最近になってすでに停止された
海洋戦術核弾頭	艦艇、非戦略任務潜水艦及び海軍機から戦術核弾頭を撤去し、管理施設に集約する。一部は退役させる	水上艦艇及び通常任務潜水艦用の戦術核弾頭を撤去し、貯蔵施設に移管する。3分の1は退役させる
防空システム用核弾頭	戦場防空システムから核弾頭を撤去し、管理施設に集約する。一部は退役させる	対航空機システム用核弾頭を撤去し、貯蔵施設に移管する。半分は退役させる
戦術航空機用核弾頭	もし米国が同様の措置をとるならば、戦術航空機用戦術核兵器を管理施設に集約する	もし米国が同様の措置をとるならば、戦術航空機用の戦術核弾頭の半分を退役させ、残りは管理施設に集約する

出典：Hans Kristensen and Robert Norris, “Nonstrategic Nuclear Weapons 2012,” *Bulletin of Atomic Scientists*, No. 68, Vol. 5, September/November 2012, pp. 46-48.

以上の内容を信じるなら、陸軍種が運用する地上戦用の戦術核弾頭を全て破棄し、艦艇及び防空システム用の核弾頭については全て集中保管に戻した上で保有数を大幅に削減すると読める。一方、戦術航空機用の核弾頭については「米国が同様の措置をとるならば」との条件付きでやはり集中保管と削減の措置を取るとされている。その上で、ロシアは1990年代末から2000年代初頭にかけて、これらの措置を概ね実行したと宣言した。

ただ、戦術核兵器については、戦略・戦域核兵器のように保有・配備を規制する条約が米露間で結ばれておらず、30年以上前の政治的宣言が現在も有効であるかどうかは全く明らかでない。1.(1)で述べたとおり、戦術核兵器の運搬手段は通常の兵器であるため、これを戦略核兵器と同様に管理しようとするならば通常戦力そのものの保有数を厳しく規制するとともに、その検証措置のためには事実上全てのロシア軍部隊に対する米国の査察を受け入れざるを得なくなるからである<sup>20</sup>。このような性質を持つために、戦術核兵器の透明性は戦略核兵器のそれよりもずっと低くならざるを得ず<sup>21</sup>、実際、J・バイデン（Joseph Biden）米政権（当時）が将来の米露核軍備管理合意の条件として示した「全ての核戦力を規制対象とすること」という条項にロシアは強く

20 Timothy Wright, “New START extension and next steps for arms control,” *MILITARY BALANCE BLOG*, February 19, 2021. <https://www.iiss.org/online-analysis//military-balance/2021/02/new-start-extension-arms-control>

21 Aleksandr Ermakov, “Chto takoe nestrategicheskoe iadernoe oruzhie i mnogo li ego u Rossii?” *Profil*, June 5, 2024. <https://profile.ru/military/chto-takoe-nestrategicheskoe-yadernoe-oruzhie-i-mnogo-li-ego-u-rossii-1524168/>

反発した<sup>22</sup>。

いずれにしても、1991-92年のPNIをロシアが現在も厳格に遵守しているかどうかを疑わせる事例は少なくない。全廃されたはずの地上戦用戦術核兵器について言えば、2010年の東部軍管区大演習「ヴォストーク2010」において核地雷の使用を想定した訓練が実施されたと当時のロシア軍機関紙『赤い星』が報じているほか<sup>23</sup>、2018年に開催された武器展示会「アルミヤ2018」では、9K720イスカンデル-M作戦・戦術コンプレクス用の核弾頭の模型が展示された<sup>24</sup>。

集中保管に戻すとされた海洋戦術核兵器についても、2006年、当時のS・イワノフ (Sergei Ivanov) 国防相が「5隻の戦略潜水艦と3隻の多用途潜水艦が核兵器を搭載して戦闘哨戒を行っている」とプーチン大統領に報告したことが知られている。軍事評論家のフェルゲンガウエルが指摘するように、多用途潜水艦とは攻撃型潜水艦を示すロシアの軍事用語であり、PNIの宣言を反故にしてSSBN以外の潜水艦に核兵器を搭載していることをイワノフ発言は意味していた<sup>25</sup>。戦術航空機用の核弾頭について言えば、これを集中保管・削減する上での前提条件である米国の行動がこれを満たしていない以上（つまり、B61戦術核爆弾の欧州への前方展開が続いている以上）、ロシアがこの宣言を履行しているとは考え難い。

さらに2024年5月から7月に掛けて、ロシア軍は戦術核兵器の運用を念頭に置いた一連の演習を3段階に分けて実施した。これらの演習においてはイスカンデル-M、戦闘爆撃機、バルト艦隊の艦艇に対して12GUMOから核弾頭を配布して装着する手順が演練されており、防空システム用核弾頭を除いた陸海空用戦術核弾頭が使用可能な状態にあることを示唆するものであったと言えよう<sup>26</sup>。

以上のような過去の経緯を踏まえるなら、ロシアが戦術核兵器の運用を軍事戦略の中に位置付けている可能性は依然として高い。ただ、それゆえに、実態を押し量るのも容易ではない。前述のスターギンは、戦術核兵器に関しても、旧ソ連軍の核兵器運用に関する事例研究や元軍人へのインタビューを通じて部隊ごとの核弾頭配布基準（配布ルール）を明らかにしようとしているが、その根拠となる事例はキューバ危機にまで遡ることがしばしばであり、当時とは兵器システムの性能や運用ドクトリン等は大きく変化している可能性が高い。例えばスターギンによると、冷戦期のソ連陸軍では、SRBM運用部隊への核弾頭配布ルールは1-1.5斉射分とされてい

22 この交渉の経緯については以下の拙稿で詳しく扱った。小泉悠「中国のいない『核軍縮交渉』」『軍事研究』第56巻第1号、2021年1月、66-79頁。

23 Aleksandr Tikhonov, "Na sushe, v vozdukh, na more," *Krasnaia zvezda*, July 14, 2010.

24 軍事評論家のレオコフ (Aleksei Leonkov) はその威力を10kt相当と評価している。Vladimir Merkulov, Aleksandr Chekov, "Polovina Khirosimy: voenekspertraskryl TTKh iadernogo varianta 'Iskander-M,'" *NEWS.RU*, April 4, 2023. <https://news.ru/society/polovina-hirosimy-voenekspertraskryl-tth-yadernogo-varianta-iskander-m/> イスカンデル-Mが登場する前にロシア軍陸軍で主力として用いられていた9K79トーチカSRBM用9N39戦闘部が出力10ktのAA60核弾頭を搭載していたことからの類推であると思われる。

25 Pavel Fel'gengauer, "Ivanov s radost'iu dostal iadernoe oruzhie," *Novaia gazeta*, September 14, 2006. <https://novayagazeta.ru/articles/2006/09/14/27925-ivanov-s-radostyu-dostal-yadernoe-oruzhie>

26 例えば6月に実施された演習の第二段階では、イスカンデル-Mや艦艇に対する核弾頭の受領・装着訓練が実施されている。Ministerstvo oborony Rossiiskoi Federatsii, *Soedineniia Leningradskogo voennogo okuruga otrabatyvaet uchebno-boevye zadachi v ramkakh vtorogo etapa uchenii nestrategicheskikh iadernykh sil*, June 12, 2024. (セキュリティ保護のなされていないページに掲載されているため、安全上、ここではリンクを張らない。以下、国防省公式サイト掲載の情報は同様に扱う)

たという<sup>27</sup>。したがって、1個ロケット旅団（通常は移動式発射機12両＝1斉射12発）への配布弾頭数は12-18発と算定されるわけだが、現在の主力であるイスカンデル-Mは1両あたり2発の9M731SRBMを搭載することができ、旅団あたりの斉射数は24発と倍増している。このような兵器システムの発展を踏まえた上でなお、スチャーギンが明らかにした核弾頭配布ルールが有効であるかどうかについては留保を付けざるを得ないだろう。艦艇用戦術核兵器となると複数の兵器システムを搭載しており、しかもそれらの各システムがアップグレードされていくため、統一的な基準による推計は困難を極める。そうした次第で、本稿では1.(1)で紹介したクリステンセンらの数字を参考とするに留めることとした。

### 3. 核戦力の将来像

#### (1) ICBM/IRBM戦力

1. 及び2. での検討結果をベースとして、今度は、ロシアの核戦力に関する将来像を展望してみたい。タイムスパンとしては本稿執筆時点からおおよそ10年後の2035年を目処とする。

まず取り上げるのは、ICBM及びIRBMである。2010年代末以降、ロシアはヤルスに代わる道路移動型固体燃料式ICBMを目指してオシーナ-RVと呼ばれる開発計画を進めてきた<sup>28</sup>。同計画の下で開発中の新型ICBMはケードルと呼称されている模様であるが<sup>29</sup>、興味深いことに、2024年11月に使用されたオレシュニクIRBMのこともウクライナ側はケードルと呼んでいる<sup>30</sup>。この辺りの関係性についてははっきりしないものの、オシーナ-RV計画の下で（おそらく一部の固体燃料ロケットモーターを共用する形で）射程の異なる複数の弾道ミサイルが開発されているという可能性が考えられよう<sup>31</sup>。実際、ケードル/オレシュニクの開発元はどちらもMITであるとされ、その製造拠点もウドムルト共和国のヴォトキンスク工場であると目されている<sup>32</sup>。つまり、両者の生産能力はある程度までトレードオフの関係にある可能性が高く、本稿では両者をまとめて扱うことにしたい。

したがって、問題となるのは、ヴォトキンスク工場の生産キャパシティである。既に紹介した

27 Sutyagin, op. cit., 2012, pp. 56-57.

28 新たな道路移動型ICBMの開発をロシアが公式に認めたのは、2021年のカラカエフRVSN司令官発言が最初である（“Беспорный аргумент России,” *Красная звезда*, December 19, 2021.）。これに先立って、MITがヤルス・シリーズの改良型としてオシーナ-RV計画を進めているらしいことが公開情報分析の結果として指摘されており（Razrabotka novogo strategicheskogo raketnogo kompleksa 15P182 po OKR “Osina-RV”, *bmpd*, June 15, 2021. <https://bmpd.livejournal.com/4331641.html>）、カラカエフの述べた新型ICBMはこれを裏書きするものであった。

29 “Istochnik soobshchil, chto rabota po sozdaniiu rakety ‘Kedr’ nachnetsia v 2023-2024 godakh,” *TASS*, April 3, 2021. <https://tass.ru/armiya-i-opk/11061617>

30 *Kompleks “Kedr” – detail pro novu balistiku, iakoiu teroristichna Rosiia vdarila po Dnipru*, Golovne upravleniia rozvidki, November 22, 2024. <https://gur.gov.ua/content/kompleks-kiedr-detali-pro-novu-balistiku-iakoiu-terorystychna-rosiia-vdaryla-po-dnipru.html>

31 プーチンは2024年11月に発射されたオレシュニクの速度を「マッハ10」であると述べており、これが正確な数字であるならばIRBMよりもさらに射程の短い準中距離弾道ミサイル(MRBM)型が存在している可能性もある。

32 *TASS*, April 3, 2021.; *Golovne upravleniia rozvidki*, November 22, 2024.

ように、2024年までの10年間で調達された道路移動型ヤルスは16個連隊=144基相当であるとカラカエフRVSN司令官は述べている。また、RVSNはこの間にサイロ発射型ヤルス2個連隊分=20基相当を調達したとみられている。これに加えて、同系統のブースターを使用するシレーナ-M通信ロケットの運用部隊が2個連隊=6基相当配備されているから、ヴォトキンスク工場が10年間で生産した大型固体燃料ロケットは概ね170基=年平均17基と見積もることができそうである。今後の設備投資によっては生産能力が年産20-25基程度に達する可能性も排除できないだろう。現行のヤルスICBM、あるいは将来のケードルICBMとオレシュニクIRBMの配備数はこの枠内で按分される、というのが本稿の推定モデルが立脚する前提である。

他方、サルマートの実戦配備がいつからになるのかは依然としてはっきりせず、核戦力の将来像を展望するにあたっての大きな不確定要素となっている。仮に2020年代後半から初期低率生産に移ることができ、2030年前後には毎年1個ロケット連隊=6基程度のペースで生産が可能になるなら、RS-20Vが完全に退役する前に更新を開始することができるだろう。他方、実戦配備がさらに遅れる場合や生産ペースがずっと低い場合には、ロシアの液体燃料式重ICBM戦力は一時的に大きく落ち込む可能性が出てくる。

アヴァンガルドについてはこれまでの配備ペースが決して速くないことから、配備当初言われたとおり2027年までに2個連隊=12基という限定的な配備に留まるものと考えられる<sup>33</sup>。ただ、サルマートはHGVの搭載運用能力を持つとされるほか、アンチャールと呼ばれる固体燃料式ICBMをMITが開発しているとの情報もあり<sup>34</sup>、HGV搭載ミサイルの数自体は今後も増加傾向を示す可能性が高い。

以上の想定に基づいて、2035年頃までのICBM/IRBM戦略の構成について幾つかのシナリオを描いてみた。①ヴォトキンスク工場の大型固体燃料ロケット生産能力は2020年代中において年産17基分、2030年代には年産20基分に達することを基本想定とし、②この枠内でICBMとIRBMに生産能力をどれだけ按分するか、③サルマートの生産開始と配備ペースがどのようになるかを変数とした。また、④RS-20Vの退役ペースは2020年代中に1個ロケット連隊分、2030年代にはいと毎年1個連隊分と想定し、⑤トーポリ-Mについては2030年代以降に①と同等のペースで減勢していくと想定した(表-8)。

33 “Istochnik: pervye komplekсы ‘Avangard’ vstanut na dezhurstvo v 2019 godu,” *Izvestiia*, October 29, 2018.

34 “Minoborony RF zakazalo razraboyku giperzvukovogo letatel'nogo apparata,” *Interfaks*, August 22, 2018. <https://www.interfax.ru/russia/626194>

表-8 2035年において想定されるICBM/IRBM戦力の組成

弾道ミサイル	2025年	2035年		
		中庸シナリオ	重ICBM配備遅延シナリオ	IRBM重視シナリオ
RS-12M2トーポリ-M ICBM	78	0	0	0
RS-24ヤルスICBM	196	270	270	256
ケードルICBM	0	42	42	26
RS-20V重ICBM	40	0	0	0
RS-28サルマート重ICBM	0	30	18	30
アヴァンガルド	10	12	12	12
ICBM合計	324	354	342	324
オレシュニクIRBM	0	66	66	102
総計	324	420	408	426

出典：筆者作成

このうちの中庸シナリオでは、ヴォトキンスク工場で生産される大型固体燃料ロケットのうち毎年3基=1個大隊分を、2030年代以降は毎年9基=1個ロケット連隊分をオレシュニクIRBM用に割り当て、残りをヤルスないしケードルICBM用に充当するというシナリオを採用した。重ICBM配備遅延シナリオはその名の通りであり、中庸シナリオを基本としつつサルマートの戦力化と量産が大幅に遅れると想定した。IRBM重視シナリオでは、2030年代以降の大型固体燃料ロケット生産能力の中から毎年15基=1個ロケット連隊+2個ロケット大隊分をオレシュニクに割り当てる想定とした。

この結果、いずれのシナリオにおいてもICBM戦力の規模は現在とほぼ同等から1割増程度に収まった。他方、IRBM戦力は今後の10年程度で7-11個ロケット連隊規模=2-3個ロケット師団相当となることが予想されるとの結果になった。サルマートの配備がある程度遅れようとも、RVSNが運用するミサイル戦力の規模自体は増えていく傾向にあると考えるべきであろう。

一方、以上を基にした核弾頭搭載容量は、ICBMのみで現状の1-3割弱、IRBM搭載分を含めると3-5割弱の増加という結果となった。これはミサイル自体の増加に加えて、サルマート重ICBMがRS-20V（最大弾頭搭載数10発）を上回る14発の弾頭搭載能力を持つこと、弾頭を1発しか搭載できないトーポリ-Mが退役して複数の弾頭搭載が可能な後継ICBM（ヤルス／ケードル）で代替されていくことによるものである。

表-9 2023年において想定されるICBM/IRBMの弾頭搭載容量

弾道ミサイル	2025年	2035年		
		中庸シナリオ	重ICBM配備遅延シナリオ	IRBM重視シナリオ
RS-12M2トーパーリ-M ICBM	78	0	0	0
RS-24ヤルスICBM	588	810	810	768
ケードルICBM*	0	126	126	78
RS-20V重ICBM	400	0	0	0
RS-28サルマート重ICBM**	0	420	252	420
アヴァンガルド	10	12	12	12
ICBM合計	1,076	1,368	1,200	1,278
オレシュニクIRBM*	0	198	198	306
総計	1,076	1,566	1,398	1,584

出典：筆者作成

\* ケードル及びオレシュニクの核弾頭搭載数は明らかでない。ここでは過去のICBM/IRBMと同様に3発搭載として計算した。

\*\* 1基あたりの核弾頭搭載上限を14発として計算した。

## (2) SSBN/SLBM戦力

2. では、2025年現在のSSBN戦力のちょうど半数（6隻）がソ連時代のデルタIV型で占められており、残る6隻がボレイ/ボレイ-A型で構成されているとした（表-3）。ただ、これは『ミリタリー・バランス』2025年度版の記載に準拠したものであり、実際にはデルタIV型2番艦エカテリンブルグの退役によって現役に残っているのは5隻であると見られる<sup>35</sup>。残る5隻についても3隻は2010年代前半までに近代化・寿命延長改修を終えており、おそらく2030年代半ばまでには退役していく可能性が高い。このように考えていくと、2035年時点までに運用可能な状態にあるのは、2024年に近代化改修を終えたブリャンスクと現時点で近代化改修作業中のカレリヤの2隻のみであろう。

一方、2010-2020年代に就役したボレイ/ボレイ-A型はおそらくは今後10年にわたって現役に残ると考えられる。これに加えて現在、セヴマシュ造船所では3隻のボレイ-A型が建造の各段階にあり、今後は改良型の955AM型（ボレイ-AM型）へと建造がスイッチされていく予定である。2024年に予定されていたボレイ-AM型2隻の起工<sup>36</sup>は延期された模様であるが、今後10年間で数隻を建造することは十分に可能であろう。そこで本稿では、①ボレイ-AM型が予定されている2隻のみ建造されるシナリオ、②3隻が建造されるシナリオ、③4隻が建造されるシナリオの3パターンを想定してみた（表-10）。いずれのパターンにおいてもSSBNは現在よりも増勢することが想定され、特に③のシナリオではSSBNは合計15隻に達すると考えられる。それぞれ

35 2021年の報道によれば、エカテリンブルグの退役は2022年に予定されていた(“Istochnik: atomnyi podvodnyi raketnosets ‘Ekaterinburg’ vyvedut is sostava flota,” TASS, April 28, 2021. <https://tass.ru/armiya-i-opk/11261043>). 衛星画像による分析でも、ガジエヴォの北方艦隊原潜基地に停泊しているデルタIV型のうち1隻は常にSLBMハッチを開放しており、現役にないことが確認できる。

36 “Istochnik: v 2024 godu na ‘Sevmashe’ zalozhat dva atomnykh kreisera proekta ‘Borei-AM,’” TASS, March 27, 2024.

のパターンにおける搭載SLBM数及び核弾頭搭載容量は表-11に示した。

表-10 2035年において想定されるSSBN戦力の組成

SSBN	2025年	2035年		
		955A型 2 隻追加 シナリオ	同 3 隻追加 シナリオ	同 4 隻追加 シナリオ
667BDRM型(デルタIV型)	6	2	2	2
955型(ボレイ級)	3	3	3	3
955A型(ボレイ-A型)	3	6	6	6
955AM型(ボレイ-AM型)	0	2	3	4
総計	12	13	14	15

出典：筆者作成

表-11 2035年において想定されるSSBNのSLBM搭載数と核弾頭搭載容量

SSBN	2025年	2035年		
		955A型 2 隻追加 シナリオ	同 3 隻追加 シナリオ	同 4 隻追加 シナリオ
667BDRM型(デルタIV型) 搭載SLBM(弾頭)	96(384)	32(128)	32(128)	32(128)
955型(ボレイ級) 搭載SLBM(弾頭)	48(288)	48(288)	48(288)	48(288)
955A型(ボレイ-A型) 搭載SLBM(弾頭)	48(288)	96(576)	96(576)	96(576)
955AM型(ボレイ-AM型) 搭載SLBM(弾頭)	0(0)	32(192)	48(288)	54(324)
総計	192(960)	208(1,184)	224(1,280)	230(1,316)

出典：筆者作成

### (3) その他の核戦力

戦略爆撃機戦力の将来像推定は非常に難しい。現在の主力であるTu-95MS/MSM及びTu-160の減勢ペースと、Tu-160M2の生産ペースとが全く明らかでないためである。そこで、これら2つのパラメーターに関する異なった仮定に基づき、①Tu-95MS/MSMの減勢とTu-160M2の生産が同じペースで進む、②Tu-160M2の生産ペースがTu-95MS/MSMの退役ペースを上回る、③逆にTu-95MS/MSMの退役ペースがTu-160M2の生産ペースを上回るの3つのシナリオを描いてみた。また、④ソ連時代に生産されたTu-160については2035年まで全機が近代化改修を受けて現役に留まる一方、⑤PAK-DAについては2035年までにごく少数が就役するか、実戦配備には入れないと想定した(表-12及び表-13)。

表-12 2035年において想定される戦略爆撃機戦力の組成

爆撃機	2025年	2035年		
		現状維持シナリオ*	増勢シナリオ**	減勢シナリオ***
Tu-95MS/MSM	58	28	28	18
Tu-160/M	13	13	13	13
Tu-160M2	3	33	40	30
PAK-DA	0	0	3	0
総計	74	74	84	61

出典：筆者作成

\* Tu-95MS/MSMの退役とTu-160M2の生産が毎年3機のペースで進むと想定した。

\*\* Tu-95MS/MSMが毎年3機ずつ退役する一方、Tu-160M2の生産が毎年4機のペースで進むと想定した。

\*\*\* Tu-95MS/MSMが毎年4機ずつ退役する一方、Tu-160M2の生産が毎年3機のペースと進むと想定した。

表-13 2035年において想定される戦略爆撃機戦力の弾頭搭載容量

爆撃機	2025年	2035年		
		現状維持シナリオ	増勢シナリオ	減勢シナリオ
Tu-95MS/MSM*	430	392	392	252
Tu-160/M**	156	156	156	156
Tu-160M2**	0	396	480	360
PAK-DA***	0	0	36	0
総計	586	944	1,064	768

出典：筆者作成

\* Tu-95MSは2035年までに全機がTu-95MSM仕様に改修され、1機あたり14発の核弾頭を搭載できるものと想定した。

\*\* Tu-160/M/M2は1機あたり12発の核弾頭を搭載できるものと想定した。

\*\*\* PAK-DAの核弾頭搭載容量はTu-160と同等と想定した。

一方、戦域核戦力に相当するTu-22M3とMiG-31Kについては、後継となる計画が現在までに知られてない。仮に今後、後継計画が浮上するとしても実戦配備は相当の時間がかかるものと予想されるため、このまま減勢していくと想定した。他方、地上配備型システムについては、これまで論じてきた9M729GLCMやオレシュニクIRBMに加えて、イスカンデル-1000MRBMや3M22 ツイルコン極超音速対艦ミサイルの対地攻撃バージョンの登場も予想される。それらの配備量や運用形態（陸軍が運用するのか、RVSNの管轄となるのか、核弾頭を搭載するのか等）は明らかでないものの、以下の表-14ではその一覧を示した。

表-14 2035年において想定される戦域核戦力の組成

運用軍種・独立兵科	カテゴリ	名称	発射プラットフォーム
戦略ロケット部隊 (RVSN)	中距離弾道ミサイル (IRBM)	オレシュニク	不明
陸軍 (SV)	地上発射巡航ミサイル (GLCM)	9M729	9K720イスカンドール-M作戦・戦術ロケットコンプレクス
	準中距離弾道ミサイル (MRBM)	イスカンドール-1000	同上ないしその改良型
	極超音速対地ミサイル	3M22ツィルコン	不明
航空宇宙軍 (VKS)	空中発射弾道ミサイル (ALBM)	キンジャーール	MiG-31K戦闘機
	戦域爆撃機		Tu-22M3/M3M長距離爆撃機
海軍 (VMF)	海上発射巡航ミサイル (SLCM)	3M14カリブル	水上戦闘艦・潜水艦

出典：筆者作成

戦術核戦力の推定もまた極めて困難であるが、ここでは以下のように考えてみたい。2.(5)で述べたように「ロシアが戦術核兵器の運用を軍事戦略の中に位置付けている可能性は依然として高い」とするならば、陸軍の火力部隊（特にSRBM/GLCMを運用するロケット旅団と大口徑火砲部隊）やVKSの戦闘爆撃機部隊は潜在的な戦術核兵器運用部隊としてカウントすることができよう。この点について言えば、2022年12月にS・ショイグ（Sergei Shoigu）国防相（当時）が提起した軍事力強化計画<sup>37</sup>に基づいて、一定の将来像を予測することが可能であると思われる。

例えばショイグ計画では、兵力を開戦前の1.5倍に相当する150万人に増強することが謳われており、これに併せてロシア軍では軍（諸兵科連合軍または戦車軍）及び軍団の数が顕著な増加傾向を示してきた。従来のロシア陸軍では概ね1個軍につきロケット旅団1個を配備する方針が取られており、いくつかの軍団についても同様であったから、今後はロケット旅団もまた増加傾向を辿る可能性が高い。また、一度は解体された砲兵師団の再編と大威力砲兵旅団（大口徑砲運用部隊）の編成が軍管区直轄予備として進んでいるほか、軍と同数の混成航空師団を編成する方針がショイグ計画では示されている。地上戦力の増強と比例する形で、戦術核兵器の運用能力を持つプラットフォーム／部隊の増強が進んでいることが伺えよう（表-15）。

37 Ministerstvo oboorony Rossiiskoi Federatsii, *Vystplenie Ministra oboorony Rossii na rasshirennom zasedanii Kollegii Ministerstva oboorony*, December 21, 2022.

表-15 軍・軍団数と火力部隊数の変遷

	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
軍 (諸兵科連合軍/戦車軍)	6	8	7	10	12	16
軍団	3	2	0	0	1	7
ロケット旅団	15	14	10	10	12	13
砲兵師団	5	5	1	0	0	0
砲兵旅団 (大威力砲兵旅団)	18	18	10	9	12(1)	17(2)

出典：IISS, *The Military Balance*各年度版より筆者作成。

ちなみに2025年時点における『ミリタリー・バランス』の推定では、ロシア軍の総兵力は113万4000人程度である。今後、ショイグ計画が掲げるとおりに軍事力増強が進むなら、戦術核兵器を運用可能なプラットフォーム/部隊はさらに増加していくことが予想される。

#### (4) 核戦力全体の将来像とアップロード余地

以上を踏まえた上で、核戦力全体の将来像を描いてみたい。もちろん、多くの不確定要素が介在するために予測にはかなりの幅を持たせざるを得ない。ただ、戦略核戦力についてはその運搬手段の配備数をそれぞれ3つ示した。このうち、3.(1)-(2)で提示したICBM及びSLBMに関する各3シナリオをマトリックス化したのが表-16であり、編みかけした部分では、弾道ミサイル配備数が最も少なくなるシナリオ、中庸のシナリオ、最も多くなるシナリオがそれぞれ組み合わせるようになっている。また、それぞれのシナリオにおける弾頭搭載容量も同じ方法で表-17に示した。

表-16 2035年において想定される戦略弾道ミサイル配備数の組み合わせ (+IRBM)

運搬手段		ICBM		
		IRBM重視シナリオ	重ICBM配備遅延シナリオ	中庸シナリオ
SLBM	955A型 2 隻追加シナリオ	532(+102)	550(+66)	562(+66)
	同 3 隻追加シナリオ	548(+102)	566(+66)	578(+66)
	同 4 隻追加シナリオ	554(+102)	572(+66)	584(+66)

出典：筆者作成

表-17 2035年において想定される戦略弾道ミサイル配備数の組み合わせに応じた弾頭搭載容量 (+IRBM用弾頭)

弾頭搭載容量		ICBM		
		重ICBM配備遅延シナリオ	IRBM重視シナリオ	中庸シナリオ
SLBM	955A型2隻追加シナリオ	2,384 (+198)	2,462 (+306)	2,552 (+198)
	同3隻追加シナリオ	2,480 (+198)	2,558 (+306)	2,648 (+198)
	同4隻追加シナリオ	2,516 (+198)	2,594 (+306)	2,684 (+198)

出典：筆者作成

以上から明らかなように、戦略弾道ミサイルの配備数が最少となるのはIRBM重視シナリオとボレイ-AM型2隻追加シナリオの組み合わせであり、最多は中庸シナリオとボレイ-AM型4隻追加シナリオとなった。弾頭搭載容量についても同様である。したがって、現時点で予見しうる運搬手段の配備見通しに大きな変化がない限り、2035年時点における戦略弾道ミサイルの配備数は532-584基程度（2025年比で16-68基増）、弾頭搭載容量は2,384-2,684発（同348-598発増）と予想できよう。ロシアの戦略ミサイル戦力はほぼ現在と同等か1割程度の増強が見込まれるということになり、戦略爆撃機の弾頭搭載容量の増加分（182-478発）を加えた戦略核戦力全体の弾頭搭載容量は530-1,070発増となる。

戦域・戦術核戦力の増加分を定量的に示すことは難しいが、IRBMについてはここまでの検討結果から、66-102基（弾頭搭載容量198-306発）の増加を予測することができる。また、VKSが運用するMiG-31KやTu-22M3/M3Mが減勢していくと考えられる一方で、陸軍の戦術核兵器運用部隊やSLCM搭載艦艇は増加していくであろうことを考慮に入れると、戦域・戦術核戦力はやはり増加傾向を辿る可能性が高そうである。

問題は、増加した弾頭搭載容量をどこまで満たすことができるのかだ。クリステンセンらの推定によれば、2025年時点における戦略核戦力とNSNWの弾頭搭載容量は全体で4,380発分であり、このうち実際に配備されているのは1,710発と見られていた。つまり、2,670発分が予備として12GUMOの管轄下で保管されているという想定であるが、これは以上で予想した弾頭搭載容量の増加分よりもかなり大きい。弾頭の互換性という制約を考慮しても、戦略核戦力とNSNWそれぞれの弾頭搭載容量をおそらく高い割合で満たすことができそうである。

## おわりに

今後10年間で、ロシアの戦略核戦力は横這いから1割程度の増加、NSNWについては戦域核戦力・戦術核戦力ともに大幅な増加が予想されるというのが本稿の結論である。冷戦後にロシアが辿った軍事思想や軍事力整備の軌跡を考えるに、これは特段驚くべきものではない。

ソ連崩壊によって壊滅的な通常戦力の弱体化に見舞われたロシア軍では、優勢に転じた西側（潜在的には中国）の軍事力に対抗するため、核抑止力を重視するようになった。1993年に策定された最初の『ロシア連邦軍事ドクトリン』（「基本規定」と呼ばれる要約版のみ公表）では、ロシアとのあらゆる紛争は最終的に大規模核戦争に発展しうるとして一種の大量報復戦略が採用されたが、1990年代半ば以降にはより精緻化が図られる。戦略核兵器を抑止だけでなく戦闘停止を

強要するための手段として位置付け、デモンストレーション的に限定使用するとの考え方が浮上するとともに<sup>38</sup>、通常戦力を補完するために戦術核兵器が重視されるようになったのである<sup>39</sup>。本稿で扱ったヤルスICBMやボレイ級SSBN、Kh-102ALCM、イスカンデル-M作戦・戦術ロケット・コンプレクス等の各種核運搬手段は、こうした背景の下に1996年の「2005年までの国家装備計画（GPV-2005）」に盛り込まれたものであった<sup>40</sup>。

この時期に浮上した戦略・戦術核兵器の重視路線は、その後も幾度かの変遷を経つつ、プーチン政権期にまで引き継がれていく。また、1990年代末には対西側抑止力強化のためのINF全廃条約を破棄し、IRBMを中心とする戦域核戦力を配備すべきであるとの議論が早くも登場しており<sup>41</sup>、現在のロシアで見られる戦略・戦域・戦術核兵器の増強に関する基本的な下地はほぼ出揃っていた。2014年の第一次ウクライナ侵略以降における西側との緊張の高まりは、こうした「下地」を露頭させる役割を果たしたものと見做せよう。つまり、戦略・戦域核戦力による抑止力の強化、戦術核戦力による通常戦力の補完、そして限定核使用による戦闘停止の強要など、冷戦後の核兵器に期待されてきた効用（utility）が安全保障上、実際的な意義を強く持ち始めたということである<sup>42</sup>。

ただ、核戦略や抑止についての考え方に関して、近年のロシアでは二つの点で興味深い潮流が見られる。その第一は、核兵器によらない非核戦略抑止の考え方である<sup>43</sup>。こうしたアイデア自体は1990年代に軍事科学アカデミー副総裁のV・スリプチェンコ（Vladimir Slipchenko）らが唱えた「第6世代戦争」理論以来、綿々と存在してはきた。ただ、スリプチェンコらの議論はあくまでも将来の可能性として扱われていたのに対し、2010年代にはロシア軍にも非核精密誘導兵器

---

38 Aleksandr Gol'ts, *Voennaia reforma i Rossiiskii militarizm* (Kph Trycksaksbolaget, 2017), p. 109.

39 Iurii Fedorov, "Voennaia reforma i grazhdanskii kontrol' nad vooruzhennymi silami v Rossii," *Nauchnye zapiski*, PIR-Tsentr, No. 7, 1998, p. 13.

40 当時の国防次官であったココーシン（Andrei Kokoshin）の公式webサイトより。 *Biografiia akademika RAN, 6-go sekretaria Soveta bezopasnosti RF A. A. Kokoshina po materialam rossiiskoi pechati*. <http://www.aakokoshin.ru/>

41 Jacob Kipp, "Russia's Nonstrategic Nuclear Weapons," *Military Review*, May-June 2001. <https://community.apan.org/wg/tradoc-g2/fmso/m/fmso-monographs/243754>

42 第一ウクライナ侵略以降の核抑止理論の変遷については、さしあたり以下の議論を参照されたい。ただし、その多くは限定核使用による戦闘停止という考え方（いわゆるE2DE: Escalate to de-escalate）が実際に核運用政策として採用されているのかどうかについて、多くの論者は懐疑的である。Dmitry Adamsky, "Nuclear Incoherence: Deterrence Theory and Non-Strategic Nuclear Weapons in Russia," *Journal of Strategic Studies*, Vol. 37, Issue 1, 2013, pp. 91-134; Matthew Kroenig, "Facing Reality: Getting NATO Ready for a New Cold War," *Survival*, Vol.57, No.1, February-March 2015, pp. 53-57; Jacek Durkalec, *Nuclear -Backed 'Little Green Men': Nuclear Messaging in the Ukrainian Crisis*, The Polish Institute of International Affairs, 2015; Ulrich Kühn, *Preventing Escalation in the Baltics: A NATO Playbook*, Carnegie Endowment for International Peace, 2018; Andrei Sterlin, Andrei Protasov, Sergei Kreidin, "Sovremennye transformatsii kontseptsii i silovykh instrumentov strategicheskogo sderzhivaniia," *Voennaia mysl'*, No. 8, 2019, pp. 7-17; Anya Fink and Michael Kofman, *Russian Strategy for Escalation Management: Key Debates and Players in Military Thought*, CNA Corporation, 2020; Michael Kofman, Anya Fink, Jeffrey Edmonds, *Russian Strategy for Escalation Management: Evolution of Key Concepts*, CNA Corporation, 2020.

43 Dave Johnson, "Russia's Conventional Precision Strike Capabilities, Regional Crises, and Nuclear Thresholds," *Livermore Papers on Global Security*, No. 3, 2018; A. V. Evsiukov, A. L. Khriapin, "Rol' novykh system strategicheskikh vooruzhenii i obespecheniia strategicheskogo sderzhivaniia," *Voennaia mysl'*, No. 12, 2020, pp. 26-30.

(PGM) が大量配備されるようになったことで、より精緻な議論が展開されるようになった点が異なる。もっとも、2022年以來の第二次ウクライナ侵略戦争においてはPGMの集中的に使用されながらもウクライナを降伏に追い込むことはできておらず、この事実が将来の非核戦略抑止を巡る議論にいかなる影響を及ぼすのかは今後の注目点となろう。

第二の潮流は、抑止概念そのものの見直しと関連している。D・アダムスキー (Dmitry Adamsky) が述べるように、抑止という概念は多分に戦略文化の影響を受けるものであって、この点はロシアも例外ではない。アダムスキーによれば、ソ連の戦略文化においては大雑把な相互確証破壊の信憑性を確保するという以上の意味での精緻な抑止理論が重視されたことはなく、ソ連崩壊後も独自の発展を遂げた。抑止 (deterrence) と強制 (compellence) はロシア流の抑止理論においては明確に区別されず、また、抑止とは実際に力を行使せずして相手の行動を変容させるものであるとも理解されなかった。すなわち、ロシア的理解における抑止とは先制的かつ限定的に力を行使することで「行動によるシグナリング」を発するものであり、西側的な抑止理解とは概念レベルでのズレが存在する、というのがアダムスキーの議論である<sup>44</sup>。

そして、アダムスキーのいう「ロシア流抑止 (Deterrence à la Russe)」概念を巡る議論は、ウクライナ侵略後にロシアの言説空間において活発化しつつある。その口火を切ったのは外交防衛評議会名誉会長であるS・カラガノフ (Sergei Karaganov) で、2023年6月に発表した論考において、西側に核兵器の恐怖を再認識させるために先制核攻撃も含む積極的なエスカレーションを仕掛けるべきだと主張した<sup>45</sup>。この議論はD・トレニン (Dmitrii Trenin) のように高名な有識者や実務者・軍人からも幅広い賛同を呼び<sup>46</sup>、2024年のサンクトペテルブルグ経済フォーラムでもカラガノフからプーチン大統領への公開質問という形で国家指導部に対して提起する形が取られた<sup>47</sup>。

その背景にあるのは、ロシアの侵略に対するウクライナの抵抗や西側諸国による軍事援助を核兵器が抑止できていないという事実への苛立ちであろう。それゆえに核兵器は抑止に留まらず「恐怖の惹起 (ustrashenie)」の役割を果たさねばならないというのがカラガノフの主張であるが<sup>48</sup>、アダムスキーが指摘するとおり、この言葉は (自国ではなく) 西側による核の脅迫、あるいは懲罰的抑止に基づく強制的・攻勢的・攻撃的振る舞いを示すために (主に否定的な意味で) 用いられることが多かった<sup>49</sup>。

以上を以てロシアによる限定核使用の蓋然性が高まったと一概に結論することはもちろん早計

44 Dmitry Adamsky, *The Russian Way of Deterrence: Strategic Culture, Coercion, and War*, Stanford University Press, 2024, pp. 20-35.

45 Sergei Karaganov, "Primenenie iadernogo oruzhiia mozhnet uberech' chelovechestvo ot global'noi katastrofy," *Profil'*, June 13, 2023. <https://profile.ru/politics/primeneniye-yadernogo-oruzhiya-mozhet-uberech-chelovechestvo-ot-globalnoj-katastrofy-1338893/>

46 Dmitrii Trenin, "Ukrainskii konflikt i iadernoe oruzhie," *Rossii v global'noi politike*, June 20, 2023. <https://globalaffairs.ru/articles/ukraina-yadernoe-oruzhie/>; "Nastroika instrumenta," *Kommersant'*, September 9, 2024. [https://www.kommersant.ru/doc/6933591?from=doc\\_vrez](https://www.kommersant.ru/doc/6933591?from=doc_vrez).

47 Prezident Rossii, *Plenarnoe zasedanie Peterburgskogo mezhdunarodnogo ekonomicheskogo foruma*, June 7, 2024. <http://kremlin.ru/events/president/news/74234>

48 Karaganov, op. cit., 2023.

49 Adamsky, op. cit., 2024, p. 31.

である。ただ、そのような蓋然性が高まったとウクライナや西側に認識させることが安全保障上の利益であるとの議論が盛り上がっていることはここまで述べたとおりであって、ロシアは今後ともこの点を追求していくことが予想される。2024年11月に改訂された核兵器運用の指針である『核抑止の分野におけるロシア連邦の国家政策の基礎』が核使用の基準を従来から大幅に引き下げる内容となったことと合わせて<sup>50</sup>、本稿で取り上げた核戦力の増強は、「ロシア流抑止」の基礎を成すものと位置付けられよう。

---

50 Ukaz Prezidenta Rossiiskoi Federatsii ot 19.11.2014 No. 991 “Ob utverzhdenii Osnov gosudarstvennoi politiki Rossiiskoi Federatsii v oblasti iadernogo sderzhivaniia.” <http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202411190001?index=1> この文書については、軍備管理を担当するS・リャプコフ(Sergei Riabkov)外務次官が次のように述べていることも興味深い。「核抑止は機能しているか」と問われたリャプコフは、核保有国間の阻止という観点からは核抑止は機能しているが、「国家安全保障上の特定の課題」を解決することができるかどうかについては議論を行う根拠と理由があるだろう、と応じた。その上で、『核抑止の分野におけるロシア連邦の国家政策の基礎』には「敵対者に対する非常に重大なシグナル」が含まれており、敵対者や西側の指導部はそのシグナルを受け止めているだろうとリャプコフは述べる。“Na segodnia slozhilas’ gluboko trevozhnaia situatsiia,” *Kommersant*, December 27, 2024. <https://www.kommersant.ru/doc/7404335>

# NATO・欧州核態勢の新たな課題： 「核同盟」のゆくえ

鶴岡路人

### はじめに

2022年2月のロシアによるウクライナ全面侵攻の開始後、ウクライナでの戦争でロシアが核兵器を使用することへの懸念が実際に高まった。それにより、米欧32カ国の同盟である北大西洋条約機構（NATO）としても対応が求められることになった。核に関する同盟内の議論は真剣度を増し、首脳会合や閣僚会合の結論文書、および事務総長の発言などに反映されてきた。

ただし、それは2022年に突如として始まったものではない。2014年3月のロシアによるウクライナのクリミアの違法かつ一方的な併合、それに続くウクライナ東部ドンバスへの介入の激化の過程で、すでにロシアによるいわゆる核威嚇がみられた。2016年7月のワルシャワでの首脳会合でNATOは、核に関する文言を大幅に変更することになった。「潜在的敵国の計算を複雑化させる」といった、冷戦時代によく使われた言葉が復活したのである<sup>1</sup>。

NATOが自らを「核同盟（nuclear alliance）」と位置付けたのは2010年のことだった。同年11月に採択された戦略概念は、「核兵器が存在する限り、NATOは核同盟であり続ける」と宣言した<sup>2</sup>。もっとも、核同盟という用語は新しくても、実態が新しいわけではない。むしろ、NATOが核兵器により頼っていたのは冷戦期だった<sup>3</sup>。ただし、2000年代末から2010年代はじめにかけて、B・オバマ（Barack Obama）米大統領が掲げた「核兵器なき世界」の議論が高まり、米国の戦術核の欧州配備を含むNATOにおける核共有などに疑問が呈されるなかで、NATOは核に関する側面の再確認を求められたのである。そこで問われるのはNATO自身の核態勢（nuclear posture）である。

もっとも、核兵器の脅威への対応が核兵器によってなされるとは限らないし、NATOの核態勢は、歴史上、敵対国の核兵器による脅威のみに対応したものではなかった。このような部分こ

1 NATO, “Warsaw Summit Communiqué,” Issued by the Heads of State and Government participating in the meeting of the North Atlantic Council, Warsaw, 8-9 July 2016, [https://www.nato.int/cps/cn/natohq/official\\_texts\\_133169.htm](https://www.nato.int/cps/cn/natohq/official_texts_133169.htm) accessed 22 March 2025, para. 53.

2 NATO, “Active Engagement, Modern Defence: Strategic Concept for the Defence and Security of the Members of the North Atlantic Treaty Organization,” Adopted by Heads of State and Government at the NATO Summit in Lisbon, 19-20 November 2010, [https://www.nato.int/nato\\_static\\_fl2014/assets/pdf/pdf\\_publications/20120214\\_strategic-concept-2010-eng.pdf](https://www.nato.int/nato_static_fl2014/assets/pdf/pdf_publications/20120214_strategic-concept-2010-eng.pdf) accessed 22 March 2025, para. 17.

3 これらの経緯や現状については、鶴岡路人『模索するNATO—米欧同盟の実像』千倉書房、2024年、第4章を参照。

それが、核同盟としてのNATOを分析する際に重要になる。2010年代後半から末の中距離核戦力(INF)全廃条約の破棄をめぐる議論では、核兵器が議論の中心になる場面がほとんどなかったし、2022年秋にロシアによるウクライナでの核兵器使用が懸念された際も、実際に使われてしまった場合の対応として米国を中心とするNATO側で検討されていたのは、核兵器ではなく、通常兵器による報復だったといわれる。核同盟としてのNATOの核態勢は、核兵器以外の文脈のなかで存在しているのである。

核態勢には2つの要素がある。第1に物理的な意味での核戦力のことである。基本的には核兵器の種類と数量、さらには弾道ミサイルや爆撃機、戦闘機といった運搬手段を指す。第2は、核兵器をいかに使用するかという戦略、作戦術、戦術、そしてそれらをいかに対外的に示すかという宣言政策といった要素である。この2つは密接に結びついている。核兵器は、物理的に存在しているだけでも意味があり、抑止が成立するという議論も可能だが、効果を高めるためには、どのような目的でどのように使用されるのかを定め、適切な発信をしなければならない。核態勢が変化した、あるいは変える必要があると議論する場合、それが第1と第2のどちらの要素に関するものなのか、あるいは両方なのかを明確にする必要がある。

その意味でいえば、2014年のクリミアや2022年の全面侵攻を受けたNATOの核態勢の変化は、第2の要素、しかもおそらくそのなかでも宣言政策に関するものに限定されたものだったといえる。少なくとも、NATO(加盟国)が核兵器やその運搬手段の種類や数量を変化させたようにはみえない<sup>4</sup>。ただし、現状の核態勢が十分なものであるかについては、継続的に評価がおこなわれているはずであり、どこかの時点で、物理的な増強が必要だと判断されることになるかもしれない。

このことに関連して、NATOにおいてよく言及されるのが、同盟の抑止・防衛態勢の「適切なミックス (appropriate mix)」と呼ばれる考え方である。核戦力、通常戦力、ミサイル防衛などの要素をいかに組み合わせるかである。核については、この全体像のなかでいかに位置付けるのかという課題になる。端的に言えば、たとえ核による脅威が増大しても、通常戦力で対応可能な領域が大きければ、抑止やエスカレーションに関して、核兵器に依存しなければならない部分は小さくなる。したがって、NATOの核態勢を分析するにあたっては、核脅威の評価のみならず、通常戦力やミサイル防衛といった、抑止・防衛態勢を支える他の要素を視野に入れる必要がある。

そこで本稿は、NATO、そして欧州において核抑止をめぐる課題がいかに認識され、どのような対処がなされてきたのか、そこにおける特徴は何かを検証する。第1節では、2014年3月のロシアによるクリミアの一方的併合を受け、核をめぐる問題に関するNATOの状況が大きく変化したことを確認したうえで、2022年2月からのロシアによるウクライナ全面侵攻を対象に、ロシアによる核兵器使用の懸念にNATOがいかに対応しようとしたのか、そしてNATO加盟国に

---

4 唯一の例外は、米国が新たに導入した低出力の潜水艦発射型弾道ミサイル(SLBM)であり、これは明確にロシアによる限定的な核兵器使用の可能性に対応したものである。しかし、NATOとして核態勢を変更したとの説明はなされていない。J・ストルテンベルグ(Jens Stoltenberg) NATO事務総長(当時)は、2023年6月の時点でも、ロシアの脅威に関連して「我々の核態勢を変えなければならないような変化は起きていない」と述べていた。NATO, "Press conference by NATO Secretary General Jens Stoltenberg following the meeting of NATO Ministers of Defence," 16 June 2023, [https://www.nato.int/cps/po/natohq/opinions\\_215694.htm](https://www.nato.int/cps/po/natohq/opinions_215694.htm) accessed 22 March 2025.

よるウクライナ支援、NATO加盟国領土の防衛などにおいて、NATOとロシアの間の核抑止が  
いかなる影響を有したのかを分析する。

第2節では、2025年1月の米国でのトランプ政権の発足後の欧州における核議論を分析する。  
トランプ政権下の米欧対立の激化により、欧州の核をめぐる議論は大きく変化することになっ  
た。それ以前であれば、NATOの核態勢をめぐる議論は宣言政策の範囲にとどまること、そし  
て、欧州安全保障の基盤としてNATOが中心的役割を担うことを当然の前提とする結論で終  
わったかもしれない<sup>5</sup>。しかし、その後、ウクライナの停戦をめぐる米国の対ウクライナ、対ロシ  
ア政策の転換や、各国の選挙への介入ともみられるような執拗な欧州批判、さらには「関税戦  
争」などによって、米欧の信頼関係が大きく損なわれることになった。

その結果、さまざまな改革を要するとしても基本的には既存のNATOの存続を前提とする  
いわゆる「プランA」ではなく、「NATO後」を視野に入れる「プランB」を求める声が高まっ  
ている。端的に言って、米国による欧州防衛へのコミットメントの信頼性が著しく低下している  
のである。

「プランA」においては、核抑止に関しても、米国の核戦力に多くを依存する基本的な構造は  
引き継がれる想定である。しかし、「プランB」であれば、核に関しても米国への依存から脱却  
する必要が生じる。そこで、英国やフランスといった独自の核戦力を有する欧州諸国の役割、な  
かでもとくに、それら諸国がほかの欧州諸国に対して拡大抑止を提供できるかが問われること  
になる。NATOの根幹が長年「核同盟」であり、それを支えてきたのが米国の核戦力だったこと  
を踏まえれば、これは、第二次世界大戦後の欧州安全保障体制の根本的な転換になる可能性があ  
る。

ただし、実際にどのような選択がなされ、どのような結果にいたるかはまだ分からない。しか  
し、たとえ今後、米欧関係の修復が実現し、NATOの骨格が維持されることになったとしても、  
2025年1月の第2期目のトランプ政権の誕生から数ヶ月で、そこまで状況が悪化したこと自体は  
記録にとどめておく必要がある。本稿はそうした流動的な状況のなかで執筆されたものである。  
あえて単純化して対比させれば、第1節はロシアに対処するNATOの姿であり、第2節は米国  
に対処するNATO・欧州ということになる。

## 1. ロシアに対処するNATO

### (1) ウクライナ全面侵攻までの展開—徐々に高まる「本気度」

NATOの核態勢、あるいはより広く抑止・防衛態勢の主たるターゲットは、冷戦時代はソ連  
および東側ブロックであり、冷戦後は、冷戦期とは意味が異なり、脅威認識は移り変わって  
きたものの、ロシアであったことに異論はない。ソ連崩壊後の1990年代からクリミア併合の2014年  
まで、NATOとロシアは、少なくとも表面的には「パートナー」としての関係を模索してきた。  
NATOにとってそれは懐柔だったといえる。しかし、2008年8月のロシア・ジョージア戦争、

5 その時点までの評価としては、鶴岡『模索するNATO』第4章、鶴岡路人「模索する「核同盟」としての  
NATO—INF 条約失効からロシアによるウクライナ侵攻へ」『国際安全保障』第51巻第2号、2023年9月な  
どを参照。

そして2014年3月のクリミア併合と、ロシアの行動がより強硬になるなかで、NATO側はロシアとの関係を抜本的に見直す必要に迫られることになった。

クリミアの一方的併合から約半年後の2014年9月に英ウェールズで開かれた首脳会合でNATOは、「ウクライナに対するロシアの侵略的行動は、一体且つ自由に平和な欧州という我々のビジョンに本質的に挑戦した<sup>6</sup>」と述べ、ロシアとの関係が根本的に変化したことを示した。ただ、核兵器に関しては特に新しい文言を用いることを避け、むしろ慎重姿勢が目立ったのである。

核兵器に関する言葉が大きく変化するのは、その次の2016年7月のワルシャワでの首脳会合を待つ必要があった。当初は、クリミアやロシアの文脈で核の議論をすれば、事態をエスカレートさせかねないことへの懸念があったようにみえたが、次第に、反応しないことがNATOの弱みになり、エスカレーションを招きかねないとの判断になったのだろう。若干長くなるが、今日に続く核抑止に関するNATOの宣言政策を包括的に示しているため、ワルシャワ首脳会合の結論文書から、2つのパラグラフの全文を以下に引用する。

**【第53パラグラフ】** 同盟諸国の目標は、集団防衛の中核要素としての抑止を強化し、同盟の安全保障の不可分性の確保に貢献することである。核兵器が存在する限り、NATOは核同盟 (nuclear alliance) であり続ける。同盟の戦略 [核] 戦力、特に米国のそれは、同盟諸国の安全の至高の保証である。英国およびフランスの独立した戦略核戦力は、それら諸国の抑止を担うと同時に、同盟全体の安全保障に貢献している。これら同盟諸国が個別の意思決定主体 (separate centres of decision-making) を有することは、潜在的敵国の計算を複雑化させることによって抑止に貢献する。NATOの核抑止態勢は、欧州に前方配備された米国の核兵器、および関係する同盟諸国によって提供される能力、インフラにも部分的に依存している。これらの同盟諸国は、NATOの核抑止力のすべての要素の安全、確実、効果的な維持を確保する。そのためには、指導者レベルにおける持続的な関与、核抑止ミッションを遂行するための機構的卓越、そして21世紀の要請に合致した計画指針が求められる。同盟は、関係する同盟諸国が、合意された核のバードン・シェアリングの仕組みに可能な限り広範な参加をおこなうことを確保する。

**【第54パラグラフ】** NATOの核能力の根本的な目的は、平和を維持し、強制を阻止し、侵略を抑止することである。核兵器は唯一無二 (unique) である。NATOに対する核兵器のいかなる使用も、紛争の性質を根本的に変えることになる。NATOが核兵器を使用せざるを得ない状況は極めて遠い (extremely remote)。しかし、いずれの加盟国であっても根本的な安全保障が脅かされれば、NATOは、敵対国に対して耐え難く、またそうした国が得ようとするであろう利益を大きく上回るコストを負荷させる能力と決意を有している<sup>7</sup>。

6 NATO, "Wales Summit Declaration," Issued by the Heads of State and Government participating in the meeting of the North Atlantic Council, Wales, 5 September 2014, [https://www.nato.int/cps/cn/natohq/official\\_texts\\_112964.htm](https://www.nato.int/cps/cn/natohq/official_texts_112964.htm) accessed 22 March 2025, para. 1.

7 NATO, "Warsaw Summit Communiqué," paras. 53-54.

2022年7月のマドリード首脳会合で採択されたNATOの最高位の戦略文書である「戦略概念 (Strategic Concept)」は、ロシアを「最も重要で直接的な脅威<sup>8</sup>」と規定した。核政策については、2016年7月のワルシャワを基本的に踏襲しているが、このことは、ワルシャワでの非常に厳しい文言がNATOで完全に定着したことをも示している。

## (2) ウクライナ全面侵攻後の対露抑止

NATO側は、ロシアによるウクライナ全面侵攻自体を抑止しようとしたものの、これは完全な失敗に終わってしまった。「さらなる侵攻をすれば前例のない規模の経済制裁をかける」として、経済制裁を抑止の手段としたのだが、武力を使ってでもウクライナの属国化、同国支配を目指すV・プーチン (Vladimir Putin) 政権の決定を変えることができなかった<sup>9</sup>。ウクライナがNATO加盟国ではないことを踏まえれば、NATOとしてロシアによるウクライナ侵攻をどこまで抑止できたかについては、当初から疑問があるものの、そうだとした場合、米国を含むNATO諸国が、ロシアによる侵攻を踏みとどまらせようとしたことは事実であり、それに失敗した事実は重い。

その後、NATO諸国は、ウクライナへの武器供与を徐々に拡大していくことになるが、そこで立ちだかっただのが、ロシアが核兵器大国だという厳然たる事実だった。つまり、ロシアが核兵器を保有しているという事実、そしてそれを使用してしまうかもしれないリスクが存在することで、NATO諸国の行動が制約を受けたのである。ロシアは、本稿執筆時点 (2025年3月) で核兵器を使用していないが、「核の影 (nuclear shadow)」は日々活用されてきたのである。

核問題の関係者の間では、「核兵器は毎日使う (use)」という表現がある。これは、抑止に関するものであり、核兵器を基盤とした抑止をする方はそれを毎日使い、抑止を受ける方は、毎日、相手が核兵器を保有していることを考慮せざるを得ない。ともに核兵器国だとすれば、相互抑止であり、互いに毎日使うのである。なお、英語では、核兵器を戦争において爆発させることを特に指す場合には、「use」との使い分けとして「employ」という単語を使用することがある。ロシアにあてはめれば、「employ」はしていないが、日々「use」をしていることになる。

その結果、NATO諸国は、新たな種類の武器のウクライナへの供与を検討するたびに、ロシアの反応を恐れて躊躇し続けてきた。ロシアは、「仮に〇〇を供与すれば、戦闘への参加とみなす」などと脅してきたのである。NATO諸国のウクライナに対する武器供与は、当初は携帯式の対戦車砲や対空砲の供与からはじまったが、次第に、榴弾砲や歩兵戦闘車、防空システム、旧ソ連製戦車、長距離ロケット砲、さらにはNATO諸国製の主力戦車、F-16戦闘機と、順を追って拡大していった。いずれも最終的には供与が決定されたのだが、そのプロセスは極めて慎重で時間のかかるものだった。結局供与を防げなかったという点をみれば、ロシアによる脅しは失敗したといえる。しかし、結果として各段階で時間がかかった点に着目すれば、ロシアの脅しは「時

8 NATO, "NATO 2022: Strategic Concept," Adopted by Heads of State and Government at the NATO Summit in Madrid, 29 June 2022, [https://www.nato.int/nato\\_static\\_fl2014/assets/pdf/2022/6/pdf/290622-strategic-concept.pdf](https://www.nato.int/nato_static_fl2014/assets/pdf/2022/6/pdf/290622-strategic-concept.pdf) accessed 22 March 2025, para. 7.

9 一連の経緯については、小泉悠『ウクライナ戦争』ちくま新書、2022年、鶴岡路人『欧州戦争としてのウクライナ侵攻』新潮選書、2023年などを参照。

間稼ぎ」「先延ばし」という重要な効果を有したことになる。その背後に最終的に存在したのはロシアの核兵器であり、「核の影」が投げかけられていたのだった。

こうした日常的な側面に加えて、これは、究極的にはロシアによる核兵器使用をいかに防ぐかという問題であった。そこで問われるのは、NATOによる対露抑止だった。ロシアによるウクライナ全面侵攻が、これまで世界各地で発生してきた地域紛争と違うとすれば、それは、核兵器が実戦で使われてしまうリスクが現実問題として存在することであり、この点が懸念されてきた。そして、ウクライナがクリミアを攻撃すれば、報復として核兵器が使われる可能性があると言われたり、ウクライナがロシア本土を攻撃したら核兵器で反撃されたりするかもしれないという懸念が語られてきた。

これらに共通する特徴は、「ウクライナが何かをしたら」ロシアが追い込まれて、あるいは反発して核兵器使用に踏み切るかもしれないという議論の構造である。これは、意図されているケースもあれば、無意識のこともあるのだろうが、結果として、ウクライナに行動の自制を求めるといふ圧力になりがちであった。「ウクライナが何かをしなければ、ロシアは核兵器を使用しない」、だから行動を控えるべきだということになる。しかし、ロシアは特定のウクライナの行動への反応としてのみ核兵器の使用を判断するのだろうか。

より構造的に考えれば、ロシアが核兵器使用に踏み切るのは、抑止が崩れたときということになる。この構造を考えれば、まず問われるべきは核兵器使用の目的である。考えられる第1の目的は、ウクライナ軍部隊の破壊である。それによって、軍事作戦を有利に進めることができるからである。「軍事的目的」と表現してもよい。第2に、ウクライナの戦意を挫いたり、NATO 諸国による支援をやめさせたりという、「戦略的・政治的目的」が考えられる。心理的要素も含まれるだろう。

そのうえで、核兵器使用の利益とリスクのバランスが焦点になる。この2つを天秤にかけて、ロシア（プーチン）の計算として【A】（つまり利益）が【B】（つまりコスト）を上回らないようにするのが抑止である。核兵器使用の想定される不利益が、想定される利益よりも常に大きい状態にするということである。

## ■核兵器使用にあたってのロシアの計算

【A】 使用することによる利益（軍事的目的ないし政治的・戦略的目的の達成）

【B】 使用することによるコスト（米国、NATO による直接介入）

もっとも、このさらなる前提は、ロシアが合理的なアクターだという想定である。それに疑問を呈することもできるが、核兵器に関する限り、これまでロシアは合理的に行動してきたということができそうである。少なくとも、抑止が成立しなくなるほどの非合理性を示す証拠はまだないといえる。もっとも、これまで合理的だった事実は、今後も合理的であり続けることを保証するものではないものの、利益とコストを比較しているという合理的推定は成り立つようにみえる。

とはいえ、最終的にはロシアにとっての計算であり、ブラック・ボックスの要素が大きいことは否定できない。最終的にはプーチンの頭の中の問題ということもできる。それでも、米国やNATOが重要な影響をおよぼせる点を見落としてはならない。別の言い方をすれば、これは米

国を含むNATOとロシアとの間の相互抑止の問題なのである。というのも、ウクライナがロシアの核兵器使用を抑止するためにできることには限界があるからである。

【B】をつねに【A】よりも大きくするには、論理的には2つの方法がある。【A】を小さくするか、【B】を大きくするかである。ただし、【A】を小さくするためには、ウクライナにおける防空システムの強化や、社会の強靱性向上などが考えられるものの、最終的にはロシアが「期待する」利益の問題であり、NATO側の影響力は限定的にならざるを得ない。

それに対して、核兵器使用時のリスクである【B】は、米国・NATO次第でいくらかでも変化する。たとえば米国は、ロシアが核兵器を使用した場合には「破壊的結果 (catastrophic consequences)」を招くという警告をしてきた。この具体的中身は必ずしも明らかではないものの、ウクライナに展開しているロシア軍やクリミアなどに駐留する黒海艦隊などを壊滅させることが含まれていると考えられてきた。2022年9月に当時のJ・サリヴァン (Jake Sullivan) 国家安全保障問題担当大統領補佐官は、米CBSテレビでのインタビューで、「ロシアに対しては極めて高いレベルを含めて直接に、いかなる核使用も破壊的結果を招くこと、そして米国と同盟国は断固として対応すること、その中身についても明確かつ具体的に伝えてきた<sup>10)</sup>」と述べた。これは【B】を大きくするための措置であった。

しかし、「米国の警告は口先だけで、実行はできないだろう」とロシアが考えてしまった場合、抑止は崩壊することになる。この場合は【B】が小さく評価されてしまうために、【A】に変化がなかったとしても、【A】よりも【B】が小さい状況、つまり核兵器使用の利益がリスクを上回る事態が生じかねない。他方で、【B】が変化せずに、【A】が勝手に大きく膨らむという可能性も、論理的にはありえるものの、可能性は高くないようにみえる。しかも、米国を含むNATOの側で影響力を行使できる範疇でもなくなる。そうであれば、NATOにとってのより現実的な懸念は、やはり【B】の値が低下することだろう。NATOや米国が足元をみられる状況であり、それは、ロシアによる核兵器使用を許してしまう条件をもたらししてしまう。

そこで、米国による警告の信憑性を確保することがやはり重要になる。それを支えるのは、言葉による警告ではなく、「破壊的結果」をもたらすための物理的な能力、つまり軍事力の裏付けである。ウクライナ領内に展開しているロシア軍部隊を標的にする場合には、米国本土からの戦略爆撃機や、地中海などに展開する潜水艦や水上艦艇からの巡航ミサイルの使用も考えられる。同時に、NATO諸国の領土防衛を強化するために臨時で展開している米軍も万単位にのぼる。それらのアセットの展開はロシアも分かっているはずであり、それも抑止の一部になってきたのである。

米国を含むNATO諸国が直接戦闘に参加しない状態であるにもかかわらず、核抑止に関しては、米国ないしNATOが直接の当事者になっている構図が浮かび上がるのである。まさに「バーチャルな核抑止<sup>11)</sup>」だといえる。これは、核兵器国としての米国、そして核同盟としてのNATOにとって、ロシアによる核兵器使用を看過することができないことからくるコミットメ

10 “Transcript: National security adviser Jake Sullivan on ‘Face the Nation,’” CBS News, 25 September 2022, <https://www.cbsnews.com/news/jake-sullivan-face-the-nation-transcript-09-25-2022/> accessed 22 March 2025.

11 高橋杉雄「ロシア・ウクライナ戦争の終わらせ方」高橋編『ウクライナ戦争はなぜ終わらないのか—デジタル時代の総力戦』文春新書、2023年、216頁。

ントである。それは、「ウクライナを守る」ためではなく、「米国・NATO自身（の信頼性）を守る」ことが目的になる。

## 2. 米国に対処するNATO・欧州

2017年から21年の第1期トランプ政権時代にもNATOは荒波に見舞われた。大統領のD・トランプ（Donald J. Trump）は、集団防衛を規定した北大西洋条約第5条へのコミットメントを明示的に確認することを避ける場面が多かった。また、NATOからの離脱を仄めかしたこともあった。そうした経緯があったため、2024年11月にトランプが再び米国大統領に当選したことは、欧州で深刻に受け止められたのである。

2025年1月20日の第2期トランプ政権発足以降、NATOを中心とする欧州の安全保障に対する米国の政策を包括的に示すような文書や高官による演説はまだほとんどない。J・D・ヴァンス（James D. Vance）副大統領が2月のミュンヘン安全保障会議に参加するにあたっては、そうした演説が行われることへの期待があったものの、同演説—安全保障をテーマとする会議だったにもかかわらず—欧州各国における極右勢力の扱いや言論の自由などへの批判に終始するという異例なものになった<sup>12</sup>。これは、欧州各国の内政への介入とも受け止められ、安全保障に関する米欧対立以上に禍根を残すことになった。

ミュンヘン安全保障会議の直前に、ブリュッセルのNATO本部で開催されたウクライナ支援のための「防衛コンタクトグループ」会合でのP・ヘグセス（Pete Hegseth）国防長官の演説は、これまでで最も包括的にNATOの将来を語ったものになった。「厳しい戦略的現実により、米国は欧州の安全保障に主に焦点を当てることができない」として、自国の国境を守ることとインド太平洋地域で中国を抑止しなければならないことを理由に挙げた<sup>13</sup>。そのうえで、欧州自身が欧州の安全保障で役割を拡大することを求めたのである。欧州とアジアの間での米欧間の「役割分担」ということでもあった。

ただし、「そのためには欧州の同盟国が前面に出て、同大陸における通常戦力の安全保障のオーナーシップを持つことが必要になる」と述べたのである。ここであえて「通常戦力の」と述べているのは、核抑止に関しては米国が引き続き主要な役割を果たす意思を示したものと解釈することができる。この直後に、「米国はNATO同盟にコミットし続けている」と述べていることから、「核同盟」としてのNATOの根本を変更する意図は、少なくとも現段階ではないということなのかもしれない。

このことを額面通りに受け取るとすれば、通常戦力の分野では、ヘグセスのいう「役割分担」を通じて欧州からの米国の退却が進む一方で、核戦力に関しては米国の中心的な役割が維持され、基本的には従来の態勢が続き、結果としてNATOは核抑止に特化した枠組みになるという

---

12 White House, “Remarks by Vice President Vance at the Munich Security Conference,” Munich, 14 February 2025, <https://www.whitehouse.gov/remarks/2025/02/remarks-by-vice-president-vance-at-the-munich-security-conference/> accessed 22 March 2025.

13 US DOD, “Opening Remarks by Secretary of Defense Pete Hegseth at Ukraine Defense Contact Group (As Delivered),” 12 February 2025, <https://www.defense.gov/News/Speeches/Speech/Article/%204064113/opening-remarks-by-secretary-of-defense-pete-hegseth-at-ukraine-defense-contact/> accessed 22 March 2025.

将来が、少なくとも論理的にはみえてくる。しかし、通常戦力分野と核戦力分野のそのような分離が現実的であるかについては、NATOの歴史に照らしても大きな疑問がある。

### 3. 核同盟に特化するNATOへ？

NATOにおいては、核戦力、通常戦力、ミサイル防衛などによる「適切なミックス」が抑止・防衛態勢の基本的な考え方になってきた。つまり、核抑止と通常兵器による抑止は別々に存在しているのではなく、いわば合体しているのである。より具体的に考えると、米軍部隊が欧州に駐留していることは、NATOの抑止防衛態勢の根幹に位置づけられてきたということでもある。2022年2月のロシアによるウクライナ前面侵攻が始まる前の段階で在欧米軍は約6万名だった。

他方で、核戦力については、いわゆる戦術核が少数欧州に配備され続けているものの、それらは実際の軍事的役割をほとんど失っている<sup>14</sup>。そうしたなかで「核同盟」としてのNATOの核態勢を実質的に支えるのは、米国の戦略兵器——潜水艦発射型弾道ミサイル (SLBM)、地上発射の大陸間弾道ミサイル (ICBM)、そして戦略爆撃機——である。このうち、潜水艦は大西洋を含めて世界各地の海を航行しているものと考えられるものの、いずれにしても、多くは米国本土に控えているか、少なくとも欧州に前方展開しているアセットではない。欧州に前方配備された戦術核が、米国のコミットメントの象徴としていまだに重要な役割を果たしていると考えられる背景には、やはり目にみえて前方に展開しているものへの信頼度が高いという、軍事的合理性とは異なる、極めて人間的な感情の要素が作用している。欧州に配備された米国の戦術核とそれに基づく核共有メカニズムについて、NATOは長年、「米欧間のリンク」だと位置付けてきた<sup>15</sup>。

これは通常戦力とも共通する。2016年以降、NATOはバルト三国やポーランドに、「強化された前方プレゼンス (enhanced Forward Presence: eFP)」というローテーションによるNATO部隊の展開を開始した。当初、1個大隊規模 (1,500名程度) の部隊が展開されることになった。しかし、もしロシアが全面侵攻してくれば、そのような規模の部隊で対処できるものではない。それでもこれが重視されたのは、それが「仕掛け線 (tripwire)」として機能することが期待されたからである<sup>16</sup>。

欧州で発生する通常戦力レベルでの有事には米軍が直接には関与しない——つまり米軍の犠牲者も発生していない——まま、核へのエスカレーションが必要な差し迫った事態になったときに、米国は、自国への核報復のリスクを受け入れて、(実際の使用場所はともあれ) 例えばロシアに対して核兵器の使用に踏み切ることができるだろうか、という問いが生じる。その段階まで

14 Hans Kristensen et al., "United States Nuclear Weapons, 2024," *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 80, Issue 4, 2024.

15 NATO, "The Alliance's Strategic Concept (1999)," Approved by the Heads of State and Government participating in the meeting of the North Atlantic Council, Washington D.C., 24 April 1999, [https://www.nato.int/cps/en/natohq/official\\_texts\\_27433.htm](https://www.nato.int/cps/en/natohq/official_texts_27433.htm) accessed 22 March 2025, para. 64.

16 John Deni, "NATO's presence in the East: Necessary, but still not sufficient," *War on the Rocks*, 27 June 2018, <https://warontherocks.com/2018/06/natos-presence-in-the-east-necessary-but-still-not-sufficient/> accessed 22 March 2025.

のエスカレーションの当事者でない米国が、核兵器の段階で関与するかという問題である。

## (1) シナリオ①「プランA」の継続模索

米国の拡大抑止への信頼が揺らいだとした場合に欧州で論理的に考えられる選択肢は、①それでも諦めずに米国による拡大核抑止の維持を模索、②英国とフランスの核兵器による拡大抑止の提供、③ドイツやポーランドなど、欧州主要国による独自の核兵器保有、などである。順番に検討しよう。

まずは①である。核抑止に関する「プランB」にはいかずに、あくまでも「プランA」を追求することだが、究極的には、米国と英仏のどちらの方がより信頼できるかという問題にいきつく。これに関して、英仏の方が信頼できると現段階で断言できる国はそう多くないようにみえる。これはまったく驚くべきことではない。

抑止の信頼性を評価するにあたっては、「能力」と「意思」を合わせて考える必要がある。核戦力にかかわる能力については、米国と英仏の間に大きな格差が存在することは否定できない。米国と匹敵する核戦力を擁するロシアを対象とした場合に、核弾頭の数や種類、運搬手段の多様性や保有数などは、やはり無視できない重要な意味を持ち、この点での英仏に対する米国の優位は揺るがないのである。意思は短期間で大きく変化するともいえるが、NATO創設以来75年間の積み重ねも無視できないし、前述ヘグセス演説が示唆するように、米国としても核抑止の分野でNATOから手を引くことを、当面は考えていないともいえる。

そうした前提で考えれば、核抑止の分野に関して、すぐに「プランB」が必要ではなく、それよりは、NATOの核態勢をいかに維持できるかに注力する方が合理的であるとの判断は十分に成立し得るのだろう。とはいえ、NATOを重視してきた諸国の間にも揺らぎが生じていることは見逃せない。その筆頭はポーランドである。同国のD・トゥスク (Donald Tusk) 首相は、2025年3月7日に議会で「ポーランドは核兵器や現代的な非通常兵器を含むもっとも進んだ兵器を獲得しなければならない<sup>17</sup>」と述べた。これは、主としてフランスの核抑止をほかの欧州諸国に拡大する後述する議論の文脈だったとも説明されるが、従来、米国との関係を重視し、NATOを中心に据えてきたポーランドにとっては新しい姿勢だったといえる。実際、トゥスクは、米国の変化によってポーランドの置かれた「状況が客観的に悪化した」とも述べている<sup>18</sup>。

## (2) シナリオ②：核の「プランB」—英仏による拡大核抑止の可能性

次いで、②の英仏の核戦力で欧州に拡大抑止を提供する議論だが、これについては、英国とフランスを分けて考える必要がある。今日の英国の核戦力—英国政府は、物理的な兵器という要素に加えて、抑止という目的を含めた「核抑止力 (nuclear deterrent)」という言葉を使用することが多い—は、戦略原潜に搭載の潜水艦発射型弾道ミサイル (SLBM) のみで、しかもこの

17 ポーランド首相府のX投稿、2025年3月7日。https://x.com/premierrp\_en/status/1898002064380227905?s=61&t=kFr7ro47Uj8o2puNcVfVfW

18 同発言の全体評価は、“Alarmed by Trump, Poland Must Look at Nuclear Options, Premier Says,” *New York Times*, 7 March 2025, https://www.nytimes.com/2025/03/07/world/europe/poland-nuclear-trump-tusk.html accessed 22 March 2025を参照。

SLBMは米国製をトライデント (Trident) D-5を「輸入」したものである<sup>19</sup>。搭載する核弾頭は英国が独自に開発したもので、発射の決定は英国首相が独自にできるとされているものの、米国との極めて密接な関係は否定しようがない。

さらに、欧州という文脈で考えれば、英国の核戦力は、平時からNATOの共同防衛に「差し出されている (assigned)」されていることが重要である。これは、1962年に米国からの初めての導入として英国がポラリス (Polaris) ミサイルを購入するにあたっての米国との合意事項だった。米国のミサイルを使うかわりに、NATOのために役立てるというディールだった。その後、英国の運用するミサイルはトライデントに代替わりするものの、NATOに差し出されている状況は維持されている。英国は、さまざまな戦略文書で、核兵器について、「NATO諸国防衛を含む自衛のための究極の状況でのみ使用を検討する」と繰り返している。したがって、英国の核戦力によるNATO諸国防衛はまったく新しいことではない。

とはいえ、それが「どのように」差し出されているかについては、必ずしも自明ではない<sup>20</sup>。というのも、NATOの核共有の対象になっているわけではなく、英国の核戦力の運用、なかでも特に、いつ、どこで、どのように使用するかといった事項がNPGで議論され、決定されるわけでもない。英国は、自らの核政策 (抑止政策) をNPGに対して定期的に報告しているとされるが、英国の核政策に対して、英国以外のNATO加盟国が何らかの具体的な影響力を有する仕組みが存在するわけではない。これに関連して付言すれば、米国の戦略核についても同様である。というのも、米国も戦略核を含む自らの核政策について、NPGへの定期的な報告をおこなうものの、NPGが対象とするのは基本的に欧州に配備され、核共有の対象になっている戦術核だからである。

他方、フランスの核戦力については、状況がまったく異なる。フランスは自らの核政策の完全な自律性を確保するために、NATOに参加しつつ、NPGには参加していない。NATOの影響を徹底的に排除してきたのである。そうしたなかで注目されたのが、2025年3月5日のE・マクロン (Emmanuel Macron) 大統領演説だった。そのなかでマクロンは、「次期ドイツ首相からの歴史的な要請にこたえ、欧州の同盟国を守るために我々の抑止力を使うことに関する戦略的議論を開始することを決めた<sup>21</sup>」と述べた。

フランスの核抑止を欧州に拡大するアイディアは、過去にもフランスが言及したことが何度もある。フランスがどこまで本気だったかについては疑問もあるが、結局、どの国もそれを真剣にとらえず、議論がたち消えになるのが従来のパターンだった。今回注目されるのは、フランスが提案しているのではなく、ドイツの要請にこたえた、としている点である。2025年2月のドイツ連邦議会選挙で勝利し、のちに首相に就任したF・メルツ (Friedrich Merz) は、米国に頼れないことを明言した。選挙日のテレビ出演で、トランプ政権は「欧州の運命に無関心」であるとし

19 Hans Kristensen, et al., "United Kingdom nuclear weapons, 2024," *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 80, Issue 6, 2024.

20 例えばIan Davis, *The British Bomb and NATO: Six decades of contributing to NATO's strategic nuclear deterrent*, Stockholm: Stockholm International Peace Research Institute, 2015参照。

21 Élysée, "Address to the French people by M. Emmanuel Macron, President of the Republic," 5 March 2025, <https://www.elysee.fr/front/pdf/elysee-module-24161-en.pdf> accessed 22 March 2025.

て、「米国からの自律」が必要だと訴えたのである<sup>22</sup>。ドイツは冷戦期の西ドイツ時代から、安全保障・防衛では対米関係・NATO重視であり続けてきた。そのため、フランスによる核抑止という議論にも冷ややかな立場だったのである。独仏関係がいかに緊密になったとしても、核抑止に関して米国よりもフランスに頼ることは考えにくかった。しかもメルツは、伝統的に対米関係・NATOを重視してきた中道右派のキリスト教民主党・社会同盟（CDU/CSU）の首相候補だった。その彼が、米国に頼れないと述べ、フランスによる拡大核抑止に関心を示したのである。ドイツが、そしてCDUがと二重の意味での転換だった。

フランスの核戦力を欧州全体の抑止に使用するための具体的な措置としては、さまざまな可能性が存在する。最も容易なのはフランスの宣言政策の変更であろう。従来はフランスの安全保障のための存在としての位置付けが強調されてきたが、これに、欧州の同盟国の防衛を加えることになる。これまでも、フランスの核抑止に「欧州の側面」が存在することは、フランスの核開発を主導したC・ド・ゴール（Charles De Gaulle）大統領の時代から、フランス自身によっても言及されてきた。その背景にあるのは、ほかの欧州諸国が存亡の危機に陥っているのであれば、フランスのみが安泰ということはあるまいし、逆に欧州のなかでフランスのみが危機に陥ることも、現実問題としては考えにくいという現実である。ドイツやベルギーが侵攻されているとすれば、フランスにとっては存亡が問われる事態であり、こうしたことが、「欧州の側面」と呼ばれてきた。

ただし、それだけでは単なる—しかもフランス側の一方的な—認識にすぎない。さらなるステップとしては、これをより正式に位置付けることが考えられる。つまり、フランスの核兵器使用に際して、フランスの安全保障に加えて、欧州の同盟国—NATO諸国—の安全保障を守ることを正式に目的に据えるのである。ただし、この場合でも、核兵器使用の決定自体は、マクロンが上述演説でも強調するように、フランスの主権の決定にとどまる可能性が高い。その場合、他国からすると、現在と実質的に何が異なるのかはみえにくいともいえる。

あるいは、さらに議論を進める場合、フランスの核戦力の一部をほかの欧州諸国に配備することも考えられる。英国の核戦力はSLBMのみであるために、他国に配備できる余地が限られるが、フランスの場合、SLBMに加えて航空機発射型の対地巡航ミサイルが存在する。ラファール戦闘機に搭載されるASMPであり、これは空母艦載型のラファールにも搭載可能である<sup>23</sup>。これらの一部、例えば核弾頭や、核任務遂行可能なラファールをドイツやポーランドなど、ほかのNATO諸国にローテーション展開や常駐させることが、論理的には考えられる。「フランス版核共有」ということだろう。

そうした際に英仏に共通して問われるのは、それぞれの核戦力を用いてほかの欧州諸国に拡大抑止を提供する場合に、どこまで他国と協議し、場合によっては影響力を与えることを許容する意思があるかである。原理原則論としては、両国ともに、核兵器使用に関する最終的な決定は、国家主権としてそれぞれの指導者が下すという方針を変えることは考えられない。それは、

22 “Germany’s Merz vows ‘independence’ from Trump’s America, warning NATO may soon be dead,” Politico.eu, 23 February 2025, <https://www.politico.eu/article/friedrich-merz-germany-election-united-states-donald-trump-nato/> accessed 22 March 2025.

23 Hans Kristensen, et al., “French nuclear weapons, 2023,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 79, Issue 4, 2023.

NATOにおける核共有に核弾頭を提供している米国の場合も同様である。「二重の鍵 (dual-key)」と呼ばれるが、米国がこの鍵を開けない限り、米国の核兵器が使用されることがないことは自明だからである。

そのため、より現実的には、「決定」より「協議」が焦点になる。そうだとすれば、英国にとってもフランスにとっても、NPGを筆頭とする既存のNATOの枠組みを活用することが合理的だという結論にもなる。英国に関しては、より明示的にNATOにおける協議を実施することが選択肢になるし、フランスにとっては、まずNPGに参加することがもとめられる。

もっとも、NPGの活用は、「NATO後」の「プランB」と合致しないことは否定できない。そうだとすると、まったく新たな枠組みを欧州で形成するよりは既存のものを活用の方が確実であろう。しかも、「NATO後」とはいつても、多くの欧州での議論では、NATOが完全に解体されることが想定されているわけでもない。さらに、英国やフランスがほかの欧州諸国に拡大核抑止を提供するとすれば、その根拠は、やはり、集団防衛を定めた北大西洋条約第5条以外に考えにくい。欧州連合 (EU) の場合には、リスボン条約第42条7項の相互援助が文言上は適用可能かもしれない<sup>24</sup>。ただし、これはフランスについてのみで、EUを離脱した英国はこれに依拠することはできない。「プランB」においても、北大西洋条約にかえて、集団防衛義務を含む新たな枠組みを構築することは極めて難しい。

このように考えれば、そして、米国も少なくとも当面NATOからの離脱やNATOの解体を考えていないとすれば、NPGを中心とするNATOの枠組みを使いながら、そのなかで、NATOの核態勢、拡大核抑止のなかでの英仏の役割を拡大していくことが可能性の高い方向であるように見える。なお、米国のNATO—手続きとしては北大西洋条約からの—離脱は、条約に脱退規定 (第13条) があることから、それにしたがって可能である。しかし、米国が離脱するにあたって、米国のみの意思でNATO全体を解体することはできない。もっとも、米国のいないNATOに存在理由がないとして、全加盟国が同時に脱退するような事態になればNATOは消滅する。実際、米国抜きでNATOはこれまでのNATOとはまったく異質のものになるし、米国がすべての部隊、アセットを撤退させたあとのNATOは、能力的にも深刻な弱体化に直面する。そうだとすると、欧州とカナダで同盟を存続させることに利益を見出す国は少なくないであろう。

そのうえで、能力面を考慮した際に、どのような拡大抑止が可能であるかを問う必要がある。というのも、前述のとおり、米国の核戦力と英仏の核戦力には、量と質の両面において大きな相違があり、欧州に拡大抑止を提供するにあたって、英仏の核戦力では不足するという懐疑的な議論が少なくないからである。たとえば、エスカレーション・ラダーを考えた場合に、英国にはSLBMしかなく、それ未満の能力が欠ける。フランスは航空機発射巡航ミサイルがあるものの、ロシアの防空網をくぐり抜けてロシアを攻撃する信頼性には乏しいことを認めざるをえない。ただし、これは「無いものねだり」の議論だともいえる。というのも、冷戦後に関する限り、米国も切れ目の無い核のエスカレーション・ラダーを築いてきたわけではないからである。低出力のSLBMは第1期のトランプ政権で配備が決まったに過ぎないし、米国の戦術核を運用する欧州のDCAが第5世代ステルス機のF-35Aに本格的に転換するのはまだこれからである。

24 同条の規定と実践については、鶴岡路人「欧州における同盟、集団防衛、集団的自衛権—新たな脅威へのNATO、EUによる対応」『国際安全保障』第44巻第1号、2016年6月参照。

しかも、核抑止の分野でも「プランB」が求められるとすれば、それは、NATOにとっては危機的な状態であり、「米国に匹敵するレベルの核戦力がなければ、米国の拡大核抑止を代替できない」などといわれている状況ではないのだろう。存在する能力で少しでも対応するしかない。別のいい方をすれば、「在りし日の米国による抑止」との比較でそれ以外の選択肢を理解してはならないということでもある<sup>25</sup>。そのようなものはもはや存在しないことが前提になるからである。米国の力を背景にした米国ならではの抑止のかたちがあるのと同様、英仏には両国の力の限界・制約に基づく、英仏ならではの抑止のかたちがある。どちらでなければならぬという話ではそもそもない。

また、英仏の核戦力は、厳密な解釈や定義は異なっても、ともに「最小限抑止 (minimum deterrence)」の範疇で運用されてきた。ただし、そこには「モスクワ基準 (Moscow criterion)」とよばれる考慮が存在してきた。モスクワを破壊できる程度の戦力を維持するということだが、これは、いきなりモスクワを攻撃するという意味ではなく、ロシア（およびその他の潜在的敵対国）に対して「受け入れ難い損害をあたえる」能力であり、英仏ともに、それを（たとえ最小限ではあっても）維持してきたのである<sup>26</sup>。

英国は、2021年3月の統合レビュー (Integrated Review) で保有核弾頭数の上限を従来方針の180から260に引き上げると発表した<sup>27</sup>。その後、実際に保有核弾頭数が増えたかは発表されていないが（同統合レビューでは、「曖昧性」を維持する観点から弾頭数などを爾後公表しないとも表明した）、同発表の際に当時のB・ウォレス (Ben Wallace) 国防相は、ロシアのミサイル防衛への投資の増大が、保有弾頭数引き上げの主要な理由だと説明した<sup>28</sup>。この説明について、専門家の間では懐疑的な意見が多かったものの、担当大臣が公の場でそのように言う以上、ロシアのミサイル防衛が、英国政府が考慮した主要ファクターの一つであったことを否定するのは難しい。いずれにしても、ロシアの防空網をいかに突破するかが真剣に捉えられているのは事実なのだろう。

### (3) シナリオ③：英仏以外の新たな独自核保有

第3の最も極端なシナリオは、ドイツやポーランドなど、英仏以外の欧州諸国による独自の核兵器保有である。核兵器を保有することが前述、ポーランドのトウスク首相は、ソ連崩壊による独立後、旧ソ連の残された核兵器をウクライナが放棄したことに言及し、核兵器がなかったから

---

25 James Cameron, "Eurodeterrent: A vision for an Anglo-French nuclear force," *War on the Rocks*, 31 March 2025, <https://warontherocks.com/2025/03/eurodeterrent-a-vision-for-an-anglo-french-nuclear-force/> accessed 31 March 2025.

26 Bruno Tertrais, "Will Europe Get Its Own Bomb?" *The Washington Quarterly*, Vol. 42, No. 2, 2019, p. 60.

27 HM Government, "Global Britain in a competitive age: The Integrated Review of Security, Defence, Development and Foreign Policy," Presented to Parliament by the Prime Minister by Command of Her Majesty, CP403, March 2021, [https://assets.publishing.service.gov.uk/media/60644e4bd3bf7f0c91eababd/Global\\_Britain\\_in\\_a\\_Competitive\\_Age\\_the\\_Integrated\\_Review\\_of\\_Security\\_\\_Defence\\_\\_Development\\_and\\_Foreign\\_Policy.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/media/60644e4bd3bf7f0c91eababd/Global_Britain_in_a_Competitive_Age_the_Integrated_Review_of_Security__Defence__Development_and_Foreign_Policy.pdf) accessed 22 March 2025, p. 76.

28 "Ben Wallace on nuclear weapons," BBC interview, <https://x.com/bbcpolitics/status/1373578535944740869?s=61&t=kFr7ro47Uj8o2puNcVfVfw> accessed 22 March 2025.

侵略を受けることになったとも述べている<sup>29</sup>。現在の欧州ではこうした言説が聞かれることが増えている。それだけ、核兵器の「効用」への関心が高いのである。

米国によるNATOを通じた拡大核抑止が信頼できず、また、英仏による抑止も機能しないか信頼できないとすれば、一部の能力を有する欧州諸国が独自核を選択肢として検討すること自体は、おそらく論理的である。逆の言い方をすれば、NATOにおける拡大抑止が存在したために、ドイツなどは核兵器を独自に保有する必要性から解放されていた、ということである。同盟を通じた拡大抑止が最も効果的な不拡散政策だとよばれるゆえんである。さらにいえば、1950年代から1960年代にかけて、西ドイツの核開発を阻止するために構築されたのがNATOにおける核共有だった。NATOを通じた拡大核抑止を強化することで、西ドイツにとっての核兵器開発の必要性を削ごうとしたのである。こうした現実には照らせば、NATOにおける拡大核抑止が崩壊した場合、西ドイツのみならず、一部の欧州諸国にとっては、独自核の保有が論理的な選択肢になりえる。

しかし、そのことと、①実際に核兵器の開発・配備まで到達すべきか—規範的な「べき論」、および政策論としての政策選択の問題—、②すべきだとしてもそれが可能か—政治的・技術的なフィージビリティ—、さらに、③それで本当に抑止が確保されることになるか—抑止効果—は、それぞれ別問題である。ここでは紙幅の制約でそれぞれの点に関する詳細の検討はできないが、すべての議論を前提として規定するのは、その段階で、核不拡散条約（NPT）がどのような状況になっているのか、米国が欧州諸国の核兵器開発を支援するのか阻止しようとするのかである。

NPTレジームについては、すでに実効性を失っているとの批判もあるが、核兵器保有のハードルがいまだに高い主要な理由の一つがNPTであることは否定できない。欧州諸国が独自の核兵器開発に踏み切る場合には、当然NPTからの離脱が必要になる。また、前述の西ドイツの事例のように、あるいは、韓国の事例もそうだが、米国は同盟国が核兵器保有を目指すことを阻止してきた歴史がある。英仏はその例外にすぎない。トランプ大統領は、第1期政権の際に、韓国や日本の核武装を認めるかのような発言をしたことがあるが、米国政府の政策になったわけではない。

ここから先は、米国にとってのジレンマである。自国の負担軽減を目的に同盟のコミットメントを縮小ないし廃止するのであれば、同盟国（だった国）に対する影響力は当然失われる。核不拡散が引き続き米国の国益だと認識されるとしても、それを貫徹する力は低下するのである。1960年代に西ドイツの核武装を阻止できたのは、NATOにおける核共有といった、米国がかわりに提供できるものが存在したからである。そこで比較対象として問われるのは、拡大核抑止提供の米国にとってのコストである。欧州に配備された戦術核が、同盟管理のための追加のコストであることは明確だし、爆撃機のグローバルな展開訓練も同盟国に対する安心供与の側面が強い。ただし、ICBMやSLBMは、同盟国の数が減ったらとって、米国が維持する必要のある数量や質が変化する余地はほとんどないのだろう。そうだとすれば、トランプ政権のように負担軽減を最優先に掲げたとしても、拡大核抑止の提供をすぐにとりやめるべきだという議論にはなら

29 “Tusk comment,” <https://x.com/premierrp/status/1898018978687053979?s=61&t=kFr7ro47Uj8o2puNcVfVfw> accessed 22 March 2025.

ないのかもしれない。

## おわりに

核同盟としてのNATOにとって、ロシアを対象とする核抑止は、1950年代からのいわば伝統的任務である。しかし、ウクライナ侵攻において核兵器使用の懸念が高まり、それをいかに抑止するかが喫緊の問題として問われるような状況は、しばらく前までは想像すらできなかったものだといえる。そうしたなかでこそ、核同盟の真価が問われるのだろう。

加えて米トランプ政権の誕生は、NATOの将来を不透明にしている。これまでのところ、NATOからの脱退という議論はほとんど聞かれないものの、トランプ政権の対露、対ウクライナ政策は、欧州の米国離れを急激に押し進める結果になっているように見える。これがどこに着地することになるのかはまだ分からない。それでも、英国やフランスの核による欧州諸国防衛がいままで以上に真剣に議論されている事実自体、NATOが核戦力の分野という中核部分を含めて、大きな曲がり角に差し掛かったことを示している。

# 中国の核戦略態勢と抑止戦略の分析

山口信治

## はじめに

本稿は、中国の核戦略態勢と核抑止戦略の変遷および核軍拡の動向について分析を試みるものである。中国は、1964年の初の核実験以来、「先行不使用原則」や「少数精鋭による効果的な抑止」といった基本理念を掲げ、最小限抑止の枠組み内で核兵器の報復能力を維持する方針を採用してきた。核兵器の生存性と柔軟性を高め、確実な第二撃能力の確保に努めるその核戦略は、「確証報復」(Assured Retaliation)とも呼ばれてきた<sup>1</sup>。

しかし、そのような前提は大きく変化しつつある。2010年代後半より中国の核弾頭数が急速に増加しだすとともに、その運搬手段も多様化し、さまざまなタイプのミサイルが登場している。また早期警戒態勢が次第に整備されるなど、中国の核戦力は急速に増強されている。

こうした状況は、中国の核戦略の動向についての国際社会の懸念を呼んでいる。中国の核軍拡は何を目指したものなのか。何がその動因になっているのか。そしてそれはより大きな大国間競争の文脈でいかなる意味を持つのだろうか。こうした問題を念頭に置きつつ、本稿では、中国の核戦力の現況や米欧における中国の核戦略に関する議論を整理しつつ、中国側の議論や認識を検討する。

周知のように中国はその閉鎖的政治体制のため、確度の高い情報を集めることが難しく、習近平政権に入ってそうした特徴はさらに顕著となっている。ただし、中国軍事科学院や中国国防大学などの軍の教育研究機関が出版する『戦略学』などの出版物は、軍における議論やコンセンサスを探るうえで重要な資料である。

本稿は以下のように構成される。第1節では中国の核戦略の基本原則と2000年代までの展開を確認する。第2節では、近年の核戦力の増強動向を、米国防総省やそのほか米欧の報告に頼りつつ概観する。第3節では、中国の核戦略をめぐる研究動向と論点を明らかにする。第4節では、中国自身の議論に即して、そのアプローチを検討する。第5節では、中国の核戦略をめぐる論点を整理する。第6節は、台湾有事において核がどのように用いられうるかを検討する。

1 M. Taylor Fravel and Evan S. Medeiros, "China's Search for Assured Retaliation: The Evolution of Chinese Nuclear Strategy and Force Structure," *International Security*, Vol.35, No.2, Fall 2011, pp.48-87.

## 1. 2000年代までの中国の核戦略

### (1) 中国の核戦略の基本原則とその実態

#### ①核兵器の先行不使用原則

中国の核戦略の中核をなす原則の一つが、核兵器の先行不使用（no-first use）原則である。この原則は、中国が1964年の最初の核実験の直後に公式に宣言したものであり、いかなる時、いかなる状況下においても、中国は最初に核兵器を使用しないという宣言である。1994年には、中国は他の核兵器保有国に対して「核兵器相互先行不使用条約」の草案を提出し、この原則の多国間での受け入れを積極的に働きかけてきた<sup>2</sup>。

現在でも、中国はこの原則を公式の政策として掲げている。むろん、後で述べるように、この宣言を中国がどのような状況においても守るのかは明らかではなく、外部から見たときにそれを信じられるかは分からない。とはいえ、中国がこの公式原則を掲げ続けていること自体は踏まえておく必要はあるだろう。

#### ②少数精鋭による効果的な抑止

中国の核戦略のもう一つの重要な基本原則が、「少数精鋭による効果的な抑止（精干有効）」、すなわち信憑性の高い最小限抑止（credible minimum deterrence）の概念である。この原則に基づき、中国は国家安全保障に必要な最小限の核能力を維持しようとしており、核兵器の数において米国やロシアと競うことは意図していない。中国の核戦略の重点は、敵による最初の核攻撃を確実に生き残り、その後、報復攻撃を行う能力（確実な第二撃能力）を保持することに置かれている。

中国の核戦力はこうした発想に基づき、大規模な核軍拡を行うことがなかった。長らくの間、中国の核弾頭数は比較的少数に抑えられており、その保有数は2010年代後半までは200発台で漸増していた。

### (2) 2000年代における議論と発展

#### ①精密打撃とミサイル防衛の発展と第二撃能力への影響

2000年代において、米国の精密打撃能力とミサイル防衛システムの発展は、中国の核抑止力、特にその中核である第二撃能力に潜在的な影響を与えたとして、中国国内で活発な議論が交わされた。米国の高精度な通常兵器による先制攻撃や、ミサイル防衛システムによる迎撃能力の向上は、中国の報復能力を脆弱化させる可能性があるかと懸念された。中国の戦略家たちは、これらの技術的進展が、中国がこれまで依拠してきた最小限抑止戦略の有効性を脅かすのではないかと真剣に検討した<sup>3</sup>。

2 防衛省防衛研究所編『中国安全保障レポート2016－拡大する中国人民解放軍の活動範囲とその戦略』防衛省防衛研究所、2016年。

3 同上。

## ②核戦力の質的向上

このような脅威に対抗するため、中国は様々な戦略的適応を行った。その最も重要なものが、核戦力の質的な近代化である。

### a) 固体燃料化

2000年代における中国の核ミサイル開発の重要な進展の一つが、液体燃料から固体燃料への移行である。液体燃料ミサイルは、発射準備に時間がかかり、燃料の取り扱いも難しいため、即応性や生存性の面で課題があった。一方、固体燃料ミサイルは、燃料注入の必要がなく、迅速な発射が可能であり、移動性にも優れているため、敵の先制攻撃に対する脆弱性を大幅に低減することができる。2006年には、射程8,000kmの固体燃料ミサイルDF-31が第二砲兵部隊に配備され、2007年には射程が11,200kmに向上した改良型のDF-31Aが就役した。さらに、2017年にはオフロード走行能力を高めたDF-31AGが公開された。2024年9月25日には、海南島から南太平洋に向けたミサイル発射実験が行われたが、そこで用いられたのはDF-31AGだったとみられている<sup>4</sup>。

### b) 移動発射システム

中国は、核ミサイルの生存性を高めるために、移動式発射システム（TEL: Transporter Erector Launcher）の開発と配備を積極的に進めてきた。これらの移動式発射システムは、敵による探知や追跡を困難にし、先制攻撃による破壊のリスクを大幅に減少させる。特に、広大な国土を持つ中国において、移動式発射システムは核戦力の分散と秘匿性を高め、確実な報復能力を維持するための重要な手段となっている。これらのシステムの開発と配備は、中国が最小限抑止戦略を維持しつつ、その信頼性を高めるための具体的な取り組みを示している。

### c) MIRV化

2000年代において、中国は多弾頭個別誘導再突入体（MIRV: Multiple Independently targetable Reentry Vehicle）技術の開発においても進展を見せた。MIRV技術により、敵のミサイル防衛システムを飽和させ、より多くの目標を攻撃できるため、抑止力の向上に繋がる。2015年には、DF-5Bというミサイルが多弾頭を搭載可能であると報告された<sup>5</sup>。しかしながら、2000年代における中国のMIRV搭載ミサイルの配備状況は限定的であった。

## 2. 中国の核戦力動向

近年、中国の核戦力の強化が顕著であり、大きな注目を浴びている。まず、弾頭数の増加傾向が顕著である。表-1にみられるように、中国の核弾頭数は、2010年代後半まで、ゆるやかに数を増やすのみであり、全体としてみれば米口に比べればかなり限定的であった。

4 Eliana Johns, "Geolocating China's Unprecedented Missile Launch," Federation of American Scientists, October 16, 2024. <https://fas.org/publication/geolocating-chinas-unprecedented-missile-launch/>

5 Scott LaFoy, "Building a Credible Arsenal: China's Improved ICBMs," *China Brief*, Vol.15, Issue.21, 2015. <https://jamestown.org/program/building-a-credible-arsenal-chinas-improved-icbms/>

表-1 中国の核弾頭保有数推計

該当年	2010	2013	2015	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
核弾頭数	240	250	260	280	290	320	350	350	410	500

出典：SIPRI Year Book.

ところが<sup>6</sup>、2010年代末より急速な増加傾向を見せてきている。SIPRIの推計によれば、2024年には中国の核弾頭数が500発に到達した<sup>6</sup>。米国防総省は中国が600発を超える作戦可能な核弾頭を保有していると推定している<sup>7</sup>。米国防総省の推計では中国の核弾頭数は2030年には1,000発を超え、2035年には1,500発に達すると見積もっており、これは米口の実戦配備弾頭数に肉薄する水準である<sup>8</sup>。

この急速な核弾頭数の増加は、中国がこれまで保持してきた比較的控えめな核態勢からの大きな転換を示唆しており、その背景には米中間の戦略的競争の激化という認識が存在すると分析されている。H・クリステンセン（Hans M. Kristensen）は、「中国は他のどの国よりも速いペースで核兵器を増強している」と指摘している<sup>9</sup>。

そして、核弾頭の運搬手段も多様化しており、さまざまなタイプのミサイルが増強されている。

### ①地上配備型核戦力

中国は、大陸間弾道ミサイル（ICBM）の開発と配備においても目覚ましい進展を見せている。DF-41は、射程が12,000–15,000kmに達する固体燃料式の移動式ICBMであり、複数の独立目標に再突入可能な多弾頭（MIRV）を搭載する能力を持つ可能性がある。米国防総省は、中国が550基のICBM発射機と400基のICBMを保有していると推定している<sup>10</sup>。また、DF-5Bは、MIRVを搭載可能な液体燃料式のICBMであり、その射程は13,000–16,000kmと推定されている<sup>11</sup>。

さらに、中国はICBM用のサイロを大規模に建設しており、その数は320基に達するとされる。これらのサイロには、DF-41クラスやDF-31クラスなどの固体燃料式ICBMが配備されるとみられている<sup>12</sup>。これらサイロはダミーではなく、実際にICBMを装填可能な構造をもっているという<sup>13</sup>。

これらの動向は、中国がICBMの数と質の両面で近代化を進めており、アメリカ本土を射程に

6 Hans M. Kristensen, et al., “Chinese Nuclear Weapons, 2025,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol.81, No.2, March 12, 2025, pp.135-60.

7 The U.S. Department of Defense, “Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2024,” December 18, 2024.

8 The U.S. Department of Defense, “Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2023,” October 19, 2023.

9 Kristensen, et al., “Chinese Nuclear Weapons, 2025.”

10 “Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2024,”

11 Missile Defense Project, “DF-5,” Missile Threat, Center for Strategic and International Studies, August 12, 2016, last updated April 23, 2024. <https://missilethreat.csis.org/missile/df-5-ab/>

12 “Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2024,” p.103.

13 秋山信将、小原凡司、小泉悠、村野将「衛星画像を用いた中国の戦略核戦力増強の現状に関する分析」*Roles Report*, No.30, 2024年2月。

収める能力を強化していることを示している。サイロの増強は、核戦力の生存性を高め、敵の先制攻撃に対する第二撃能力を確保しようとする意図を示唆している。また、MIRV搭載能力の向上は、中国が少ない数のミサイルでより多くの目標を攻撃できる能力を獲得し、核抑止の信頼性を高めようとしていることを示唆している。

中国は射程5,000kmから8,000kmのDF-27弾道ミサイルを開発・配備しており、これは極超音速滑空体（HGV: Hypersonic Glide Vehicle）を搭載可能で、通常弾頭搭載可、対艦攻撃可、そして核弾頭搭載能力をも有する可能性があると考えられている。これらのミサイル能力の多様化と増強は、中国がより柔軟で生存性の高い核抑止力を構築しようとしていることを示している<sup>14</sup>。

また中距離弾道ミサイルの強化も顕著である。DF-26は射程距離が約3,000kmと考えられ、グアムの米軍基地を攻撃することができる。DF-26は、通常弾頭を搭載して空母など艦艇に攻撃を行う対艦弾道ミサイル（ASBM: Anti-Ship Ballistic Missile）タイプのものであれば<sup>15</sup>、核を搭載するものもある<sup>16</sup>。

## ②海中ベースの核戦力

中国は、海中からの核抑止力も強化している。Type 094（晋級）原子力弾道ミサイル潜水艦（SSBN）を6隻運用しており、これらの潜水艦には、射程が7,200–9,000kmとされるJL-2、またはより射程の長い10,000kmのJL-3潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）が搭載されている。特にJL-3は、多弾頭個別誘導再突入体（MIRV）を搭載可能と推定されており、中国沿岸から発射された場合でもアメリカ本土を射程に収める能力を持つ。晋級潜水艦によるパトロールは2016年に始まった<sup>17</sup>。

さらに、より探知されにくい次世代のType 096（唐級）SSBNの開発も進められており、これにもJL-3が搭載される予定である。SSBNの常時哨戒能力の獲得は、中国にとって初の信頼できる海中からの核抑止力を意味する。SLBM戦力の強化は、中国がアメリカの先制攻撃に対する脆弱性を低減し、より確実な第二撃能力を確保しようとする意図を示している。中国は、これによって自国近海での防御戦略を検討することが可能になった。南シナ海と渤海湾は、この戦略を実施する上で中国が優先する海域であると考えられる<sup>18</sup>。

なお中国は晋級SSBNの追加建造を継続しており、これが次世代のType 096 SSBNの開発遅延によるものか、海ベースの核戦力を足元で強化する必要が出たためなのかは明確ではない。

14 Caitlin Talmadge and Joshua Rovner, "The Meaning of China's Nuclear Modernization," *Journal of Strategic Studies*, Vol.46, Issue.6-7, December 2023, pp.1116-48.

15 Kristin Huang, "China's 'aircraft-carrier killer' missile successfully hit target ship in South China Sea, PLA insider reveals," *South China Morning Post*, November 14, 2020. <https://www.scmp.com/news/china/military/article/3109809/chinas-aircraft-carrier-killer-missiles-successfully-hit-target>

16 Missile Defense Project, "DF-26," Missile Threat, Center for Strategic and International Studies, January 8, 2018, last updated April 23, 2024. <https://missilethreat.csis.org/missile/dong-feng-26-df-26/>

17 The U.S. Department of Defense, "Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2016," May 17, 2016, p.26. <https://www.ustaiwandefense.com/wp-content/uploads/2025/02/2016-Military-and-Security-Developments-Involving-the-Peoples-Republic-of-China.pdf>

18 David C. Logan, "China's Sea-Based Nuclear Deterrent: Organizational, Operational, and Strategic Implications," *CMSI China Maritime Report*, December 2023.

### ③空中ベースの核戦力

空中ベースの核戦力としては、中国人民解放軍空軍（PLAAF）はH-6N爆撃機を運用している。H-6Nは、空中給油プローブと、核兵器を搭載可能なALBMを外部搭載するための胴体改修が施されている点の特徴である。H-6Nが搭載するALBMは、機動再突入体（MaRV: Maneuverable Reentry Vehicle）を装備していると見られ、これはDF-26とともに、インド太平洋戦域の目標に対して核による精密攻撃を行う能力を示唆している。

さらに、H-20ステルス戦略爆撃機の開発も進められており、この新型爆撃機も核兵器搭載能力を持つと広く予想されている。射程10,000kmを超える戦略ステルス爆撃機H-20の開発も進められており、2030年代の実用化が見込まれている。H-6Nは長距離飛行が可能になったという意味で前進ではあるが、それでもH-20への途中の一步という位置づけと考えられている<sup>19</sup>。

H-20のような次世代爆撃機の登場は、中国の核戦力の質的な向上に大きく貢献する可能性がある。ALBMの配備は、中国の核攻撃能力の柔軟性を高め、敵の防空システムに対する浸透能力を向上させることを目指している。H-20の開発には遅延の可能性も指摘されているが、長期的には中国の核戦力における重要な要素となるだろう。これらの動向は、中国が陸海空の三本柱からなる、より強固で多様な核抑止力を構築しようとしていることを示している。

### ④FOBS

さらに中国は、部分軌道爆撃システム（FOBS: Fractional Orbital Bombardment System）と呼ばれる新たな高度な核運搬システムを開発している可能性がある<sup>20</sup>。これは核弾頭を地球低軌道に乗せてから目標に落下させる核兵器運搬システムである。HGV弾頭を、地球低軌道から発射することが検討され、そのための試験が進められていると考えられる。

### ⑤早期警戒態勢

人民解放軍は、核攻撃の兆候を早期に捉え、敵の先制核攻撃が着弾する前に核反撃を行う早期警戒（LOW: Launch on Warning）態勢の確立を目指している。特に、新たに配備されるサイロベースの核ミサイル部隊の一部をLOW態勢に維持しようとする意図が窺える。ロケット軍は、2017年以降、核攻撃の早期警戒とLOW対応に関する演習を実施している<sup>21</sup>。中国は、宇宙および地上のレーダー網を含むC4ISR（指揮・統制・通信・コンピュータ・情報・監視・偵察）能力の強化にも注力しており、これらはLOW態勢を支援するための重要な要素となる<sup>22</sup>。これらの努力は、中国が核戦力の即応性を高め、より信頼性の高い核抑止力を確立しようとしていることを示唆している。

---

19 Derek Grossman et al., “China’s Long-Range Bomber Flights: Drivers and Implications,” RAND Corporation, November 14, 2018.

20 “China tests new space capability with hypersonic missile,” *Financial Times*, October 17, 2021; “China conducted two hypersonic weapons tests this summer” *Financial Times*, October 21, 2021.

21 Hans Kristensen and Matt Korda, “Chinese Nuclear Forces,” *SIPRI Year Book 2021: Armaments, Disarmament and International Security*, Stockholm International Peace Research Institute, 2021, p.381.

22 Defense Intelligence Agency, “Nuclear Challenges: the Growing Capabilities of Strategic Competitors and Regional Rivals,” October 23, 2024.

ロケット軍は、平時においても核戦力の一部を高度な即応態勢に維持するための運用手順を採用している。ロケット軍の旅団は、「戦闘即応任務」と「高度警戒任務」を実施しており、これには、ミサイル大隊を迅速に発射可能な状態に置くことが含まれる。

#### ⑥低出力核

米国防総省によれば、中国は既存の高威力核弾頭では対応困難な事態に備え、より低い威力の核弾頭能力を開発しようとしている。2019年には、全ての核兵器保有国に対して低威力核弾頭の開発を控えるよう呼びかけたものの、それ以前から低威力核弾頭の開発計画に着手していた可能性が高い<sup>23</sup>。

#### ⑦福建の高速増殖炉建設

中国は、核兵器の増強に必要なプルトニウム生産能力の拡大を図っている。福建省霞浦では、2基の高速増殖炉（CFR-600）が建設されており、これらは炉心周辺のウランブランケットから年間数十個分の核弾頭に相当するプルトニウムを生産できると推測されている。当初はMOX燃料の使用が計画されていたが、2030年までは高濃縮ウラン（HEU）燃料を使用する方針に変更された。HEU燃料の使用は、追加の兵器級プルトニウム生成の可能性をもたらす。また、中国は複数の新たな再処理工場を建設しており、ここでプルトニウムが抽出される可能性があると言われている<sup>24</sup>。ロシアの国営原子力企業ロスアトムは、2022年12月に最初の燃料装荷のための最終的な燃料供給を完了しており、2023年10月の衛星画像では冷却塔から蒸気が出ている可能性が示唆されており、最初のCFR-600原子炉が稼働を開始した可能性がある。これらの原子炉は、中国が将来的に1,000発を超える核弾頭を保有するために必要なプルトニウムを供給する上で重要な役割を果たすと見られている<sup>25</sup>。

これらから明らかなように、中国の核戦力は量と質の双方において急速な発展を遂げており、核トライアドの完成、新たな運搬システムの開発、早期警戒態勢の確立、そして核弾頭の多様化が着実に進行していると言える。

#### ⑧組織

2016年の軍改革で、第二砲兵隊が戦略ロケット軍として独立軍種となった。戦略ロケット軍は旅団数を増加しており、2005年の22個旅団から2023年までに41個旅団となった<sup>26</sup>。ロケット軍の編成は、核弾頭を装備した旅団が平均して6つの発射大隊、各大隊に2つの発射中隊、各中隊に1つのミサイル発射装置を持つ。これにより、各旅団は12の発射装置を持つことになる。

23 “Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2024,” p.110.

24 “Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2024,” pp.107-109.

25 “Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2024,”

26 Peter Wood, Alex Stone, and Thomas Corbett, “Chinese Nuclear Command, Control, and Communications,” The U.S. Department of Air Force’s China Aerospace Studies Institute, March 11, 2024.

### 3. 中国の核戦略に関する議論

このように、核弾頭数とミサイルの増強が明らかなか中で、中国の核戦略が変化するか否かが注目されている。中国は伝統的に先行不使用の原則を掲げ、限定的な核戦力で確実な反撃能力を持つことで、相手の核攻撃を抑止するという核戦略をとってきた。これは最小限抑止の一種として、確証報復（Assured Retaliation）戦略と呼ばれてきた<sup>27</sup>。

しかし、中国が核戦力の増強に乗り出すにしたがって、それまでの抑制的な核戦略を変化させつつあるのではないかという観測が広がっている。

#### （1）核戦力増強のドライバー

なぜ中国は核戦力を増強するのだろうか。J・ウズナウ（Joel Wuthnow）によれば、中国の核軍拡には、3つの解釈の可能性がある。第一に、習近平は主に、米国の圧力増大に対して、中国の抑止力を向上させる必要性について言及しており、そのような米中対立の激化という状況が核戦力の拡大につながっているというものである。第二に、地域の安全保障環境を中国に有利に形成するために、さまざまな軍事的手段を用いることに焦点を当てた、（古典的な意味での「抑止力」ではなく）強制力という広範な考え方をとっているというものである。第三に、「戦略的抑止力」は、習近平が、中国の核兵器の拡大における「中核部隊」であるロケット軍の地位向上と資金調達を支持していることを指しているというものである<sup>28</sup>。

D・ローガン（David C. Logan）とP・サンダース（Phillip C. Saunders）は、中国の核戦力発展の要因を分析し、複数の理論モデルを用いて中国の核戦略の動向を整理している<sup>29</sup>。彼らは、第二撃能力モデル、核シールドモデル、大国ステータスモデル、戦域抑止モデル、官僚政治モデル、核優越モデルという六つのモデルを提示し、中国の核戦力拡張は主に米国のミサイル防衛や通常精密打撃能力の進化への対応と考えられると論じている。ただし、大国ステータスや核シールドといった要素も影響している可能性があるとしている。

まず中国が米国の能力向上により、第二撃能力に危機感を覚えているとみる議論には以下のようなものがある。

M・T・フレイヴェル（M. Taylor Fravel）は、中国の核戦略が依然として「確証報復」路線にあることを強調し、核戦力の拡張もその枠組み内で行われているとする。しかし、戦略的環境の変化により、政策の一部が曖昧化していることを指摘する。特に中国は先行不使用政策を維持しているが、戦略的環境の変化によりその適用範囲が曖昧になっている<sup>30</sup>。

---

27 Fravel and Medeiros, "China's Search for Assured Retaliation."

28 Joel Wuthnow, "Shield, Sword, or Symbol: Analyzing Xi Jinping's "Strategic Deterrence" ," Brookings Institution, March 7, 2024. <https://www.brookings.edu/articles/shield-sword-or-symbol-analyzing-xi-jinpings-strategic-deterrence/>

29 David C. Logan and Phillip C. Saunders, "Discerning the Drivers of China's Nuclear Force Development: Models, Indicators, and Data," *China Strategic Perspectives*, No.18, July 26, 2023.

30 Fiona S. Cunningham and M. Taylor Fravel, "Assuring Assured Retaliation: China's Nuclear Posture and U.S.-China Strategic Stability," *International Security*, Vol.40, No.2, Fall 2015, pp.7-50.

H・ヒーム (Henrik S. Hiim)、フレイヴェル、トローン (Magnus L. Trøan) は、米中間の安全保障ジレンマが、特に核兵器と通常兵器の絡み合い (エンタングルメント) を通じてどのように激化しているかを分析している。中国の核戦略の変化に焦点を当て、アメリカの核態勢と通常戦力近代化が中国の核抑止力に対する脅威認識を高めている現状を解説している。その結果、中国が核兵器の近代化と増強を進め、報復能力の確保を目指していると論じている。中国は、サイバー兵器や電子戦などの非核能力を通じて、発射前に弾道ミサイルを撃破するという「ブースト段階迎撃」の概念が、通常戦力による対抗能力への懸念を高めているとしている。したがって、通常戦力によって生み出される脆弱性への懸念を反映して、中国の戦略コミュニティは、自国の核兵器が過去よりも多様な通常兵器の脅威に直面していると考えている。米国が長距離精密攻撃任務のために極超音速滑空体 (HGV) のような新しい能力の開発にますます注力していることは、中国の懸念をさらに悪化させている。

中国の軍事関係者は、HGVのような兵器は、ほとんどあるいは全く警告時間を与えず、現在の防空システムやミサイル防衛システムを突破できるため、ゲームチェンジャーとなる可能性があるから見なしている。彼らはさらに、極超音速兵器の開発が「新たな軍拡競争を引き起こす可能性が非常に高い」と指摘している。中国は、衛星攻撃能力の開発を継続すべきだと考えている。中国のアナリストは、先進的な通常兵器への投資を、報復能力を確保し、起こりうる将来の脅威に対する備えとする一つの方法と見なしている。他方、米国は、そのような能力を潜在的に攻撃的で脅威となるものと見なす可能性が高く、それは米国の通常戦力による戦闘能力に対する脅威も含む。例えば、米国は軍事作戦において宇宙空間の資産に大きく依存しており、中国人民解放軍が通常兵器による軍事紛争においても、自国のあらゆる対衛星能力を使用する可能性がある想定するであろう<sup>31</sup>。

次に国内政治説である。E・ヘギンボーサム (Eric Heginbotham) らは、中国の核政策における国内要因を重視した説明をとる。国内的要因とは、政治的リーダーシップの変化や軍事サービス間の競争が影響を与えていると考える説である。習近平時代において、ロケット軍の地位向上や海軍の核兵器の役割の増加が見られ、これが核兵器の開発と運用に影響を与えている。組織的なプロセスや標準作業手順 (SOP: Standard Operating Procedure) が核兵器の質や態勢に影響を与え、核戦略の選択肢を広げる可能性があるという<sup>32</sup>。

最後に、より広範な大国間対立を重視する議論である。C・タルマッジ (Caitlin Talmadge) は、米国のインド太平洋地域における軍事プレゼンスの強化や、同盟国との連携深化も、中国の核戦力増強の要因の一つであるとしている。米国が地域における軍事的な影響力を増大させることは、中国にとって安全保障上の脅威と認識され、それに対抗するための抑止力強化が必要とされている<sup>33</sup>。

31 Henrik Stålhane Hiim, M. Taylor Fravel, and Magnus Langset Trøan, "The Dynamics of an Entangled Security Dilemma: China's Changing Nuclear Posture," *International Security*, Vol.47, No.4, Spring 2023, pp.147-87.

32 Eric Heginbotham, Jacob L. Heim, and Christopher P. Twomey, "Of Bombs and Bureaucrats: Internal Drivers of Nuclear Force Building in China and the United States," *Journal of Contemporary China*, Vol.28, Issue.118, December 26, 2018, pp.538-577.

33 Talmadge and Rovner, "The Meaning of China's Nuclear Modernization."

M・チェイス (Michael S. Chase) は、中国が第二撃能力への不安を持っていることを認めつつも、中国はより大きな米国の対中封じ込め戦略への対抗として、中国の核軍拡を位置付けている<sup>34</sup>。

趙通によれば、台湾問題や南シナ海問題といった「核心的利益」を守るという政治的動機が、中国の核戦力の強化につながっているという。中国は、米国とその同盟国が中国を戦略的競争相手と位置付けたことで、安全保障環境の悪化を感じている。台湾問題や南シナ海問題において、米国の軍事介入を抑止するために、信頼性の高い核抑止力が不可欠であるという認識が、核戦力近代化を推進する力となっているという<sup>35</sup>。

## (2) 核の競争

中国の核弾頭数が米口に接近し、かつその運搬手段が強化されてくると、米国との核の関係は次第に均衡し、相互確証破壊に近い状況となっていく<sup>36</sup>。

これに対して、あくまで中国が目指すのは第二撃能力の確保であるとする見方も根強い。ローガンとサンダースは、中国は今後も核戦力を拡張するが、全面的な核優越を目指す可能性は低いと予測し、米国が戦略的バランスを調整することで、中国の核政策にも影響を与え得ると示唆している。著者らは、中国の核戦力拡張が主に「第二撃能力」の確保に基づくものであり、「核優越」を目指しているわけではないとする。しかし、国内外の政治要因が影響を与え、最終的な戦略の方向性は流動的であると指摘する<sup>37</sup>。

ヒームは、中国の核戦力拡張が「核革命理論 (Nuclear Revolution Theory)」に照らしてどのような意味を持つかを論じている。特に、中国の拡張が「相互確証破壊 (MAD: Mutual Assured Destruction)」の枠組みに収まるのか、それともより競争的な「繊細な核バランス (Delicate Nuclear Balance)」に向かうのかを検討している。核革命理論は、第二撃能力が確保されれば安全が保証され、安定した国際秩序が維持されると主張する。しかし、批判者は、中国の核拡張が「繊細な核バランス」に向かっており、競争を激化させる可能性があるとして指摘する。近年のミサイルサイロ建設やICBM配備の増強は、中国が「相互確証破壊」体制をより強固にするための動きと考えられる。ただし、核戦力拡張の目的が純粋に防衛的なものか、より攻撃的な側面を持つかは不明としている。ヒームは、中国の核拡張が「核革命理論」の枠内にあるとする一方で、米国の対応次第で「繊細な核バランス」へ移行する可能性を指摘する。現時点では、中国が「先行攻撃能力 (First Strike Capability)」を追求している証拠は乏しいとしている<sup>38</sup>。

---

34 Michael S. Chase and Arthur Chan, "China's Evolving Approach to 'Integrated Strategic Deterrence'," RAND Corporation, April 7, 2016.

35 Tong Zhao, "Political Drivers of China's Changing Nuclear Policy," Carnegie Endowment for International Peace, July 17, 2024.

36 Sugio Takahashi, "Strategic Stability and the Impact of China's Modernizing Strategic Strike Forces," James M. Smith and Paul J. Bolt eds., *China's Strategic Arsenal: Worldview, Doctrine, and Systems*, Washington DC: Georgetown University Press, 2021, pp.63-92.

37 Logan and Saunders, "Discerning the Drivers of China's Nuclear Force Development: Models, Indicators, and Data."

38 Henrik Stålhane Hiim, "The Last Atomic Waltz: China's Nuclear Expansion and the Persisting Relevance of the Theory of the Nuclear Revolution," *Contemporary Security Policy*, Vol.45, Issue.2, January 8, 2024, pp.239-64.

### (3) エスカレーションの問題

中国の核軍拡は、どのようなエスカレーションの問題を引き起こしうるだろうか。

タルマッジは、米国と中国が通常戦争になった場合、中国が核エスカレーションに踏み切る可能性について分析している。タルマッジは、長年にわたる中国の先行不使用の誓約にもかかわらず、特に米国の中国の指揮統制網や核報復能力への早期攻撃を重視する作戦構想が用いられた場合に、そのリスクが高まるという懸念を提起する。論文は、この問題に対する「エスカレーション悲観論者」と「エスカレーション楽観論者」の対立する見解を示し、その相違の根源として、米国の通常軍事作戦が中国の核報復能力をどの程度脅かすかの軍事的・技術的分析の欠如と、中国が脅威をどう認識するかという認識論的要因の無視を指摘している<sup>39</sup>。

T・クリステンセン (Thomas J. Christensen) は、台湾やその他の潜在的な紛争地点における将来の米中危機において、通常戦力と核戦力の間には明確な「防火線 (firebreaks)」が必要であるという議論があると述べている。中国が公に宣言している無条件の先行不使用政策を厳格に遵守するほど、冷戦時代の「安定・不安定のパラドックス」の原則に中国のエリートは従うはずであり、中国が第二撃能力を獲得 (または維持) することによる米国への影響は少なくなるはずであるとしている。通常戦力で劣る中国のような国が、通常戦力で優位な米国のような国に対して、核による第二撃能力によって影響力を行使するためには、通常兵器による戦闘が、より強力な通常戦力と核戦力を持つ国が単に核兵器で攻撃することを選択する前に、核レベルへのエスカレーションを引き起こす可能性があるというシナリオが必要となると論じている<sup>40</sup>。

F・カニングガム (Fiona S. Cunningham) は、中国は、核戦力だけでなく、サイバーや通常戦力を併用する戦略的代替という方針をとっているが、サイバー領域における戦略的代替が、伝統的なエスカレーションのダイナミクスに新たな複雑性をもたらす可能性を論じている。サイバー攻撃は、その主体や意図の帰属 (attribution) が困難であるため、誤解や誤判断を招きやすく、危機のエスカレーションを制御することをより困難にする可能性があるという<sup>41</sup>。

39 Caitlin Talmadge, "Would China Go Nuclear? Assessing the Risk of Chinese Nuclear Escalation in a Conventional War with the United States," *International Security*, Vol.41, No.4, Spring 2017, pp.50-92.

40 Thomas J. Christensen, "The Meaning of the Nuclear Evolution: China's Strategic Modernization and US-China Security Relations," *Journal of Strategic Studies*, Vol.35, Issue.4, August 29, 2012, pp.447-87.

41 Fiona S. Cunningham, "Strategic Substitution: China's Search for Coercive Leverage in the Information Age," *International Security*, Vol.47, No.1, Summer 2022, pp.46-92.

## 4. 習近平の核戦略

### (1) 習近平時代の核戦略

習近平政権下において、中国の核戦略は新たな段階に入ったと考えられる。習近平は、「強大な戦略抑止体系を打ち立てる」ことを明確に指示しており、これは中国の核戦力が単なる報復手段ではなく、より積極的な役割を果たす可能性を示唆している。2012年12月の第二砲兵（現ロケット軍）第八回党代表大会において「強大な戦略ミサイル部隊建設」が指示され、「積極的に戦略抑止と実戦能力建設」が強調された<sup>42</sup>。2017年10月の第19回党大会では「戦略能力の大幅な向上」が、2022年10月の第20回党大会では「強大な戦略抑止体系を打ち立てる」という目標が改めて示されている<sup>43</sup>。

中国にとっての戦略抑止とは、「国家と軍隊が一定の政治目的の実現のために、強大な軍事力を基礎とし、多種の手段を総合運用し、力と力を使う意思を巧妙に提示することで、相手にコストに見合わない、あるいは耐え難い結果に直面させることで、譲歩、妥協、屈服させる軍事闘争の方式」<sup>44</sup>、「国や政治集団が軍事力の行使や行使の威嚇により、敵対国の戦略的意思決定に影響を与え、敵対国が、期待された目標が達成できないか、コストが高すぎると判断して敵対行為を放棄するよう仕向け、特定の政治的目標を達成する戦略行動」<sup>45</sup>と定義されており、抑止（deterrence）だけでなく、強要（compellence）を含む概念として理解されている。

### (2) 総合的戦略抑止体系

ここで重要となるのが、中国にとっての抑止の概念の特殊性とあいまいさである。中国語の「威懾（weishe）」という用語は、英語の「deterrence（抑止）」と訳されることが多いが、実際には「dissuasion（思いとどまらせること）」と「compellence（強要）」の両方の意味合いを含む。したがって、中国の戦略抑止は、敵の行動を思いとどまらせるだけでなく、特定の行動を強要することも目的としている<sup>46</sup>。中国の専門家は、戦略抑止には軍事力、経済力、外交的影響力、科学技術力、そして政治的・文化的団結を含む「総合的な国家力」のあらゆる要素が含まれると分析している。

またA・ジョンストン（Alastair I. Johnston）は中国の抑止概念である「威懾」の曖昧さに注目し、それが絶対確実な報復というイメージと、標的を限定した精密な攻撃というイメージの両方を含んでいる可能性を指摘している。この曖昧さは、中国の核戦略の意図を他国が正確に理解

42 習近平「努力建設一支強大的信息化戰略導彈部隊」中国政府網、2012年12月5日。[https://www.gov.cn/ldhd/2012-12/05/content\\_2283372.htm](https://www.gov.cn/ldhd/2012-12/05/content_2283372.htm)

43 習近平「決勝全面建成小康社會 奪取新時代中國特色社會主義偉大勝利」中国政府網、2017年10月27日、[https://www.gov.cn/zhuanti/2017-10/27/content\\_5234876.htm](https://www.gov.cn/zhuanti/2017-10/27/content_5234876.htm)；習近平「高舉中國特色社會主義偉大旗幟為全面建設社會主義現代化國家爾團結奮鬥」中国政府網、2022年10月25日。[https://www.gov.cn/xinwen/2022-10/25/content\\_5721685.htm](https://www.gov.cn/xinwen/2022-10/25/content_5721685.htm)

44 肖天亮編『戰略學(2020年改訂版)』國防大學出版社、2020年。

45 軍事科學院軍事戰略研究部編著『戰略學2013』軍事科學出版社、2013年。

46 Dean Cheng, "Chinese Views on Deterrence," *Joint Force Quarterly*, Issue 60-1, 2011, pp.92-4.

することを困難にする要因となり得る<sup>47</sup>。

習近平政権が提唱する「戦略抑止体系」は、単に核戦力だけでなく、宇宙、サイバー、情報、通常戦力といった多様な要素を統合した包括的な概念として理解する必要がある。軍事科学院版の『戦略学2013』は、核、宇宙、情報、通常、そして「人民戦争」の五つのカテゴリーの「戦略的強制」手段を概説している<sup>48</sup>。2020年版の国防大学『戦略学』では、高度な兵器の展示、軍事演習、情報攻撃などが「戦略的強制」の文脈で用いられる可能性が指摘されている<sup>49</sup>。

チェイスらによれば、中国の戦略抑止概念は、外部の安全保障環境の評価と軍事能力の向上に応じて進化している。中国の人民解放軍は、核、通常、宇宙、サイバーの各領域における戦略抑止能力を統合し、包括的かつ協調的な戦略抑止態勢を構築することを目指している、と論じている。また、戦略抑止の実施において、平時には、軍事パレードや演習、メディアを通じて抑止力を示すことが重要であり、危機や戦争時には、戦略ミサイル部隊の準備レベルを引き上げ、発射演習や情報攻撃を行うことで抑止力を強化するという<sup>50</sup>。

かつての第二砲兵部隊の教範である『第二砲兵戦役学』には、相手への決意の伝達について心理的要因を重視した興味深い内容が書かれている。すなわち、抑止のために相手に決意を伝達するために、新型ミサイルのニュース、写真を出す、閲兵式や指導者の視察を通じて戦力を示す、兵力を動かす、ミサイル発射演習、通常戦争において核の敷居が下がっているように見せるといった手段が示されている<sup>51</sup>。また、指導者と軍人のメッセージは、通常は一致させるのが当然であるにしても、バラバラに出した方が良い場合もあることが強調されている<sup>52</sup>。

国防大学『戦略学2020』では、現在の重点として核常打撃能力一体化：「核常兼備」の高級段階へ、機動部隊建設、高度警戒、快速反応、多領域作戦能力、生存防護体系：ミサイル防御、サイロが挙げられている。将来の能力としては、快速反応能力、システム突破能力：軌道変化、ステルス、電子干渉、多弾頭など、長距離通常ミサイルによる精密打撃、生存防護が示されている。特に、「核常兼備」のより高度な段階への移行は、中国の核戦力が通常戦力と区別がつきにくくなる可能性を示唆しており、相手側にとって中国の通常弾頭ミサイル基地への攻撃は核のC2に対する攻撃となりうるため、攻撃を躊躇させる要因にもなりうる<sup>53</sup>。

## 5. 中国の核戦力構築とその戦略についての論点

中国の核戦力の増強とその戦略の変化の兆しは、国際政治に大きな課題を投げかけ、長期的には国際政治の構造に変化をもたらしうるものとなる。

47 Alastair Iain Johnston, "China's New 'Old Thinking': The Concept of Limited Deterrence," *International Security*, Vol.20, No.3, Winter 1995-96, pp.5-42.

48 軍事科学院軍事戦略研究部編『戦略学』。

49 肖天亮編『戦略学(2020年改訂版)』。

50 Chase and Chan, "China's Evolving Approach to "Integrated Strategic Deterrence."

51 中国人民解放军第二砲兵『第二砲兵戦役学』解放軍出版社、2004年、281-96頁。

52 軍事科学院軍事戦略研究部編『戦略学』。

53 肖天亮編『戦略学(2020年改訂版)』。

第一に、中国の核戦略の動向はやはり不透明である。核戦力の増強は明らかではあるとはいえ、何がそのドライバーとなっているかは十分な説得力を持つ説明がない。習近平の政治的プッシュが非常に重要であることは明らかである。ただし問題はその先であり、習近平政権の政治的プッシュを前提として、中国が今後どのような核戦略を発展させていくかというところにあるだろう。

第二に、軍備管理の問題である。かつての米ソあるいは米ロ関係は、核の相互検証破壊に基づく抑止が成り立ち、相対的に安定していたがゆえに、核軍備管理も可能となった。これに対して、米中ロの核大国の三極体制が出現した場合、二極体制に比べて抑止も不安定であり、また核軍備管理への道も見通すことが難しい。このことは、大国間競争が安定しない要因となるだろう<sup>54</sup>。

中国が軍備管理、特にその検証措置に対して、自国の政治的利益、技術的な制約、そして相手国との相互信頼の程度に基づいて慎重な姿勢を取っていることを分析している。中国は、検証活動がより強力な国に有利に働き、自国の安全保障上の利益を損なう可能性があるという懸念を抱いている<sup>55</sup>。

第三に、中国の抑止に対するアプローチと戦力構成は、他国との間で誤解や認識の相違を生む余地があり、その意味でエスカレーションの可能性をもっている。中国の核戦力は通常弾頭と区別が難しいことから、相手側にとって中国の通常弾頭ミサイル基地への攻撃は核のC2に対する攻撃となりうるため、攻撃を躊躇する要因にもなりうる<sup>56</sup>。中国の核兵器政策の透明性の欠如は、他国に不確実性をもたらし、誤算のリスクを高める可能性がある。

## 6. 台湾シナリオにおける核の役割

台湾有事において、中国が核兵器を使用する可能性は低いと考えられているものの、その影響は無視できない。M・クローニグ (Matthew Kroenig) は、中国が核兵器を使用するシナリオとして、①シグナリング：政府、メディアによる脅し、②デモンストレーション：中国内あるいは台湾周辺での核実験、③台湾への核攻撃：軍や政府中枢へ。米軍到達前、④米軍、同盟国、米領への核攻撃を挙げている。一方、米国による使用シナリオとしては、①中国の勝利が迫った状況、②中国軍の勝利を止めるのに十分な通常戦力がない、③米本土への非核戦略攻撃を抑止もしくは反撃する場合は考えられる<sup>57</sup>。ターゲットとしては、大陸外では海軍艦艇、南シナ海の軍事化された島嶼、台湾の橋頭保が、大陸では台湾侵攻のための軍事施設、核攻撃源、核関連の部

54 秋山信将「大国間競争時代の軍備管理における諸課題」鹿島平和研究所、2023年6月。[http://www.kiip.or.jp/taskforce/doc/anzen202306\\_AkiyamaNobumasa.pdf](http://www.kiip.or.jp/taskforce/doc/anzen202306_AkiyamaNobumasa.pdf)

55 Tong Zhao, "China's Approach to Arms Control Verification," Sandia National Laboratories, (March 2022). <https://www.sandia.gov/app/uploads/sites/148/2022/04/SAND2022-3562-O.pdf>

56 James M. Acton, "Escalation through Entanglement: How the Vulnerability of Command-and-Control Systems Raises the Risks of an Inadvertent Nuclear War," *International Security*, Vol.43, No.1, Summer 2018, pp.56-99.

57 Matthew Kroenig, "Deliberate Nuclear Use in a War over Taiwan: Scenarios and Considerations for the United States," Atlantic Council, November 30, 2023.

隊・基地への大規模攻撃が想定される<sup>58</sup>。

RAND研究所の分析では、台湾有事における米中間の核エスカレーションのリスクは常に存在していると結論付けている。特に、中国共産党指導部への通常兵器による攻撃、核戦力への攻撃、重要インフラへの攻撃などが、中国による核兵器の先行使用を招く可能性が高いと指摘されている。中国の指導者層は、台湾を中国の核心的利益と見なしており、台湾の統一が失敗した場合、国内の権力基盤が揺らぎかねないと考えているため、通常戦力での敗北が中国共産党の支配を脅かすと判断した場合に、核兵器の使用に踏み切る可能性が指摘されている。中国の軍事理論家の中には、台湾を自国領土と見なしているため、台湾への核兵器使用は先行不使用原則に違反しないと考える論者もいるという<sup>59</sup>。

## おわりに

中国の核戦略は、近年急速に変化しつつある。1964年の初の核実験以来、中国は「先行不使用原則」や「少数精鋭による効果的な抑止」といった基本理念を掲げ、最小限抑止の枠組み内で核兵器の報復能力を維持する方針を採用してきた。しかし、2010年代後半からは核弾頭数の急増と運搬手段の多様化が進み、核戦力の質的向上が図られている。これにより、中国の核戦略は「確証報復」からより積極的な抑止力の強化へとシフトしている。

習近平政権下において、中国の核戦略は「強大な戦略抑止体系」を打ち立てることを目指している。これは、核戦力だけでなく、宇宙、サイバー、情報、通常戦力といった多様な要素を統合した包括的な抑止力を構築することを意味している。中国の戦略抑止は、敵の行動を思いとどまらせるだけでなく、特定の行動を強要することも目的としており、その特殊性とあいまいさが他国との間で誤解や認識の相違を生む余地がある。

中国の核戦略の変化は、国際社会において大きな懸念を引き起こしている。特に、台湾有事における核の役割やエスカレーションのリスクが注目されている。

総じて、中国の核戦略の変化は、国際政治において長期的な課題を投げかけている。核戦力の増強とその戦略の変化は、国際政治の構造に変化をもたらし、エスカレーションのリスクを高める可能性がある。今後、中国の核戦略の動向を注視し、国際社会として適切な対応を検討する必要がある。

---

58 Kroenig, "Deliberate Nuclear Use in a War over Taiwan."

59 Dahlia Anne Goldfeld et al., "Denial Without Disaster - Keeping a U.S.-China Conflict over Taiwan Under the Nuclear Threshold," RAND Corporation, November 15, 2024.



# 米国の将来の戦略態勢について： 2035年を見据えた提言と課題

福田潤一

### はじめに

米国は現在、核を含む将来の戦略態勢を策定するにあたり、重大な岐路に立っている。かつて米国が圧倒的な優位を誇った「単極の時代」、すなわちポスト冷戦期はすでに過去のものとなった。今日では大国間の「戦略競争の時代」と呼ばれる新たな局面に入り、ロシアによるウクライナ侵略も本格化している。このような状況下では、軍備管理やオバマ政権期に強調された「核なき世界」の追求は一層困難となり、むしろ核戦力の増強を通じた抑止力の再構築が課題となっている。しかし米国の核戦力は、依然として1980年代のレーガン政権期以前に整備された能力に大きく依存しており、その更新・近代化は進められているものの、未だ途上にある。こうした中で近年、中国による急速な核軍拡が顕著となり、いずれ米国やロシアに匹敵する核大国へと成長するとの見方が広がっている。その結果、米国は中ロ双方を同時に抑止し得る態勢を整備しなければならないという新たな課題、いわゆる「二つの競争相手問題（two peer problem）」に直面するに至っている。

こうした背景を踏まえ、本稿では主として2035年までを念頭においた、米国の将来の戦略態勢に関わる課題について検討する。特に、米国では2023年10月にこの問題に関する議会超党派委員会である「戦略態勢委員会（SPC: Strategic Posture Commission）」の最終報告書が公表されており、現在、概ねこの提言に沿った核戦力の更新・近代化が進められていることから、この報告書の提言内容について取り扱う。ただし、提言通りに米国の将来の戦略態勢構築が行われるかには課題もあり、更には2025年1月の第二次トランプ政権誕生後の米国の政治的変化の結果として近代化の取組が異なる結果となることも考え得るので、本稿ではそれらの点についても言及する。併せて、SPC報告書提言に基づく米国の戦略態勢の再調整が日本に対する拡大抑止に与える影響について、特に戦域核配備の問題を中心に議論する。

本稿の構成は以下のようになっている。まず第一節において、核を中心とする米国の現在の戦略態勢について整理する。具体的には、戦略態勢を巡る過去の経緯を取りまとめた後、米国の核弾頭数の推移及び米国が現在保有する核戦力の構成について言及する。併せて、今後の核戦力の更新計画と、現在の核運用方針について触れる。第二節では、SPC報告書提言の内容について整理する。その脅威認識について触れた後、戦略及び戦略態勢に関する提言を整理する。第三節では、SPC報告書提言の実現可能性を巡る課題を検討する。政策・戦略面、予算・財政面、産業・技術面からの三つの課題を検討し、小括を行う。第四節では、SPC報告書提言の日本への影響について、特に戦域核配備を巡る問題に注目して検討する。

## 1. 核を中心とする米国の現在の戦略態勢について

### (1) 戦略態勢を巡る過去の経緯

「戦略態勢 (strategic posture)」という概念をひとまず簡潔に定義すると、それは「核戦力と非核 (概ね通常) 戦力を統合した、戦略的な抑止と防衛の態勢」と定義できる。核を中心とする米国の現在の戦略態勢を概観するにあたり、まずは過去の経緯を概観する。

米国は1945年7月のトリニティ実験によって人類で初めて核爆発を行った国となり、翌月の広島・長崎への原爆投下によって人類で初めて戦場で核兵器を使用した国ともなった。その後しばらく、米国のみが核兵器を保有する状況が続いたが、冷戦の開始に伴って早くも1949年8月にはソ連も核実験を行い、米国の優位は失われた。翌年の朝鮮戦争の勃発で、特に中国義勇軍の介入が明らかになると、これに対する核使用の検討が為されたが、結果的にはこの時、核兵器が使用されることはなかった。

しかし朝鮮戦争の結果として冷戦対決の軍事化の傾向が顕著になり、米国を含むNATO諸国にとって欧州正面の防衛が重大な課題となった。というのはこの時、ソ連が通常戦力面で圧倒的な優位にあると認識されており、西側諸国の戦力の不足が痛感されていたからである。そこで1954年、当時のアイゼンハワー政権は、後に大量報復 (massive retaliation) 戦略と呼ばれるニュールック政策を打ち出すことでこの状況を是正しようとした。これは核戦力という米国の優位性の活用を通じて西側諸国の通常戦力の劣勢を補おうとするもので、核戦力による大量報復の脅しをもってソ連による局地戦ないし全面戦争の開始を抑止しようとするものであった。これはまた、核による通常戦力面の優位の相殺という観点から、後に「第一の相殺戦略 = first offset strategy」とも呼ばれた。この考え方を背景として、以後同盟国への各種核兵器の配備が進んでいく。

しかし大量報復戦略には重大な欠陥があり、それは米国が核戦力による大量報復で応じる可能性が乏しい限定的な挑戦に対しては、この種の脅しは抑止の信憑性を欠く、という問題であった。共産主義陣営によるどんな小さな侵害でも米ソ間の全面核戦争にエスカレートさせるという脅しは、ソ連の報復可能性を予期すれば自滅的であるため信憑性がなく、事実、1950年代には二度に渡る台湾海峡危機やベルリン危機などを防ぐことはできなかった。更に米国のインテリジェンス活動を通じて当初指摘されてきた米ソ間の「爆撃機ギャップ」や「ミサイル・ギャップ」が存在しないことも明らかとなり、結果としてケネディ政権は1961年に柔軟反応 (flexible response) 戦略への転換を明らかにした。

これは事態のエスカレーションに応じた柔軟な抑止対応を模索したもので、特に限定的な侵害への対応において、抑止戦略における通常戦力の比重を高めるものであったと言える。しかし米国のこうした転換は欧州の同盟国からの拡大抑止面での危惧を呼んだため、米国は多角的核戦力 (MLF) 構想を含む様々な提案を通じて同盟国の拡大抑止に関する懸念を払拭し、ひいては独自核武装を阻止する動きを採ることになる<sup>1</sup>。結果的に、この試みはフランスの独自核武装とNATO

1 Jane E. Stromseth, *The Origins of Flexible Response: NATO's Debate over Strategy in the 1960s*, New York: St. Martin's Press, 1988.

軍事機構からの脱退という副作用を伴いつつも、1967年までにNATO型の「核共有 (nuclear sharing)<sup>2</sup>」の実現という形で決着した。

その後、ソ連の核軍拡による米ソ・パリティの出現や、これを受けた両国間のデタントの流れ、そしてその崩壊後の1980年代の新冷戦といった展開はあったが、冷戦終結まで、この柔軟反応戦略が米国の核と通常戦力による抑止を統合した基本的な戦略態勢となる。尤も、1980年代後半になるとゴルバチョフの登場により米ソ間の軍備管理交渉や信頼醸成が進み、やがては冷戦の終結という帰結にも至り、核の脅威が大きく減衰することとなった。

更に1991年2月の湾岸戦争以降では米国の圧倒的な通常戦力面での優位<sup>3</sup>という状況も見られるようになり、米国の戦略態勢における核と通常戦力のバランスに変化が訪れる。すなわち、冷戦後の世界では、核戦力は引き続き重視はされながらもその役割にかつてほどは重点が置かれなくなり、代わりに冷戦後の地域紛争や対テロ戦争に対応した通常戦力の活用が強調されるようになったのである。

この「米国単極」とも呼ばれたポスト冷戦期及び対テロ戦争の時代、米国は通常戦力面での優位を活用した各種作戦を実施したが、核戦力は実際にそれを用いる具体的な状況が想定し難かったこともあってさほどの比重が置かれず、結果的に運用部隊の士気低下や管理上の問題を引き起こすこととなった<sup>4</sup>。また、2007年1月には米国のいわゆる「四賢人」が核廃絶を公式に提唱する主張<sup>5</sup>を発表しているが、その背景にあったのは、米国が通常戦力で他国に比して圧倒的に優位な状況下で、核兵器を含む大量破壊兵器を用いたテロが発生する蓋然性に鑑みれば、もはや抑止力としての核兵器に頼る必要はない、むしろ米国は核廃絶を主張すべきだ、との認識であった。こうした主張は、2009年4月のオバマ大統領による「核なき世界」演説に引き継がれ、そこでは「国家安全保障戦略における核兵器の役割を縮小」と宣言された<sup>6</sup>。このように、米国の戦略態勢において通常戦力に比して核戦力の役割が低下した時期があり、これを「核の忘却」の時代と見る見方がある<sup>7</sup>。

尤も、通常戦力面で優位と見られた米国も、イラクとアフガニスタンの二つの戦場で戦後統治

2 その本質的な要素は、①核計画グループ(NPG)の創設と、②米国の戦術核を同盟国の戦術プラットフォーム(核・非核の両用航空機=DCA)で運用すること、の二つであった。

3 米国のポスト冷戦期における通常戦力面での優位は、直接的には米ソ間の核パリティ状況を見据えて米国が通常戦力面でソ連に対して優位に立たねばならないとの前提で取り組まれた、1970年代後半以降のいわゆる「第二の相殺戦略(second offset strategy)」の成果であった。そこではステルス機や精密誘導兵器、長射程巡航ミサイル、早期警戒管制機等の様々な新技術を応用した兵器が開発された。Robert O. Work and Greg Grant, "Beating the Americans at Their Own Game: An Offset Strategy with Chinese Characteristics," Center for New American Security, June 6, 2019; Robert Tomes, "The Cold War Offset Strategy: Origins and Relevance," *War on the Rocks*, November 6, 2014.

4 具体的には、2007年8月にある基地のB-52H爆撃機が意図せず核弾頭6発を取り外さないままAGM-129空中発射型巡航ミサイルを別の基地に輸送してしまったという事件がある。Peter Grier, "Misplaced Nukes," *Air & Space Forces Magazine*, June 26, 2017, 電子版。

5 George P. Shultz, William J. Perry, Henry A. Kissinger and Sam Nunn, "A World Free of Nuclear Weapons," *Wall Street Journal*, January 4, 2007.

6 The White House, "Remarks by President Barack Obama in Prague as Delivered," April 5, 2009; U.S. Department of Defense, "Nuclear Posture Review," April 2010.

7 高橋杉雄・秋山信将編『「核の忘却」の終わり：核兵器復権の時代』勁草書房、2019年。

を巡る「対反乱戦 (COIN)」に苦しみ、米国民の対外関与の意欲は減退した。また、2007-08年の世界金融恐慌の結果として、米国は巨額の累積赤字に直面するようになり、国防予算の強制削減 (sequestration) を実施した結果、戦力の即応性維持や近代化の努力に支障をきたすようになった。こうした背景の下、2012年1月の「国防戦略指針 (Defense Strategic Guidance)<sup>8</sup>」では、資源制約下での戦略的優先順位付けが強調されるようになり、欧州からのアジア太平洋への「リバランス」追求を念頭に、それまで維持されてきた「二正面作戦」の思考 (= 同時生起する二つの地域戦争に勝利する態勢を維持する方針) を放棄して、「(米軍が) 他地域で大規模作戦を展開中であっても、第二の地域における機会主義的侵略者の目的を阻止し、あるいは容認できない代償を課す能力を有する」方針へと転換された。このような変化は米国がもはや世界大の安全保障上の課題に対応していく余力を失ったことを意味しており、事実、オバマ大統領は2013年9月には当時のシリア情勢に関連して、米国は「世界の警察官になるべきではない」と述べている<sup>9</sup>。

そしてこの頃から中国の飛躍的な軍事力の増強に対して、米国が地域で通常戦力面での優位を保ち続けることが果たしてできるのか、という議論が増えてくる。中国は米国及び同盟国の戦力が西太平洋戦域へ接近し、域内で行動することを阻止・拒否する「接近阻止・領域拒否 (A2/AD)」能力の向上に取り組んできたが、米国が果たして中国のA2/AD能力を打破できるのか不安視する声が増えてきた。結果として米国は2012-13年に「統合作戦アクセス構想 (JOAC)」及び「エアシー・バトル (AirSea Battle) 構想<sup>10</sup>」を策定し、加えて2014年にはAIやロボティクス等の先端技術の活用により敵対勢力の軍事的優位を相殺するという「第三の相殺戦略 (third offset strategy)<sup>11</sup>」を打ち出した。その後も各軍種による同種の対A2/AD能力を目的とした作戦構想の導入・具体化<sup>12</sup>が進められている。しかし、中国の軍事力の増強速度を考えると既に米国は戦域内での優位を喪失したとする見方も強く、習近平国家主席が2027年までに台湾侵攻の準備を整えよと指示したとの情報<sup>13</sup>と合わせ、今後の抑止の成否が不安視される状況になっている。

更に、米国は2014年2月のロシアによるウクライナ侵攻も防げず、2022年2月以降のその本格化を防ぐこともできなかった。ウクライナは米国が防衛義務を有する公式な同盟国ではなかったものの、この抑止破綻の背景には米国の対外関与に対する消極性と、二正面作戦を放棄した戦略的な脆弱性が表れている。すなわち、対中抑止に焦点を置く米国は、対口抑止まで十分な手当が出来なかったのである。2018年1月の第一次トランプ政権による『国家防衛戦略 (NDS 2018)』の公表以降、米国は中口との「大国間の戦略競争」の時代に入ったことを強調するようになるが、そこでは既に米国の通常戦力面での優位性喪失の可能性が明確に意識されるようになってい

---

8 The U.S. Department of Defense, “Sustaining U.S. Global Leadership: Priorities for 21st Century Defense,” January 2012.

9 The White House, “Remarks by the President in Address to the Nation on Syria,” September 10, 2013.

10 後に「国際公共財におけるアクセスと機動のための統合構想 (JAM-GC)」に改称。

11 The U.S. Department of Defense, “The Defense Innovation Initiative,” November 15, 2014.

12 米陸軍の「多領域作戦 (MDO) 構想」や米海軍の「分散海洋作戦 (DMO) 構想」、米海兵隊の「競合環境下における沿岸作戦 (LOCE) 構想」及び「遠征前進基地作戦 (EABO) 構想」、そして米空軍の「迅速戦闘展開 (ACE) 構想」。統合軍レベルでも「統合戦闘構想 (JWC)」の策定が進められている。

13 “CIA Chief: China has some doubt on ability to invade Taiwan,” AP News, February 27, 2023, 電子版。

た<sup>14</sup>。

加えて、核戦力の観点でも、米国の優位性は近年かつてほど絶対的なものではなくなっている。2018年3月、ロシアのプーチン大統領は年次教書演説で米国の戦略核戦力の優位を打破するための様々な新兵器の開発を公表し<sup>15</sup>、その中には新型重ICBM「サルマート」、極超音速滑空体「アヴァンガード」、核魚雷「ポセイドン」、原子力推進巡航ミサイル「ブレイヴェストニク」等が含まれていた。これらには米国のミサイル防衛を打破する目的があると見られている。ロシアはまた、2022年2月以降のウクライナへの侵略において、米欧の紛争介入やそのウクライナへの軍事支援を阻む目的で核恫喝を実施した。ロシアによる核使用の可能性は2022年9月のウクライナによるハルキウ攻勢の際に顕著に高まったと見られ、この結果、米欧によるウクライナへの兵器供与や、特に長射程兵器の使用制限等は無視できない影響が生じた<sup>16</sup>。ロシアは現代戦における核恫喝の効用を実際に証明した。

中国も、核における米国への対抗姿勢を露わにしている。中国は2019年頃から顕著に作戦用核弾頭数の増加を図り、その数は米国防総省によって当初「200発台前半」と推定されていたが、2024年の段階で「600発」まで拡大し、更に2030年までには「1,000発以上」になり、少なくとも2035年まではそうした拡張姿勢を続けると推測されている<sup>17</sup>。これと軌を一にして、中国は内陸部三か所（玉門・哈密・榆林）に大規模なICBM用ミサイルサイロの新設を図り、300基以上の発射施設を2022年までに完成させている。更に中国は極超音速滑空体（HGV）や部分軌道爆撃システム（FOBS）、空中発射型弾道ミサイル（ALBM）等の新機軸の戦略兵器も開発しており、こうした核能力で米国の前方展開部隊・基地や本土を脅かすことで、米国の地域への紛争介入を抑止し、台湾侵攻を含めた域内の現状変革を容易にすることを意図していると思われる。

こうした中で、同時に無視できないのが大国間の各種のリスク低減の取組、すなわち核軍備管理の停滞である。大国間の不信の存在を背景に、まず2019年8月に中距離核戦力（INF）全廃条約が失効した。ロシアの違反によるものだが、米ロのみがこの条約に拘束され、中国の同種の戦力が抑制できていないことも背景にあった。そして2022年9月には第10回核不拡散条約（NPT）運用検討会議がロシアの反発により成果文書を採択できず、核軍縮のモメンタムが国際的に停滞していることが露わとなった。更に2023年3月にはロシアが米ロ・新START条約の履行停止を宣言し、これに米国も追随した。新START条約は一度の延長を経て2026年2月に効力期限が来るようになっており、その後継条約の成否が危ぶまれているが、中国が核軍拡を進める中で後継条約は米中ロ三カ国を含める必要があるとされている。しかし中国は軍備管理交渉に応じる意思がないことを明らかにしており、2026年以降、大国間に戦略核戦力の歯止めがなくなる可能性が懸念されている。

まとめると、米国の戦略態勢は、冷戦期間中は当初、通常戦力の劣勢を核戦力の優位で相殺す

14 The U.S. Department of Defense, “Summary of the 2018 National Defense Strategy of the United States of America,” January 2018.

15 President of Russia, “Presidential Address to the Federal Assembly,” March 1, 2018.

16 本報告書第一章の該当記述を参照。

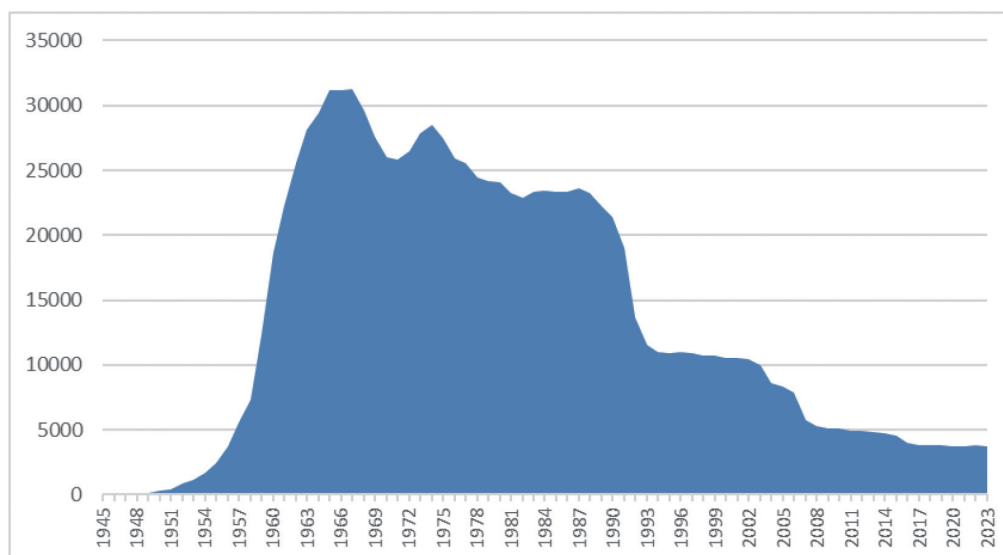
17 The U.S. Department of Defense, “Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China, 2024,” December 18, 2024, p.101.

る発想に立っていた。だが60年代に通常戦力がそこまで劣勢でないと判明すると、抑止における通常戦力の比重を高めた柔軟反応戦略に転換した。そして冷戦の終結とソ連の崩壊によって核の脅威が低減すると、通常戦力の圧倒的な優位を背景に、核戦力の比重は低下した。ところが対テロ戦争での疲弊、世界金融危機、大国間の戦略競争の時代への回帰といった流れを経て、次第に通常戦力の優位を自明視できる時代ではなくなってきた。そして直近では核戦力における優位ですら脅かされる状況になっている。加えて、従来のような核軍備管理に期待できる時代でもなくなっている。このような背景の下に、米国は核を中心とする将来の戦略態勢のあり方を真剣に模索する必要に迫られているのである。

## (2) 米国の核弾頭数の推移、及び米国が現在保有する核戦力について

米国のこれまでの核弾頭数の推移、及び米国が現在保有する核戦力については以下の通りである。まず、図-1は米国の1945年以降、2023年までの核弾頭数の推移を表している。

図-1 米国の核弾頭数の推移：1945年から2023年まで<sup>18</sup>



それによると、米国の核弾頭数は1950年代から60年代にかけて急速な拡大を遂げ、1967年に歴史上の最高値である31,255発に達している。その後、米ソ・デタントの到来と共に漸減が進み、80年代には概ね23,000発台で安定期に入っている。冷戦の終結（とSTART I条約）によって急速な軍縮が進み、90年代と2000年代の初めには概ね10,000発台まで削減された。2002年の米ロ・モスクワ条約（SORT）の結果として更なる削減が進み、新START条約が発効した2011年には5,000発弱まで削減が進んでいる。新START条約は米ロの戦略核戦力について、①配備済み戦略核運搬手段の上限を700基、②未配備を含めた運搬手段上限を800基、③（爆撃機搭載の核弾頭は実際の搭載数に関わらず1機あたり1発とする特殊なカウント・ルールの下で）配備済み戦略核

18 1994年まではThe U.S. Department of Energy, “Summary of Declassified Nuclear Stockpile Information,” June 27, 1994に基づく。1995年以降は“The U.S. Department of Energy/National Nuclear Security Administration, ” “Transparency in the U.S. Nuclear Weapons Stockpile,” 2024に基づく。

弾頭数を1,550発に制限したが、これを受けて一段の削減が進み、2023年時点の米国の保有数は3,748発（未配備の弾頭数含む／退役し解体待ちの弾頭数は含まない）となっている。尤も、米国は近年3,700発台の弾頭数を維持しており、これが新START条約の義務履行の結果としての下限と見られる。

表-1は、米国が2025年の時点で保有している核戦力をまとめたものである。

表-1 2025年時点における米国の核戦力<sup>19</sup>

種 類		ランチャー数	弾頭及び核出力 (kt)	弾頭数
ICBM	LGM-30G	200	1 - 3 発のW-78 (335kt)	600
	ミニットマンⅢ	200	1 発のW-87 (300kt)	200
	合計	400		800
SLBM	UGM-133A トライデントⅡ D5/LE	SSBN14隻/ 計280	1 - 8 発のW-76 mod1 (90kt)	1511
			1 - 2 発のW-76 mode2 (8 kt)	25
			1 - 8 発のW-88 (455kt)	384
	合計		1920	
戦略爆撃機	B-52H ストラトフォートレス	76機(46機*)	8 - 20発のALCM/W-80 mod1 (5 - 150kt)	500
	B-2Aスピリット	19機(19機*)	最大16発のB-61 mod7 (10 - 360kt) / mod11 (400kt) / mod12 (0.3 - 50kt)	280
	合計	95機(65機*)		780
戦略核戦力の合計				3500
非戦略核戦力	F-35A, F-15E, F-16C/D, NATO DCA	不明	1 - 5 発のB-61 mod3/4/12 (0.3-170kt)	200
非戦略核戦力の合計				200
全体(戦略核+非戦略核)の核弾頭数				3700
配備済み核弾頭数				1770
未配備の核弾頭数				1930
退役後の解体待ち核弾頭数				1477
退役後の解体待ち核弾頭数を含めた総数				5177

\* 戦略爆撃機のカッコ内は核戦力運用可能な機体数

米国は大陸間弾道ミサイル（ICBM）としてLGM-30GミニットマンⅢを計400発保有しており、それぞれ200発ずつのW-78及びW-87弾頭を搭載する形で運用している。W-78弾頭は最大3発まで搭載可能で、個別誘導複数目標再突入体（MIRV）として運用できるが、現在は2010年の「核態勢見直し（NPR2010）」による決定に基づき、全てのICBMを単弾頭で運用している。ICBM戦力はワイオミング州、モンタナ州、ノースダコタ州の3州に分散される形で計350基が配備されており、50基が未配備状態にある。

19 Hans M. Kristensen et al., "United States Nuclear Weapons, 2025," *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol.81, No.1, (2025), p.54.

潜水艦発射型弾道ミサイル（SLBM）はUGM-133AトライデントⅡ D5及びその寿命延伸版のD5LEを運用しており、14隻のオハイオ級戦略原潜（SSBN）によって運用されている。オハイオ級SSBNは1隻あたり24基のミサイルチューブを有するが、新START条約に対応する形で20基のみを使用可能としており、計280発となる。SLBMの弾頭にはW-76 mod1及びmod2、W-88があり、W-76 mod2以外はMIRVとして運用される。W-76 mod2弾頭は第一次トランプ政権期のNPR2018で導入が決まったいわゆる「低出力核弾頭」であり、8ktの弾頭を1発だけ搭載している。なお、トライデントD5 SLBMは弾頭を8発搭載可能なところ、平均して4－5発しか搭載していないと見られており<sup>20</sup>、W-78弾頭を1発のみ搭載するICBMと同じく、配備済み核弾頭数の拡張余地がある。SSBN/SLBMはジョージア州キングスベイとワシントン州バンゴールの二か所の基地で運用されている。

戦略爆撃機はB-52HストラトフォートレスとB-2Aスピリットの二機種を運用しており、これらはいずれも核兵器と通常兵器の両方が運用可能となっている。ただし、前者は新START条約に対応する形で保有する76機のうち46機のみを核運用可能としている。なお、この他にB-1Bランサーが存在するが、同機は通常兵器のみの運用に限られている。核搭載可能な戦略爆撃機は、ミズーリ州ホワイトマン、ルイジアナ州バークスデール、ノースダコタ州マイノットの三か所の基地で運用されている。

非戦略核戦力は、F-35AやF-15E、F-16C/D等の核兵器と通常兵器の両方が運用可能な戦闘機（DCA: Dual-Capable Aircraft）によって運用される。米国自身の機体による運用の他、NATOの同盟国の機体による運用も「核共有（nuclear sharing）」政策の下で想定されており、このためベルギー、オランダ、ドイツ、イタリア、トルコの合計6つの基地に約100発のB-61 mod3/4/12核爆弾が前方展開している<sup>21</sup>。

以上を合計すると戦略核戦力の核弾頭数が3,500発、非戦略核戦力のそれが200発で計3,700発となり、そのうち配備済みの核弾頭数が1,770発と推計されている（未配備の核弾頭が1,930発含まれる計算となる）。なお、これ以外に退役後の解体待ちの核弾頭が1,477発存在すると見られている。

### （3）米国の核戦力の更新計画について

現在の米国の核戦力は1980年代のレーガン軍拡の際までに基礎付けられたが、その後の冷戦終結と核軍縮の進展で更新時期が遅れてきたという特徴がある。このため核戦力の就役時期につき、ICBMのミニットマンⅢは1970年、SSBNのオハイオ級は1981年、SLBMのトライデントD5は1990年、戦略爆撃機のB-52Hストラトフォートレスは1961年、B-2Aスピリットは1997年と、いずれも数十年以上も遡るものばかりとなっている。むろん随時の近代化を経てはいるが、基本設計思想の古さのために更なる長期の運用は現実的でなく、核戦力の更新が不可欠なタイミングに来ている。

20 Ibid, p.65.

21 なお英国が直近の「戦略防衛見直し(SDR2025)」によってF-35A DCAの導入を決めたため、2025年7月に米国が英国のレイケンヒース空軍基地に2008年以来初めて再び核兵器を配備したとの分析があるが、公式に確認されていない。Iain Overton, "Have America's nuclear weapons returned to Britain?" *Action on Armed Violence*, July 22, 2025.

そこで、現在の米国は核戦力の更新につき、以下のような計画を持っている。まずICBMについてはミニットマンⅢを地上配備型戦略抑止力（GBSD）ことLGM-35センチネルに更新する予定である。このミサイルは2030年以降にミニットマンⅢの400基全てを一对一で更新する計画となっており、2075年までの運用を視野に入れている。空軍は最終的に659基の調達を計画している。ただし、後述するようにセンチネルは価格高騰と開発遅延のリスクを抱えており、計画通りのICBM更新が危惧されている。

SSBN/SLBMについては、まずSSBNは現行のオハイオ級が2027年以降に順次退役していくことから、2031年以降の就役を目的とした新型のコロンビア級での更新計画が進んでいる。コロンビア級は就役期間中に原子炉の燃料交換が必要ないため、現行のオハイオ級より数が少なくとも所要を満たせるとされており、調達数は現行より2隻減って12隻となる。ミサイルチューブ数も新START条約による制限を背景に、現行の24基から16基に減る。コロンビア級も後述するように就役遅れによる一時的なSSBN数の減少や、戦略環境の変化によるミサイルチューブ数の妥当性等、種々の問題を抱えている。

SLBMは、直近にトライデントD5を寿命延伸版のD5LEで更新する他、更なる寿命延伸を追求したD5LE 2の導入により、2084年まで使い続けるとされている。なお、これらは英国にも供給され、同国の新型SSBNドレッドノート級でも使用される。核弾頭は既存のW-76 mod1/2及びW-88を更新するW-93の開発を計画している。

戦略爆撃機は、新型のB-21レイダーが2027年頃には就役可能になると見られる。同機は少なくとも100機の調達が計画されており、それ以上となる可能性もある。B-1B及びB-2Aの更新が念頭に置かれている。しかし旧式のB-52Hストラトフォートレスは退役せず、今後も2050年以降まで見据えて長く使われ続ける。背景としては、非ステルス型の同機であっても長射程の空中発射型巡航ミサイル（ALCM）の運用に特化することで、今後も戦略ニーズに適う役割を期待できることがある。運用する核兵器は、B-83核爆弾が退役すると共に、B-61核爆弾の様々な種類（mod3/4/7/10）がmod12（可変式核出力、0.3–50kt）とmod13（mod7相当、最大360kt）に統合される。ALCMは既存のAGM-86Bを新型のAGM-181 LRSOに更新する。弾頭はW-80 mod4（核出力不明）を用いる。

非戦略核戦力は、同盟国の機体を含めて今後はF-35A DCAに集約される。ただし、米国からF-35Aの供与を拒否されているトルコの対応は未知数である。各国のDCA機が運用する核兵器は引き続きB-61だが、今後は上記の通りmodが更新される。

上記の他、現在、核搭載型の海上発射型巡航ミサイル（SLCM-N）の開発計画が進んでいる。これはオバマ政権期のNPR2010によって退役した核搭載型トマホーク巡航ミサイル（TLAM-N）の後継に当たるもので、主にヴァージニア級攻撃原潜（SSN）への搭載が念頭に置かれている。第一次トランプ政権時にロシアの「エスカレーション抑止（escalate to de-escalate）」に対抗するため導入が決定されたが、その後のバイデン政権において計画がキャンセルされていた。しかしその後、議会が開発を義務付けたものである。SLCM-Nは今後、特にインド太平洋地域の同盟国への拡大抑止にとって重要な手段になると見なされることが多い。

#### (4) 米国の核運用方針について

最後に、米国が公表している核運用方針について、2022年の「核態勢見直し（NPR2022）<sup>22</sup>」及び公表されている最新の核運用戦略に関する報告<sup>23</sup>に基づいて述べる。ただし、これらはバイデン政権の策定によるものであり、現下のトランプ政権の判断とは異なる可能性があること、そして如何なる核兵器の運用も最終的には大統領ただ一人の判断に委ねられており、方針が大統領の決定を制約する訳ではないこと、に留意する必要がある。

まずNPR2022は米国の核兵器の役割について、「戦略攻撃の抑止」「同盟国及びパートナー国への安心供与」「抑止破綻時の米国の目的達成」の三つと位置付ける<sup>24</sup>。このうち、「戦略攻撃の抑止」が意味するところは、米国は米国及び同盟国・パートナー国に対するものを含む、核及び非核の如何なる戦略攻撃をも米国の核抑止の対象とするということである。特に核攻撃に関しては、その規模や使われる場所を問わず戦略攻撃と見なす姿勢を採用している。また、既存ないし登場しつつある戦略効果を有する非核脅威にも対応するとしている。これは主として通常弾頭型のICBMや極超音速兵器等が念頭にあると見られる。

「同盟国及びパートナー国への安心供与」に関しては、同盟国に拡大抑止上の安心を供与することが、米国の不拡散の目的に適合することを強調している。「抑止破綻時の米国の目的達成」に関しては、米国が安心、安全で効果的な核抑止力と共に、柔軟な核能力を維持するとしている。更に、米国の核運用は武力紛争法（LOAC）に従うとしており、この観点で米国は意図的に民間人口や民間施設を標的としないとしている。

その上で、宣言政策として次を採用している。「核兵器が存在する限り、核兵器の基本的な役割は米国・同盟国及びパートナー国に対する核攻撃を抑止することである。米国は、米国又はその同盟国・パートナー国の重大な国益を守るために、極めて例外的な状況（extreme circumstances）においてのみ核兵器の使用を検討する」。更に、米国はNPT条約の締約国であり、核不拡散義務を遵守している非核兵器国に対しては、核兵器を使用したり使用を威嚇したりしないことも宣言している。

ただし、上記の通り、戦略効果を伴う非核攻撃の抑止のために米国の核兵器が使用される狭い余地があるとも言及している。この点に関してNPR2022は、核先行不使用（no-first use）宣言や（核兵器の唯一の役割が核攻撃を抑止し、必要であれば報復することであるという）唯一の役割（sole purpose）政策を受け入れることは、同盟国の反発もありリスクの観点からできない、としている。ただし、米国として戦略における核兵器の役割低減を進めるとしており、唯一の役割宣言の追求を目標として維持するとしている。

この他、NPR2022は同時期公表の『国家防衛戦略（NDS2022）』と一体となって公表されたNPRであるため、核兵器の運用について非核戦力との一体的な運用が強調されている。具体的には、NDS2022が強調した「統合抑止（integrated deterrence）」の枠組みの中で核計画や演習、運用が行われるべきことを強調している。更に、中国やロシア等、個別の脅威に対応した柔軟な

22 U.S. Department of Defense, “2022 Nuclear Posture Review,” October 27, 2022.

23 U.S. Department of Defense, “Report on the Nuclear Employment Strategy of the United States,” November 7, 2024.

24 以前はこれらに加えて「不確かな将来へのヘッジ」があったが、このNPRで削除された。

抑止 (tailored flexible deterrence) 戦略の必要性も強調している。同時に、これらの脅威との間で軍備管理を通じたりリスク低減を図るべきことも重視している。

2024年末に公表された米国の核運用戦略に関する報告は、基本的に上記のNPR2022の方針を踏襲するものである。その中で追加の要素につき付言すると、この報告では米国の核運用に当たり、熟考された (deliberate) 核計画と適応的な (adaptive) 核計画の双方が重要であるとしている。前者は事前に準備された核計画を意味するが、後者は危機や紛争の最中に臨機応変に採用される核計画を意味しており、とりわけ後者について言及することで、危機や紛争の際にも柔軟対応が可能な態勢であるべきとしている。

また、武力紛争法との関連において、米国が意図的に民間人口や施設を標的としないことに関連し、米国として対戦力 (counterforce) の能力を維持する一方で、対価値 (counter-value) のアプローチには依拠しないと述べている<sup>25</sup>。他にも、米国の核戦力が (意図しない発射に備えた) 公海上の標的設定に依拠すること、核兵器の数を目標達成に必要な最小限の規模に留めること等に触れている。更に、核運用の意思決定に際して人間をその「輪の中に維持する (human “in the loop”）」こと、(敵のミサイルが着弾する前にこちらのミサイルを発射する態勢としての) 警報下発射 (launch-under-attack) 政策に依拠しないことについても言及している。尤も、米国の核戦力の能力・態勢・構成・規模に関しては、脅威となる勢力の動向次第で今後の調整が為される可能性を残すと述べている。

## 2. 戦略態勢委員会報告書による提言

米国の現在の核を中心とする戦略態勢の姿は上記の如くであるが、この態勢では将来の脅威に備えるに当たり不十分と見なすのが、本章で注目する戦略態勢委員会 (Strategic Posture Commission) による報告書である (以下、SPC報告書<sup>26</sup>)。この委員会は米国議会が2022年に立ち上げた超党派の有識者委員会であり、約1年余の活動を経て2023年10月に131の知見と81の提言を含む最終報告書を公表した。M・クリードン (Madelyn R. Creedon) 元エネルギー省国家核安全保障局 (NNSA) 首席副長官が議長、J・カイル (Jon L. Kyl) 元上院議員が副議長を務め、その他に10名の著名な核抑止や核軍備管理の専門家が委員を務めた。この報告書の内容はあくまで米議会が設置した超党派の有識者委員会による提言であるが、現在、米国の有識者及び議会を含む超党派の一定のコンセンサスを形成しており、提言の多くが今後の米政府の公式方針に採用されていく可能性が高いことから、注目に値する。

25 このことは、米国が一般的に想起される相互確証破壊 (MAD) の方針を採用していないことを意味している。何故ならば、MADは対価値攻撃の能力に依拠して抑止を確保するものだからである。米国の核戦略の基本は、対戦力の能力に依拠した損害限定 (damage limitation) であることが示唆される。しかしこのことは第一撃の安定性を含む戦略的安定性の概念との関連では矛盾を孕んでいる。Scott D. Sagan and Allen S. Weiner, “The Rule of Law and the Role of Strategy, in U.S. Nuclear Doctrine,” *International Security*, Vol.45, No.4, (Spring 2021), p.130; Ankit Panda, *The New Nuclear Age: At the precipice of Armageddon*, Polity Press, 2025, p.58.

26 “America’s Strategic Posture: The Final Report of the Congressional Commission on the Strategic Posture of the United States,” October 2023.

## (1) SPC報告書の脅威認識

SPC報告書の脅威認識は次のようなものである。大前提として、今日の米国主導の国際秩序は中国及びロシアという権威主義勢力からの脅威に晒されている。この秩序は現在こそまだ維持されているが、米国がその戦略態勢を調整しない限り、2027年から2035年にかけての時期には、米国の死活的利益や国際秩序がリスクに晒される結果となる。中ロは核戦力の増強や近代化を含めてその軍事能力を拡張させており、中国あるいはロシア、又は両国と軍事対決を含めた衝突のリスクは高まっている。そのため、米国は同盟国やパートナー国との連携も踏まえ、中ロとの対決の可能性に備えねばならない。

現下の中国の核軍拡の結果として、米国はやがて二つの対等な核の競争相手に直面することになる。中ロの連携強化の傾向は、二つの戦域で生じる将来の協調的な攻勢への米国の対処を求め、現在の米国はそうした能力を欠く。具体的には、一つの戦域の紛争に対処する一方で、もう一つの戦域における機会主義的な侵略を抑止することが難しい可能性がある。後者のリスク軽減のためには、核戦力への依存度を高める必要が出てくる。

中国の核軍拡により、米国はもはや中国の核脅威を「ロシアの劣化版」として扱うことはできない。米国は中ロ二カ国を同時抑止する必要に迫られ、両者と同時に戦う可能性も想定しなければならなくなる。よって、米国の戦略態勢の再調整が不可欠である。

## (2) 戦略に関する提言

以上を前提に、SPC報告書は戦略に関して次のような提言を行う。すなわち、既存の米国の戦略は将来の脅威環境を適切に見据えていない。核戦略に関しては①確認された第二撃能力、②柔軟反応、③テラーメイド型抑止、④拡大抑止と安心供与、⑤計算された曖昧さ、⑥リスクに対するヘッジ、の六つの要素を維持すべきとする。核戦略以外では、「二正面作戦」に対応しないとする現在の戦略では将来、戦力不足が起こると指摘する。そして、もし通常戦力の増強による穴埋めが困難な場合、米国は抑止のために核兵器への依存度を高める必要があるとする。

## (3) 戦略態勢に関する提言

SPC報告書で最も注目すべきは、戦略態勢に関する提言部分である。まず、核の三本柱(ICBM/SLBM/戦略爆撃機)については、それぞれ異なる強み(即応性/生存性/柔軟性)があるために維持すべき、とする。しかし2011年以降の米国の現在の核戦力の近代化速度は受け入れ難いリスクを伴う、とする。なぜならば、それは既存戦力が退役するタイミングで新規戦力が就役する「ジャストイン・タイム」の発想に立つからで、前者の前倒しと後者の遅延の双方で結果的に核戦力不足の危険を伴う、とする。更には既存の計画には近年の中国の核軍拡の影響が考慮に含まれていない、ともする。

この近代化の問題と中ロ双方の同時抑止を要する「二つの競争相手問題」への対処のため、米国の戦略核戦力の態勢は以下の要素を反映すべきとSPC報告書は主張する。第一に、より大きな標的数である。今後の中国の核戦力の規模が「ロシアの劣化版」でないとすれば、従来、主にロシアを念頭に置いてきた標的数よりも多くのそれを想定する必要がある。第二に、今後の中国が今日のロシアのように、米国の戦略核戦力にとって脅威となる大規模な対戦力ミサイルを配備する可能性を念頭に置く必要がある。第三に、米国が従来通り、攻撃者のミサイル着弾前のICBM

発射の方針（警報下発射の態勢）に依拠しないことを前提として、今後も効果的な抑止力を維持する必要性である。最後に、ロシアと中国の統合防空ミサイル防衛（IAMD）能力を勘案することである。これらの要素はいずれも、米国が今後、（2026年2月に期限を迎える米口間の新START条約の失効を前提として）配備済みの戦略核弾頭数を増やしていくべきことを意味する。ただし、SPC報告書は具体的にどの水準まで米国の戦略核弾頭数を増やすべきとは論じていない<sup>27</sup>。

以上を前提に、SPC報告書は以下を提言する。第一に、戦略核弾頭の「アップロード」の準備を行う。この「アップロード」とは、未配備の戦略核弾頭を既存の（MIRV化された）ICBM及びSLBMの未搭載部分に搭載して配備状態とすることを意味する。例えば既存のミニットマンIII ICBMの場合、W-78弾頭であれば最大3発搭載可能であると見られるが、現実には全て単弾頭で運用されている。トライデントD5 SLBMにしても8発搭載可能なところ、平均して4-5発の搭載に留まっている。こうした制約は既存の軍備管理条約を受けたものであるが、もし2026年2月以降に米口新START条約が後継条約のないまま失効すれば、米国として配備済みの戦略核弾頭数を増やすことが可能になる。既に述べた通り、米国には2025年時点で1,770発の配備済み核弾頭数の他に1,930発の未配備の核弾頭が存在すると見られており、そのうち幾らかは非戦略核弾頭であるとしても、配備済み戦略核弾頭数を増やすために「アップロード」を行える余地は大きい。これを通じて中口を同時抑止するに必要な配備済み戦略核弾頭数を確保できるほか、新規戦力の就役前に既存戦力が退役する状況でも弾頭数を維持でき、「ジャストイン・タイム」問題のリスクヘッジにもなる。

第二に、同様の観点から、新規戦力たるセンチネルICBMをMIRV化すべきとする。センチネルは既存計画ではミニットマンIIIと同じく単弾頭運用とされているが、最大2発の弾頭を搭載可能とする情報もある<sup>28</sup>。センチネルをMIRVとして運用することで、「アップロード」と同じく配備済み戦略核弾頭数の増加を実現できると見られる。

第三に、配備を予定する新型の核弾頭搭載の空中発射型巡航ミサイルLRSO（Long-Range Stand-Off weapon）の計画数を増やすべきとする。LRSOは今後、B-52HおよびB-21戦略爆撃機によって運用される核戦力の「空の柱」として重要であるが、一部は下記に述べる戦域核としての運用も期待できると見られ、日本にとっても今後、「持ち込み」の可能性を含め、無視できない戦力である。

第四に、新型のB-21爆撃機と付随する空中給油機の配備計画数を増やすべきとする。B-21は現在、最低100機の調達が計画されているが、SPC報告書の提言としては具体的に何機という記述はない。ただし、報告書の執筆者の一人は別の媒体で少なくとも150機に増やすべきと述べている<sup>29</sup>。

第五に、新型のコロンビア級SSBN及びトライデントD5 SLBMの計画生産を增強し、その寿命

27 尤も、執筆者達は別の媒体で、米国の核戦力は中口の核戦力を合わせた規模まで增強する「必要はなく、すべきでもない」とも述べている。Madelyn Creedon and Franklin Miller, "Deterring the Nuclear Dictators," *Foreign Affairs*, November 20, 2024.

28 "United States Nuclear Weapons, 2025," p.60.

29 Eric C. Edelman and Franklin C. Miller, "No New START: Renewing the U.S.-Russian Deal Won't Solve Today's Nuclear Dilemmas," *Foreign Affairs*, June 3, 2025, 電子版。

延長版に当たるD5LE2の開発と配備を加速すべきとする。コロンビア級はオハイオ級が14隻であったところ、12隻の調達に留められ、かつミサイルチューブ数がオハイオ級の24基から16基に減るので、コロンビア級の増隻が必要と考えているものと思われる。事実、執筆者の一人は最低15隻調達すべきと述べている<sup>30</sup>。

第六に、将来のICBM部隊の一部を機動式の形で配備する可能性を追求せよとする。現在の米国のICBM戦力は全て固定されたサイロから運用されており、それはミニットマンIIIがセンチネルに更新されても変わらないが、SPC報告書提言は中朝口では一般的な形式である機動型車両(TEL)での運用を提唱する。ICBM戦力を機動型とすることで、固定サイロからの運用よりは生存性の向上が図れることが理由であろう。ただし、H・クリステンセン(Hans M. Kristensen)らはこの提言につき「歴史的に、米国で機動型ICBMを配備する試みは失敗してきた」と述べており<sup>31</sup>、民主主義国としての米国では地元住民の説得等、実現に高いハードルはあると見られる。

第七に、敵対者のIAMDへの先進的な対抗手段の開発努力を加速すべきとする。中口はミサイル防衛に力を入れており、やがて米国の弾道ミサイルが中口の防空網を突破できなくなることを危惧しての提言と見られる。中口がこれまで米国の弾道ミサイル防衛(BMD)網突破を意図して様々な努力を行ってきたことに対比して、米国はそうした努力が不十分であるとの認識に立つものであろう。提言は具体的に如何なる対抗手段を開発すべきかについては言及していないが、可能性としては例えばICBM級射程を有する極超音速滑空体(HGV)や、地球の裏側からでも相手国を攻撃できる部分軌道爆撃システム(FOBS)のような取り組みが想定され得るであろう。

第八に、B-21爆撃機が完全な作戦能力(FOC)を獲得した暁には、爆撃機部隊の一部を継続的な警戒態勢に置くための計画と準備を行うべきとする。米国の爆撃機はかつて冷戦期には高い即応態勢に置かれ、地上で直ちに発進できる態勢を整えていたのみならず、一部は常時(核兵器を搭載して)空中での警戒も行っていたが、提言が求める具体的な措置は不明である。尤も、地上における爆撃機部隊の脆弱性を低下させ、その即応性を高めるための措置を提言していると考えられる。

以上に加えて、SPC報告書提言は、「ジャストイン・タイム」問題のリスクヘッジのために、戦略核弾頭の「アップロード」以外の二つの提言も行っている。まず、新START条約下で核兵器発射能力を失ったSLBMランチャー及びB-52H爆撃機を「再転換」するための計画と手順を策定することである。これはオハイオ級SSBNの場合、本来24基のミサイルチューブ(ランチャー)を有するところ、条約下で20基の使用に留めているので、新START条約の失効後に残りのチューブも核兵器発射に活用できるように転換すべきとの意味と考えられる。また、B-52Hも76機のうち46機のみが核兵器運用可能とされているため、残りも核兵器運用できるように転換すべきとの意味と思われる。そしてもう一つ、既存の配備システムが技術的に可能な限り、現行の退役予定日を過ぎても運用を継続できるよう、十分な資金を確保すべきとの提言も行っている。

この他、後述する日本にとって重要な含意を持つ提言として、戦域核戦力に関する提言も行っている。戦域核戦力については次の要素が重要であるとしている。第一に、中口が戦域内で限定

30 Ibid.

31 Hans M. Kristensen, et al., "Strategic Posture Commission Report Calls for Broad Nuclear Buildup," Federation of American Scientists, October 12, 2023.

核使用することを抑止し、またそれに対抗するため、大統領に一連の効果的な核反撃の選択肢を与えるものであること。第二に、アジア太平洋戦域に米国の戦域核戦力を配備する必要性があること。第三に、連続的又は同時に生じる二つの戦域での中口に対する紛争において、米国及び同盟国の非核の能力の如何なる不足に対しても補完となること。第四に、中口のIAMD能力の向上を考慮に入れたものであること。第五に、拡大抑止に関する同盟国の懸念を考慮に入れたものであること、である。

これらを前提に、提言は戦域核戦力の態勢について以下の性質を持つ運搬システムの開発配備を提言している。第一に、欧州及びアジア太平洋の戦域に前方展開可能であること。第二に、日常的な戦力増強がなくても先制攻撃に対する生存性を備えていること。第三に、低出力を含む一連の爆発出力の選択肢があること。第四に、高い信頼性を伴って先進的なIAMDを突破できること。第五に、作戦上の関連性を持った兵器到達の迅速性があること。ただし、提言は具体的な運搬システムの名称には言及していない。併せて、この文脈で欧州軍（EUCOM）及び米太平洋軍（INDOPACOM）が、それぞれの責任区域（AOR）において核・通常戦力を統合した作戦を計画する能力を確保すべき、とも述べている。

戦略核戦力と非戦略（戦術）核戦力の区別と比して、戦域核戦力という概念は明確な定義がなく、曖昧である。それは戦域核戦力が戦略的にも（概ね対価値攻撃の意味）、戦術的にも（概ね対兵力攻撃の意味）使用され得るからであろう。この曖昧さを残しつつ、しかし戦域核戦力の本質は、特定の選域内に配備されて運用されることであると思われる。この意味で言えば、SPC報告書提言が念頭に置く2035年までの時期において、米国が運用可能な戦域核戦力は以下を含むと考えられる。①SSBNから運用される低出力核弾頭ことW-76 mod2弾頭（8kt）を搭載したトライデントD5 SLBM（ただし戦域外からも運用可能）、②爆撃機又は戦闘機（DCA）から運用されるB-61核爆弾又はLRSO、③今後開発・配備されて主にSSNから運用されるSLCM-N、である。理屈としてはこれ以外にも④核弾頭を搭載した地上発射型中距離ミサイル（弾道・巡航・極超音速兵器等含む）が考えられるが、現時点で米国にそうした兵器の開発計画がなく、①②③が戦域核戦力の柱になると見られる。こうした戦域核戦力配備の具体的な含意については後述する。

#### （4）その他の提言

この他、SPC報告書は核インフラの近代化に関する各種の提言や、非核能力の戦略的活用として中口へのIAMDの適用、同盟国との緊密な協議、リスク低減のための試み等を提言している。

特に、中口へのIAMD適用の提言は、従来の米国の方針が弾道ミサイル防衛（BMD）の対象をならず者国家に限ってきた点を踏まえると、注目に値する。従来の思考としては、米国のBMDを中口に志向することは、それが彼我の戦略的安定性を脅かすために望ましくないとの解釈<sup>32</sup>であったが、SPC報告書では中口への対抗を念頭においた本土のIAMD能力の開発配備を提

32 BMD能力は相手の攻撃による損害を限定できるため、逆にその能力を持つ側が報復を恐れず核攻撃に踏み切る動機を高めるという見方があり、かつ相手側もBMDを突破するために様々な対策を講じるため、危機時の安定性を損なうとの解釈があった。こうした解釈に基づいてかつて米ソ／米ロ間の弾道弾迎撃ミサイル制限（ABM）条約が存在したが、米国が北朝鮮やイラン等のならず者国家に対抗する上でBMD能力配備が必要になり、2002年に失効した。しかしその後も米国は（単純な能力上の制約もあり）これまでBMD能力を中口に志向することは否定してきた経緯がある。Hannah D. Dennis, "Defense Primer: U.S. Ballistic Missile Defense," Congressional Research Service, December 30, 2024.

言している。これは、今後の中口が米国の戦略核戦力にとって脅威となる大規模な対戦力ミサイルを配備する可能性を踏まえ、米国としても損害限定の観点から対応が必要になるとの見方に基づくものと考えられる。この点は、SPC報告書提言が中口との安定性よりも損害限定をより重視する姿勢を示すものとして、注目される。

リスク低減に関しては、提言は現下の状況で中口との間で軍備管理を含むリスク低減を行うことは難しいとみているが、しかし事情は2027-35年の間に変わる可能性もあるため、リスク低減の外交努力を追求すべきとする。具体的には、既存の核軍備管理枠組みの拡張追求のほか、弾道ミサイル発射の事前通知合意、公海における弾道ミサイルの標的設定、ホットラインまたは指導部間の通信協定（危機時通信）、公海及び公海上空における事故防止に関する協定、戦略的安定性に関する協議、平時における宇宙空間及びサイバー空間での活動に関する規範策定、軍事演習の通知及び透明性の確保等の取り組みを挙げている。また、中国が開発を進める部分ないし多重軌道爆撃システム（FOBS/MOBS）のような新規の技術の規制についても模索すべきとしている。

ただし提言は同時に、米国は軍備管理合意がない世界に備えなければならない、ともしており、米国は交渉姿勢を構築する前に必要な戦力を決定しなければならない、ともしている。すなわち、米国はまず抑止要件を満たすために必要な核戦力の規模と構成を決定し、その要件に基づいて、軍備管理が米国の重要利益をいかに強化できるかを判断すべきとしているのである。

### 3. SPC報告書提言の実現可能性を巡る課題

SPC報告書の提言は米政府の公式方針ではなく、議会の超党派委員会の提言に過ぎないとはいえ、その内容は米国の抑止を巡る有識者の間では一定のコンセンサスを形成しており<sup>33</sup>、今後、その内容が実際の米政府の方針に採用されている可能性が高いと言える。ただし、その実現可能性を巡っては幾つかの課題が存在することも事実であり、本節で焦点を当てる。具体的には、政策・戦略面からの課題、予算・財政面からの課題、産業・技術面からの課題の三つの課題を想定し得る。

#### (1) 政策・戦略面からの課題

まず政策・戦略面からの実現可能性に関わる課題が挙げられる。主に二つの要素が考えられ、一つは中口との戦略的安定性に関連した課題、もう一つは第二次トランプ政権以降の米政権が本心に提言の主張する核戦力の増強に取り組むのかどうかの課題に分けられる。

中口との戦略的安定性の観点でいえば、提言が「最悪のシナリオ」を想定しており、中口との軍備管理の重要性を軽視し、「アップロード」を中心とする核戦力増強という能力主導型アプローチを採っていることへの批判<sup>34</sup>が存在する。この批判によれば、「最悪のシナリオ」に備え

33 Robert Peters, “The New American Nuclear Consensus – and Those Outside It,” The Heritage Foundation, March 19, 2024.

34 Army J. Nelson, “Doomsday thinking Leads the Strategic Posture Commission astray,” Brookings, November 13, 2023.

ることは確かに最も深刻な損失の可能性に対するヘッジではあるが、実際には不確実性の管理を不十分にし、新たなリスクを生み出すものであるとされる。具体的には、中口との戦略的安定性を脅かし、軍拡競争を引き起こし、核使用リスクが高まることが懸念される、とするのである。

確かに、SPC報告書の提言は、軍備管理交渉よりもまず米国が抑止の見地で核戦力の規模と構成を決定することの重要性を強調している。この意味でリスク低減は抑止措置よりも二義的なものとみなされている。また、戦略核弾頭の「アップロード」は中口の核弾頭数の増加をヘッジする上では有効であろうが、そもそも新START条約の失効及びその後継条約の不在を前提としており、かつ中口がこれに対抗して更なる核戦力の増強に走る可能性を否定しきれないものではない。実際、提言通りに「アップロード」を行った後の米国の配備済み戦略核弾頭数は最大規模で3,500発程度になると推測されるが<sup>35</sup>、米ソの冷戦期を振り返ればこれを遥かに超える規模の核弾頭数を米ソ双方が保有していたのであり、米中口の三極構造下でもこれを超えて核軍拡が起こる可能性は否定しきれない。加えて、SPC報告書提言は中口へのIAMD適用のような、既存の戦略的安定性を巡る思考から脱却している面があることも事実である。

よって、こうした点を踏まえれば、中口との戦略的安定性に関する懸念が、将来の米国の政策をSPC報告書提言が提唱するような核戦力増強の道ではなく、中口とのリスク管理の外交努力へと導く可能性はゼロではない。そうした転換が下記に述べる予算・財政面の課題と連動する形で行われる可能性も存在しよう（核戦力増強のコスト負担を忌避する思考）。当然ながら、こうした転換による抑止力の喪失が懸念されることになるが、一部の識者は米国の核戦力を対戦力ではなく対価値中心に転換し、敵対国の社会とインフラに脅威を与える抑止戦略に転換することで、核戦力の増強がなくとも中口双方を抑止できると主張している<sup>36</sup>。

しかしこのような戦略転換は実際には困難であると思われる。対価値中心の抑止態勢は意図的な非戦闘員の大規模殺傷の要素を含み、武力紛争法に違反するものである。よって、既存の米国の核運用戦略に正面から挑戦するこうした転換が起こる可能性は低い。また、SPC報告書提言が戦略態勢の再調整を訴える理由はそもそも中口、特に中国の核軍拡にあり、中国側が核軍備管理に関心を示さないためにこれを制約できない状況において、米側から核軍拡を否定して戦略的安定性の維持やリスク低減の取り組みに拘り続けることも無理があると考えられる。これと同時に、中口との戦略的安定性を重視する思考は、後述する「安定・不安定性のパラドックス」を引き起こす可能性が高く、同盟国からの反発も予想される。結局、リスク低減重視の見地からの批判は一部に留まっており、提言の内容が有識者間で一定のコンセンサスを形成していることを鑑みれば、少なくとも予見可能な将来の間において、政策・戦略面からの実現可能性に大きな支障はないと考えられる。

他方、第二次トランプ政権以降の米政権が、SPC報告書提言の内容をどこまで受け入れていくかには不透明性が残る。なぜならば、SPC報告書提言は米国が欧州とアジアの同盟国に信憑性の高い拡大抑止力を提供しながら、権威主義的な現状変革勢力である中口両国に対抗し続けてい

35 これはセンチネルICBM400基に2発載るとして合計800発、ミサイルチューブ16基を持つコロンビア級SSBN15隻に8発の弾頭を搭載したトライデントD5 SLBMを搭載するとして合計1920発、それに戦略爆撃機用の核弾頭780発を足した極めて大雑把な計算である。

36 Charles L. Glaser, James M. Acton, and Steve Fetter, "The U.S. Nuclear Arsenal Can Deter Both China and Russia," *Foreign Affairs*, October 5, 2023.

く、という米国の伝統的な対外関与のロールモデルに沿った内容であるからである。ところが近年の米国の方針は、このロールモデルから逸脱する傾向を示してきた経緯がある。その傾向の発端はオバマ政権にまで遡るが、国内の分断が深まり、財政赤字が拡大し、対外関与に疲弊した米国では、国内問題への対応に回帰し、対外関与を縮小し、国防予算を削減ないし抑制しつつ、同盟国への負担分担（ないし転換）の圧力を強める、という姿勢を強化してきた流れがある。その結果として大国間の勢力圏の分割と相互承認までを意味し得るような中口への宥和や、自由貿易に対する激しい敵対的姿勢が露わになってきた面がある。例えば前者は「G-2」論への傾斜、後者は環太平洋パートナーシップ（TPP）協定からの離脱や一方的な関税引き上げ措置等が挙げられよう。

2025年1月に発足した第二次トランプ政権は、「米国第一（America First）」路線の下に、こうした姿勢を更に顕著に推し進めている。本稿執筆時点（2025年8月末）においてトランプ政権は未だ包括的な対外政策に関する公式方針を示してはいないが、幾つかの方針表明は既に行われており、そこからは今後の米国が同盟関係の重要性を相対的に引き下げ、同盟国に厳しい負担転換の圧力を迫るであろうことが示されている。具体的には、3月末に内容がリークされた「暫定版国家戦略防衛指針（Interim National Strategic Defense Guidance）」は、本土防衛を重視する一方で、欧州地域など中国による台湾侵攻抑止以外の文脈では「リスクを受け入れ」、同盟国に対する防衛費の負担増の圧力を強める内容になっているとされる<sup>37</sup>。実際、トランプ大統領はウクライナを巡る停戦交渉で侵略者側であるロシアに寄り添う立場を採っており、2月の米ウクライナ首脳会談は深刻な対立に至ったほか、8月にはロシアのプーチン大統領をアラスカに迎え、顕著な宥和姿勢を見せている。

こうした流れを受けて対米不信が高まったNATO諸国は6月、ハーグ首脳会談における共同宣言において、2035年までに対GDP比5%を中核防衛要件（3.5%）ならびに防衛・安全保障関連支出（1.5%）に投資することを誓約した<sup>38</sup>。これは一面では第二次トランプ政権の防衛費負担の圧力に応え、米国の対欧州関与を維持することを目指すものと解釈できるが、他方では欧州の安全保障をもはや米国に依存できないと考え、欧州の自助（self-help）を長期的に実現する必要に迫られての覚悟を伴う姿勢と見ることもできる。実際、このような危機感は、フランスの核戦力を欧州諸国に対する拡大抑止力として用いるというマクロン仏大統領の提案<sup>39</sup>、そして英仏が核戦力の面で戦略的脅威が生じた場合に連携して対処することを表明した「ノースウッド宣言<sup>40</sup>」の内容等に既に顕著に表れている。

第二次トランプ政権は欧州に対する関与を引き下げると一方、インド太平洋地域に対しては中国の台湾侵攻抑止を強調していることから、同盟国に対する負担転換の圧力も限定的になるのでは

---

37 “Secret Pentagon memo on China, homeland has Heritage fingerprints,” *The Washington Post*, March 29, 2025, 電子版。なおこれは秘密文書ではあるが、内容的にはヘリテージ財団による次の報告書の内容と概ね一致するとされる。Alexander Velez-Green and Robert Peters, “The Prioritization Imperative: A Strategy to Defend America’s Interests in a More Dangerous World,” Heritage Foundation, August 1, 2024.

38 “The Hague Summit Declaration,” NATO, June 25, 2025.

39 “Address to the French people by M. Emmanuel Macron, President of the Republic,” La Maison Élysée, March 5, 2025.

40 “Northwood Declaration (UK-France joint nuclear statement),” July 10, 2025.

と楽観的に見られがちではあるが、実際にはそうではない。P・ヘグセス（Peter Hegseth）国防長官は5月末のシャングリラ対話での演説において、「アジアの同盟国は欧州諸国を新たな模範とすべき」と述べ、「NATO加盟国がドイツでさえGDPの5%を防衛費に充てることを誓約している」のに「アジアの主要同盟国が…防衛費を削減している一方で、欧州諸国がそうするのは理にかなっていない」と述べている。そして「インド太平洋地域における米国の同盟国は自国の防衛力を迅速に強化することができ、またそうすべき」とであると結論している<sup>41</sup>。このことはすなわち、第二次トランプ政権が日本を含むインド太平洋における同盟国にも欧州諸国と同様の（中核的な防衛支出で対GDP比3.5%、その他の関連支出で1.5%の計5%の）負担を求めることを意味しており、事実、日本はこの水準の負担を米側から求められたことで、7月に予定されていた日米安全保障協議委員会（「2+2」閣僚会合）の開催を見送ったとも報道されている<sup>42</sup>。

以上からわかる通り、第二次トランプ政権は既に伝統的な米国の対外関与のロールモデルから顕著に逸脱しており、同盟国から見て今後の拡大抑止の信憑性が不安視される状況にある。同盟国への非現実的な負担転換の圧力と、一方的な関税引き上げを通じた経済的圧迫、更に中口との「取引」を通じた同盟国の利益軽視の姿勢がそうした懸念に拍車をかける。トランプ政権は中国の台湾侵攻抑止の姿勢を放棄した訳ではないが、同時に米中の貿易対立が妥結に至っていないことも確かであり、今後、その妥結を図る流れの中で、台湾防衛や同盟国への拡大抑止の提供といった安全保障の要素が軽視されてしまうリスクも否定できない。よって、こうした米国の対外政策の変化が今後、中口への対抗を重視するSPC報告書提言の内容と矛盾をきたす恐れも排除できないのである。

尤も、本稿執筆時において、第二次トランプ政権の方針がSPC報告書提言と顕著に乖離している証拠はない。トランプ政権は発足直後に大規模なミサイル防衛構想である「ゴールデン・ドーム」構想（当初は「米国のためのアイアン・ドーム」構想であったが改称された）を示したが、この中では「対等、対等に近い、またはならず者の敵」からのミサイルないし航空攻撃に対して本土防衛を行う方針が含まれており<sup>43</sup>、これは中口に対してIAMDを適用すべきというSPC報告書提言の内容と軌を一にしている。また、FY2026国防予算要求の中でSLCM-Nを含む核戦力の近代化を追求している<sup>44</sup>ことも確かであり、現時点でSPC報告書提言との目だった方向性の乖離は見られない。よってこの点は結論を急ぐものではなく、当面は影響を注視すべきものであろう。

## （2）予算・財政面からの課題

予算・財政面からの実現可能性を巡る課題も提起できる。これにも二つの側面があり、米政府全体の財政・債務問題と、核戦力の近代化に関わる個別プログラムの問題に大別できる。

まず米政府全体の財政・債務問題を取り上げると、現下の米政府は極めて大きな財政問題に直

41 U.S. Department of Defense, “Remarks by Secretary of Defense Pete Hegseth at the 2025 Shangri-La Dialogue in Singapore (As Delivered),” May 31, 2025.

42 “Japan scraps US meeting after Washington demands more defence spending,” *Financial Times*, June 21, 2025, 電子版。

43 The White House, “The Iron Dome for America,” January 27, 2025.

44 U.S. Department of Defense, “Defense Budget Overview,” July 2025, pp.2-7.

面している。米政府の累積債務はもともと、2008年の世界金融危機を契機に拡大傾向にあったが、その後も議会における党派的分断が続く中で支出の削減ができず、またコロナ禍における歳出拡大の流れもあって、足元（FY2025）の公的債務の対GDP比は歴史的水準（100%）に達しており、これはFY2035には118%に拡大すると見られている<sup>45</sup>。既にこの巨大な債務返済に伴う利子負担額がFY2024に初めて国防予算額を上回る事態が生じており、ために国防予算の今後の拡大には大きな不確実性がある。

こうした中で今後、長期に渡って国防予算の確保が困難となる恐れがあり、核戦力の近代化についても既存計画通りの支出が可能か、又は支出できても通常戦力近代化とのトレードオフ問題を引き起こさないか、が懸念対象となり得る。実際、第二次トランプ政権としてのFY2026国防予算要求額も、その基礎予算に限れば8,483億ドルと前年度と同水準に留まり<sup>46</sup>、インフレ率を考えれば実質減額と言える。この傾向が長期間続くことを考えれば、予算制約の中でFY2034までの10年間で9,460億ドル必要と見込まれる核戦力の近代化予算<sup>47</sup>を支出することが果たして可能か、という恐れなしとしない。

ただし、同時に注目すべきはトランプ政権の要求額には上記の他に1,133億ドルの財政調整措置による追加要求が含まれていることである。米議会は党派対立が厳しく、毎年予算案が通らずに繋ぎ予算でやり繰りしたり、しばしば政府閉鎖が生じる状況にあるが、年間1回のみ可能な財政調整措置により、上院で過半数（51議席）の賛成により予算案を通すことができる<sup>48</sup>。トランプ政権は実際にこの枠組みで2025年7月に「一つの大きくて美しい法案（OB BB）」を通したが、そこには108億ドル（エネルギー省分として別途31.35億ドル）の核関連予算が含まれていた<sup>49</sup>。こうした予算確保は単年度に限られ、長期的な投資を要する核戦力の近代化にはそぐわない性質があるが、それでも財政調整措置であれ何であれ、今後も予算が確保されるのであれば、予算上の懸念は限定されると言えよう。

そうした点を含めて総合的に見るならば、長期的な国防予算の制約下においても、財政調整措置のような形で予算が確保され得ること、そして核戦力の近代化は全ての国防支出項目の中で最も優先度が高いであろうことを踏まえれば、政府全体の財政・債務問題の観点で核戦力の近代化が負の影響を受ける可能性は低い。尤も、これによる通常戦力近代化とのトレードオフ問題が発生する可能性は残るが、核戦力近代化に要する予算額は国防予算全体の概ね7 - 8%の割合であり、その影響がどれほど大きいかは議論の余地がある。

ただし、個別のプログラムには大きな問題がある。その代表例は新型ICBMであるLGM-35センチネルであり、同プログラムのコストは大幅超過のため、2024年7月にナン・マッカーディ法に基づく再検討対象とされた。結果として2020年時点の777億ドルの見積もりが1,409億ドル（81.3%増）まで拡大していることが明らかとなり<sup>50</sup>、今後この傾向が更に進む場合の影響が懸念

45 Congressional Budget Office (CBO), "The Long-Term Budget Outlook: 2025 to 2055," March 2025.

46 "Defense Budget Overview," p.1-2.

47 CBO, "Projected Costs of U.S. Nuclear Forces, 2025 to 2034," April 2025, p.1.

48 そうでなければ反対者の議事妨害（フィリバスター）回避のために通常、60票の賛成が必要である。

49 "One Big Beautiful Bill Act makes \$150B investment in Defense," Convington, July 14, 2025.

50 "Projected Costs of U.S. Nuclear Forces, 2025 to 2034," p.6.

されている。コスト増はミサイル本体ではなく、ICBMのサイロや核指揮統制（NC3）システムの近代化に関連しているようであるが、その他のプログラムでもこうしたコスト超過が今後発生する可能性は否定できず、その場合、調達数の削減や、調達時期の遅延等のリスクが発生する恐れがある。結果として、「ジャストイン・タイム」問題ヘッジのために、既存の核戦力の運用期間を延長するといった対応が必要となる可能性もあろう。

### （3）産業・技術面からの課題

産業・技術面の制約に基づく実現可能性を巡る課題もある。この文脈で特に懸念されるのは、核弾頭増産に不可欠なプルトニウム・ピットの生産能力と、新型SSBNのコロンビア級の建造能力である。

プルトニウム・ピットは爆縮型核兵器のコアを為す部分であるが、米国は冷戦終結後に新規の弾頭生産を凍結したため、ピット生産能力が著しく低下した。現在の生産能力はロスアラモス国立研究所の施設のみで「年間20発未満」（2020年時点）との見方<sup>51</sup>がある。そこで、既存計画ではこれを30発に増やすと同時に、新たにサバンナ・リバーの施設に年間50発の生産能力を持たせ、2030年までに合計80発の年間生産量の確保を目指している。

しかし長期の生産中断後の能力増強は容易ではない。米会計検査院（GAO）は2023年1月時点で、担当するエネルギー省国家核安全保障局（NNSA）が包括的なスケジュールやコスト見積もりを行っていないと指摘する<sup>52</sup>。核戦力の近代化計画は新規の弾頭設計・生産を含むものであるため<sup>53</sup>、もしピット生産能力に深刻な制約が生じることがあれば、将来の米国の核戦力に影響が生じることも考えられる。

コロンビア級に関しては、米国の原潜建造能力が関係する。米国で原潜建造が可能な造船所は、コネチカット州グロトンに所在するジェネラル・ダイナミクス・エレクトリック・ボート所有の造船所と、ヴァージニア州ニューポート・ニューズに所在するハンティントン・インガルス・インダストリーズ所有の造船所の2か所に限られている。これらの造船所でコロンビア級SSBN（年1隻）に加えてヴァージニア級攻撃原潜（SSN）（年2隻）を建造する必要があり、やがてAUKUS計画下での豪州向けヴァージニア級3－5隻の建造も加わる。ところが現実には建造能力の制約でヴァージニア級は平均年1.2隻程度の建造に留まり、これが将来的な米SSN数の低下を招くと危惧される状況にある<sup>54</sup>。

その中でコロンビア級の建造は優先的に対応されるが、必要な資源はSSN建造と競合関係にある。予定の12隻は調達されると考えられるが、既に米海軍は最初の艦の調達が17ヵ月遅延する見

51 Steven Aftergood, “NNSA Moves to Expand Plutonium Pit Production,” Federation of American Scientists, January 13, 2020.

52 U.S. Government Accountability Office, “Nuclear Weapons: NNSA Does Not Have a Comprehensive Schedule or Cost Estimate for Pit Production Capability,” January 12, 2023.

53 センチネル用のW-87 mod1、SLBM用のW-93、LRSO/SCLM-N用のW-80 mod4、B-61 mod12/13等が含まれる。特にW-80は戦域核用弾頭として日本への影響も考えられる。

54 Congressional Research Services (CRS), “Navy Virginia-Class Submarine Program and AUKUS Submarine (Pillar 1) Project: Background and Issues for Congress,” March 28, 2025, p.5.

通しを示しており、2030年に予定される就役が危ぶまれている<sup>55</sup>。その一方で、既存のオハイオ級は2027年以降に退役が進むため、FY2030-32の間はSSBNの総数が所要を下回る（11隻）ことが既に見通されている。

この状況では、コロンビア級の増隻というSPC報告書提言の実現は極めて厳しい。すでに述べた通り、報告書の執筆者の一人はコロンビア級の調達数を15隻以上にすべきとするが、もし実現しても2040年代中盤以降となろう。加えて、仮にミサイルチューブ数を増やす等の基本設計の見直しを加えれば、更なる大幅遅延は不可避である。

これ以外にも、既存計画で「最低100機」の調達とされているB-21爆撃機の調達数をどこまで増やせるか等、産業・技術面の制約による提言の実現可能性への影響は無視できない。

#### （４）小括

以上のような実現可能性を巡る課題があるものの、SPC報告書提言は当面、概ね問題なく採用され、実現される可能性が高いと考えられる。とりわけ戦略核弾頭の「アップロード」は未配備の核弾頭数が（非戦略核含め）1,900発余あることを踏まえれば、問題なく実現可能と考えられる。ただし、個別のプログラムの予算超過や調達遅延が核戦力の近代化に与える影響は無視できず、更にピット生産能力の限界が新規の弾頭設計・生産を制約する点には留意が必要である。特に後者の要素は下記に述べる戦域核戦力の配備にも影響を与えかねず、そうなれば日本への影響も大きなものとなろう。そして、根本的には第二次トランプ政権以降の米国の対外政策の変化が今後どう影響するかが焦点となる。もし同盟国が米国の拡大抑止の信憑性に根本的な疑念を抱く状況が発生すれば、その時はSPC報告書提言の内容が実現されているか否かに関わらず、同盟国にとっては極めて深刻な事態となろう。

## 4. 日本への影響：戦域核配備を巡る問題

SPC報告書提言に基づく米国の戦略態勢の再調整は、日本に対する拡大抑止に大きな影響を伴う。その影響は、戦略核レベルでの対中優位の維持と、戦域核レベルでの不安定化の回避の両方の要素を伴っている。

### （１）戦略核レベルでの対中優位の維持

大前提としていえば、同盟国の立場で米国の拡大抑止について語るうえで最も重要なことは、米国が同盟国が所在する戦域内において「安定・不安定性のパラドックス（stability-instability paradox）<sup>56</sup>」を引き起こさないことが肝心である、というものである。このパラドックスについては第一章でも述べたが<sup>57</sup>、戦略的なレベルでの安定性がそれ以下のレベルでの不安定性を惹起

55 CRS, "Navy Columbia (SSBN-826) Class Ballistic Missile Submarine Program: Background and Issues for Congress," December 4, 2025, p.11.

56 Glenn H. Snyder, "The Balance of Power and the Balance of Terror," in Paul Seabury, ed., *The Balance of Power*, Scranton: Chandler, 1965, pp.185-201.

57 第一章の注27を参照。

するという逆説を指しており、具体的には、中国を念頭に置けば、もし中国の核軍拡によって米中間に戦略的な安定性（ないし相互脆弱性）が生まれたと米国が認識すれば、米国は台湾海峡有事等への介入が米中間の戦略的な安定性を損なうこと（すなわち米国への核攻撃へと至る可能性）を恐れて、有事に介入しない（すなわち中国側による戦域内での現状変革を容認する）可能性があり得る、という問題を指している。つまり、そのような米中間の戦略的安定性（ないし相互脆弱性）の認識は、戦域内における同盟国の「見捨てられ」の危機を招きかねないがために、同盟国としてはこれを回避してほしい、ということになる。

そのために必要な措置は二つあり、第一に米国が中国との間で戦略的安定性（ないし相互脆弱性）の認識を持たないようにすること、第二に米国が（戦域内の通常戦力増強及び戦域核戦力の配備等を通じて）戦域内の安定性を強固に保つこと、である。

この観点で、まず戦略核レベルでの対中優位の維持について述べれば、米国が核弾頭を既存の戦略核戦力に「アップロード」できるのであれば、中国の急速な核軍拡が続いたとしても、米国は対中の戦略核レベルでの優位を当面保つことができる、と考えられる。なぜなら既に述べたように、米国は現在の段階でも配備済み／未配備含めて合計3,700発の核弾頭があり、ここから非戦略核の弾頭数を差し引いたとしても、なお中国が2035年に到達し得ると考えられる核弾頭数1,500発を大幅に凌駕しているからである。もちろん米国は中国に加えてロシアを同時に抑止する必要があるが、ロシアを加味しても弾頭数で劣後しない可能性は高いと考えられる。よって、中国は簡単に米国と「対等」になることはできない。そのため米中間で戦略的安定性（ないし相互脆弱性）の認識が生まれることは容易には起きないと考えられる。

ただし、本質的なことは数量的なパリティ云々よりも、米国が中国との間で戦略的安定性（ないし相互脆弱性）の認識を受け入れない、ということである。数で凌駕していても米国がこの認識を受け入れてしまえば上記の「パラドックス」はやはり発生し得る。この観点で、核バランスの問題は技術的・数量的なものというよりも、むしろ政治的・心理的な認知の問題と考えることができる。よって、同盟国としての日本としては、引き続き「パラドックス」の負的作用を強調しつつ、米国との意思疎通（政治的働きかけ）を綿密に行っていく必要はあるであろう。

## （2）戦域核レベルでの不安定化の回避

戦域核レベルでの不安定化の回避は日本にとってより切実な問題である。前述の通りの展開を経て、米中間で戦略核レベルの不安定性が残り続けることは、中国から見れば戦域レベルでの現状変革行為（例えば台湾海峡有事）が米国との戦略核レベルの応酬に発展し得ることを意味するから、日本としては一定の安心材料ではある（なぜならば中国がそもそも戦域レベルの現状変革行為を躊躇する可能性が高まるからだ）。それでも、戦域レベルでの不安定性があれば、抑止はやはり破綻しやすいと言える。

なぜならば、中国が米国の拡大抑止の信憑性を疑問視する可能性が残るからだ。米国がこの戦域において有する利害（ステーク）が弱く、同盟国や友好国を救援する可能性がそもそも低いと中国が認識するのであれば、仮に米中間の戦略核レベルで不安定性が残っていたとしても、戦域レベルでの不安定性がある限り、中国は戦域内の現状変革に踏み切る可能性が否定できない。中国はそうしてもそれが米国との戦略核レベルへのエスカレーションを伴う対立を惹起しない、と認識し得るからである。この中国の認識を覆す上で重要なのが、戦域内における彼我の戦力のイ

ンバランス是正の努力である。これは戦域内における通常戦力及び核戦力増強の双方を含み、また米国のみならず同盟国自身の戦力増強の努力をも含む。日本としても当然、2022年の「安保3文書」策定以降、「防衛力の抜本的強化」に向けた取り組みを進めている訳であるが、それでも同盟国としての努力には限界がある。よって戦域内での不安定化を回避するために、米国の通常戦力及び核戦力の増強に期待がかかる。そうした米国の努力は、中国に「米国は同盟国を見捨てるだろう」との認識を抱かせないための高コストなシグナリング (costly signaling)<sup>58</sup>として極めて重要である。

しかし現実のインド太平洋戦域の状況を見ると、もはや通常戦力の強化のみでは米国といえども中国を抑止できるか怪しい状況である。中国による長年のA2/AD能力への投資の結果として、今や米国の前方展開基地や空母打撃群は深刻な脅威に晒されており、容易に戦力増強ができる状況ではない。また、米国自身、国防予算の制約や内政の変質といった背景で、同盟国に対する負担転換の圧力を強めていることは既に述べた。それでも同盟国による努力には限度があるため、その不足を何で補うのかということが必然的な関心事項となる。つまりは米国が戦域核戦力を戦域内に配備することによって、戦域内の不安定化を回避することが決定的に重要になってくる。この措置は、米ロが2019年までINF条約に拘束されていたのに対し、中国がこれに拘束されてこなかったことに起因する、米中間の（インド太平洋戦域内における）中距離ミサイル配備数のインバランス是正<sup>59</sup>の観点からも重要な取り組みとなり得る。

この文脈において、SPC報告書提言が掲げる「アジア太平洋戦域への米国の戦域核戦力の配備」が重要な意義を帯びる。こうした核戦力は第一義的には中国の同種の核戦力（DF-21やDF-26がその代表格）への対抗手段として、同盟国及び戦域内の米国領土並びに米軍部隊への中国の核攻撃を抑止する手段として位置づけられると考えられる。しかし、それにとどまらず、状況次第で戦域内の通常戦力面での劣勢を補完する手段としても位置づけられる可能性も考えられる。後者はすなわち、日米が通常戦力における戦闘での敗北回避のために戦域核戦力を「先行使用 (first-use)」する可能性を伴うものであり、これによって通常戦力面で劣勢な状況においても中国を戦争内抑止することで決定的な敗北を回避しようとすることを目的とした位置づけとなる。

前者の、中国の戦域内核使用を抑止するための米国の戦域核戦力配備という位置づけをより仔細に見れば、中国は原則として戦域内での通常戦力面での優位を獲得しつつある状況にある上、国家の方針として長年、無条件の先行不使用宣言を採用しているため、台湾海峡有事のような事態において、中国側から先行核使用する動機はそれほど強くないと考えられる。それでも、第一章で検討したように、幾つかの状況では中国側から先行核使用するシナリオは考えられる。それらは例えば、台湾と日米のデカップリングのための核恫喝、（敗北回避のための）台湾軍ないしは自衛隊及び米軍に対する戦術的な核攻撃、台湾ないしは日本に対する戦略的な核攻撃、米国による後続の攻撃抑止のための核使用等が考えられ、また形態としても、死者を伴わないデモンストレーション的核爆発や高高度電磁波 (HEMP) 攻撃、対兵力攻撃、対価値攻撃等、様々に考

58 James D. Fearon, "Signaling Foreign Policy Interests: Tying Hands versus Sinking Costs," *The Journal of Conflict Resolution*, Vol. 41, No. 1, February, 1997, pp.68-90.

59 INF条約に起因する米中間の中距離ミサイル配備のインバランスの問題については、次を参照。Jacob Cohen, et al., "Leveling the playing field: Reintroducing U.S. Theater-range missiles in a Post-INF World," CSBA, 2019.

え得るものである。

米国が戦域核戦力を配備していない状況であれば、これらの米本土に直接被害が及ばない中国の核攻撃に対して米側が対応し得るのは、座視か、非核（通常）戦力による反撃か、あるいは戦略核による反撃となるが、いずれもハードルが高い。座視や非核戦力による反撃では同盟国への安心供与が不十分となる可能性があり、また戦略核による反撃は米国側からエスカレーションのラダーを上げる形となり、その後の戦略核の応酬にも繋がり得るものであるから、実行は難しい。そこで、戦域核戦力による比例性を伴った反撃の選択肢があることが重要になる。米国は戦域核戦力を前方に配備し、中国の先行核使用に対する柔軟な反撃オプションを整えることで、そもそも中国のこのような核使用を（核恫喝の文脈を含めて）抑止し得る、と言える。同盟国の受け止めとしても、この種の核反撃オプションがあることが、拡大抑止の信憑性向上の上で決定的に重要な要素となる。

ただし、米国の戦域核戦力を、中国の戦域内での核使用への反撃（を通じた中国の核使用そのものの抑止）という文脈のみで位置づけることはできない。なぜならば戦域核戦力には通常戦力における劣勢を補完する役割も求められるからである。中国が先行核使用しなくても、日米中の非核（通常）戦力の対決において中国が決定的優位を得る結果となる可能性は十分考え得ることであり、日米としてはこのような結果を回避するための役割を戦域核戦力に期待せざるを得ない。すなわち、日米としては、もし中国との非核（通常）戦力の対決においてそのような結果（＝日米の敗北）が生じるのであれば、その先に米国からの戦域核戦力による先行核使用があり得る、ということを含め中国に対して明確にしておく姿勢が必要となる。具体的には、この場合は通常戦力を補完するものとしての核戦力の位置づけとなるため、中国に対する何らかの対戦力攻撃という形で米国の先行核使用がなされるとの予期を中国側に抱かせる必要がある。

実際、第一章で取り上げたように、本報告書の執筆者らを参加者として実施した2回の台湾海峡有事における核エスカレーションを巡るウォーゲームでは、中国よりも日米側に先行核使用の動機が大きかったことが示されている。第一回目のゲームでは、台湾及び日米の航空基地が中国の通常戦力型の弾道ミサイル攻撃でほぼ破壊されたことが要因となり、米国による中国本土の航空基地に対する先行核使用が実施された。これは通常戦力面での劣勢を受けて、「決定的な敗北を回避する」ための動機があったことが大きい。第二回目のゲームでも、日米は中国との大規模海戦に続けて敗北し、通常戦力での勝利が困難だとの見通しが生じた状況で、先行核使用を検討した。しかしこの時、実際には核使用しなかったのは、第二回目のゲームでは先行核使用に対する政治的ペナルティの設定があったのに加え、米国に海域の支配に直接貢献し得る、戦場で使用可能な核戦力（つまり対艦攻撃可能な戦域核戦力）がなかったためであった。もしそのようなオプションがあれば米国が先行核使用した可能性はあり得たであろうし、またそうした展開を中国側に予期させることができれば、そもそも通常戦力での決定的敗北も回避できたかもしれなかった。

このように、同盟国（日本）から見た場合、米国による戦域核戦力の配備を通じた戦域核レベルでの不安定化の回避ができるかどうかは、拡大抑止の信憑性を維持ないし向上する上で決定的に重要な要素と言える。このため、SPC報告書提言の実現が望ましいところである。

### (3) 想定される戦域核戦力の具体的な姿

しかし、一言に戦域核戦力の配備と言っても、具体的にどのような形態が望ましいのかには議論の余地がある。想定し得る戦域核戦力の種類についてはSPC報告書の戦略態勢に関する提言の節で触れたが、これらの核戦力には一長一短がある<sup>60</sup>。

まず、SSBNから運用される低出力核弾頭ことW-76 mod2弾頭を搭載したトライデントD5 SLBMについては、既に配備が完了しているという利点がある。ただしこれは戦略核戦力を転用したものなので、生存性が高く、(戦域内に配備しなくても)どこからでも攻撃可能な利点がある一方、相手から戦略核攻撃であると誤認されるリスクが付きまとう。また、この低出力核弾頭搭載のSLBMは数が少ない<sup>61</sup>と見られる上、今後もSLBMへの戦略核弾頭の「アップロード」を要する文脈において、数を増やすことも困難である。よって、この低出力核弾頭搭載のSLBMはあくまでも過渡期的な位置づけとみなすのが適当であろう。

次に、爆撃機又は戦闘機(DCA)から運用されるB-61核爆弾又はLRSOであるが、まずB-61核爆弾について言えば、これをインド太平洋戦域において航続距離の短いF-35A DCAで活用することは現実にはなかなか難しい。なぜならばこれは自由落下型の爆弾であるため、標的間近まで飛行して投下する必要があるからである。敵の防空網を考えれば高度なステルス性を備えた機体であることが必須だが、それがあってもF-35A DCAは航続距離が短く、距離を延伸する空中給油機は非ステルス型であるため、戦域内での核攻撃の手段としての運用は基本的に困難であろう。他方で、長い航続距離を有するB-2やB-21爆撃機ならば運用が考えられ、特にスタンドオフ兵器であるLRSOを活用すれば、機体としては脆弱度の高いB-52H爆撃機でも遠隔地からの戦域核攻撃が選択肢となり得ると想定される。爆撃機にはその前方展開を相手から確認できるという視認性(visibility)の強みがあり、かつ一度発進しても呼び戻すことができるという運用の柔軟性(flexibility)もあり、抑止の有効な選択肢になり得る。ただし、グアムのアンダーセン空軍基地をはじめとする戦域内の航空基地が中国のミサイル等によって壊滅する可能性は想定せざるを得ず、運用の脆弱性(vulnerability)の点では弱みが残る。

この観点で、今後開発・配備されて主にSSNから運用されるSLCM-Nは注目に値する。SLCM-Nの特徴は何と言っても潜水艦から運用可能なことであり、潜水艦は位置に関する秘匿度が高く、脆弱性の低さの面で大きな強みがある。搭載されるSSNはヴァージニア級が想定されており、今後の垂直発射管(VLS)数の増大に応じて、搭載できる数が増えるであろうことも、(低出力核弾頭を搭載したSLBMとは異なる)SLCM-Nの大きな利点である。よって、米国の戦域核戦力配備の形態は、上記の爆撃機によるLRSO運用と並び、SSNによるSLCM-N運用が大きな柱となるであろう。特に、中国のA2/AD能力に対する脆弱性の低さを念頭に置けば、前者以上に後者が重要になる可能性がある。ただし、SLCM-Nの問題点は、就役になお一定の期間を要するであろうこと(2030年代半ば以降になると想定される)、そして潜水艦からの巡航ミサイル運用は、脆弱性の低さという利点と裏腹の形で、爆撃機には存在する視認性や運用の柔軟性といった要素が

60 このテーマについては下記も参照のこと。福田潤一「『核共有及び核持ち込み』の議論で押さえておくべきポイント：石破新首相の主張を題材に」笹川平和財団・米国政策コミュニティ論考紹介、2024年10月11日。  
<https://www.spf.org/jpus-insights/uspolicy-community/spf-amuspolicy-community-documents-02.html>

61 表-1の米国の核戦力の表で見ると、全世界を対象に僅か25発しか存在していない。

乏しいところである。「戦域内に戦域核戦力を搭載した攻撃原潜が展開している」ことを相手側に目に見える形で示すことは一般的に困難で、このために戦域核戦力の抑止力をSLCM-Nのみに依存することはできず、爆撃機搭載のLRSOとセットで運用されることが望ましいと言えよう。

また、理屈としては核弾頭を搭載した地上発射型中距離ミサイル（弾道・巡航・極超音速兵器等含む）の配備も考えられるが、これは現段階で米国にそのような開発・配備計画が存在しておらず、またこうした地上配備型の核戦力を配備できる戦域内の拠点が限られるであろう（同盟国内に配備する場合の政治的反発は大きいと想定される）ことから、予見可能な将来にこうした配備が行われる可能性は低い。ただし、中国の同種の地上発射型の中距離ミサイルの脅威を相殺するために、1979年のNATOの「二重決定」（中距離ミサイルに関するソ連との軍備管理交渉を行いつつ、NATO側も同様のミサイルを配備する）と同様の形で、米国と同盟国がこの種のミサイルの開発・配備を決断する可能性もないとは言えず、今後の動向に注目する必要がある。

なお、上記の戦域核戦力は、基本的には全て対地攻撃用であることも意識する必要がある。すなわち地上目標を対象とする対価値攻撃や対兵力攻撃は可能と考えられるが、水上目標を対象とする対兵力攻撃は上記の戦力では不可能な恐れがある。しかし、既にウォーゲームの結果を眺めたように、日米にとって戦域核戦力には通常戦力の補完という役割が求められ、相手側の通常戦力の拒否を通じた「決定的な敗北回避」の文脈で、日米には戦域核による対艦攻撃オプションが必要となる可能性がある。よって、今後、米国の戦域核戦力に水上目的を対象とする対兵力攻撃が可能な能力を付与する可能性について、日米間で協議することは一案であろう。

#### （4）日本国内への核「持ち込み」の問題

米国の戦域核配備は必ずしも日本国内への「持ち込み」を伴うものではない。なぜならば、INF問題に対応する形で地上発射型の中距離核戦力を欧州の同盟国に持ち込んだ1970年代末－80年代のNATOの事例と異なり、インド太平洋の戦域は海空が主体であるため、米国は戦域内の自国領土（グアムが典型例）の他、公海及びその上空に戦域核を展開することが出来、抑止の役割を担わせることが出来るからである。

とはいえ、日本を含む戦域内の同盟国への核兵器の「持ち込み」が戦略的ないし作戦上の必要性から見て全く不要と言うこともできない。なぜならば、中国のA2/AD能力に対応する形で海空の運用プラットフォームを戦域内で分散配置することが望ましいからである。爆撃機や潜水艦はひとたび出撃すれば迎撃困難な存在であるが、常時飛行・航行している訳にはいかない。運用拠点としての地上基地ないし港湾が必要であり、そこでの補給・整備や人員の休養といった対応も求められる。戦域内にそうした運用拠点がなるべく多数あった方が望ましいのである。更に、現時点で米国には開発・配備の計画がないが、もし地上発射型の戦域核戦力が今後登場するのであれば、これを同盟国の国内を含めた地上に多数配備することで、中国に同種戦力の削減を迫る、NATO型の「二重決定」の方針も採用し得るであろう。

加えて、同盟国への核「持ち込み」ないし配備は、単なる抑止を越えた意義も持ち得る。それは米国から同盟国に対する安心供与である。冷戦時代の「米国はベルリンのためにニューヨークを犠牲にできるのか」という言葉に代表されるように、同盟国は常に拡大抑止の信憑性に不安を抱くものである。かつて英国の国防相であったD・ヒーリー（Denis Healey）は、「ソ連の攻撃を抑止するには、アメリカの報復の信憑性が5%あればいいが、同盟国を安心させるには95%の

信憑性が必要だ」という「ヒーリーの定理 (Healey's theorem)<sup>62</sup>」を唱えたが、これは同盟国の意識を端的に代弁している。すなわち、同盟国は米国が同盟国を守る核戦力を戦略核の形でしか持たない場合、米国が相手国の報復によって自国の都市をも犠牲にし得る形で同盟国を救援するかについて、極めて敏感に疑念を抱くものなのである。そこで、米国が「同盟国を見捨てない」という高コストなシグナリングの手段としての戦域核配備の必要性が出てくる。NATO型の核共有にせよ、80年代の欧州戦域への戦域核 (パーシングII及びGLCM) 配備にせよ、基本的には同盟国に対する安心供与の文脈を強く伴った取り組みであった。

以上の点から、今後日本国内への米国の戦域核<sup>63</sup>の「持ち込み」が議論の対象となる可能性がある。事実、筆者の所属する笹川平和財団では2025年6月に「日米同盟における拡大抑止の実効性向上を目指して―「核の傘」を本物に」と題する政策提言<sup>64</sup>を行っており、その【提言2】において「(日米) 共同計画実現のための、非核三原則第3項『持ち込ませず』の見直し』を謳っているが、その意味するところは、日米同盟は今後、核を含めた拡大抑止の実効性向上のために、運用面に関する平時からの協議や共同作戦計画の実現に踏み込んでいく必要があるが、そのためには日本が国内への核「持ち込み」を認めないという従来の方針はもはや許容できず、今後は「持ち込ませず」を「撃ち込ませず」に改める形で、日本国内への米国の核持ち込みや日米間の核共有の取り組み等を検討すべきである、そうであればこそ、米国の戦域核の作戦上の選択肢に関して、日本政府として発言権を得ることができる、というものであった。

周知の通り、「非核三原則」は「国是」とも呼ばれるが、その実態としては1971年以来の通算6回の国会決議である<sup>65</sup>。つまり政府(行政府)を法的に拘束する「法律」ではなく、立法府の意思表示としての「国会決議」に過ぎない。よって、これに政府が同意する間は「国是」としての意味を持ち得るとしても、政府の判断や決定がこれに究極的に拘束されるという性質のものではない。故に、民主党政権時の岡田克也外相(当時)はかつて、「本当にぎりぎりの局面になれば、我々は非核三原則を守る、堅持する、その方針を変えませんが、しかし、最終的には、それは国を、国民の命をどう守るかという話でありますから、そのときの政権がぎりぎりの判断をどうするか、大事なことは、きちっと国民に説明する、そういうことだと私は思っております」と答弁して<sup>66</sup>、究極的な判断は時の政権がその時の状況を踏まえて国民への説明を伴う形で行う、という姿勢を明らかにしたのである。この見解は、その後の自民党中心の政権も引き継いでいるとされる。

むろん、3原則のうち「持たず」「作らず」についてはNPT条約及び原子力基本法(=原子力

62 Denis Healey, *The Time of My Life*, London: Norton, 1989, p.243.

63 論理的には米国の戦略核の持ち込みも考えられ、実際に米国のSSBNが韓国の釜山に寄港(2023年7月18日)したような事例も存在するが、SSBNの同盟国への寄港はSLBMの射程やSSBNの位置秘匿の観点からむしろ戦略核としての運用制約を生み出すため、あまり好ましい措置とは言えない。よって本稿では戦略核の持ち込みに限定した議論とする。

64 笹川平和財団「日米同盟における拡大抑止の実効性向上を目指して―「核の傘」を本物に」2025年6月。  
<https://www.spf.org/jpus-j/news/20250530.html>

65 「(参考)非核三原則に関する国会決議」外務省ホームページ。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/gensoku/ketsugi.html>

66 第174回国会・衆議院外務委員会(平成二十二年三月十七日)における岡田外相答弁。

の平和利用を定めた第2条)が法的な歯止めになるから、政府単独の判断では変えられないが、「持ち込ませず」に関してはその限りではない、ということである。

このように、SPC報告書提言の戦域核配備の文脈に伴い、今後、日本国内への核「持ち込み」を巡る議論(ひいては日米間の「核共有」を巡る議論まで)が活発化する可能性がある。しかしこれを具体化する上で様々な政策上の課題があることも事実であり、筆者は以前、これについて「押さえておくべきポイント」として次の6点を指摘した<sup>67</sup>。本稿で簡潔に再掲する。

第一に、「核共有及び核持ち込み」の取り組みは長期的課題である、ということである。既に述べた通り、中国の核軍拡は2035年までに1,500発程度の水準に到達する可能性があるが、その時点でも米国は戦略核弾頭の「アップロード」によって最大3,500発もの配備済み弾頭数を確保し得る。米国の拡大抑止の信憑性への不安は(第二次トランプ政権以降の対外政策の変化という根本的な文脈を別にすれば)足元で直ちに生じるものではなく、中長期で取り組むべき課題である。

第二に、「核共有及び核持ち込み」の文脈を越えて、拡大抑止の実効性向上の取り組み自体がそうであるが、これを日米二国間のベースでやるのか、何らかの多国間枠組みでやるのか、検討する必要がある。根本的には日米二国間の取り組みになる可能性は高いが、それを越えて多国間の枠組みで協議等を通じた共通の認識作りをすることは可能であろう。中心軸を二国間に置きつつ、多国間でやれることも同時に検討すべきである。

第三に、「核共有」や「核持ち込み」が具体的に何を意味するかを明確にすべきである。「核共有」と言っても、「核持ち込み」を伴わない「意思決定の共有(NATOの核計画グループ=NPGのようなもの)」のみを指すとする言説<sup>68</sup>も存在するが、「核共有」に対する認識をそのような限定的なものとして捉えるか、それとも「NATO型の核共有<sup>69</sup>」のように「核持ち込み」を必須のものとして考えるかで大きな相違が存在する。この点の整理が必要である。

第四に、インド太平洋戦域において最適な「核共有」や核「持ち込み」の姿を論じる必要がある。仮に「核共有」とは「持ち込み」を要する「ハードウェア方式」であると整理したとしても、「NATO型の核共有」の姿をそのままインド太平洋戦域に適用することは、不適切である。その理由は、既に述べたように、欧州の戦域とインド太平洋の戦域では陸上主体か、海空が主体か、という相違があるからである。この点について、既に米国の戦域核配備の姿は、爆撃機によるLRSO運用とSSNによるSLCM-N運用が組み合わされる形になるであろうと述べたが、日本への「持ち込み」や日本国内での「核共有」に当たっても、これに対応した措置が必要となる<sup>70</sup>。

67 福田潤一「『核共有及び核持ち込み』の議論で押さえておくべきポイント」

68 自民党の石破茂氏は首相になる前の自民党総裁選の候補者ネット討論会において、「核共有というのは意思決定の過程を共有しましょうってこと」「非核三原則に触れるものでも基本的にはない」と述べた経緯がある。【自民党総裁選2024】候補者ネット討論会 主催：ニコニコ、2024年、9月16日。

69 岩間陽子はこれを「アメリカが核兵器を同盟国領内に保管し、当該同盟国は、戦時になればその核兵器を運用する予定の運搬手段を保有しており、戦時になってNATOでその核兵器を使用する決断が下されれば、アメリカが核兵器を同盟国に供給し、同盟国がその核兵器を自国の運搬手段に載せて使用する制度」と定義する。岩間陽子編『核共有の現実：NATOの経験と日本』信山社、2023年、p.4。

70 ただし、核「持ち込み」の態様が単なる核搭載船の寄港(transit)に留まらず、より恒久的な日本領域内への配備を伴うもの(introduction)になるとすれば、その場合は前述の岡田外相答弁の緊急時の「持ち込み」の判断を越えるものとなるため、より踏み込んだ対応が必要になるかもしれない。

第五に、そもそも「核共有及び核持ち込み」がなぜ必要なのかを明確にする必要がある、ということである。米国の戦域核配備は抑止の信憑性の維持と向上のため重要であると述べたが、インド太平洋戦域の特徴を踏まえれば、必ずしも同盟国への「持ち込み」を伴わない可能性がある」と述べた。しかし同時に、戦域核戦力の運用拠点の分散や、同盟国への安心供与の文脈を考えると、配備が全く不要という訳ではないことも指摘した。よって、これらの点を勘案しつつ、そもそも「核共有及び核持ち込み」がなぜ必要なのかを明確にすることが、今後の日米にとっての課題となろう。

最後に、「核共有及び核持ち込み」に関連した付随的課題をよく検討する必要がある、ということである。この中には多種多様な課題が含まれ得るが、上記「非核三原則」をどんな形で乗り越えていくのか（時の政権の判断か、それとも国会決議の見直しか）、戦域核を「持ち込む」先の自治体や住民の説得をどのように行うのか、単なる「寄港」に留まらず「配備」や「備蓄」まで踏み込んでいくのか、基地警備や安全確保の取り組みをどうするのか、米国との費用分担をどうするのか、「核共有」まで行く場合には日本が核兵器を運用することの法的な課題をどうクリアするか、運用面の詳細をどう詰めるか、NC3の構築をどのように行うか、等、数多くの課題を解決する必要がある。これらの事前検討が必要となろう。

いずれにせよ、SPC報告書提言が実現され、米国が戦域核配備に実際に着手していくとなれば、こうした日本国内への核「持ち込み」を伴う課題への検討も同時に必要になるであろう。

## おわりに

本稿では2035年までを念頭においた、米国の将来の戦略態勢に関わる課題について検討した。米国は現在、核を含む将来の戦略態勢を策定するにあたって重大な岐路に立っており、その背景には中国の核軍拡を契機とした、中ロ双方を同時に抑止し得る態勢を整備しなければならないという「二つの競争相手問題」への直面があることを指摘した。これを前提に米国では「戦略態勢委員会」の最終報告書の提言に沿う形での戦略態勢の再調整及び核戦力の近代化の努力が進められており、本稿ではその実現可能性を巡る課題や、日本への影響等についても検討を行った。結論としては、SPC報告書提言の内容は、種々の課題はあるとしても、特にその戦略核弾頭の「アップロード」に関しては当面、概ね問題なく採用され、実現される可能性が高いと言える。また、日本への影響については、提言中の戦域核配備が今後、滞りなく進むか否かに左右されるところが大きいと言えよう。

よって、日米の拡大抑止の実効性向上の観点から言えば、今後、米国がこのような戦略態勢の再調整ないし核戦力の近代化を行っていくことを前提に、日本として同盟の抑止力強化のために何を行うことができるかを考えることが肝要であろう。そうした取り組みの中には、米国が戦域内で「安定・不安定性のパラドックス」を引き起こさないために、中国との間で戦略的安定性（ないし相互脆弱性）の認識を持つことがないように日本から働きかけていくことが含まれるであろうし、また日本として「非核三原則」の第3項「持ち込ませず」の見直しを含めて、今後米国との間で核の運用面に関する平時からの協議や共同作戦計画の実現に踏み込んでいく、その結果として戦域内の不安定化を回避する努力を行う、ということも含まれるであろう。これらの取り組みは2035年を見据えた中長期の課題ではあるが、今すぐに検討や対応を開始すべきものであ

る。

ただし、同時に忘れてはならないのは、第二次トランプ政権以降の米国の対外政策の変化が、同盟国にとっての今後の拡大抑止の信憑性に関する不安を拡大する可能性である。既に述べたように、第二次トランプ政権はもはや同盟国を重視しつつ中口に対抗するという伝統的な米国の対外政策のロールモデルから逸脱しており、これが後続する政権の方針を含めて永続的なものにならないとも限らない。今の米国が直ちに台湾海峡有事への不干渉を宣言したり、同盟国を「見捨てる」旨の表明を行うという話ではないが、日本を含む同盟国は、今後継続して従来とは異なる米国の対外方針に拡大抑止上の不安を抱かざるを得ないであろう。結果として、どこかの時点で「プランB」を検討せざるを得なくなる可能性も否定できない。SPC報告書提言の実現可能性とはまた別の文脈において、日本は常に米国の拡大抑止の信憑性を巡る問題に敏感であり続ける必要があるだろう。



# 核軍備管理の課題と可能性

戸崎洋史

## はじめに

中国およびロシアの台頭と米国のパワーの相対的な低下という2010年代半ば以降のパワー移行 (power transition) は、米中露による大国間競争と、これら3カ国が深く関与する北東アジア、欧州、中東および南アジアといった地域での地政学的競争の激化は、戦略的非核戦力や核・非核両用技術の発展とも相まって、多くが冷戦期から続く争点での武力衝突とその紛争規模拡大、さらには意図的あるいは偶発的な核兵器使用へのエスカレーションの可能性が一層高まることへの懸念を強めてきた。さらに、2022年2月のロシアによる核恫喝を伴うウクライナ侵略は、戦略レベルでの核抑止の安定が戦域レベルでの武力行使の可能性を高めるとの安定・不安定逆説 (stability-instability paradox)、あるいは「核の影 (nuclear shadow)」の下での力による一方的な現状変更といった、戦略的競争下で西側諸国が懸念してきた事態が現実化したものでもあった。

この間、核保有国・同盟国は、国家目標の実現や国家安全保障の維持における核抑止の重要性を (改めて) 高めてきた。中国やロシアは、多様な運搬手段の開発・配備をはじめとした核戦力近代化を10年以上にわたって積極的に推進し、このことが両国による力による一方的な現状変更への懸念を惹起させる一因にもなった。米国をはじめとした西側核兵器国・同盟国は冷戦終結以降、核抑止への依存の低減と核軍備管理の推進を模索してきたが、安全保障および核の脅威の高まりを受けて、2010年代末頃には「核の忘却」の終わりが論じられ始めた<sup>1</sup>。

他方で、実質的な核軍拡競争が始まり、安全保障環境の悪化とともに核兵器の意図的・偶発的な使用可能性も高まりつつある状況だからこそ、核兵器がもたらしうる脅威を低減し、核軍拡競争を抑制し、あるいは抑止関係を安定化させる必要があるとして、緊張状況にあるなかでも競争や抑止関係にルールやガードレールを設けるべく、核リスク低減 (核兵器国は戦略的リスク低減とも称している<sup>2</sup>) を含む核軍備管理の推進と実施を求める議論も高まった。

1 秋山信将、高橋杉雄編『「核の忘却」の終わり—核兵器復権の時代』勁草書房、2019年などを参照。

2 核問題にかかるリスク低減について、非核兵器国は「核リスク低減」、核兵器国は「戦略的リスク低減」という言葉を主として用いている。これらは、特に当初は明確に意味が区分されていたわけではなかったが、概ね、戦略的リスク低減が核抑止に伴うリスクを対象とし、偶発的あるいは意図せざる核兵器の使用可能性を低減しつつ安定化を図ることに焦点を当てるもの (より狭義のリスク低減) として論じられるのに対して、核リスク低減は意図的および偶発的の双方で核兵器の使用可能性を低減すべくあらゆる措置を講じるもの (より広義のリスク低減) として捉えられてきたとされる。United Nations Institute for Disarmament Research (UNIDIR), “Restoring Confidence Across Today’s Nuclear Divides: Symposium Report,” UNIDIR, 2021, p.10 などを参照。

W・ウォーカー（William Walker）によれば、核の秩序（nuclear order）は「管理された抑止のシステム（a managed system of deterrence）」と「管理された自制のシステム（a managed system of abstinence）」という2つの相互補完的な協調システムによって構成されてきた<sup>3</sup>。ウォーカーは別の著書で、核の秩序の「将来にとって重要な問題は、現在および新興の大国が、その構造的パワーを核分野で同じような方向に向けて秩序戦略の収束をもたらすのか、あるいは互いに反発し合うのかということである」<sup>4</sup>とも論じたが、現状は後者に向かっており、本報告書の他の論考が示すように抑止関係は大きく動揺し、核軍備管理の停滞・逆行も従前以上に顕著になってきた。

本章では、核軍備管理の再活性化に向けた近年の取り組みと、それにもかかわらず核軍備管理が停滞・逆行してきた状況を概観したうえで、核軍備管理の再活性化に向けた課題について、国際関係を構成する主要な三要素であるパワー、利益および価値・規範の観点、ならびに抑止とリスク（低減）の関係といった観点から分析し、最後に核軍備管理に対する日本の今後のアプローチについて考察することとしたい。

## 1. 戦略的競争下の取り組みと後退<sup>5</sup>

### （1）核軍備管理再活性化の取り組み

米露が締結した新戦略兵器削減条約（新START）が2011年2月に発効した後、核保有国は実質的な核軍備管理措置を新たに合意できないまま、15年近くが経過した。この間、日本を含め非核兵器国はそれぞれの関心事項や安全保障利益なども背景に、核保有国に対して核軍備管理の再活性化を繰り返し求めてきた。

2017年には、一部の非核兵器国、ならびに核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）をはじめとするNGOや被爆者団体などのイニシアティブにより、核兵器の法的禁止を定めた核兵器禁止条約（TPNW）が成立した。条約推進派が企図したのは、核兵器の非人道性の観点から核兵器禁止規範を確立し、核兵器に悪の烙印（stigmatization）を押し、世論も巻き込んで核保有国・同盟国に圧力をかけ、核軍備管理・軍縮を推進することであった。しかしながら、核保有国・同盟国は当初から条約に反対して署名しておらず、少なくとも現時点までに、TPNWの成立によっても核兵器の削減をはじめとした実質的な核軍備管理措置の実施はもたらされていない。

核軍備管理の停滞が続くなかで、2010年代末頃から注目されたのが核リスク低減であった。その契機となったのは、スウェーデンのイニシアティブで日本を含む16の非核兵器国により2019年9月に発足したストックホルム・イニシアティブによる提言である<sup>6</sup>。ストックホルム・イニシアティブの関心は核兵器のない世界に向けた核軍備管理・軍縮の全般にわたるが、発足時の閣僚宣

3 William Walker, "Nuclear Order and Disorder," *International Affairs*, Vol.76, No.4, October 2000, p.706-707.

4 William Walker, *A Perpetual Menace: Nuclear Weapons and International Order*, Routledge, 2012, p.8.

5 核軍備管理の動向に関しては、年次報告書の日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター編『ひろしまレポート－核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る動向』の各年版（本章執筆者が「核軍縮」の執筆を担当）などを参照。

6 スtockホルム・イニシアティブの概要や経緯については、Government Offices of Sweden, "Stockholm Initiative for Nuclear Disarmament," April 25, 2024. <https://www.government.se/government-policy/foreign-and-security-policy/stockholm-initiative-for-nuclear-disarmament/>

言には、「核兵器のいかなる使用のリスクも低減する方法」が具体的提案の1つとして明記された<sup>7</sup>。2022年7－8月の第10回核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議には、ストックホルム・イニシアティブとして21カ国による作業文書「核リスク低減パッケージ」<sup>8</sup>を提出した。

日本も、岸田文雄首相（当時）が主導して核軍備管理の推進を積極的に提唱した。岸田首相は、現職の日本の首相として初めて第10回NPT運用検討会議で一般討論演説を行い、「『核兵器のない世界』という『理想』と『厳しい安全保障環境』という『現実』を結びつけるための現実的なロードマップの第一歩」として、5つの行動—核兵器不使用の継続の重要性の共有、透明性の向上、核兵器数の減少傾向の維持、核兵器の不拡散および原子力の平和的利用、ならびに被爆の実相に対する正確な認識の世界への拡大—を基礎とする「ヒロシマ・アクション・プラン」を打ち出した<sup>9</sup>。また、2023年5月にはG7サミットを広島で開催し、「核軍縮に特に焦点を当てた初のG7首脳文書」である「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」<sup>10</sup>の採択を主導した。

この間、NPT上の5核兵器国は2022年1月に共同声明を発出し、「核兵器国間の戦争を回避し、戦略的リスクを低減することが、我々にとって最も重要な責務だと考えている」としたうえで、「核戦争に勝者はありえず、核戦争を決して戦ってはならないことを確認」した。しかしながら、具体的なリスク低減措置として共同声明で言及されたのは核兵器の照準解除（de-targeting）だけであり、「我々はそれぞれ、未承認の、あるいは意図せざる核兵器の使用を防止すべく、国家としての措置を維持し、さらに強化する意図がある」と述べるにとどまった。それ以外の核軍備管理についても、NPT第6条へのコミットメントや、「すべての人のための安全保障が損なわれることのない核兵器のない世界という究極的な目標」などに言及したが、核兵器国が実施する具体的な取り組みには触れていない<sup>11</sup>。5核兵器国はこれに先立ち、NPT運用検討会議に向けた作業文書「戦略的リスク低減」を提出し、戦略的リスク低減に含まれる要素や既存の取り組みを概略したが、ここでも核兵器国がさらに講じる（べき）具体的措置への言及はなかった<sup>12</sup>。

核リスク低減については、核軍備管理の推進が一層厳しさを増すなかでも、核兵器の使用可能性を低減するという相対的に容易に合意可能な措置から議論・実施することを通じて、さらなる核軍備管理のための基盤を構築することにつながることも期待された。実際に、冷戦期の米ソは激しい核軍拡競争を展開するなか、1962年のキューバ危機で全面核戦争の深淵を覗いた後、1963年のホットラインの設置や1971年の事故措置協定（事故、不明、未承認による核兵器使用の事態

7 “Ministerial Declaration,” The Stockholm Ministerial Meeting on Nuclear Disarmament and the Non-Proliferation Treaty, Stockholm, June 11, 2019. <https://www.government.se/contentassets/69558f7f0bbc48c0ad2a2c0e70e7ca9a/ministerial-declaration---the-stockholm-ministerial-meeting-on-nuclear-disarmament-and-the-non-proliferation-treaty.pdf>

8 NPT/CONF.2020/WP.9/Rev.1, August 12, 2022.

9 Fumio Kishida, “Statement,” General Debate at the 10th NPT Review Conference, August 1, 2022. <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100376851.pdf>

10 “G7 Leaders’ Hiroshima Vision on Nuclear Disarmament,” May 19, 2023. <https://www.mofa.go.jp/files/100506518.pdf>

11 “Joint Statement of the Leaders of the Five Nuclear-Weapon States on Preventing Nuclear War and Avoiding Arms Races,” January 3, 2022. <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/01/03/p5-statement-on-preventing-nuclear-war-and-avoiding-arms-races/>

12 NPT/CONF.2020/WP.33, December 7, 2021.

を他方に通報)、1972年の海上事故防止協定 (INCSEA) といった核リスク低減措置に合意し、そこでの協議や交渉が1972年の弾道弾迎撃ミサイル制限条約 (ABM条約) や第一次戦略兵器制限暫定協定 (SALT I) の締結をもたらす一因にもなった。B・ザラ (Benjamin Zala) は、以下のようにも述べている。

初期段階における非公式な軍備管理の取り組みは、安全保障上の懸念に包括的に対応したり、核兵器使用のリスクを即時的に低減したりする必要はない。それでも有用であり得る。こうした取り組みが安心供与の実践を再び常態化させるものであれば、将来の軍備管理やその他の抑制的政策が実施される環境を改善することができる。学者たちが長年にわたり指摘してきたように、たとえ控えめな措置であっても、軍備管理は成果というよりも、むしろプロセスとして意義を持ち得る。……このような議論は、少なくとも両当事者が抑止態勢の一環として安心供与の実践に関与する意思を有していることを、抑制に関する問題を議論するという行為それ自体を通じて示すことを可能にする。かかる対話が継続的に行われるならば、各当事者が相手の真の懸念事項を特定することが可能となり、将来的な安全保障ジレンマを緩和する可能性を開くことにもつながり得る<sup>13</sup>。

## (2) リスク低減・軍備管理の停滞・後退

戦略的競争下では、すべての脅威に協力的アプローチで対処できるわけではないものの、「敵対の文脈 (敵対し、軍事力の運用活動が増加することで、誤解や誤算に伴うリスクが最大になる) においてこそ戦略的リスク低減は重要」<sup>14</sup>である。2022年2月のロシアによるウクライナ攻撃開始後も、リスク低減措置は一定程度実施されてきた。たとえば、米露間ではウクライナ戦争開戦直後の3月1日に、米露の双方の軍の間に衝突回避のためのホットライン (deconfliction hotline) が設置された<sup>15</sup>。また、米国がロシアに対して、核兵器を使用した場合には相応の結果を招くことになると、非公式の接触手段を通じて警告したことが同年9月に報じられた<sup>16</sup>。11月には、W・バーンズ (William Burns) 米中央情報局 (CIA) 長官とS・ナルイシキン (Sergey Naryshkin) 露対外情報局長官がアンカラで会談し、バーンズ長官がロシアによる核兵器使用の可能性やその威嚇への対応についてロシア側に警告したとも報じられた。

戦略運搬手段の発射実験に関しても一定の措置が講じられた。米国は2022年3月および4月の2回にわたって、ロシアによる誤解を回避すべく、実施予定だったミニットマンⅢ大陸間弾道ミ

---

13 Benjamin Zala, "Nuclear-Conventional Entanglement in Northeast Asia: The Case for Crisis Management Interoperability," *Journal for Peace and Nuclear Disarmament*, Vol.7, No.1, 2024, p.125.

14 Corentin Brustlein, "Strategic Risk Reduction between Nuclear-Weapons Possessors," *Proliferation Papers*, No.63, January 2022, p.55.

15 Tara Copp, "US, Russia Agree to Deconfliction Hotline As Putin's Attack on Ukraine Escalates," *Defense One*, March 3, 2022. <https://www.defenseone.com/threats/2022/03/us-russia-agree-deconfliction-hotline-putins-attack-ukraine-escalates/362750/>

16 「米、ロシアに核兵器投入で警告 非公式接触で過去数カ月間」『CNN』2022年9月24日。 <https://www.cnn.co.jp/world/35193681.html>

サイル（ICBM）の発射実験を延期した<sup>17</sup>。米国は8月にも、台湾周辺で軍事演習を開始した中国との緊張の高まりを回避するため、ICBM発射実験を延期したと発表した<sup>18</sup>。ロシアは、4月のICBM発射実験や10月の核軍事演習「グロム」について米国に事前通告し、米国も9月のICBM発射実験についてロシアに事前に通告した。ロシアは後述のように2023年2月に新STARTの履行停止を決定したが、1988年に米ソが署名したミサイル発射通報制度にしたがってICBMおよびSLBMの発射に関する通告を米国と交換し続けるとした<sup>19</sup>。中国も2024年9月のICBM発射実験に際して、関係国に事前通告したことを明らかにした<sup>20</sup>。

しかしながら、核リスク低減がそれ以上に進展したわけではなかった。ロシアは第11回NPT運用検討会議に向けた2024年7月の第2回準備委員会で、核リスク低減には「平等性、不可分の安全保障、ならびに核心的利益の相互尊重という原則」が不可欠だと述べつつ<sup>21</sup>、米国の行動について、「米国以外の国には何の利益ももたらさない不公平な軍備管理や戦略的リスク低減策を他方に押し付けようとする米国の偽善性を浮き彫りにしている」と批判し、「平等原則を否定し、ロシアの安全保障上の利益を尊重する意思を示さない米国および米国主導の北大西洋条約機構（NATO）が、露骨に敵対的な対露政策を放棄するまで、ロシアにとって西側諸国との戦略対話は意味がない」<sup>22</sup>と主張した。また、ロシアは同年10月には米国やNATOとの間で緊急ホットラインは維持されていると述べたものの<sup>23</sup>、11月になるとD・ペスコフ（Dmitry Peskov）報道官はこのホットラインが使用されていないと明らかにした<sup>24</sup>。

米中間では、2023年11月に軍備管理問題に関する協議が約5年ぶりに開催され、2024年4月には「軍事海事協議協定（MMCA）」に基づく作業部会協議（2021年以来初）も実施されたが、米国による台湾への武器売却を理由に、2024年7月に中国はその後の米国との軍備管理協議を拒否し<sup>25</sup>、米国が提示した戦略的リスク低減の提案－ミサイル発射の通告、危機管理ホットライン、

17 Jake Thomas, "U.S. to Ease Nuclear Tensions with Russia, Cancel 'Minuteman' Missile Tests," *Newsweek*, April 1, 2022. <https://www.newsweek.com/us-ease-nuclear-tensions-russia-cancel-minuteman-missile-tests-1694406>

18 "U.S. Delays Minuteman III Missile Test over Taiwan Tensions," *Reuters*, August 5, 2022. <https://www.reuters.com/world/us-delays-minuteman-iii-missile-test-amid-tensions-over-taiwan-wsj-2022-08-04/>

19 "Foreign Ministry Statement in Connection with the Russian Federation Suspending the Treaty on Measures for the Further Reduction and Limitation of Strategic Offensive Arms (New START)," Ministry of Foreign Affairs of Russia, February 21, 2023. [https://mid.ru/en/foreign\\_policy/news/1855184/](https://mid.ru/en/foreign_policy/news/1855184/)

20 「中国国防省『ICBM発射は訓練 核戦力は必要最低レベルを維持』」『NHK』2024年9月26日。 <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240926/k10014593351000.html>

21 "Statement by Russia," General Debate, Second PrepCom for the 11th NPT RevCon, July 23, 2024.

22 "Statement by Russia," Cluster1, Second PrepCom for the 11th NPT RevCon, July 25, 2024.

23 Guy Faulconbridge and Lidia Kelly, "Russia Says Emergency Hotlines with US and NATO Remain as Nuclear Risks Rise," *Reuters*, October 8, 2024. <https://www.reuters.com/world/europe/russia-says-emergency-hotlines-with-us-nato-remain-nuclear-risks-rise-2024-10-08/>

24 「米国とのホットライン、現在『使用されていない』 ロシア」『CNN』2024年11月20日。 <https://www.cnn.co.jp/world/35226367.html>

25 Unshin Lee Harpley, "China Halts Nuclear Arms Control Talks with US: Why and What's Next," *Air & Space Forces Magazine*, July 19, 2024. <https://www.airandspaceforces.com/china-halts-nuclear-arms-control-talks-us/>

宇宙空間での紛争防止に関するリスク低減策<sup>26</sup>にも実質的な回答を示さなかった<sup>26</sup>。

米国は2024年のNPT準備委員会で、「(他の4核兵器国に対して)核兵器国間の危機管理コミュニケーションの確立、弾道ミサイル発射通告の正式化、核兵器の指揮・統制・使用にかかる人間関与(ヒューマン・イン・ザ・ループ)の維持の約束など、リスク低減のための措置を提案した。2つの核兵器国が、このアジェンダにまだ実質的に関与していないことを遺憾に思う」<sup>27</sup>(括弧内引用者)と発言し、中露を批判した。また、米国、英国およびフランスは、核兵器使用に関する決定を人工知能(AI)に委ねないとの「明確で強い約束」を行い<sup>28</sup>、米中も11月16日の首脳会談で、「核兵器使用の決定について、人間による管理を維持する必要性を確認」した<sup>29</sup>。しかしながら、ロシアはそうしたコミットメントについて明言していない。

宇宙空間への核兵器の配備をめぐる問題でも、核兵器国間の亀裂が明らかになった。日米が2024年4月に共同で提出した宇宙空間に核兵器を配備しないよう求める国連安全保障理事会決議案に対して、ロシアは拒否権を行使し、中国は棄権した。日米は、宇宙条約を「遵守する義務を再確認する」こと、「地球周回軌道や宇宙空間への配備を目的とした核兵器や大量破壊兵器の開発をしないよう求める」ことなどを盛り込んだ決議案「宇宙空間における大量破壊兵器」を国連総会に提出し、賛成167で採択されたものの、イラン、北朝鮮、ロシア、シリアが反対し、中国など6カ国が棄権した<sup>30</sup>。

上述のような核リスク低減措置以外の核軍備管理についても、状況は深刻さを増していった。2022年の第10回NPT運用検討会議では、ロシアの反対により前回(2015年)に続いて最終文書採択できなかった。そのロシアは2023年2月、米国による敵対的な政策などを理由に、新STARTに関してデータ交換および現地査察を含む検証措置の履行停止を決定した<sup>31</sup>。ロシアは、条約の数的制限については遵守を継続するとし、また米露間のミサイル発射通報制度(1988年)にしたがってICBMおよびSLBMの発射に関する通告を引き続き米国と交換することも明らかにしたが<sup>32</sup>、米国が行動を改めるまでは新STARTの履行停止について再検討する可能性はないと明

---

26 Xiaodon Liang and Shizuka Kuramitsu, "China Silent on U.S. Risk Reduction Proposals," *Arms Control Today*, June 2024. <https://www.armscontrol.org/act/2024-06/news/china-silent-us-risk-reduction-proposals>

27 "Statement by the United States," General Debate, Second PrepCom for the 11th NPT RevCon, July 22, 2024.

28 Greg Torode, "US Officials Urges China, Russia to Declare Only Humans, Not AI, Control Nuclear Weapons," *Reuters*, May 2, 2024. <https://www.reuters.com/world/us-official-urges-china-russia-declare-only-humans-not-ai-control-nuclear-2024-05-02/>

29 "Readout of President Joe Biden's Meeting with President Xi Jinping of the People's Republic of China," November 17, 2024. <https://china.usembassy-china.org.cn/readout-of-president-joe-bidens-meeting-with-president-xi-jinping-of-the-peoples-republic-of-china-3/>

30 A/RES/79/18, December 2, 2024.

31 "Presidential Address to Federal Assembly," February 21, 2023. <https://www.en.kremlin.ru/events/president/transcripts/70565>

32 "Foreign Ministry Statement in Connection with the Russian Federation Suspending the Treaty on Measures for the Further Reduction and Limitation of Strategic Offensive Arms (New START)," Ministry of Foreign Affairs of Russia, February 21, 2023. [https://mid.ru/en/foreign\\_policy/news/1855184/](https://mid.ru/en/foreign_policy/news/1855184/)

言した<sup>33</sup>。これに対して、米務省は2024年1月に公表した新STARTの履行に関する議会への年次報告書で、検証措置などが実施されなかったため、ロシアが「新STARTの対象となる運搬手段に配備された弾頭数を1,550に制限するという義務を遵守し続けたことは確認できなかった」とした<sup>34</sup>。

また、V・プーチン（Vladimir Putin）大統領は2023年10月、米国が包括的核実験禁止条約（CTBT）に未批准であるのに対して、ロシアは批准もしていると述べたうえで、ロシア議会が批准を撤回することも理論的には可能だと発言した<sup>35</sup>。ロシア議会は上下院ともに全会一致で批准撤回の法案を可決し、プーチン大統領も11月2日に法案に署名した。

米中露による核軍備管理協議も進展が見られなかった。J・バイデン（Joseph Biden）政権期に、米国は中露に対して前提条件なしで二国間協議を行うよう提案したものの<sup>36</sup>、ロシアは、米国のロシアに対する「敵対的な政策」の変化なしには協議を受け入れないと主張した<sup>37</sup>。中国も、「（米露は）核軍縮に対する特別なかつ主要な責任を果たし続け、新STARTの履行を再開し、その後の取極について協議し、さらに、検証可能で不可逆的かつ法的拘束力のある方法で核兵器を大幅かつ実質的に削減し、他の核兵器国が核軍縮プロセスに参加するための条件を整えなければならない」<sup>38</sup>（括弧内引用者）と従来の主張を繰り返し、米国との協議には応じなかった。

この間、核保有国による質的・量的な核戦力近代化は進み、実質的な核軍拡競争が展開されている。世界の核弾頭数は漸減が続いているが、ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）は、退役したものを除く核弾頭数（軍事的ストックパイル）が2023年の9,576発から2024年には9,585発に、また作戦部隊に配備されている核弾頭数についても同様に3,844発から3,904発に、それぞれ増加したとの分析を明らかにした<sup>39</sup>。なかでも、中国は近年、核兵器保有数の増加のペースを加速化しつつあり、米国防総省は2024年12月に公表した『中国の軍事力に関する年次報告』で、「中国が2030年までに運用可能な核弾頭を1,000発以上保有し、その多くが即応性のより高いレベ

33 “Russia Will Not Rejoin Nuclear Treaty Unless U.S. Changes Ukraine Stance - Deputy Foreign Minister,” *Reuters*, March 1, 2023. <https://www.reuters.com/world/europe/russia-will-not-rejoin-nuclear-treaty-unless-us-changes-ukraine-stance-deputy-2023-03-01/>

34 U.S. Department of State, “Report to Congress on Implementation of the New START Treaty,” January 31, 2024. <https://www.state.gov/2023-report-to-congress-on-implementation-of-the-new-start-treaty/> 同時に、「米国は、ロシアが新STARTの条項を遵守しているとは認定できないが、本報告書に明記されたロシアの不遵守が米国の国家安全保障上の利益を脅かしているとは判断していない」とも結論づけた。

35 “Putin Says Russia Has Tested Next-Generation Nuclear Weapon,” *Reuters*, October 6, 2023. <https://jp.reuters.com/article/world/putin-says-russia-has-tested-next-generation-nuclear-weapon-idUSKBN3151I5/>

36 “Statement by the United States,” Cluster 1, Second PrepCom for the 11th NPT RevCon, July 24, 2024 などを参照。

37 Guy Faulconbridge and Dmitry Antonov 「ロシア、米が示唆した核軍縮めぐり二国間協議に冷たい反応」『ロイター』2024年3月21日。 <https://jp.reuters.com/world/security/NVW7KF4QBVKRBPKEAYJRGCLW-TM-2024-03-21/> などを参照。

38 “Statement by China,” General Debate, Second PrepCom for the 11th NPT RevCon, July 24, 2024.

39 Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2024: Armaments, Disarmament and International Security*, Oxford: Oxford University Press, 2024, chapter 7.

ルで配備されると推定している」<sup>40</sup>との評価を示した。そうした核戦力増強には兵器用核分裂性物質の新規生産が必要になると見られているが、中国は5核兵器国の中で唯一、その生産モラトリアムを宣言していない。日本などが長年問題視してきた核問題に関する中国の透明性についても、中国は意図や戦略面の透明性を強調する一方で、保有する核戦力の種類や数、あるいは核戦力近代化の今後の具体的な計画など能力面に関しては、他の4核兵器国とは異なり、情報を一切明らかにしていない。

## 2. 推進に向けた課題－構造変化

### (1) 核をめぐる構図

安全保障および核をめぐる戦略的競争下の状況は、核リスク低減を含め核軍備管理の実施・推進を必要としつつもその実施・推進がより難しく、「軍備管理は必要な時には成立せず、成立する時には必要ない」というパラドックスを象徴する状況である。もとより、1945年に核兵器が国際場裡に登場して以来、核軍備管理の合意が実現した機会は多かったわけではなく、その停滞がむしろ「常態」であった<sup>41</sup>。しかしながら、なかでも2010年代半ば以降の戦略的競争の下で展開される核問題に対して、既存の核軍備管理アーキテクチャでは十分に対応できているとは言い難い。

既存の核軍備管理アーキテクチャは、冷戦期の米ソ二極構造を基盤として構築され、米ソ（露）が他を圧倒する規模の核戦力を保持し、その両国間では戦略核戦力が核抑止関係の中心的な構成要素となってきたことなどを与件としてきた。しかしながら、核問題の構図は大きく変容しつつある。中国が国際システムにおけるパワーだけでなく、2020年代に入って増強のペースが加速化する核戦力についても、2030年代には米露に比肩する能力を獲得する可能性がある<sup>42</sup>と見積もられ、三極の核大国関係が視野に入りつつある。また、現下の戦略的競争では、それら3つの（核）大国が関与する地域の争点で武力衝突が懸念され、そこでは戦略核戦力だけでなく、非戦略核戦力の重要性が高まっている。さらに、ミサイルなど一部の運搬手段は核・通常両用であり、また通常戦力の能力向上、宇宙・サイバー領域の重要性の高まり、人工知能（AI）など新興技術の急速な発展などとも相まって、核・非核の絡み合いが一層強まっている<sup>42</sup>。

既存の核軍備管理アーキテクチャを引き続き基盤とするか否かにかかわらず、今後の核軍備管理は、上述したような核兵器を巡る新しい構図を踏まえて再構成されていく必要がある。しかしながら、まさにそうした状況だからこそ、核大国をはじめとする主要なアクターが核軍備管理に合意するのは容易ではない。以下では、国際関係の基本的な要素であるパワー、利益、および価

40 The U.S. Department of Defense, "Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2024," December 2024, p.101. <https://media.defense.gov/2024/Dec/18/2003615520/-1/-1/0/MILITARY-AND-SECURITY-DEVELOPMENTS-INVOLVING-THE-PEOPLES-REPUBLIC-OF-CHINA-2024.PDF>

41 拙稿「新START後の核軍備管理の停滞」神余隆博、星野俊也、戸崎洋史、佐渡紀子編『安全保障論－平和で公正な国際社会の構築に向けて』信山社、2015年、133-134頁。

42 James M. Acton, "Escalation through Entanglement: How the Vulnerability of Command-and-Control Systems Raises the Risks of an Inadvertent Nuclear War," *International Security*, Vol.43, No.1, Summer 2018, pp.67-82などを参照。

値・規範といった観点から、核軍備管理アーキテクチャを戦略的競争下で再構成する難しさを考えてみたい<sup>43</sup>。

## (2) パワー

パワーに関しては、核軍備管理を主導できるパワーを持つ国が他国への誘因や強制によって実現をもたらす可能性が考えられるが、現下の戦略的競争下では、米国を含むいずれの大国もそれらを十分に他国に提示しうるだけのパワーを有していない。

また、核軍備管理条約・措置が合意・履行されるためには、これによって固定化される核戦力バランスに、主たる当事国が明示的・暗示的に受諾することが要件となる。しかしながら、パワー移行の過程では、そのパワーだけでなく、パワーの重要な構成要素の1つである核兵器をめぐるバランスも流動性が高まりうる。米国、中国およびロシアが自国にとって相対的に有利なパワーバランスの確立を企図し、あるいは相対的に不利なバランスが固定化されるのを回避したいと考えているとすれば、少なくともこれら3カ国間でパワーバランスにかかる一定の了解が醸成されるまで、核戦力バランスを固定化するような核軍備管理が合意されることも期待し難い。特に中国やロシアといった台頭する現状変更勢力は、自らにとって競争が明らかに有利または不利になったと考えるまでは、状況を一定程度固定化する核軍備管理への関心を高めないであろう。その両国は、米国による核軍備管理の提案について、中露の核戦略に制限を課すことで米国のパワー/核の優位を固定化する試みと捉え、これに対抗すべく核戦力を強化する必要があるとも考えているとされる<sup>44</sup>。

米中露が重視する核戦力には相違があることを考えれば、それらを包摂して合意が可能な核のバランスを計算することも必要になる。米ソは冷戦期に戦略核戦力に関する比較的単純な数的な均衡に基づいて核軍備管理条約に合意したが、これが可能だったのは、両国が配備する戦略核弾頭数が1991年の戦略兵器削減条約（START）の下でもそれぞれ6,000発を数え、抑止にかかる精緻な計算を必ずしも必要としないレベルであったためである。これに対して、もとより3カ国間でのバランスの合意は2カ国間のそれより極めて難しくなることは容易に予見でき、米中露が保有する核運搬手段の種類、数、多弾頭個別誘導再突入体（MIRV）化の有無や投射重量などを含む性能、配備箇所、ならびに地政学的競争への関与や利害関係の態様などを勘案して、3カ国が合意可能な核のバランスを計算するのは容易ではない。

多極のパワー/核のバランスは二極のそれよりも格段に図り難く、しかも現在の戦略的競争における多極化は、大国間（米中露）だけでなく、地政学的競争が展開される地域でも進行しており、輻輳的な多極化はパワー/核のバランスにかかる計算を一層複雑化させる。さらに、パワー/核のバランス計算の構成要素が、核兵器（戦略・非戦略）および戦略的非核戦力（通常兵器、ミ

43 これら3要素の観点から核軍備管理の動向を分析したものとして、拙稿「新START後の核軍備管理の停滞」133-154頁なども参照。

44 たとえば、Henrik Stålhane Hiim and Magnus Langset Trøan, "China's Atomic Pessimism and the Future of Arms Control," *War on the Rock*, June 21, 2021, <https://warontherocks.com/2021/06/chinas-atomic-pessimism-and-the-future-of-arms-control/>; Tong Zhao, "The Real Motives for China's Nuclear Expansion," *Foreign Affairs*, May 3, 2024, <https://www.foreignaffairs.com/china/real-motives-chinas-nuclear-expansion>などを参照。

サイル防衛、宇宙・サイバー領域など)の双方において多様化しており、関係するアクター間でそれらの能力面に大きな非対称性があることも、複雑化を一層助長する要因となっている。

### (3) 利益

第二に、核軍備管理が当事国にもたらしうる利益・不利益の観点である。強い利害関係を有する当事国が核軍備管理措置に相互に合意するためには、これへの参加によって将来の利益が高まるか、少なくとも損なわれないこと、予見される不利益が軍備管理への参加によって低減・回避できること、あるいは軍備管理への不参加によって不利益を被ることといった認識について、何らかの形で収斂することが要件の一つとなる。

しかしながら、現下の戦略的競争では、(若干単純化し過ぎではあるものの)現状維持と現状変更をそれぞれ志向する国の間で、直接的かつ相対的な利益が争点となるなかで、そうした利益を一定程度犠牲にしつつも、何らかの共通の利益(たとえば、冷戦期の米ソは全面核戦争による相互共倒れの回避を共通の利益と認識した)を見出させるかは分からない。特に、ある国家にとって、国家や政権の存立の観点から中核的と考える利益について、譲歩の余地は極めて限定されうる。関係当事国間のパワーや核戦力をめぐるバランスを含め、安全保障・核をめぐる状況は流動的で、利益・不利益にかかる認識がそれに伴い変動しうることも、利益の調整を難しくする。

また、厳しい競争が展開される状況では、一定の譲歩が他方に宥和とみなされ、さらなる攻勢を招きかねないと懸念する国は少なくない。米国は、少なくとも中露と比較すれば核問題で抑制的な対応を続けてきたが、その間に中露は核軍備管理に従事せず、あるいは合意に違反して、核戦力の強化を図ってきたとも考えている。B・ロバーツ(Brad Roberts)は、「(ロシアと中国は)米国の一方的な自制を戦略的安心供与の一形態としてではなく、宥和、ならびに米国の衰退と後退のシグナルとして解釈しているように見えることがある」<sup>45</sup>とも論じている。

さらに、核軍備管理への不参加や不遵守が利益をもたらす可能性にも留意する必要がある。ロシアは、中距離核戦力条約(INF条約)をはじめとして軍備管理条約への不遵守を躊躇せず、また新STARTやCTBTへの対応でもみせたように、米国を批判しつつ核軍備管理条約・措置や協議から離脱するという、軍備管理の「武器化」とも言える行為も繰り返してきた。プロパガンダとして、あるいは敵対国への圧力として、敵対国が受け入れがたいと考える軍備管理措置の推進を求めることもある。中国が米国に対して核兵器の先行不使用に関する協議を提案していることは、その一例に挙げられよう。

### (4) 価値・規範

第三に、価値・規範の収斂が核軍備管理合意をもたらす可能性である。核兵器禁止条約の成立をもたらした核兵器禁止規範に核保有国、ならびに拡大核抑止の下にある非核兵器国が合意することは、少なくとも予見しうる将来においては考えにくい。もちろん、特定の行動の制限や禁止に焦点を当てた価値・規範への合意が確立する可能性は皆無ではない。ただ、そこには国家安全

---

45 Brad Roberts, "The Next Chapter in US Nuclear Policy," *Washington Quarterly*, Vol.47, No.2, Summer 2024, p.14.

保障や中核的な国益が損なわれないという条件が常に付随する。先に述べたように5核兵器国は2022年1月の共同声明で、「核戦争に勝者はありえず、核戦争は決して戦ってはならない」という原則に言及したが、その直後の一文で、「核兵器の使用は広範囲に及ぶ結果をもたらすため、核兵器が存在し続ける限り、核兵器は防衛的な目的を果たし、侵略を抑止し、戦争を防止すべきである」とも明記した。

ロバーツは、国家指導者は核兵器に対して国家を防衛することと、核兵器の廃絶を目指すことという、核兵器に関連する2つの道徳的義務を担っているとしたうえで、「政策における道徳的文脈は、軍縮か防衛かといういずれか一方の道徳的義務に還元されるべきではない。倫理的な核政策とは、これら双方の義務に注意を払い、可能な限りそのバランスを図り、必要に応じていずれかを選択するものでなければならない<sup>46</sup>と指摘する。戦略的競争下では、核兵器に対して国家を防衛するという道徳的義務が優先されている。

また、アナーキーな国際社会において、パワーや利益による明確な裏付けのない価値・規範はしばしば侵害され、実効性も十分ではないことから、そうした価値・規範に国家安全保障や国益を委ねることは難しい。たとえば、ロシアによる核恫喝を伴うウクライナ侵略は、非核兵器国に対する消極的安全保証という、ロシア自身のコミットメントにも反する行為であった。そのロシアは、核不拡散義務に違反する北朝鮮からのミサイルなど軍事支援や戦闘員を受け入れるなど、対北朝鮮国連安保理決議に公然と違反しており、それは核不拡散規範を大きく侵食する行動でもある。価値・規範の課題については、以下のようにも論じられている。

規範に基づくアプローチによる軍備管理の主たる問題は、「外部者」や「妨害者」の行動に影響を及ぼす能力が限定的であるという点にある。また、責任ある行動の規範に各国の政策を収斂させていくことは、多くの軍備管理条約が備える遵守の測定や違反への責任追及を可能とする法的メカニズムが欠如している場合には、極めて困難となる。とりわけ核分野においては、核実験を行わない、あるいは核兵器を使用しないといった一般的な行動規範の有効性は極めて脆弱である。なぜなら、核保有国のうち一国による規範の拒否や逸脱が、国際的な状況を根本的に変化させる可能性があるためである。このように、規範に基づくアプローチだけでは、米露間の正式な軍備管理がもたらしてきた予見可能性や安定性に匹敵する効果を提供するには不十分である可能性がある<sup>47</sup>。

46 Brad Roberts, "Dealing with Moral Complexity in Nuclear Policy Making," Brad Roberts, ed., *Morality and Nuclear Weapons: Practitioner Perspectives*, Lawrence Livermore National Laboratory, 2023, p.31.

47 Lukasz Kulesa, "Strategic Arms Control Deadlock and the Possible Ways Out," Adérito Vicente, Polina Sinovets and Julien Théron, eds., *Russia's War on Ukraine: The Implications for the Global Nuclear Order*, Springer, 2023, p.117.

### 3. 推進に向けた課題－抑止とリスク

国際システムの構造変化が、ユニットレベルの核軍備管理に対しても強く作用し、その再活性化を難しくしているなかで、その間の核兵器使用可能性を抑制・低減するとともに、さらなる協力のステップにもなりうると期待されてきたのが、核リスク低減であった。A・ウルフ（Amy Woolf）は以下のように論じている。

たとえ核兵器の削減に直結しないとしても、透明性、対話、リスク低減措置に焦点を当てた新たなプロセスは、前進の道を切り開く可能性がある。ただし、このアプローチが複雑な問題を孕むことは否定できない。米国は、核戦争のリスクを低減するための措置には意義があると考えているが、中国やロシアは、潜在的な紛争から米国を撤退させるためであれば、核使用にまでエスカレーションするリスクを取る価値があると思なしている可能性がある。核兵器は、こうしたリスクを伴う戦略を一層危険なものとしている。しかし、現在核兵器を保有する国は、核兵器を自国の安全保障に不可欠なものと思なしており、安全保障環境が変化しない限り、それらを廃棄することも、さらなる削減を継続することもないだろう。このような状況下では、兵器削減ではなくリスク低減に重点を置くアジェンダは、たんなる一時的な交渉の場となるだけでなく、さらなる削減の障害となっている安全保障上の懸念に各当事国が対処し、これを解決するための機会を生み出す可能性もある<sup>48</sup>。

他方で、「相互信頼が欠如している戦略環境では、たとえ善意に基づくものであっても、一方的な行動が相手から好意的な反応を誘うかどうかは不明であり、脅威削減のための行動から行動へのポジティブなサイクルが行われる可能性は極めて低い（むしろ裏切られる可能性が高い）」<sup>49</sup>とも論じられている。核リスク低減は、核軍備管理の再活性化が実現するまでに状況の一層の悪化を抑制することに資するとの見方は間違いではないが、具体的措置の構想、議論・交渉、合意および実施は、他の核軍備管理措置と同様に、実際には容易なプロセスではない。上述のように、米中露はウクライナ戦争勃発後も、限定的ながら核リスク低減のための措置を実施してきたが、それは国際社会、とりわけ非核兵器国が求めるレベルでの核兵器国による取り組みとは大きな乖離があった。

核リスク低減が進展しない要因には、第一に、核抑止はもとよりリスクを伴うものであり、核抑止の信頼性を高めようとするれば、そこには受け入れがたい核リスク低減措置もあるという点が挙げられる。核抑止は、抑止失敗時の核兵器の使用可能性を被抑止国に認識させることで機能する。核リスクの低減には、核兵器の使用をもたらし可能性の低減・排除が必要となるが、それは核抑止力の低下につながりうる。たとえば、無条件の核兵器不使用は、そもそも核抑止からの離

48 Amy F. Woolf, "Bilateral Nuclear Arms Control: Possible Pathways to Progress," Perry World House, January 19, 2024. <https://global.upenn.edu/perryworldhouse/news/bilateral-nuclear-arms-control-possible-pathways-progress>

49 United Nations Institute for Disarmament Research (UNIDIR), "Restoring Confidence Across Today's Nuclear Divides: Symposium Report," UNIDIR, 2021, p.25.

脱を意味するものであり、核兵器の先行不使用は、生物・化学兵器を含め非核攻撃に対する抑止を低下させかねない。また、警戒態勢の低減・解除は、敵対国の先制攻撃に対する脆弱性を高めるとの懸念を惹起しうる。運搬手段や指揮・統制・通信（C3）などに関する核・非核の分別は、不透明性がもたらす抑止効果を低下させること、あるいはアセットの効率的な利用を妨げることなども指摘できよう。さらに、宣言政策については、極めて短期間に異なる政策・態勢に転換できるため、そもそも信頼性の高い核リスク低減措置となりうるかという点も無視し得ない。

第二に、核リスクの「利用」を企図する国もありうる。核リスク低減措置は、当事国が特定の事象に関して相互に受け入れがたいリスクであると認識し、そのリスクに対処することが利益である（または利益を損なわない）と考える時に合意が可能になる。しかしながら、「紛争当事国はたんにリスクに直面するだけでなく、それを自ら創出し、操作することで、相手に対する威嚇や抑止を行い、自国の目的を達成しようとする。…リスク低減は、事故や誤解によって最悪の事態が生じることを防ぐために必要であるが、それだけでは、意図的な行動や瀬戸際戦術によって最悪の事態が引き起こされることを防ぐには不十分である」<sup>50</sup>とも指摘されている。たとえば中国は、危機コミュニケーションを「政治的なレンズを通して」、「紛争で優位に立つための」ツールとして捉えており、「危機時に相手側の通信要求に応じないことは、相手側に圧力をかけ、不快感を表明し、相手側に自らの行動を変えさせるために有効な手段である」とも見られている<sup>51</sup>。

第三に、効果的なリスク低減は、具体的な事例に即して考える必要があるという難しさである。武力紛争の発生から核兵器使用へのエスカレーション、あるいは偶発的な核兵器使用をもたらしうる要因は、核保有国や武力紛争をもたらしうる争点などによって少なからず異なることが考えられる。また、リスクの動的性格にも留意する必要があるが、戦略的競争下ではその変動性は一層強まる。大国間競争の状況の変化は、それら大国が関与する地政学的競争における核リスクにも強く反映されよう。核リスク低減の効果を高めるためには、具体的な課題に即した措置を個別に考案・実施していくことが求められるが、それには少なくとも多くの労力と時間を要する。個別具体的な核リスクの共通項を踏まえた核リスク低減措置を打ち出すことは可能であり、一定の意義はあるが、それは実効性と一定のトレード・オフの関係にあることには留意すべきであろう。

さらに、ある国や争点において適当な措置が、他の国や争点ではむしろ国家安全保障や国益を損なう可能性も考えられる。その場合、後者への否定的な含意、あるいは抑止態勢の整合性の観点から、前者でも実施に消極的になりうる。そうした可能性は、上述したような抑止関係の多極

50 Corentin Brustlein, "Strategic Risk Reduction Between Nuclear- Weapons Possessors," *Proliferation Papers*, No.63, January 2021, p.34.

51 Christian Ruhl, "Beijing Is Unavailable to Take Your Call: Why The US-China Crisis Hotline Doesn't Work," *Bulletin of the Atomic Scientists*, June 24, 2024. <https://thebulletin.org/2024/06/beijing-is-unavailable-to-take-your-call-why-the-us-china-crisis-hotline-doesnt-work/> 「中国は、危機管理を中国側の利益獲得を妨げるための策略と見なしている。中国は、危機の回避は米国の責任であり、中国はあくまで米国が引き起こしている問題に対処しているにすぎないと考えている」といった分析もある。Center for Global Security Research, "Workshop Summary: Escalation, De-Escalation, and Intra-War Deterrence," Lawrence Livermore National Laboratory, April 3-4, 2024, p.11.

化、多様化および非対称化といった複雑性の高まりとともに、一層強まると考えられる。

## おわりに－日本のアプローチ

北東アジアおよび国際社会における核軍備管理の再活性化は、非核兵器国たる日本への核の脅威の低減に裨益する。もちろん、日本は米国から拡大核抑止を供与されており、その観点からすべての核軍備管理措置に賛同できるわけではないものの、核軍備管理は日本にとって積極的に推進すべき政策アジェンダである。しかしながら、日本のイニシアティブを具体的な成果に結びつけることは容易ではない。核軍備管理はもとより進展の難しい政策領域であり、「唯一の戦争被爆国」というだけで核保有国が日本の主張や提案を受け入れることはない。核保有国に核軍備管理を合意・実施させるために日本が持つレバレッジは小さいという現実にも留意する必要がある。

いずれの国にとっても、軍備管理の主眼の一つは、潜在的・顕在的な敵対国の能力や行動に一定の制約を課すことである。そうした制約の受諾を強制できないのであれば、軍備管理措置の成立に向けては他方との取引が成立したり、他方に譲歩したり、パワー、利益あるいは価値・規範などに関する明示的・暗示的な相互了解が醸成されたりすることが必要になるが、現状はそうした合意のポイントが見出し難く、このことがリスク低減を含め核軍備管理が停滞・逆行する要因となってきた。

核兵器使用の実際の危機に直面するか、核保有国が核軍拡競争の限界を認識するか、戦略的競争が続くなかでもパワー、利益または価値・規範にかかる一定の合意が収斂するか、あるいは戦略的競争がデタントや終焉を迎えて協力を模索する機運が高まるかといった、少なくとも現状とは異なる状況に至らない限り、核軍備管理の進展は容易ではないとすれば、日本はその間、自国を取り巻く安全保障・核の状況が悪化するなかでも国家安全保障を維持すべく、日本および日米共同による抑止力の強化を図ることが重要になる。特に戦略的競争下では、日本など現状維持勢力による抑制的な行動が、現状変更勢力による抑制を促進する可能性は高くはないことにも留意する必要がある。さらにいえば、抑止力の強化は、他方に核軍備管理の受諾や実施を促すレバレッジを日本にもたらすものともなりうる。

抑止力の強化にかかる日本の方針は、2022年の国家安全保障戦略で言及されたように、米国の拡大核抑止に依存しつつ、攻撃・防御の両面から日本および日米共同の通常戦力による拒否的抑止態勢を拡充していくというものである。抑止力強化の過程では、核軍備管理へのレバレッジとなる前に、中国などとの安全保障ジレンマを惹起する可能性もあるが、たとえば日本は中国に対して、抑止力強化の目的が力による一方的な現状変更の阻止であり、地域における圧倒的な優位を企図したものではないことを明確にしつつ、安全保障ジレンマを回避するために双方の抑止力にかかる軍備管理に向けた具体的な協議を提起することができよう<sup>52</sup>。上述のヒロシマ・アク

52 そうしたアプローチに関しては、Michiru Nishida, "Changing Security Environment in East Asia and Its Implications on Japan's Nuclear Policy," *Journal for Peace and Nuclear Disarmament*, Vol.6, No.2, 2021, p.341; David A. Cooper, "The Lost Art of the Bargaining Chip? The Case for Gaining Negotiating Leverage for Nuclear Arms Control with Russia and China," Center for Strategic and Budgetary Assessments, 2025などを参照。

ション・プランでは、多くの措置が中国を念頭に置きつつ、それらをグローバルの文脈に位置づけて提案されていた。そうした取り組みは維持しつつ、同時に中国に対して、中国が講じるべき核軍備管理措置を中国に対して直接的に求めるなど、抑止力強化とともに外交面でも一段と積極的に対応することもできる。

北東アジアにおける中距離ミサイル問題（保有数、射程距離、配備箇所などに関する制限・削減や、核・非核の明確な分別など）、攻撃・防御兵器に関する相互の透明性の向上、それらに関する宣言政策や抑止態勢に関する相互理解の促進のための協議、危機管理メカニズム（ホットライン、ミサイル発射事前通告、危険な行動の防止など）の発展、宇宙・サイバー領域やAIなど新興技術の適切な利用、核戦力や戦略的非核戦力にかかる責任ある行動、あるいはグローバルな核軍備管理（NPT、CTBT、FMCT、米露中などによる核兵器削減・制限）への取り組みなど、議論されるべきアジェンダは多岐にわたる。日本および日米共同による抑止力の拡充は、日本がそうした協議や措置における実質的なアクターになることを可能にするものともなりうる。日本は戦略的競争下で第二次大戦後では最も厳しい安全保障・核の脅威に晒されているからこそ、抑止と軍備管理をシームレスに捉え、核問題への戦略・政策を構築することが、従前以上に重要になっている。



## ウォーゲームの概要と結果

本研究プロジェクトでは、研究会委員及び外部識者をプレイヤーとして、二回に渡るウォーゲームを実施し、「台湾海峡有事」における核と非核のエスカレーション・ダイナミクスの課題を検証した。一回目のゲームは2024年7月に実施し、二回目のゲームは一回目のゲーム結果からの示唆を踏まえたうえで、ルールに若干の修正を施して同年12月に再度実施した。以下にその概要と結果を記す。

ゲームは相互作用的なマトリックス・ゲームとして実施され、研究会委員（及び二回目はそれに加えた外部識者）が中国、米国、日本といったチームに分かれて実施する形を採った。各チームはそれぞれ戦略目標を設定した後に意思決定を行い、予め配布された戦力カードを所定のマトリックスに置くことで行動を示した。各チーム間の相互作用の結果はルールに基づいてゲームマスターにより判定され、また必要な場合にはサイコロを用いて判定された。

ゲームは複数回のターンで行われ、各ターン内で国際情勢決定フェイズ（ウクライナ情勢の展開如何でロシアの動向や米軍の戦力の来援遅延等に影響がある）、エスカレーション宣言フェイズ、作戦計画フェイズ、戦略攻撃フェイズ、作戦行動フェイズ等の個別のフェイズが実施された。第二ターン終了後と全体のターン終了後には外交フェイズが挿入され、各チームによる立場表明が行われた。そして、最終的な勝敗はルールに基づき設定された各チームの士気及び勝利ポイントの結果を参照する形で判断された。ゲーム終了後にはプレイヤー全員による総合的な講評が実施された。

### 第一回ウォーゲーム 台湾海峡有事

中国、米国、日本の三者のプレイヤーを設定して実施した（米国チームは一部、台湾や来援する欧州の戦力カードも使用した）。本ゲームでは基本的には武力紛争に至る前段階としてのグレーゾーン段階は設定されず、中国が台湾への武力攻撃を開始している状況下での相互作用が中心となるが、中国チームにだけは例外的に最初のターンにおいて武力攻撃の代わりに台湾への海上封鎖を行う選択肢が与えられた。しかし下記に述べるように、第一回・第二回の双方のゲームにおいて、中国チームは結局、海上封鎖の選択肢を採用せず、台湾への武力攻撃でゲームがスタートした。

## 0. エスカレーション宣言フェイズ

最初に各チームには、紛争におけるレッドラインと、そのレッドラインを超えた場合の行動について宣言する機会が与えられた。中国チームは「南西諸島攻撃」及び「日本本土攻撃」の条件につき、「核心的利益に日本が脅威を及ぼした場合」とし、「グアム攻撃」の条件につき「核心的利益に米国が脅威を及ぼした場合」とした。また「核使用」の条件として「核心的利益を守るのに必要な場合」とした。更に「エスカレーションラダー」及び「上に上がる『レッドライン』」として、「日台の攻撃力を弱体化」及び「介入してくる米軍に対抗」するために「情勢上、必要な場合」とした。そして「停戦条件」として「統一が実現するか、統一の妨害を日米が諦めた場合」と宣言した。

米国チームは、台湾海峡有事への「介入」の条件として、「海上封鎖の場合には、同じ海域に部隊展開」するとした（ただし、中国チームは海上封鎖を行わなかったため結果的には意味を持たなかった）。そして「海峡への攻勢作戦実施」の条件としては「中国による渡海作戦の開始」とした。「中国本土攻撃」の条件としては「中国が日米台の領域を攻撃した場合」とし、「核使用」の条件としては「台湾が軍事的侵攻に対抗しきれなくなり、日米の台湾防衛能力が決定的に損なわれる場合」とした。更に「エスカレーションラダー」及び「上に上がる『レッドライン』」として、中国による「台湾の海上封鎖」「日米台への武力攻撃」「台湾本土へのミサイル攻撃」「台湾本土への上陸」等と宣言した。「停戦条件」については特に言及しなかった。

日本チームは、台湾海峡有事への「介入」の条件として、「海上封鎖の場合には、米国の支援の下で封鎖を突破する」「日本が中国の攻撃を直接受けたら武力紛争へも介入する」とした。「海峡への攻勢作戦実施」の条件については特に言及しなかった。「中国本土攻撃」の条件としては「日本が直接攻撃されれば攻撃する、しかしその場合に限るものではない」とした。「(米国による)核使用」の条件としては「米方針を支持する」とした。更に「エスカレーションラダー」及び「上に上がる『レッドライン』」として、「中国による海上封鎖」「米台への直接攻撃」「日本への直接攻撃」「核の使用」等としつつ、「停戦条件」としては「中国の台湾及び台湾海峡からの撤退」と宣言した。

### 1. 第一ターン

第一ターン序盤の国際情勢決定フェイズにおいて、ウクライナ情勢は西側有利となった。結果として、日本海へのロシアの水上戦闘群 (SAG: Surface Action Group)<sup>1</sup>の展開が行われなくなった<sup>2</sup>。

中国チームには序盤に海上封鎖の選択肢を与えられたが、これを実施しなかった。代わりに台

1 水上艦5隻程度から成る戦力の1単位。これに空母を加えた空母戦闘群(CVG)カードも存在。SAGを伴わない戦闘機/爆撃機や潜水艦のみの戦力では海域を支配できない。

2 日本海をロシアのSAGに支配されると日本チームの勝利ポイントが毎ターン低下し、最終的な勝利ポイント数に影響を与えるため、日本チームが対抗上、日本海にSAGを展開してロシアSAG展開の影響を相殺する必要性が第1ターンにおいては減じられた(ただし日本海に日ロ双方のSAGが展開しても、日ロ間での戦闘は起きないものとする)。

湾及びその周辺国に対する全面攻撃を実施した<sup>3</sup>。すなわち、戦略攻撃フェイズにおいて、中国は台湾、沖縄、グアム、日本本土、フィリピンの航空基地に対して大規模な（非核の）弾道ミサイル（BM）及び極超音速ミサイル（HGV）による攻撃を行った。結果として台湾（4、括弧内は基地の数）、沖縄（2）、フィリピン（1）の航空基地は全て破壊され、グアム（1）は破壊されなかったが、西日本（3）は2つが破壊され、東日本（2）も全て破壊される被害が生じた。日米チームはこの攻撃を受けて台湾海峡有事への介入（部隊派遣）を決定した。なお、中国チームには日台に対する（非核の）都市攻撃（成功すれば日台の士気を低下させられる）の選択肢も与えられたが、これは実施されなかった。

作戦行動フェイズにおいて、中国チームは「黄海」「東シナ海北部」「尖閣周辺海域」「台湾東部沖海域」「台湾海峡」「南シナ海」への部隊展開を行った。そのうち、「黄海」「東シナ海北部」「台湾海峡」には日米チームの部隊展開がなく、中国チームの支配となった。日米チームは「尖閣周辺海域」「台湾東部沖海域」「南シナ海」に部隊展開して中国側との交戦が生じたほか、「グアム周辺海域」にも部隊展開をしたが、これは中国チームの部隊展開がなく米国チームの支配となった。

交戦が生じた海域の勝敗は、まず「尖閣周辺海域」では日米チームが宇宙・サイバー領域における優勢を獲得したものの、交戦の結果として米国のSAGが1つ沈められ、残存したSAG数の優劣によって中国チームの勝利、海域支配となった。結果として中国は尖閣諸島への上陸を宣言し、日本チームの士気と勝利ポイントに負の影響が生じる形となった（士気はデフォルトの5→3、勝利ポイントは奪還できない限り-2）。

しかし「台湾東部沖海域」では日米チームが宇宙・サイバー領域の優勢を獲得すると共に中国チームのSAGを1つ沈め、同時に中国チームも台湾のSAG（日米チームのSAGと同じ扱い）を1つ沈めたが、結果として残存SAG数が同数となり、この海域の支配者は「なし」となった。これによって中国チームによる台湾の完全封鎖（＝「台湾海峡」に加えて「尖閣周辺海域」「台湾東部沖海域」「南シナ海」の3海域支配で実現）はならなかった。日米チームにとっては「グアム周辺海域」から「フィリピン海南部」を経て台湾への救援のための連絡線確保の可能性を残す結果となった。

だが「南シナ海」の交戦では、やはり日米チームが宇宙・サイバー領域の優勢を獲得して中国のSAGを1つ沈めたものの、中国側のSAGの投入数が多く、結果的に残存SAG数の優劣によって同海域は中国支配となった。

以上が第一ターンの主な展開となった。最後に、航空基地の復旧判定において、日米チームによる復旧カードの使用、または自動復旧の結果として、以下のような形となった。すなわち、台湾（4）は4つのうち3つが復旧し、沖縄（2）、フィリピン（1）、西日本（3）、東日本（2）は全復旧した。

第一ターンの全体的な構図としては、中国チームが海上封鎖を選択せず、日米台への全面攻撃を序盤から選択したことが特徴的であった。結果として台湾及び周辺国の航空基地は多くが破壊された。また「尖閣周辺海域」「台湾東部沖海域」「南シナ海」で中国チームと日米チームの交戦

3 後の講評で中国チームは「どのみち(日米が介入して)戦争になるので待っても仕方がない」旨の表明を行った。日米との対決が不可避と考える場合、序盤の行動を抑制的にしても後のターンで(米国チームには域外からの戦力増援があるため)日米に対して不利になると判断した結果と考えられる。

が生じ、中国側は「台湾海峡」に加えて「尖閣周辺海域」「南シナ海」を支配し、更に尖閣諸島にも上陸した。しかし「台湾東部沖海域」では相討ちとなる形で海域を支配できず、グアムから台湾への連絡線遮断には至れなかった。

## 2. 第二ターン

第二ターン序盤の国際情勢決定フェイズにおいて、ウクライナ情勢はロシア側有利となった。結果として日本海へのロシアSAGの展開に加え、第二ターンにおける米国の域外からの増援戦力が遅れる形となった。

第二ターンの戦略攻撃フェイズにおいて、中国は台湾の士気低下を意図した台湾へのBMによる都市攻撃を実施した。しかし判定の結果、これは効力を発揮しなかった。台湾への初回の都市攻撃時は米国の士気が上がるとのルール上、米国の士気が向上した（5→6）。

航空基地への攻撃に関しては、中国はBM及びHGVに加えて巡航ミサイル（CM）も活用して再び大規模な攻撃を実施した。結果として台湾（4）の3つの復旧した基地が再び全て破壊された。沖縄（2）、フィリピン（1）も全て破壊され、今回はグアム（1）も破壊された。しかし西日本（3）は1つが機能を維持し、東日本（2）も1つが破壊を免れた。

第二ターンからは日米チーム<sup>4</sup>もHGVやCMを用いて中国側に対する航空基地攻撃を実施した（中国チームには士気が設定されていないため、日米側には都市攻撃の選択肢はない）。山東（1）の航空基地を破壊したほか、中国沿岸部（4）の航空基地も全て破壊した。この結果、中国チームは航続距離の問題で「台湾東部沖海域」に戦闘機や爆撃機を出撃させることが不可能になった。また、中国内陸部（6）の3つの航空基地も破壊した。これによって中国チームが「尖閣周辺海域」に展開できる戦闘機/爆撃機の数に制約が生じた。

作戦行動フェイズにおいて、ロシアは日本海にSAGを展開したが、日本チームも対応してSAGを展開させたため（交戦は起こらない）、日本海をロシアが支配することによる日本チームの勝利ポイントの低下は起こらなかった。

中国チームは第一ターンに引き続き「台湾海峡」に部隊展開し、日米チームとの交戦はなかったので海域を支配した。二ターン続けての「台湾海峡」支配となったため、中国チームは「台湾上陸」を宣言した（台湾本島内部での交戦状態を想定）。この結果、台湾の士気が低下した（5→3）。この他、中国チームは「東シナ海北部」及び「南シナ海」に部隊展開したが日米チームの部隊展開はなかったため、第一ターンに引き続いてこれらの海域を支配した。ただし、中国チームはこれらの日米が部隊展開をしなかった海域に宇宙・サイバー領域の戦力カードを投じたため、これらの戦力は効果を発揮しないまま失われた<sup>5</sup>。

日米チームとの交戦は「フィリピン海北部」「尖閣周辺海域」「台湾東部沖海域」で生じた。「フィリピン海北部」での交戦において、中国チームは宇宙・サイバー領域の優勢を確保した上で米国の空母戦闘群（CVG）1つを対艦弾道ミサイル（ASBM）で撃破した。空母を沈められた米国は士気低下（6→5）となった。中国は同海域にSAGを展開しなかったため、残存SAG

4 日本にも一定の「反撃能力(counterstrike capability)」があるとの想定である。

5 宇宙・サイバー領域での優勢獲得はSAG撃破の可能性に影響を与えるため、中国チームとしては広範囲での戦闘を予期して戦力を分散させたものと考えられる。

は双方ゼロとなり、海域の支配者は「なし」となった。

「尖閣周辺海域」での交戦では、中国チームが宇宙・サイバー領域の優勢を確保した上で日米チームのSAG 4つを撃破し、大勝する結果となった。他方で中国側のSAG 4つは撃破されずに残存したため、同海域は引き続き中国が支配する形となった。日米チームによる尖閣諸島の奪還はならなかった。

「台湾東部沖海域」での交戦では、宇宙・サイバー領域の争いで双方の勢力が拮抗し、日米がSAG 1つを失ったものの、残存SAG数で日米が勝ったため、日米による海域支配となった。中国側によるグアムから台湾への連絡線遮断は第一ターンに引き続き、果たせなかった。

以上が第二ターンの主な展開となった。この時点での各チームの士気及び勝利ポイントを見ると、まず士気については中国軍に上陸されている台湾がデフォルトの5から士気低下で3となり、日本も尖閣諸島を喪失しているため3となった。そして米国は台湾への都市攻撃と空母撃沈の効果が相殺される形で5のままとなった。中国には士気の設定はない。

(最終的な勝敗を左右する)勝利ポイントは、中国はデフォルトの0のままだが、米国はこのターンでグアムから台湾への連絡線を確保したので2となった。日本はこの時点で尖閣諸島を喪失しているため-2となった。

最後に、航空基地の復旧判定において、各チームによる復旧カードの使用、または自動復旧の結果として、以下のような形となった。台湾(4)は半数の2つが復旧し、使用可能な航空基地数は2となった。沖縄(2)、フィリピン(1)、グアム(1)は全復旧した。東日本(2)も全復旧したが、西日本(3)は破壊された2つのうち1つのみが復旧し、使用可能な基地数は2となった。中国では山東(1)、沿岸部(4)、内陸部(6)の全ての基地が復旧した。

第二ターンの全体的な構図としては、2ターン続けて「台湾海峡」を支配した中国が「台湾上陸」を宣言したこと、「フィリピン海北部」の交戦で米国のCVG喪失があったこと、「尖閣周辺海域」の交戦で日米チームのSAGの大量喪失があったこと、「台湾東部沖海域」の交戦で日米チームがSAGを失いつつも海域支配を実現し、グアムから台湾への連絡線確保に成功したことが挙げられる。また、中国チームが「東シナ海北部」や「南シナ海」の支配を継続しつつも、その過程で宇宙・サイバー戦力を浪費したことも注目点であった。

第二ターン終了後の外交フェイズにおいて、中国チームは停戦のため日米の介入停止と台湾の説得を日米チームに求めた。しかし米国チームは、停戦条件は中国側による戦闘停止と部隊の引き上げであると述べ、日本チームも、尖閣奪還や中国本土への反撃も辞さないとしつつ戦争以前の状態への復帰を求めたため、台湾問題をあくまでも内政問題であると見なす中国側との折り合いはつかなかった。中国チームは「核心的利益をあらゆる手段で守る」と宣言し、交戦状態のままゲームの継続となった。

### 3. 第三ターン

第三ターン序盤の国際情勢決定フェイズにおいて、ウクライナ情勢は西側有利となった。結果として、日本海へのロシアのSAGの展開が行われなくなった。さらに第二ターンで遅延していた米国の域外からの増援戦力が、第三ターン分と合わせて到着した。

第三ターンの戦略攻撃フェイズにおいて、中国チームは三たび大規模なミサイル攻撃を各地に

実施した。航空基地への攻撃に関して、台湾（4）、フィリピン（1）、グアム（1）、沖縄（2）の基地はいずれも全て破壊された。西日本（3）の基地は再び1つが破壊され、機能を維持するのは1つのみとなった。東日本（2）への攻撃はなされず、これら基地は機能を維持した。米国チームは、このタイミングで山東（1）、沿岸部（4）、内陸部（6）の中国の航空基地全てを先行核打撃した。結果として中国の全ての地上航空基地が完全に破壊されて復旧も不可能となり、今後、中国が使える航空戦力はCVGからの艦載機のみとなった。この時点で核使用という顕著なエスカレーションがなされた。なお米国側からの先行核使用ということで、米国チームの士気が低下した（5→4）。

作戦行動フェイズにおいて、中国チームは「尖閣周辺海域」に部隊展開したが日米チームは部隊展開を行わず、中国が引き続き同海域の支配を継続した。

日米チームとの交戦は（グアムから台湾への連絡線の一部である）「フィリピン海南部」及び「台湾東部沖海域」で起こった。まず「フィリピン海南部」では、日米チームが宇宙・サイバー領域の優勢を獲得して中国側のASBMを無力化しようとしたが、中国チームは核弾頭搭載のASBMを使用して米CVGを1つ撃沈した。結果として米国の士気が更に低下した（4→3）。他方で中国側は2つのSAGを喪失し、残存SAG数の優劣で同海域は日米チームの支配となった。

「台湾東部沖海域」の交戦では、日米チームが宇宙・サイバー領域の優勢を獲得した上での大規模な海上決戦の様相を呈した。（台湾や豪州のSAGを含めて）日米チームがSAG7、中国チームがCVG1及びSAG7の合計8という大規模戦力を投じたが、結果として日米がSAGを2つ喪失、中国が4つ喪失の結果となり、同海域は日米チームが支配した。これによって「フィリピン海南部」の日米支配と合わせ、グアムから台湾への救援のための連絡線が確保された。米国には（既に中国軍が台湾上陸していることに鑑みて）台湾への逆上陸の選択肢が与えられたが、米国はこの時点では連絡線を維持する一方で「逆上陸しない」との判断となった。

以上が第三ターンの主な展開となった。最後に、航空基地の復旧判定において、日米チームによる復旧カードの使用、または自動復旧の結果として、以下のような形となった。台湾（4）の航空基地は半数の2つが復旧した。沖縄（2）も1つが復旧した。フィリピン（1）も復旧したが、グアム（1）は破壊されたままであった。西日本（3）も2つが破壊されたままとなった。ただし、東日本（2）は2つとも引き続き機能している。なお、中国側の航空基地は米国の核攻撃の結果として完全破壊されており、いずれも復旧しない。

第三ターンの全体的な構図としては、ここで米国チームによる先行核使用があったことが特筆される。この時点で紛争は核と非核の防火帯（firebreak）を超えた。この米国の核使用に対して、中国チームの側も核弾頭搭載のASBM使用で応じ、米CVGを撃破している。これは米国による核使用に対する報復と受け止められるが、同時に中国が前半で宇宙・サイバー領域の戦力を浪費したことで、日米に対して宇宙・サイバー領域における優位を獲得しづらくなっていた背景もあった。特に宇宙領域での優位がない場合、通常弾頭搭載のASBMは使用不可となるペナルティがあり、そのために宇宙優位がなくても広範囲の打撃が可能で、結果としてCVGを含むSAGの撃破が可能な核弾頭搭載ASBMの使用に踏み切ったことが考えられる。また、海域支配の面では、日米チームが尖閣諸島の奪還を断念してグアムから台湾への連絡線確保に戦力を集中させたことが功を奏し、特に「台湾東部沖海域」では大決戦となったものの、最終的に連絡線の確保に成功したことが特筆される展開となった。

#### 4. 第四ターン

第四ターン序盤の国際情勢決定フェイズにおいて、ウクライナ情勢は中立的結果となった。米国の域外からの増援戦力が遅れることはないが、日本海にはロシアSAGが展開する。米国には第四ターンの増援戦力の他、欧州諸国の戦力（NATO軍）も加わった。

第四ターンの戦略攻撃フェイズにおいて、中国チームは残存している日米チームの航空基地全てに核攻撃を行った。これにより、前ターンで機能回復した台湾の2つの航空基地の他、沖縄（2）の機能回復した1つの基地、フィリピン（1）、西日本（3）の機能回復した1つの基地、東日本（2）の全ての基地が完全破壊され、復旧の可能性もなくなった。これにより、中国チームと日米チームの双方の全ての航空基地が完全破壊又は機能停止となり、CVGによる艦載機以外の航空戦力の活用が不可能となった。なお中国の航空基地は既に全てが完全破壊されているので、日米チームによる戦略攻撃はない。

また、中国は日本と台湾に対する（非核の）BMによる都市攻撃も実施した。判定の結果、台湾にのみ効力を発揮し、台湾の士気が低下した（3→2）。

作戦行動フェイズにおいて、中国チームと日米チームは「日本海」「フィリピン海南部」「台湾東部海域」で交戦した。中国チームが「日本海」で日本のSAGと交戦したのは、たとえ中国側による同海域の支配が実現できなくても、同海域に展開した日本のSAGを撃沈することでロシアのSAGによる支配を実現し、日本チームの勝利ポイントの低下を目論んだためであった。結果として中国チームと日本チームのSAGは相打ちの形となり、海域をロシアのSAGが支配することで、日本チームの勝利ポイントが低下した（-2→-3）。

「フィリピン海南部」の交戦では、日米チームが宇宙・サイバー領域の優勢を獲得したものの、中国チームは大規模な核弾頭搭載ASBMの発射で応じた。結果として喪失SAG数は日米チームが6、中国チームが4と大規模なものとなったが、両者は残存SAG数で拮抗したため、同海域の支配者は「なし」となった。これにより、日米チームによるグアムから台湾までの連絡線確保の如何は、「台湾東部沖海域」の交戦結果に委ねられる形となった。

その「台湾東部沖海域」の交戦では、宇宙・サイバー領域の争いで双方の勢力が拮抗し、中国チームは更に大規模な核弾頭搭載ASBM攻撃を実施した。結果として日米チームは台湾のものを含む合計10のSAGを喪失し、全滅となった。中国チームも5つのSAGを失ったが、残存SAGが2つあり同海域は中国チームの支配となった。これに伴い、日米チームはグアムから台湾への連絡線を喪失し、台湾の士気が低下した（2→1）。

第四ターンの全体的な構図としては、中国チームによる大規模な核使用が特徴的であった。中国チームは日米チームが活用可能な全ての残存航空基地を核打撃したほか、「フィリピン海南部」及び「台湾東部沖海域」の交戦において大規模な核弾頭搭載ASBMの発射を行った。この結果として日米チームのSAGは大打撃を受けて両海域の支配を失い、グアムから台湾への連絡線を喪失する結果となった。他方で中国チームも多くのSAGを失ったが、残存SAGの存在により「台湾東部沖海域」の支配を実現した。なお、第四ターンにおいて米国チームによる核使用はなかったが、これは中国側の航空基地は全て第三ターンにおいて完全破壊されていたこと、そして米国側には中国側のような対艦攻撃用の核使用の選択肢がなかったことが影響していたと考えられる。

第四ターン終了後の外交フェイズとして、中国チームは、日米チームに対して台湾を中国領として認めるよう要求する一方で、尖閣諸島については交渉の余地があり、日本を中立化させるような提案はあり得るとの立場を示した。そして、もし日米が和平に乗らない場合、次は日台への対都市核攻撃しか選択肢がなくなる、あるいは房総半島沖での核デモンストレーションでも行うか、との強硬姿勢を示した。他方で日本チームは、米国がまだCVGを残しており戦えるとの立場と、日本国内の航空基地が核攻撃された状況でもはや戦えない、との立場に分裂した。ただし、たとえ台湾を諦めても日米同盟を終わらせないようにしたい、との姿勢を示した。米国チームは、ここまで追い詰められたら破滅的で交渉しか残らないが、米国として中国が要求する条件をのめるか、と自問した。そして中国の提案に日本が乗るのならば、米国も「日本が言うならば」と中国との和平に乗る可能性を示唆した。

以上をもってゲームは終了した。最終的な士気及び勝利ポイントは以下のようになった。

#### 士気ポイント（デフォルトは5）

台湾：都市攻撃で-1/連絡線遮断で-1/中国軍上陸で-2

結果「1」

日本：尖閣諸島の喪失で-2

結果「3」

米国：2つの空母喪失で-2/先行核使用で-1/台湾都市攻撃で+1

結果「3」

#### 勝利ポイント（デフォルトは0）

中国：終了時に台湾上陸及び中台の連絡線維持で+5

結果「5」

米国：2ターンの間、グアムから台湾への連絡線維持で+4

結果「4」

日本：日本海をロシアSAG支配で-1/尖閣諸島の喪失で-2

結果「-3」

結果として、米中の勝利ポイントを比較すると、「4」対「5」で中国チームの辛勝という形となった。ただし、日米の勝利ポイントを合算すると「1」となるため、日本チームの損失を加味すると中国チームの勝利という解釈も可能な結果となった。

## 5. 講評

ゲーム後の講評では次のような指摘が行われた。焦点となる核と非核のエスカレーション・ダイナミクスに関して、まず米国チームは第二ターンまでに中国チームに対してそれ以上進軍したら核使用するとの脅しを行っていたものの、結果として抑止面の影響がなかったために第三ターン序盤で核使用したと表明した。核使用で中国の航空基地を完全破壊することで海上の交戦における中国側の航空戦力を減らすことが目的であったとした。この背景には、日米側が序盤の中国

側の攻撃によって多くの航空基地を破壊されており、復旧の可能性も乏しくなる中で、一方的に不利となることへの焦りがあったとした。そのため、核使用で中国側の航空基地を全て破壊することで、両チームの平準化を求めたとした。

中国チームは、第三ターンで航空基地が完全破壊されたことへの報復として、日米側の残存航空基地に対する核攻撃を行ったと述べた。CVGからの艦載機以外の航空戦力が使用不可となったところで水上戦力も減少してきていたことが背景にあったとした。同時に、宇宙・サイバー戦力を序盤に浪費しており、後半、特に米国に宇宙優位を獲られた結果として、通常弾頭搭載のASBMが活用できなくなったことを核使用の理由として挙げた。結果として第三ターン以降の殆ど全ての局面で核弾頭搭載ASBMの活用しか選択肢がなくなったと述べた。米国の宇宙優位が中国の核使用を誘発したと指摘した。

ゲームの構造に対する指摘もなされた。今回のウォーゲームでは、米中の対立が対価値攻撃を目的とする戦略核使用の応酬にエスカレートする前提を含んでいなかったとの指摘があった。結果として、米中が戦略核使用の応酬にエスカレートする可能性を想定せずに、戦術的ないし対兵力的な見地から戦域内で大規模な核使用を実施しやすかったとの指摘があった。これはゲームの構造に「安定・不安定性のパラドックス」の論理が反映された結果であるとの見方があった（米中が戦略核レベルの相互脆弱性を抱えている場合、国家としての自殺行為となることから、たとえ戦域内で大規模に核兵器が使用されたとしても、米中いずれも戦略核レベルの核使用には踏み切らない）。他方でこの点、核の閾値は実際にはもう少し高いのではないか、との指摘もあった。

核に代わる他の手段の保有が核使用の可能性を低減させる可能性についての議論もあった。この点、中国側には序盤に豊富な非核のミサイル戦力があり、日米チームの航空基地を初期段階で潰せるため、中国側から核エスカレーションを行う動機は余りないと指摘もあった。

核兵器使用に関する政治的考慮の有無に関しても議論があった。中国が日本の航空基地への対兵力目的での核攻撃を行った時、戦後の日本が核武装するかもしれないという長期的な影響を考えたかとの質問に対して、中国チームはそうではなく、目先の航空基地の破壊という対兵力的な効果に焦点を当てていたと述べた。しかしながら実際の核使用には政治的考慮の影響が大きいのではないかとの指摘があった。政治的考慮が核使用のあり方に制約を加える可能性が示唆された。

同様に、米国チームが先行核使用を行った際、山東（1）や沿岸部（4）の航空基地のみならず、内陸部（6）の基地も含めた全ての基地を核攻撃したことにに関して、中国チームは米国が全ての基地を破壊しなければその後の反撃で大規模に核使用をしなかった可能性について言及した。しかし「塩梅よく」核使用することは難しいとの指摘もあり、緻密に核エスカレーションのラダーを組んでも全ては主観であるためにエスカレーションの管理は難しいのでは、との指摘もあった。とりわけ、実際の戦争で多くの被害が出てここで譲ると多くの死が無駄になるという局面では「損切」判断ができなくなり前のめりになるとの指摘や、核使用があればSNSや映像で酷い映像が流れるため、世論的にもエスカレーションの管理が難しくなる等の指摘がなされた。

第三ターンにおける米国チームの先行核使用は、敗北回避を求める日本チームによる要請という側面もあったが、そうした状況で日本から米国に先行核使用を求める展開が実際にあり得るのか、との疑問も呈された。中国側に尖閣諸島を奪取され、その奪還に失敗した上に、中国軍が台

湾上陸まで果たしており、米国から「見捨てられた」との認識もあり得る状況においては、日本国内で「対中和平」に傾く一派と「米国による核使用要請」に傾く一派に国論が分裂してしまうのではないか、との指摘がなされた。こうした状況で、中国側が日本側に対して政治的に微妙にのめなくもない外交条件を出してきたら、日本が「対中和平」に一気に傾く可能性も指摘された。台湾統一の容認と引き換えに、尖閣諸島の領有権や先島諸島からの中国軍撤退・住民解放等が取引材料とされる可能性についての議論があった。

その他、講評ではウクライナ情勢の展開が台湾海峡有事での日米の対応に与える影響の大きさや、日米中が全力を尽くして死闘した結果として戦後のロシアに漁夫の利を残してよいのか（多少の戦力を戦後に残す発想が必要なのではないかと）という問題、日本の反撃能力の活用が核エスカレーションに与える影響（日本側に非核の選択肢が残されているうちは米国に対して核使用要請を行う動機は限られる）等についての議論がなされた。

以上のような議論の結果として、次のゲームに対するルール変更上の示唆を与える要素として、次のような指摘がなされた。まず、中国側の核使用のハードルがこれほど低くてよいのか、核使用のデメリットが殆どない設定でよいのかとの指摘があった。また、対兵力核攻撃実施のリスクが低すぎないか、対兵力攻撃でも何らかの対価的な効果を併発する可能性の考慮が必要ではないかとの指摘があった。また、戦域レベルでの核使用が戦略レベルの核応酬へとエスカレートするリスクを考慮する必要はないかとの指摘もあった。更に、対都市（対価値）核攻撃を選択肢に加えるべきではないかとの指摘もあった。既述のように、政治的考慮が核使用のあり方に制約を加える可能性も指摘された。これらの要素を加味した場合、ゲーム展開や核使用の判断が変化する可能性が示唆された。

## 第二回ウォーゲーム 台湾海峡有事

第一回のゲーム終了後の講評内容を受けて、二回目のゲームは同じゲームに若干のルール変更を加える形で実施された。ルールの変更点としては、まず日米中の各チームに「政治指導者」と「軍事指導者」の区別を設けたことである。最終的な勝利ポイントを政治面と軍事面に分け、政治的な勝利ポイントには事態がエスカレーションした場合のペナルティを設けた。これにより、軍事又は作戦上の考慮のみならず、政治的なペナルティも意識した行動決定を行うインセンティブを生じさせた。また、こうした政治的ペナルティは日米中の各チームそれぞれに設定されるが、それぞれのペナルティが生じる条件はお互いに不開示の形とした（ただし日米間では情報共有可能）。このルール変更により、各チームの人数を増やす必要が生じたため、二回目のゲームは研究会委員に加え、外部識者若干名のプレイヤーとしての参加を得て実施された。

上記に加え、二回目のゲームでは更に、通常戦力による戦域核戦力への攻撃の選択肢を加えたほか、戦略核戦力の応酬が生じる可能性をゲームのルールに加えた。具体的には、日米チームに通常戦力で中国の戦域核戦力を攻撃する選択肢を与え、更に米中双方が互いを戦略核で攻撃する選択肢を加えた。こうしたルール変更の意図としては、これらの変更がゲームの展開や核使用の判断に影響を与えるかどうかを吟味するということであった。特に、戦略核レベルへのエスカレーションの可能性が、戦域レベルの核使用の判断に影響を与える可能性が意識された。

ただし、結果から言えば、二回目のゲーム展開は米中間の戦略核戦力の応酬を意識する前に日米チームが中国チームに通常戦力の対決で敗北するという結果となった。核使用もなされなかった。この意味で戦略核戦力の応酬にエスカレートする可能性が米中の核使用の判断にどのような影響を与えるかの解明が十分に行われたとは言い難いが、他方で政治的なペナルティの考慮は特に序盤の中国チームの行動に大きな影響を与える結果ともなった。同時に、通常戦力の対決によって海域の支配が中国側に奪われた場合、米国側にこれを覆すための核使用の選択肢が限られていることも浮き彫りとなるゲーム展開となった。

## 0. エスカレーション宣言フェイズ

最初に各チームには前回同様、そのターンにおけるレッドラインと、そのレッドラインを超えた場合の行動について宣言する機会が与えられた。中国チームは「南西諸島攻撃」の条件として「米軍が介入もしくはその準備をした場合」とし、また「日本本土攻撃」の条件として「日本が介入した場合」とした。また「グアム攻撃」の条件は「南西諸島攻撃と同じ」とし、「核使用」の条件としては「通常戦力のみで台湾を奪取できない場合および報復の場合」とした。更に「エスカレーションラダー」及び「上に上がる『レッドライン』」として、「米本土への核使用」及び「(対価値攻撃目的での) 報復」とし、これは中国本土への攻撃に対して米本土への報復的な核使用があり得るとの宣言政策であるとした。なお今回のゲームでは「停戦条件」に関する宣言は求められなかった。

米国チームは、台湾海峡有事への「介入」の条件として、前回同様に「海上封鎖ないし台湾侵攻」とした(ただし、中国チームは今回も海上封鎖を行わなかった)。そして「海峡への攻勢作戦実施」の条件としては「台湾侵攻」とした。「中国本土攻撃」の条件としては「台湾ないし日本防衛に必要と思われる場合」とし、「核使用」の条件としては特に条件を明示せずに「核使用の可能性を匂わせる」ものとした。「エスカレーションラダー」及び「上に上がる『レッドライン』」については特に言及しなかった。

日本チームは、台湾海峡有事への「介入」および「海峡への攻勢作戦実施」の条件として、「米国の交戦」とした。「中国本土攻撃」の条件としては「日本領への攻撃」とした。「(米国による) 核使用」の条件としては「日本への対価値 (=都市) 攻撃があった場合」とした。「エスカレーションラダー」及び「上に上がる『レッドライン』」については特に言及しなかった。

## 1. 第一ターン

第一ターン序盤の国際情勢決定フェイズにおいて、ウクライナ情勢は西側有利となった。結果として、日本海へのロシアのSAGの展開が行われなくなった。

戦略攻撃フェイズにおいて、中国チームには序盤に海上封鎖の選択肢が与えられたが、前回同様、これを実施しなかった。代わりに台湾(4)に対する(非核の)ミサイル攻撃を実施し、全ての航空基地を破壊した。前回とは異なり、中国チームは序盤で周辺国の航空基地に対する全面的なミサイル攻撃は実施しなかった。日台への都市攻撃も実施しなかった。

作戦行動フェイズにおいて、中国チームは「尖閣周辺海域」「台湾東部沖海域」「台湾海峡」

「南シナ海」への部隊展開を行った。これに対して日米チームは「東シナ海」「尖閣周辺海域」「フィリピン海北部」「フィリピン海南部」「台湾東部沖海域」「南シナ海」への部隊展開を行い、それぞれ、中国チームは「東シナ海」「台湾海峡」、日米チームは「フィリピン海北部」「フィリピン海南部」を相手側の戦力不在により支配した。

「尖閣周辺海域」と「南シナ海」では小規模な交戦が生じ、前者では中国側がSAGを1つ失ったものの、残存SAG数の優位で海域を支配した。これにより、中国チームは尖閣諸島への上陸を宣言した（奪還できない限り、日本チームの士気と勝利ポイントに負の影響が生じる。それぞれ5→3、0→-2）。後者では日本側が通常動力型潜水艦（SS）を1つ喪失し、中国チームが海域を支配した。しかし本格的な交戦が生じたのは「台湾東部沖海域」であった。日米チームはグアムから台湾への連絡線確保の上で重要なこの海域に戦力集中を行い、米国の攻撃原潜（SSN）1つを喪失したものの、中国チームにSAG4つ、SS3つの損害を与えて同海域を支配した。結果として中国側はグアムから台湾への連絡線遮断に失敗した。

以上が第一ターンの主な展開となった。最後に、航空基地の復旧判定において、台湾（4）の全ての航空基地が復旧した。

第一ターンの全体的な構図としては、中国チームが前回同様に海上封鎖を選択せず、台湾の航空基地に対してミサイル攻撃を実施したが、周辺国の航空基地に対しては前回のような全面攻撃を実施しなかったことが特徴的であった。その背景にあったのは、その時点では日米チームには伏せられていたが、中国本土が攻撃を受ける前に周辺国への対地攻撃を行った場合に政治的な勝利ポイントのペナルティが発生するとのルール変更であった。このターンで、中国チームは「台湾海峡」及び「尖閣周辺海域」「南シナ海」を支配し、尖閣諸島にも上陸した。しかし「台湾東部沖海域」の大規模な交戦で敗北し、日米チームに同海域の支配を許し、グアムから台湾への連絡線遮断には至れなかった。

## 2. 第二ターン

第二ターン序盤の国際情勢決定フェイズにおいて、ウクライナ情勢はロシア側有利となった。結果として日本海へのロシアSAGの展開に加え、第二ターンにおける米国の域外からの増援戦力が遅れる形となった。

戦略攻撃フェイズにおいて、中国チームは引き続き台湾（4）の航空基地への（非核の）ミサイル攻撃を行い、再度全て破壊したのに加え、今回は沖縄（2）の基地へも攻撃を行い、こちらも全てを破壊した。これにより、中国チームに発生する政治的な勝利ポイントへの追加ペナルティを一部甘受したが、日本本土やグアム、フィリピンへの攻撃は控えた。日米チームも山東（1）、中国内陸部（6）、沿岸部（4）の全ての基地に対して（非核の）ミサイル攻撃を行い、内陸部の2つの基地を残して他の全ての航空基地を破壊した。これにより、中国本土からの攻撃を受ける前の中国への対地攻撃ということで、日米チームに発生する政治的な勝利ポイントへのペナルティを甘受した。なお中国は台湾への対都市攻撃も実施したが、判定の結果、効果を発揮しなかった（台湾の士気低下は起こらなかった）。また、台湾への初回の都市攻撃であるので、米国の士気が向上した（5→6）。

作戦行動フェイズにおいて、中国チームは「尖閣周辺海域」「台湾東部沖海域」「台湾海峡」

「南シナ海」への部隊展開を行った。日米チームは「尖閣周辺海域」「台湾東部沖海域」への部隊展開を行った。その結果、「台湾海峡」と「南シナ海」は相手側の戦力不在により中国チームが支配した。二ターン続けての「台湾海峡」支配となったため、中国チームは「台湾上陸」を宣言した。これによって台湾の士気が低下した（5→3）。なお、日本海にロシアのSAGが展開しているにも関わらず、日本チームは日本海へのSAG展開を行わなかったため、ロシアに海域支配を許し、日本の勝利ポイントが低下した（0→-1）。

「尖閣周辺海域」と「台湾東部沖海域」では大規模な交戦が発生した。中国チームはこれらの交戦において、内陸部の一部を除く大半の航空基地が破壊されたため、海上の交戦に投入可能な航空戦力が限定的になった。代わりにASBMを対艦攻撃の手段として活用する選択を取った。まず「尖閣周辺海域」での交戦では、中国チームが宇宙・サイバー領域の優勢を確保した上で、日米チームにCVG1つを含むSAG9つの損害という大打撃を与えた。他方で中国側もSAG3つを喪失したが、結果的には残存SAG数の優位により同海域は中国側の支配となった。日米チームによる尖閣諸島の奪還はならなかった。なお米国のCVG喪失により、米国の士気が低下した（6→5）。

「台湾東部沖海域」での交戦では、やはり中国チームが宇宙・サイバー領域の優勢を確保した上で、ASBMも活用しつつ、日米チームに（台湾や豪州のものを含めた）SAG7つの損害を与えた。他方で中国側もSAG3つを喪失したが、この海域の支配も残存SAG数の優位により結果的に中国側のものとなった。これにより、日米チームはグアムから台湾への連絡線を喪失した。これに伴い、台湾の士気が低下した（3→2）。

以上が第二ターンの主な展開となった。この時点での各チームの士気及び勝利ポイントを見ると、まず士気については、中国軍に上陸されている台湾が士気低下で3となり、更にグアムからの連絡線遮断が生じたため2となった。日本は自国が攻撃される前に中国との交戦に参戦したものの判定により影響がなく、ただし尖閣諸島を喪失したため3となった。そして米国は台湾への都市攻撃と空母撃沈の効果が相殺される形で5となった。

（最終的な勝敗を左右する）勝利ポイントは、まず中国は政治面において、中国本土が攻撃される前に台湾及び沖縄への対地攻撃を行ったために-2となった。軍事面ではこの時点で加算はなく0であり、合計-2である。次に米国は政治面において、中国のSAGへの攻撃を行い、また中国本土からの攻撃前に沿岸部及び内陸部への対地攻撃を行ったため-3となった。しかし軍事面において第一ターンでグアムから台湾への連絡線を維持したため+2となり、合計-1となった。最後に日本は政治面において、米国と共に中国のSAGへの攻撃を行い、また沿岸部及び内陸部への対地攻撃を行ったため-3となった。加えて軍事面においてこの時点で尖閣諸島を喪失（-2）しており、かつ第二ターンでロシアのSAGに日本海の支配も許した（-1）ため、合計で-6となった。

最後に、航空基地の復旧判定において、各チームによる復旧カードの使用、または自動復旧の結果として、以下のような形となった。中国チームの山東（1）の基地は復旧した。中国内陸部（6）は破壊された4つの基地のうち3つが復旧し、5つが機能する状態となった。沿岸部（4）の基地も全て復旧した。日米チームについては台湾（4）の2つの基地が復旧した。沖縄（2）の基地も全て復旧した。その他のフィリピン（1）、グアム（1）、西日本（3）、東日本（2）の基地はこれまでのところ、攻撃を免れている。

第二ターンの全体的な構図としては、引き続き中国が台湾に加えて沖縄に対するものみのミサイル攻撃という抑制的な姿勢を示したこと、2ターン続けて「台湾海峡」を支配した中国が「台湾上陸」を宣言したこと、「尖閣周辺海域」及び「台湾東部沖海域」における大規模な交戦で日米チームが大きな敗北を喫し、結果として尖閣諸島の奪還がならず、かつグアムから台湾への連絡線を喪失したこと、が特徴的であった。加えてこのタイミングで米国がCVGを喪失したことも特筆される。

日米チームが交戦で大規模に敗北した背景としては、戦力を一つの海域に集中させず、二つの海域に分散させたことが挙げられる。日米チームは第一ターンにおいて「台湾東部海域」の交戦で勝利し、中国のSAGに損害を与えたので、戦力を二海域に分散しても敗北することはないと考えた模様であるが、実際には中国の戦力規模は日米の想定を上回っていた。日本チームが中国に奪取された尖閣諸島の奪還を訴える一方、米国チームの見方では戦局を左右するのはグアムから台湾への連絡線の維持と見て戦力を「台湾東部海域」に集中させるべきとの声もあったが、結果的には日本チームの要請を受け入れる形で日米は「尖閣周辺海域」を含めた二海域に戦力分散する決定を行った。しかしそのことでそれぞれの海域で中国に宇宙・サイバー領域の優勢を奪われ、ASBMを含めた大規模な対艦攻撃を受ける結果となり、大きな敗北を喫する結果となった。

ウクライナ情勢がロシア側有利となり、米国戦力の来援が遅れる中で日米チームが多数のSAGを喪失したことは、その後のゲーム展開に決定的な影響を与える形となった。すなわち、ここで事実上、日米チームが中国チームに通常戦力で勝利することは困難であるとの見通しが生じた。この時点で日本チームの内部では「米国に先行核使用を求める声」と「敗北を認め、台湾失陥を受け入れても戦後に最低限の自衛力を残すために中国との平和を追求する声」への分裂が生じた。米国チームでもここまで負けたら先々を考慮せざるを得ないとの見方があったが、最終的にはまだ決定的に敗北した訳ではないとして、日米チームとして交戦を継続する姿勢が維持された。

第二ターン終了後の外交フェイズにおいて、戦局で優位に立った中国チームは停戦条件として「日米が台湾統一を認める」「沖縄からの在日米軍の撤退」「日米安保条約の対中不適用を定めた条約の締結」を求めた。これに対し、米国チームは「台湾からの中国軍の撤退」を要求し、同時にこの先の交戦では「通常戦力以外の使用を否定しない」と核使用の可能性を示唆した。日本チームも「台湾からの中国軍の撤退」を求め、米国を支持するとした。両者間の折り合いはつかず、交戦状態のままゲームの継続となった。

### 3. 第三ターン

第三ターン序盤の国際情勢決定フェイズにおいて、ウクライナ情勢は再びロシア側有利となった。結果として日本海へのロシアSAGの展開に加え、第三ターンにおける米国の域外からの増援戦力が遅れる形となった（第二ターン分の増援戦力は来援した）。

戦略攻撃フェイズにおいて、中国チームは（非核の）ミサイル攻撃によって、台湾（4）の復旧した2つの航空基地のほか、沖縄（2）の基地を全て破壊した。更に追加的な政治的な勝利ポイントのペナルティを受け入れる形で、西日本（3）の全て、東日本（2）の1つ、グアム（1）、フィリピン（1）の航空基地もミサイル攻撃で破壊した。中国チームは台湾に対する都市

攻撃も行い、判定の結果、台湾の士気が低下した（2→1）。

日米チームは、（非核の）ミサイル攻撃によって、復旧した中国沿岸部（4）の半数の基地を破壊した。山東（1）や内陸部（6）の機能している5つの基地は攻撃しなかった。背景としては、日米に残された（非核の）ミサイルの数が少なく、先行核使用には政治的な勝利ポイントのペナルティが伴うため、沿岸部の基地への攻撃に限定したものであった。

作戦行動フェイズにおいて、中国チームは「尖閣周辺海域」「台湾東部沖海域」「台湾海峡」「南シナ海」への部隊展開を行った。日米チームは「日本海」「南シナ海」への部隊展開を行った。その結果、「台湾海峡」と「尖閣周辺海域」、「台湾東部沖海域」は相手側の戦力不在により中国チームが支配した。日米チームは「尖閣周辺海域」に部隊を展開させないことで、尖閣諸島の奪還を放棄した。ただし、「日本海」では日本チームがSAG1つを展開させたことでロシアのSAGとの戦力が拮抗し支配者「なし」となった（日本チームの勝利ポイント低下は起こらない）。

この時点で日米チームの戦力はかなり限られていたが、日米は残りの戦力全てを中国側の部隊展開が一番手薄になると考えられた「南シナ海」に投入した。この海域を支配することで「グアム周辺海域」から「フィリピン東部沖海域」を経て「南シナ海」へと至る、台湾への連絡線を再確立しようとした。しかしこの「南シナ海」での交戦において、日米チームは宇宙・サイバー領域における優勢を確保した上で、中国のSAG3つを撃破するという健闘をしたものの、中国によってSAG2つを沈められるという結果ともなり、お互いの残存SAGがなくなり海域の支配者は「なし」となった<sup>6</sup>。結果として、グアムから台湾への連絡線の再確立はならなかった。

このターンで日米チームが台湾への連絡線を再確立できなかったため、この時点で台湾の士気がゼロとなった（1→0）。これにより台湾が中国に降伏し、ゲーム終了となった。第一回ウォーゲームと異なり、核兵器が使用されないまま通常戦力の対決で日米チームが早々に敗北を喫する結果となった。戦略核レベルへのエスカレーションの可能性を意識する前にゲームの決着がついたという意味で、第二回ウォーゲームの展開はプレイヤー達にとって些か予期せぬ形となった。

第三ターンの全体的な構図としては、第二ターンで日米チームが多くのSAGを失っていたうえ、二回続けてのウクライナ情勢の西側不利で米国の増援戦力が遅延していたことが挙げられる。そうして日米チームの戦力が不足する中で、中国チームが「尖閣周辺海域」「台湾東部沖海域」「南シナ海」に戦力を分散させたことを背景に、日米チームが（尖閣諸島の奪還を放棄しつつ）残りの戦力を中国側の部隊展開が最も手薄と考えられた「南シナ海」に集中投入したことが特徴的であった。日米はこの海域の支配を実現することでグアムから台湾への連絡線の再確立を意図したが、交戦の結果、相討ちとなって支配を実現できず、連絡線の再確立もならなかった。また、このターンで中国チームが台湾への都市攻撃を成功させていたことが影響し、ターン終了時点で台湾の士気がゼロとなり、ゲーム終了となった。

6 皮肉なことに、もし日本チームがロシアSAGによる日本海の支配を阻止するために日本海に配置したSAG1つを南シナ海に投入していれば、日米チームは同海域を支配できた結果になった。このことは戦力集中の必要性和、そのために何を犠牲にできるかを問うている。

第二回ウォーゲームの最終的な士気及び勝利ポイントは以下ようになった。

#### 士気ポイント（デフォルトは5）

台湾：都市攻撃で-1/2回の連絡線遮断で-2/中国軍上陸で-2

結果「0」（=台湾の降伏によるゲーム終了）

日本：尖閣諸島の喪失で-2

結果「3」

米国：空母喪失で-1/台湾都市攻撃で+1

結果「5」

#### 勝利ポイント（デフォルトは0）

中国：【政治面】終了時に台湾の士気レベルゼロで+5/台湾と沖縄への中国本土攻撃前の対地攻撃で-2（=結果「3」）

【軍事面】終了時に台湾上陸及び中台の連絡線維持で+5/終了時に台湾のグアムからの連絡線遮断で+3（=結果「8」）合計して「11」

米国：【政治面】終了時に日本の士気レベル3以上で+3/中国SAGへの先行攻撃で-1/中国沿岸部への先行対地攻撃で-1/中国内陸部への先行対地攻撃で-1（=結果「0」）

【軍事面】1ターンの間、グアムから台湾への連絡線維持で+2（=結果「2」）合計して「2」

日本：【政治面】終了時に尖閣諸島を喪失で-2/中国SAGへの先行攻撃で-1/中国沿岸部への先行対地攻撃で-1/中国内陸部への先行対地攻撃で-1（=結果「-5」）

【軍事面】第二ターンでのロシアSAGの日本海支配で-1（=結果「-1」）合計して「-6」

結果として、米中の政治面及び軍事面の勝利ポイントの合算を比較すると、「11」対「2」で中国チームの圧勝という形となった。更に日米の勝利ポイントを合算すると「-4」となり、日本チームの損失の大きさにより、中国の勝利が更に圧倒的なものであるとの解釈も可能な結果となった。

## 4. 講評

ゲーム後の講評では次のような指摘が行われた。今回のゲームでは第二ターンで日米チームが「尖閣周辺海域」と「台湾東部沖海域」で敗北したことが決定的な転換点となったが、その背景について、日米チームはウクライナ情勢の展開で西側不利となったことで米国の増援戦力が遅延したこと、そして日本チームによる尖閣諸島奪還の要望を排除できず、日米として特定海域への戦力集中ができず戦力を分散させてしまったことを挙げた。同時に、第一ターンの「台湾東部沖海域」での勝利で中国側の戦力を過小評価したことも理由として挙げた。このために第三ターンでは中国の部隊展開が最も手薄と考えられた「南シナ海」に戦力集中する方針で臨んだが、この

交戦で同海域を支配できず、グアムから台湾への連絡線を確保できなかったことで台湾降伏に至り、敗北したと総括した。

中国チームは序盤の戦略攻撃を台湾に限定したこと、そして第二ターンでの戦略攻撃も台湾と沖縄に限定したことについて、政治的な勝利ポイントにペナルティが生じることが大きく影響したと明らかにした。そうしたペナルティがなければ第一回のゲームと同様に大規模な（非核の）戦略攻撃を序盤から仕掛けたであろうと表明した。また、第一ターンから日米チームが「台湾東部沖海域」に戦力集中してきたこと、そして第三ターンで「南シナ海」に戦力集中してきたことについて触れ、中国としては台湾海峡への侵入を阻止するために「尖閣周辺海域」「台湾東部沖海域」「南シナ海」に戦力分散せざるを得ず、日米が戦力集中してくると苦しい面もあると述べた。他方で第二ターンの二カ所の交戦で大きな勝利を収めたことで勝利を確信したとも述べた。

勝利ポイントを政治面と軍事面に分けたことについて、中国チームとしては上記のように序盤の戦略攻撃を抑制的にする作用があったと表明した。他方で日米チームの側には政治的な勝利ポイントのペナルティが行動を抑制する作用はあまり見られなかった。第二ターンにおいて日米チームは中国本土からの攻撃を受ける前に中国沿岸部や内陸部に先行対地攻撃を行ったが、これは軍事上の効果を重視し、政治的な勝利ポイントのペナルティを甘受する行動であった。この点について、米国チームの政治指導者（大統領役）は、中国に軍事的に敗北することはその先の選挙において政治的なマイナスとなる可能性が高く、「負けた大統領」になりたくないが故に「勝つまでやらざるを得ない」面があると述べた。ただし、今回のゲームでは展開が核使用まで至らなかったため、政治的なペナルティの存在が核使用を抑制的にするか否かまでの検証は不十分な面があった。

焦点となる核と非核のエスカレーション・ダイナミクスに関して、今回のゲームではそもそも核使用がなされないままにゲームが終了した。その背景について、まず中国チームとしては、先行核使用を意識しなかったと述べた。中国側としては非核の戦力が充実しており、日米チームが第二ターンの交戦で大きな敗北を喫したことで、核使用がなくてもゲームに勝利できた。結果として、第一回ゲームのような日米に宇宙・サイバー優勢を採られた結果として中国が核弾頭搭載ASBMを活用するという展開にもならなかった。核兵器の先行使用に政治的なペナルティが設けられていた背景もあり、政治的なコストなしで勝てるかもしれない通常戦力の戦争で核兵器を使う選択肢はなく、中国による核兵器の先行不使用（No First Use）宣言は理に適っているとの指摘があった。中国の先行核使用は非核の戦力で大きく敗北しない限り考えづらい<sup>7</sup>との指摘がなされた。

他方、日米チームは第二ターンの交戦での敗北後に実際に核使用を考え、外交フェイズでもその先の交戦で「通常戦力以外の使用を否定しない」として核使用の可能性を示唆したものの、実際に第三ターンで核使用することはなかった。その背景について、米国チームは海域の支配に直接貢献し得る、戦場で使用可能な（battle field useの）核戦力が米国にはなかったからであると述べた。米国の戦域核戦力は基本的に対地攻撃用であり、中国沿岸部や内陸部の航空基地を攻撃することはできるものの、それによる効果は特定海域での交戦に投射可能な爆撃機/戦闘機の数

7 これに関連して、中国が紛争序盤に日米の介入阻止のための核恫喝を行う可能性について、中国が非核の戦力で大きく敗北する前のそのような核使用の恫喝は信憑性が乏しいのではないか（だから中国側の選択肢とならないのではないか）との指摘もあった。

を減らすことに限られている。他方で通常戦力の交戦で大きく敗北した後に、その先の交戦で中国のSAGを直接減らす効果を伴う核戦力はない。中国側には核弾頭搭載型のASBMがあるが、米国側にはこれに類するものがない。そのために、特定海域の支配に直接貢献することがないのに政治的な勝利ポイントのペナルティを伴って第三ターンで中国沿岸部や内陸部の航空基地を先行核使用で攻撃する判断は行わなかった、との指摘であった。この指摘は、通常戦力の対決によって海域の支配が中国側に奪われた場合、米国側にこれを覆すための核使用の選択肢が限られていることを浮き彫りとした。

この議論は、もし米国に対艦用の核弾頭搭載の攻撃手段（対艦攻撃用のSLCM-N等）<sup>8</sup>があれば、ゲームの展開が変わったのかという疑問を惹起した。この点につき、中国チームはそれで抑止されるとしても他の戦力全体との兼ね合いであり、単体の艦隊だけを念頭においても厳しいのではないかと、中国には対抗手段があるので必ずしも抑止されるとは限らないとコメントした。また、米国チームの側も、通常戦力で敗北してから核使用をしてもそれは拒否（denial）でしかない、敗北する前に通常戦力の保全を意図して最初から核使用の恫喝をしなければ拒否的抑止（deterrence by denial）にはならない、との指摘を行った。結果として、拒否を目的とした米国の対艦核攻撃能力の必要性は否定されないまでも、これを抑止の手段としてどう活用すべきかについては未解明の要素が残った。

同時に、中国を抑止するためには対価値（countervalue）攻撃の脅しでなければならず、対兵力（counterforce）攻撃の脅しでは余り意味がないとの指摘もなされた。これを受けて中国チームにはどのような米国の核使用の選択肢があれば中国は抑止されたのかが問われたが、回答は「考えないとわからない、（たとえ戦略核レベルの攻撃で）北京を消滅させると言われても、ならばワシントンDCを消滅させると言えばよいのかもしれない」というものであった。中国側としてはひとたび台湾統一のための軍事行動に出た以上、「軍事で負けて政治で勝つ」という選択肢はなく、軍事の譲歩が政治的な致命傷となるために、（日米が通常戦力で敗北した後の）米国による戦略核使用の脅しが抑止に繋がるかは「考えないとわからない」ということであった。結局、今回のゲームは米中間の戦略核戦力の応酬を意識する前に終了したため、この点についても未解明の要素は残った。

その他、講評では以下のような点が議論された。まず中国チームが序盤に海上封鎖を選択しなかった点については、ゲームの設計がどのみち交戦に向かうというものであるため、序盤に行動を抑制する意味がさほどないと指摘があった。他方、先に台湾を攻撃することの政治的な勝利ポイントのペナルティが大きい場合、海上封鎖を選択するインセンティブが生じるとの指摘もあった。また、もし米軍がもともと台湾に一定規模で駐留している場合、封鎖を採る確率が上がるとの指摘もあった。次に、日米チームとして中国側との交戦で戦力を摩耗していった先に、そのまま戦い続けるべきかどうかという議論がなされたことが指摘された。戦闘の推移に展望が見えない場合、どの外交フェイズで終戦を模索すべきかという論点が提示された。関連して、戦後の議論をどこまでやるかで日米の論争があったことも紹介された。日本側は早期の尖閣諸島奪還を求め、また戦後に一定の戦力を残すための早期の講和を求めるが、米側としては地域の同盟国を守ろうという中で先に同盟国が敗北を認めるのか、との対立があった。最後に、今回のゲーム

8 もしくは対地攻撃の核使用で中国の港湾を破壊できるようにし、それにより中国が活用可能なSAG数を減らすことができる等のルール変更が考えられる。

は台湾の降伏という形で終了したが、「台湾の奪還」という形で戦闘が継続しないのか、との議論もなされた。これは台湾海峡有事を局地紛争として捉えるのか、それとも米中の覇権戦争として捉えるのかの違いであるとの指摘があり、後者ならばたとえ現地の台湾人が降伏しても亡命政府を作るなりして戦争を継続する可能性もあるとの指摘があった。ただし、日米が台湾を救援したいと思っても、現地の人々の心が折れたらもはや助ける術がないとの指摘もあった。

---

「核脅威の増大と抑止のあり方」事業 事務局

福田 潤一 笹川平和財団安全保障・日米グループ 主任研究員

福本 香織 笹川平和財団安全保障・日米グループ アシスタント

## 大国間競争時代の核抑止とエスカレーション –ウクライナと台湾の事例から–

2026年3月発行

発行者 公益財団法人 笹川平和財団

〒105-8524 東京都港区虎ノ門1-15-16 笹川平和財団ビル

Tel. 03-5157-5430 URL <https://www.spf.org/>

